

中・四国アメリカ研究

第8号

2017年

目 次

特別講演報告

- 実感的同時代史としてのアメリカ帝国（主義）論研究 …………… 横 山 良（ 1）
戦後70年の“Civil Disobedience”と核時代の女性環境文学 …………… 伊 藤 詔 子（ 9）

論 文

- アメリカ建国期における共和主義，反権威主義，移民
—「外人法・扇動法」再考 …………… 肥後本 芳 男（ 21）
- 1887年「革命」前後のハワイ福音派による宗教・政治的運動
—ユニオンを求めて …………… 山 本 貴 裕（ 45）
- 19世紀末米国の甘蔗糖生産地に対する取引量 …………… 小 平 直 行（ 73）
- 戦前期南カリフォルニアの日系アメリカ人二世女性と高等教育 …… 松 盛 美 紀 子（ 91）
- マグロ遠洋漁業とツナ缶産業をめぐる日米関係史
—1950～60年代の貿易摩擦，水爆実験，そして戦前期からの連続性— …… 土 屋 由 香（ 111）
- キング牧師の市民権運動におけるハワイの連携
—1964年市民権法・1965年投票権法をめざして— …………… 佐 野 恒 子（ 133）
- キャノンとは何か？
—ポール・ラウターとニーナ・ベイムによる
1980年代の論文のレトリックを考察する— …………… 大 野 瀬 津 子（ 157）
- オバマ政権における経済政策について
—その理念と構造— …………… 谷 花 佳 介（ 171）
- 投稿規定 ……………（ 193）
- 編集後記 ……………（ 194）
- 歴代会長 ……………（ 195）

中・四国アメリカ学会

実感的同時代史としてのアメリカ帝国（主義）論研究

横山 良

はじめに

2014年7月1日安倍晋三内閣は集団的自衛権容認の閣議決定を強行した。前年秋の国家安全保障会議の設置、年末の特定秘密保護法の強行採決、武器輸出の事実上の解禁とあわせて、この国が平和憲法を持つにもかかわらず、「戦争のできる国」、「戦争に参加する国」へと大きく舵をきったことは明らかである。

アメリカにとっては、このような事態は、占領期対日政策の「逆コース」への転換以来長年の宿願が達成されようとしていることを意味している。朝鮮戦争、ヴェトナム戦争とアメリカは自衛隊の海外派遣を計ったが、平和憲法の障壁の前に阻まれた。しかし、湾岸戦争では掃海艇をペルシャ湾にまで導き出し、イラク戦争では陸自、空自を実質的に「参戦」させた。しかし、イラク派兵については名古屋高裁で違憲の判断が示され確定している。ここでもなお平和憲法が立ちはだかっている。集団的自衛権容認の閣議決定は、この憲法を空洞化し（いずれ司法が既成事実を追認するとの見込みのもと）、「日本軍」がアメリカの忠実な傭兵として世界のどこにおいても存分に働ける環境をつくりだそうとするものである。

現在の事態は、明らかに歴史のステージが変わったことを示している。それではアメリカは世界と日本をどこに導こうとしているのであろうか？ 今日ほどあらためてアメリカをしっかりと見定める視点が求められている時代はない。この小論では日本のアメリカ（史）研究におけるアメリカ帝国（主義）論研究の流れをたどり、現代世界を対象にした帝国（主義）論研究も視野に入れながら、その方向性を探ってみたい。

1. 日本のアメリカ帝国（主義）論研究の軌跡

（1）「アメリカ帝国論」の時代

1960年代、日本のアメリカ（史）研究は隆盛にのった。折しも大衆消費社会を迎え、国民のなかにモデルであるアメリカへの関心と憧憬が高まっていた。一方で、日米安保条約反対闘争をうけて、アメリカが「ケネディ＝ライシャワー路線」とよばれる親米派知識人育成のための文化工作（今でいうソフト・パワー戦略）を展開したこともあり、研究者や学生のなかでアメリカ研究の気運がにわかに盛りあがってきた。しかし、皮肉なことに、60年代のアメリカはヴェトナム戦争、公民権運動の渦中にあり、内においては黒人などマイノリティを差別・抑圧し、

外においては他国・他民族を侵略・殺戮する「帝国」としてのアメリカのありかたに関心が集まった。アメリカの歴史学界においても、このような視点からアメリカ史を記述するニューレフト系の「帝国」学派が影響力を強めた。「民主主義のアメリカ」と眼前する「帝国アメリカ」との「矛盾」をどう説明するのか、ここに日本のアメリカ（史）研究にも出番が訪れたのであった。日本のアメリカ（史）研究はこの課題を、帝国論、国家・体制論、民衆・社会史の三分野から解明しようとした。なかでも帝国論には、帝国アメリカを単なる外交史や対外関係史としてではなく、国家・体制論、民衆・社会史をも組み込んで、その深部から構造的に捉えようとする優れた視点があった。こうして、「アメリカ帝国（主義）」研究はアメリカ（史）研究の中心的地位を占めることになった。

日本の「アメリカ帝国（主義）」研究は多大な成果を上げ、社会的にも強い影響を残したが、研究史上のアポリアとなったものが、「アメリカ帝国とアメリカ帝国主義は同じものなのか？」という問いであった。

（2）高橋章氏の苦闘

このような問いを真正面から受け止めたのが、19世紀から20世紀の転換期のいわゆる「アメリカ帝国主義成立期」の研究に邁進した高橋章氏であった。氏はアメリカ帝国のなかの帝国主義段階をレーニンの「独占資本」論で説明しようとしたが、そこに限界を感じ、理論的遍歴をへてウォーラステインの提示する解釈にたどりついた。それは、そもそも帝国主義は資本主義そのものの一貫した特徴であり、レーニンが「帝国主義の時代」にみたものは、資本主義の新たな段階ではなく、近代世界システム（＝資本主義世界経済）内の周期的現象と、それに照応した「国家間システム」内の「ヘゲモニー」の交代（イギリス→アメリカ）にすぎなかったとして、「帝国主義の時代」の画期性を否定した。

（3）アメリカ帝国（主義）論研究の衰退

高橋章氏は長年のアメリカ帝国（主義）論研究のアポリアに対して重大な問題提起を行ったが、これが議論を呼ぶことはなかった。氏が所論を発表した1990年代にはかつてのアメリカ帝国（主義）論研究の熱気はすっかりさめてしまっていて、議論する環境そのものが失われてしまっていたのである。

これに呼応するかのように日本のアメリカ（史）研究においては、国家・体制論を含めたアメリカ帝国（主義）論研究への関心は減退し、かつては帝国（主義）論の一翼であったはずの民衆・社会史そのものへと関心は移っていった。

目を転ずれば、日本のイギリス帝国論研究は百花斉放ともいうべき活況を呈している。その

一方で、私たちは、日本のアメリカ史研究における「帝国と帝国主義に関する議論の30年近くに及ぶ中断」を認めざるをえない状況にある。

2. 「アメリカ帝国論」の再浮上

(1) 「帝国論」の時代

冷戦の終結後、その後の世界統治体制の行方をめぐって、「唯一の超大国アメリカ」の動向に大きな関心が向けられることになった。焦点は、「アメリカは再び(?)「帝国」になるのか?」、そもそも「これまでのアメリカは「帝国」だったのか?」といった論点に向けられた。「アメリカ帝国論」の再浮上である。9.11事件、アフガニスタン・イラク侵攻をはさんでアメリカ帝国（主義）論は百家争鳴ともいべき沸騰の時代を迎えた。それはアメリカ帝国主義を批判するマルクス主義的帝国主義論から「民主主義的解放者」としてのアメリカ帝国を礼賛するネオコンのものまで多岐にわたった。

なかでもとりわけ注目を浴びたのがネグリ＝ハートの『〈帝国〉』であった。この本は、湾岸戦争の終結直後に書き始められ、コソボでの戦争開始直前に書き上げられたが、9.11を予見するような響きをもっていた。ここで彼らは、世界は不可視で不定形なネットワーク状の支配体制（＝〈帝国〉）によって統治されているが、その力の根源は、これまた不可視で不定形でありながら帝国の生産を支え、抵抗するマルチチュードにある。この帝国においてはアメリカは特権的な地位を占めるが、その中心ですらないという。

(2) 日本のアメリカ帝国（主義）論の再興?

このような、「帝国論」, 「アメリカ帝国（主義）論」の再興は日本の歴史研究者にも影響を及ぼした。歴史学研究会は、『歴史学研究』において特集を組み、「帝国」をテーマとした大会報告増刊号も公刊した。

また、アメリカ史研究会も会誌『アメリカ史研究』において特集を組み、そのなかで油井大三郎氏が「「アメリカの世紀」と「帝国」のあいだ」と題する論考を発表した。氏は議論のなかでネグリ＝ハートの『〈帝国〉』に言及し、それが合衆国憲法にみられる「民主化」原理と「帝国」の関連にふれており、その掘り下げが必要であると指摘した。ネグリ＝ハートの、アメリカ史としてのアメリカ帝国（主義）史いかに問う議論である。本稿では、この提起を受けて、ネグリ＝ハートのアメリカ帝国（主義）史を抽出してみたい。そこには、日本のアメリカ帝国（主義）史研究が苦闘した「帝国」と「帝国主義」と「帝国主義の時代」の区別について、また「独占」と帝国主義体制との関係について、手がかりのようなものがほの見えるようにも思われるからである。

3. ネグリ=ハート『〈帝国〉』のアメリカ帝国（主義）史

(1) 拡大する「共和国」=〈帝国〉の祖型の誕生

アメリカ建国の父祖たちは、近代ヨーロッパの超越的主権原理に対抗して、共和制を導入したが、それは生産の担い手であるマルチチュード（合衆国憲法の言葉ではthe people=横山）の手中に権力を保ち続け（権力の内在性）、彼ら間の利害を調整するようなネットワーク状のシステムとして構想されていた。しかし利害調整が限界に達した時には、統制に頼るのではなく、外部（フロンティア）へと拡大することによって矛盾を解決していった。それは共和制ローマのみならず帝政ローマからもヒントをえていた。その拡大は、排他的なものではなく、包摂的で改革的で平和的であり、その点で、征服、略奪、ジェノサイド、植民地化、奴隷制国家組織などをこととする帝国主義とは異質であった。この「ネットワーク状の拡大的権力としての主権の観念は、民主主義的共和政体の原理を〈帝国〉の観念に結びつける蝶番の位置にあってバランスを保っている」。

(2) アメリカ政体構成史の四時期区分

政体構成史としてのアメリカ史は以下の四期に区分される。

① 独立宣言から南北戦争・再建期まで=〈帝国〉と「帝国主義」の影の時代

ジェファソンの施政期からジャクソン施政期のあいだに、フロンティアの開放が拡大的共和国（=〈帝国〉）を実態化し、「開かれた空間のユートピア」が実現した。しかし、「他者」としてのアメリカ先住民は国制から「あまりにも劇的に排除された外在的な存在」であったためほとんど不可視に近かった（帝国主義の影=横山）。その一方でアフリカ系アメリカ人は国政の内部におかれていたため、「メルティング・ポット（異種混交化）」が作動する中で矛盾が高まり、〈帝国〉の統合機能は南北戦争という形で危機を迎えた。

② 世紀転換期から革新主義の時代=帝國的空間の閉止と帝国・帝国主義の岐路

世紀転換期のアメリカは大きな危機を迎えた。フロンティアの閉幕にともなう帝國的空間の閉止と、ネットワーク状国家組織の巨大独占資本による破壊（腐敗）、欠乏に苦しむ労働者たちの激しい階級闘争の展開とそれに対する資本と国家による残忍な抑圧、これらへ対応しようとしたものが革新主義であり、その眼目は階級的敵対性の懐柔にあった。セオドア・ローズヴェルト、ウッドロー・ウィルソンら指導的革新主義者は、システム内部での課題の解決は不可能であり、道は外部にしかないことを認識していた。ローズヴェルトはヨーロッパ型の帝国主義に傾いたが、ウィルソンはアメリカ国制のネットワーク的権力の国際的拡大というプロジェクト（国際連盟構想）を推進しようとした。彼の試みは成功しなかったが、この「ポストモダン

的な〈帝国〉」の構想は世界的な〈帝国〉への移行を推進する力になった。

③ ニューディールと第二次世界大戦から冷戦の絶頂期（ヴェトナム戦争）まで＝帝国主義の時代

ソヴィエト革命に始まる「長い冷戦」の間、アメリカは「帝国主義のマントを両義的な仕方
で身にまとった」。この時期、アメリカは建国の父祖たちの構想したような「自由の帝国」と
はほど遠い、直接的で暴虐な帝国主義路線を内外でとった。この路線のルーツは二つあり、一
つは黒人奴隷制とアメリカ先住民に対するジェノサイド戦争（影の帝国主義の顕現化＝横山）、
もう一つは「国際警察力」を標榜するモンロー・ドクトリンであった。この帝国主義路線の頂
点は、暴力と残虐と蛮行の限りをつくしたヴェトナム戦争であった。しかし、アメリカはこの
戦争を契機に〈帝国〉へと立ち戻り、さらにそれを推進していくことになる。

④ 1960年代～1990年代末＝〈帝国〉的主権の実現に向けて

〈帝国〉的プロジェクトへの転換をもたらせたものは、1960年代（とりわけ1968年）のアメ
リカのさまざまな社会運動であった。これらは共和主義的原理への回帰を求めていた。

湾岸戦争は、冷戦のなかで潜在的に準備されてきたアメリカの〈帝国〉的プロジェクトが、
その主導権のもとに完全なかたちで実行された最初の機会だった。「ここにおいて、ウィルソ
ンの編み出した政体構成的プロセスがついに成熟の域に達し、再びその姿を現すのである。」

(3) 世界のためのニューディール＝〈帝国〉の経済システム

ソヴィエト革命と帝国主義諸国間の最初の大きな戦争である第一次世界大戦をくぐりぬけた
世界資本主義システムにとって、選択は世界共産主義革命か、資本制的帝国主義の〈帝国〉へ
の変容しかなかった。

1929年の世界大恐慌をうけて、帝国主義諸国はそれぞれに資本主義を根底的に改革せねばな
らなかったが、それをなしたのはニューディールを実行したアメリカのみであった。ニュー
ディールこそが帝国主義を乗り越えるプロセスを根付かせたのである。

ニューディールに着手した「フランクリン・D・ローズヴェルトはセオドア・ローズヴェルト
とウィルソンによって代表されるアメリカの帝国主義的召命と改革的資本主義の総合を編み
出すことによってアメリカ革新主義の抱えていた諸矛盾を解決したのであった。」

ニューディールにおいては、国家が中心となって社会運動を促し、経済調整を計った結果、
組織化におけるテラー主義、賃金体系におけるフォード主義、社会のマクロ経済的調整にお
けるケインズ主義から構成される近代福祉国家が生み出された。

第二次世界大戦後、ニューディールは帝国主義体制からの脱却を迫られた支配的資本主義諸
国だけでなく、社会主義国家にとっても経済システムとしてのモデルとなり、プロレタリアー

トの抵抗による幾多の危機を乗り越え、帝国主義から〈帝国〉への変容を促していった。

4. ネグリ=ハート『〈帝国〉』のアメリカ帝国（主義）史の意義

以上紹介してきたネグリ=ハートのアメリカ帝国（主義）史を貫くものは、アメリカは建国以来、「包摂的、改革的、平和的〈帝国〉」の道と、「排外的、抑圧的、暴力的帝国主義」の衝動のあいだで揺れ動いてきたとする二項対立的歴史鳥瞰図であろう。ここから読み取れるのは、フロンティアの時代には隠されていた帝国主義の衝動が、世紀転換期の階級闘争の激発によって解き放たれ、アメリカは、「独占」の出現によって死活的闘争を強いられたヨーロッパ資本主義諸国間の「内戦」（=帝国主義戦争としての第一次世界大戦）に巻き込まれたが、共和的〈帝国〉の理念は消えず、ニューディールという経済システムの支えをえて、ヴェトナム戦争という大きな逸脱（帝国主義の暴発）はあったものの、アメリカのみならず世界を支配するシステムへと結実していったとする物語であろう。

ネグリ=ハートのアメリカ帝国（主義）史には、アメリカ先住民や黒人奴隷制の位置づけ、ニューディールや現代アメリカの評価なども含めて多くの問題がある。何よりも、「拡大する共和国としての帝国」が、時に礼賛と取られてもしかたないほどに、その起源から肯定的に捉えられている点は見逃せない。マルチチュードにとって、果たしてこのような「包摂的で改革的で平和的」帝国を打倒する必要があるのであろうか？このような重大な留保をつけたうえで、なお私は以下の点で彼らの議論に意義をみる。

まず、第一に、「帝国」と「帝国主義」と「帝国主義の時代」の区別が一応読み取れることである。それは、ほぼ以下のように整理できよう。「帝国」とは建国期以来の拡大的で包摂的で平和的な「共和国」である。「帝国主義」とは超歴史的とさえいえる、残虐な対外的暴力行為である。「帝国主義の時代」とは「独占」の成立に伴って、残虐な暴力が国内だけでなく、対外的にも行使され（=「帝国主義」）、ついにそれが国際的に組織された時代である、と。

第二に、建国以来、〈帝国〉を規定してきたのは生産を支える「マルチチュード」（the people =横山）であるというその基本的視角である。私は『ザ・フェデラリスト』を読むと、いかにエリートが「人民」に対して警戒心や怯えのようなものを持っていたのかということに強く印象づけられるが、ネグリ=ハートもこのことを見落としていない。

このような基本視角は、世紀転換期にアメリカが世界帝国主義体制（=帝国主義の時代）への参加に傾斜していった根源には、この期の労働者の激越な階級闘争があるという解釈につながっている。ネグリ=ハートは、「このすさまじく残忍な資本主義的かつ国家主義的な抑圧の時代は、今日もなお生きつづけている」「もし、抑圧に対する抵抗がそれほど強力でなかったとしたら、帝国主義とは異なる支配形態としての〈帝国〉をめぐるこの本が書かれる理由はまっ

たくなかっただろう」, とまでいってこの期の階級闘争の決定的意義を強調している。私はここに「階級闘争の帝国主義論」とでも呼びうるものをみる。

むすびにかえて

レーニンが帝国主義を単なる経済現象としてではなく、政治的なものとして捉えていた。つまり、彼の帝国主義論は、反動、抑圧、暴力を伴う「恐怖の体制」といかに闘うのかという視角から構築されていた。

第二次世界大戦後の植民地解放、民族独立の時代を機に帝国主義の時代は終わったという議論がある。一方で、日本と世界を跋扈する資本の冷酷さ無情さを前に、かつて19世紀後半に咲き誇ったような「純粋資本主義」の再来もいわれている。「純粋資本主義」が再来するならば、私たちはまたしても「帝国主義の時代」を繰り返すことになるのか。私はそうは考えない。帝国主義の時代は終わったのではなく、ずっと続いているのだと感じている。従って、私たちは今なお帝国（主義）論を必要としていると考える。求められるのは、「帝国」と妥協することなく対峙し、闘う帝国主義論であろう。私たちアメリカ（史）研究者はそのことに十分自覚的であるのだろうか。ケネディ＝ライシャワー路線以来のソフト・パワー路線によって目を曇らされたり、感覚を麻痺させられたりしていないだろうか。もう一度胸に手をあてて考えてみたい。

（よこやま りょう：神戸大学名誉教授）

*（筆者は中・四国アメリカ学会第42回大会（2014年11月29日、広島修道大学）において本稿と同じ題目で特別講演をおこなった。その際原稿はほぼそのままの形で『歴史評論』780号（2015年4月発行、17-27頁）において「『帝国』と『帝国主義』—アメリカ帝国（主義）論研究史断章—」という題目で公刊した。その後、中・四国アメリカ学会誌編集委員会は、2014年度にまでさかのぼって特別講演報告を掲載することを決定した。それをうけて、本稿は、前掲拙稿を縮小したうえで、その後の考察も交えて修正をほどこしたものである。注は削除した。関心のある向きは前掲拙稿も参照いただきたい。）

戦後70年の“Civil Disobedience”と核時代の女性環境文学

伊藤 詔子

はじめに——2つの「ハーフ・ドーム」

カルフォルニアの環境作家レベッカ・ソルニット (Rebecca Solnit) の『残忍な夢——アメリカ西部の隠れた闘いへの旅』(Savage Dreams: A Journey into the Hidden Wars of the American West, U of California P, 1994) からの以下の一節には、ソロー作品への言及があります。ソルニットは3.11後来日し講演もした環境作家で1961年生まれ、世界中の災害現場に出かけて大衆レベルの環境アクティヴィズムを提唱し、活発に作品化している作家です。ソルニットは *A Paradise Built in Hell: The Extraordinary Communities That Arise in Disaster* (邦訳『災害ユートピアなぜそのとき特別な共同体が立ち上がるのか』2009) 等で日本でもよく知られ、ウエスタン・シヨショーニの人権のために働き、「歴史的旅行記 (historic travelogue)」という環境文学の形、旅行記と環境批評のジャンルを融合させる作家です。

It is this new, horrible sublime that Richard Misrach pursued with such brilliance and dedication, and that made his pictures so important for my own journey into the wars of American landscape Imagine that Thoreau wrote *Walden* and “Civil Disobedience” as one book, so you had to understand solitary rapture and political confrontation in practically same breath. (Solnit 46)

ここで言及されている写真家リチャード・ミズラークのヨセミテの絵「燃えた森とハーフ・ドーム」(2)は、ヨセミテの写真家としてもっとも高名なアンセル・アダムスの美しくくつきりした絵葉書のような映像(1)とは真反対です。代表的な両者の写真1, 2を見比べてください。自然の奇跡といわれるHalf Dome(3)は、巨岩が作り出す礼拝堂としてジョン・ミューアも賞賛してきましたし、この国立公園の一番の魅力として多くの観光客を魅了してきました。もう一つの名所Glacier Pointに、かつてテオドール・ルーズベルト大統領と著名な環境保護アクティヴィストとしてのミューアが立った1903年の写真(4)は余りにも有名です。

アダムスと同じようにヨセミテの写真を撮るミズラークは、手前には枯れ木を配し、その隙間にこの名所を幻影のように映し出しています。この2つのハーフ・ドームは、1890年国立公園に制定されたヨセミテ(これはミウォーク語でkillerという意味ですが)というアメリカ人

伊藤詔子

憧れの景勝地の二面性を表象していると思われます。つまりエデンとしての側面と、そこからわずか150マイル南東ネヴァダ核実験場（1951）とを、ソルニットは「エデンとアルマゲドンというアメリカの両極」と呼び、美と畏怖の念を惹き起こす二重性があるとします。その写真はソルニットによる副題「アメリカ的風景の隠れた闘いへの旅」にとって重要で、その畏怖に触れることは、引用後半“Imagine that”で『ウォールデン』と「市民の不服従」（“Civil Disobedience”）を同時に読むような経験だとしています。

1 1960年以降のソロー受容

さて1920年代から60年代までのソロー受容の変化を10年ごとに丹念に辿った、マイケル・メイヤーの名著、『生きるべきさらなる生活——アメリカにおけるソローの政治的評価』は、「50年代の保守的傾向から一気に60年代の氾濫が起きて、ソローの諸作品にギアチェンジする知的、社会的環境を生み出した」（Meyer 151）とします。その結果、特にCD（以後ソルニットに倣い“Civil Disobedience”をCDと略称します）が、戦後劇的な復活を見たテキストとなりました。特に反ベトナム戦争時、バークレイ校内で歴史的に有名なスピーチが、マリオ・サヴィオによってなされましたが、サヴィオはソローのCDのテキストを微妙に変化させて使い、暴力との対峙について、聴衆にCDの必要を鼓舞しています。

ヨセミテ国立公園ができて100年後、「ネヴァダ核実験場（Nevada Testsite）」が制定され、アメリカ西部を中心に、1939年のマンッハタン計画に遡る土地の核化の認識が急速に進みました。今、核時代の女性環境正義文学、ソルニットの『残忍な夢』でCDは、9.11、イラク戦争後再度よみがえっています。彼女は、「ソローのコンコードでの監獄での一夜と、土地に対する戦いであるテストサイトでのわれわれの行動には、完全なシンメトリーがある」とします。ソルニットはこの本でテストサイトへの立ち入り禁止区域への度々の侵入を“Civil Disobedience”として繰り返すことを描いています。『残忍な夢』は2014年20周年記念再版がでた評判の本で、副題にあるアメリカ西部に見えざる、隠れた核戦争が続いているという発想は、最近の核の西部、核の風景に関わる以下のような研究が一様に支持する所です。

まずワシントン大学の歴史学者によるハンフォード研究、『核の西部——地域と国家1942-1992』と、『原子のフロンティア時代——ハンフォードとアメリカ西部』で、ハンフォード周辺諸都市の核汚染の実態が明らかにされてきました。1942年以降の長期間の高レベル核汚染廃液のコロンビア川への投棄が惹き起こした甚大な環境汚染をめぐって、地域と国は今も係争中です。また紙幅の関係でここでは書名のみ挙げる以下4冊は、写真や地理学の分野で画期的な提案を行っています。

Peter Goin, *Nuclear Landscapes* (Johns Hopkins UP, 1991)

Carole Gallagher, *American Ground Zero: The Secret Nuclear War* (MIT, 1993)

Valerie L. Kuletz, *The Tainted Desert: Environmental Ruin in the American West*
(Routledge, 1998)

Bradley, John ed, *Learning to Glow: Nuclear Reader*. (U of Arizona P, 2000)

これらが示すように、この分野では視覚的に直感的に読者に訴える写真が重要です。このことはアメリカで数多く上映された原爆に関する映画の方が、文字情報よりも原爆や核の脅威をアメリカ人に訴えたこととも通じます。60年代から70年代にかけて、核批評におけるヒロシマの文化的意味の拡大を論じたポール・ボイヤーの「エキゾティック・レゾナンス (Exotic Resonances)」はそれを指摘し、ノーマン・カズンズ、谷本清らによって進められたTV対談番組「広島乙女」の絶大な効果について論じています。また西部は国立公園の犇めく景勝の地で、自由実現の空間であったわけで、ソローを継承する男性作家ミューアやアビーによるハードパストラルの名作群や、砂漠のエコロジー発見の書、オースティン (Mary Austin) の *The Land of Little Rain* 等が書かれた領域でした。その〈核のフロンティア〉への変貌は、まさにアメリカの核政策と戦後世界史70年の厳しい現実を反映しています。われわれは“Civil Disobedience”というテキストの歴史が、『ウォールデン』の戦後70年の受容と変容を背景に今よみがえって、核時代にこそその声を失わない、ソロー文学の射程の深さを、本講演では窺いたいと思います。

2 多文化テキストとしての『ウォールデン』

ソロー文学を支える2つの大きな柱は『ウォールデン』とCDだと昔から考えられてきましたが、この2作品は、ソルニットのいうように、ソローの「孤独への耽溺」と「政治的対決」という一見相反する特質を持っています。そしてそれはヨセミテの美が、原生自然の崇高なハーブドームを構成しながら、そこにかつて居住していたネイティブ部族と、開発のための協力関係を築いたサヴェージ中尉、その後の公園設立に際し、国の武力による部族の排斥の歴史を内包する多重構造の風景として、明と暗からなることと照応します。ソルニットは、基底においてソローの本質を成す二重性の特質をそこに見ているわけであります。

『ウォールデン』受容史についてはミネルヴァの名作シリーズ『ウォールデン』第2章で述べたように、60年代市民権運動とベトナム反戦運動の中でCDが政府への反対運動の聖典として機能し、同時に『ウォールデン』が環境保護のバイブルとなっていきました。この2つの運動はやがて融合し、ソロー晩年の自然史再評価からも、『ウォールデン』にエコロジー思想の体系的提示と現代社会の未来像を読み取るエコクリティシズムの源泉的作家としてよみがえらせるという確固たる展開に繋がっていきました。

しかし私にとって『ウォールデン』解釈と受容史のこの70年間最大の事件は、ミネルヴァ拙論上梓以後おきました。それは、エリーズ・レミール (Elise Lemire) による『ブラック・ウォールデン—コンコードにおける奴隷制度とその余波』 (*Black Walden: Slavery and Its Aftermath in Concord, Massachusetts*, 2009) の登場でした。著者レミールは歴史学者で、コンコードの奴隷制度を明らかにし、町の歴史に一種パラダイムシフトを促し、現在ソロー研究所のあるリンカンで生まれ、ウォールデンの森と高名な湖を幼い時から庭のようにして育った人でした。タイトルが示すように、コンコード・ヴィレッジが設立された1635年からアメリカの独立まで、「マサチューセッツ州で奴隷制度が合法であった」時代のコンコード周辺における奴隷制の歴史を掘り起こし、元奴隷とされた主要なアフリカ系アメリカ人個々の来歴と解放後の生活に関する資料を探索し、その暮らしを詳細に解き明かしました。彼／彼女らの“owner, slaveholder”であったコンコードとチャールズタウンの家族の歴史を辿り、独立解放後にエマソンの父レフ・ウィリアム・エマソンを含むコンコードの奴隷主の元に残らなかった元奴隷が自立するために住んだのは、18世紀より町のアウトカーストたちがスクワットして住みつく場所でもあった、ウォールデンの森の入り口付近でした。

レミールの書はほぼ1635年から1820年までの『ウォールデン』前史とよべる“slave-story”になっており、ソローの『ウォールデン』は“post-slave-story”と呼べるものでした。レミールはウォールデン湖とその森は、「緑の領域 (green space) となる前は、黒人のすむ、黒い領域 (black space) であった」(12) と結論しました。黒い歴史をコンコードの32人のslaveたちの出身母国、労働、逃亡事件など解放されるまでを調べ上げ物語りました。

この本は私にとって『ウォールデン』のいわば隠れた絵図を浮き彫りにし、新たな読みを可能にしました。つまりソローが『ウォールデン』第14章「先の住人と冬の訪問者たち」で示したように、「私の豆畑の東、道を渡ったところには、ダンカン・イングラムの奴隷、ケイトー・イングラムが住んでいた」 (*Walden* 257-58) と始まる数ページは、ソローが湖に入植する前の『ウォールデン』に登場するアフリカ系住民たちの物語、いわば『ウォールデン』のプレヒストリーを発展させたものであり、ソローはここで苦難を覚悟で人間としての自立を果たそうとした元奴隷たちの営為を継続するためにウォールデンにやってきたのではないかということです。『ウォールデン』は実にソロー自身の、真の解放を求めて逃げた人のスレーヴ・ナラティブとしても読めるテキストです。その意図は実は湖の四季の動きの描出の下絵として、ところどころでだけ言及される寓話的逃亡奴隷のエピソードや、湖畔の家で1846年8月1日、35名のアポリシヨニストの集会がもたれた事実 (これはVisitorsの章の最初に暗的に書かれている) に読み取ることができます。この集会はソローがコンコード、ミドルセックス郡刑務所に収監される、1週間後のことです。その1年2か月後ソローはウォールデンを去ります。つまり入

獄、集会、やがてコンコードへの帰還、これは『ウォールデン』の隠れた絵図を鮮明に浮かび上がらせます。

この間の経緯は拙論「黒い湖とソローの8月1日」において述べましたので、割愛いたしますが結論だけ繰り返すと、ソローのウォールデンでの営為の中心には湖畔と町の境界線上で、解放後自活を求めて独立を果たそうとした元奴隷たちの営みの挫折を補い発展させることがあった。いわば実家やエマソンの庇護からもまた現実の奴隷制やメキシコ侵攻を行うアメリカ政府からも独立した、真の経済的精神的独立を実現する営為であったことが、豆畑の位置の持つ意味から推論できます。というのも元奴隷たちの家跡はすべて、ソローの豆畑との位置関係で語られるのです。

道路の向こう側にある私の豆畑の東側に、コンコードの紳士、ダンカン・イングラムの奴隷、ケイトウ・イングラムが住んでいた。(中略)ケイトウの半分埋もれた地下室跡は、今でも残っているが、松の木に覆われ知っている人は少ない。(中略)町に近いわたしの畑の隅のところに、黒人女性ジルファの小さな家があり、機織をし、森に鋭い甲高い声を響かせていた。(中略)今ではオーク林の中に彼女のかまど跡の煉瓦を見たことがある。さらに道を行くとプリスターズ・ヒルにプリスター・フリーマンが住んでいた。そこには彼が植えたリンゴの木がまだ生えていて、老木だが、今でも野生の実をつける。(中略)彼の妻はフェンダで占いをし、肌の色は夜の子供たちよりも黒く、コンコードにかつてそれほど黒い星はのぼったことがなかった。(Walden, 257-58)

森の中の黒人については多くの言い伝えが町の子供たちの間でも流布していたが、日ごろから収集してきた黒人たちにかかわる町の話や昔話と結合し、ソローは彼らのこの地での暮らしを再構築し目前に浮かぶ形で語ったのですが、『ウォールデン』にはその他、籠を売りに来るネイティブアメリカン、アイルランド移民労働者、フランス系カナダ人なども登場します。したがって『ウォールデン』は、多文化的な、マイノリティを描くテキストであり、ことにマイノリティたちの自由追及の運命が、大きなテーマの一つであったといえるでしょう。

3 ソローとマイノリティと女性作家たち

さて『ウォールデン』はこのように白人が黒人の使命を継ぐ多文化的テキストであり、ソローが特に心惹かれた黒人は、レミールが第2章と3章で活写するBrister Freemanと、第6章で活写するBrister Freemanの妹(とおもわれる)Zilpha Whiteでした。レミールによると、プリスター・フリーマンはイギリスのプリスターから連れてこられRussel家、Wesson家を経て

Cuming家の奴隷となり、John Cuming（後にColonelの称号を得る）に動産として受け継がれ、そこで25年仕え、独立戦争後解放され、ついに自由を獲得して、フリーマンと名乗り、丘を所有し結婚もし子供も持った唯一の成功した元奴隷でした。プリスターの丘はソローがよく散歩した土地の名前でもあり、プリスターの育てた林檎の木は、野生味の強い、ソローのペルソナといっても過言でない、“wild apple”を实らせました。プリスターこそソローのモデルであったといえましょう。

一方Zilpha Whiteはレミールによると、独立後ウォールデンに不法居住（スクワット）し、身につけた機織りと針仕事等で町と小屋を行き来して何とか自立の道を模索しました。ソローも詳しく描き森での生活や家畜と共にする生活の様子、森中に響く歌声をも詳述します（129-140）。しかし1813年Zilphaの小屋はイギリス兵による放火で家畜もろとも消失し、75歳に達していた彼女は健康を害して、コンコード婦人慈善協会のケアを受ける身となりました。（166-69）。Zilpha Whiteについては『ウォールデン』以外に、ジャーナルや『野生の果実』でも触れ、一種の勇氣あるヒロインとしてその姿を浮かび上がらせています。彼女の独居、生き物との生活、森中に響く歌声、そして悲惨な火事に至るまで、ソローの森の生活の多くの要素と重なっており、ソローの森の生活のもう一人のモデルであったということもできます。最近のアメリカン・ルネサンス研究の大きな動きの一つとして、人種ごとに分離して進められ、単に対立を指摘してきた研究を融合し、人種的ジェンダー的クロス、交錯状態の中に真実を見出そうとするダイナミックな傾向がありますが、まさしくそうした動きをレミールはソロー研究にももたらしたといえます。

ソローのマイノリティへの共感はとりわけ逃亡奴隷に対し深く、ハーディングによるとこの時期、ソローが夜秘かにかくまい、朝汽車に乗せて「カナダに向かう逃亡奴隷の世話をしなかった週はなかった」（ハーディング『ソローの日々』461）のでありますが、ハリエット・ピーチャー・ストウが、奴隷制度の非人道性の糾弾から書いたとすれば、ソローのアポリシヨニズムは自由を希求することそのものの絶対的価値への信奉からきていたともいえるでしょう。またソローは自由と女性を結合する女性観をジャーナルで吐露していますが、ソローの自然史研究の第一人者で科学者でもあるウォールズ（L.D.Walls）は、論文「フェミニスト・マニフェストとしての『ウォールデン』」（2005）で示唆深い指摘をしたことは拙論「*Silent Spring—“Toxic Inferno”*を下って沈黙のジェンダー的ルーツを探る」（『アメリカ研究』,2007）でも触れました。

同時代女性作家のレビューとしても、ピーボディ（A.P. Peabody）が『ウォールデン』を賞賛しています。また図5と6はメイ・オルコットの『ウォールデン』挿絵と妹ソフィアの初版『ウォールデン』の表紙絵です。女性作家たちが家事から逃れるこうした空間にあこがれていたことを物語るのではないかと思います。実はこのような『ウォールデン』の、女性作家へ

の継承は、今日まで滔々と続いています。レイチェル・カーソンやネイチャーライター以外にも、21世紀の作家の例ではJ・C・オーツと、M・H・キングストンという現代アメリカ文学の代表作家もまたソローを称賛引用し受け継いでいます。ソローと女性作家たちは大きなテーマなので、今日は、ウォールデンの中のジルファ・ホワイトが、ソローの注目した女性であったというにとどめておきたいとおもいます。

4 “Civil Disobedience” テキストの変遷と2つの思想的柱

本講演ではCDのテキストが、1846年7月(24日?)の一夜の牢獄の中での体験を、1848年1月29日コンコード・ライシウムで「個人と国との関係について」の題で講演し、エリザベス・ピーボディが創刊し1号で終わった1849年5月14日号の*Aesthetic Papers*で“Registance to Civil Government”(市民政府への抵抗)として発表され、最終的に、死後1866年Ticknor & Fields社から*Yankee in Canada*に収録され123-51ページに収録されタイトルとなった経過を考察し、この最終タイトル、“Civil Disobedience”と、1849年版テキストの、地の文章内の“Civil”と“Disobedience”との関係をかなり詳細に考察しました。ここではその部分は割愛します。市川ひろみ『兵役拒否の思想』(明石書店, 2007)は簡潔に「ソローによればCDは、現行の『不正』に抗議し、それを告発、是正しようとする行為である点において、正義実現への一つの試みであり、一種の顕著な政治参加行為である」(21)と要約します。Civilには辞書的に4つの意味(市民で順法精神をもつ、非軍事的、丁寧で道徳的に正しい、公人の)があり曖昧性もありますが、ソローの論文では、制度の外にいる自然状態の個人ではなく、制度の中で生きる市民(Civil)が、不正義の法に従うか否かを問題にしています。ソローは「不正な法律がある時、法律が他者を傷つける場合は、それを破ることになる」とし、服従が他者を傷つけるときには、法を破るべきだとします。ソルニットは“nonviolent direct action”という言葉を頻用します。その際ソローのCDには、のちに多くの人が唱えることになるCDの基本になる重要な思想的柱が2つありました。

一つは“Civil Disobedience”は白人アメリカ人による選民政治思想のマニフェスト・デスティニーによる、拡張期の近代アメリカで、新しい隣人思想を唱えたことでした。一夜の牢獄内の窓から、壁で隔てられたコンコードの町を、町の外部者として覗くことで、コンコード・コミュニティの偽善の本質に目覚めます。彼らの隣人とは、自分の属する共同体の隣人、コンコードの住民、あるいはアメリカ人(his neighbor, your neighbor)であったのです。それに対し、マイノリティの移民系アメリカ人、黒人やネイティブアメリカン、そしてアメリカが侵攻しようとしているメキシコ人などすべてを隣人と捉える新しい隣人思想は、拙著『よみがえるソロー』でも論じたように、このテキストに何度も繰り返されるneighbor(s)によって明ら

伊藤詔子

かです。CDは実にneighborについての論文で、第7～8節には、neighborが6回でてきます。ここでソローは代名詞his, yourを伴うものと、代名詞なしの複数形を使い分け、2種類の隣人思想があることを暗示します。ソローは隣人の概念を世界市民へと拡大しました。『ウォールデン』でも「音」の章で世界市民の概念が表明されましたが、CDにおいて、そうした市民概念が、新しい倫理基準を齎すと考えたのです。

第2の柱は正義を種子とみて種子は必ず実を結ぶとする自然と社会の原理一体思想です。CD最後の一節を「この種の果実の実をつける国家、そして熟せばそれを大地に落す国家こそ完全で栄光ある国家への道を辿るだろう」と、植物の用語で締めくくります。ハーディングはここに、「楽観的結論」と注をつけていますが、これは、『種子への信頼』(Faith in a Seed)での種子への大いなる信頼と対応する真剣な結論です。ソローにとって種子とは佳き始まり(good beginning)であり、種子への信頼は、このような隣人から成る国家の完成への期待と重なります。これは比喻ではなく、種子、果実、国家が一つなのであり、佳き始まりからは果実が、いや驚異とミレニウムすら期待できると考えたわけです。念のためここは原文を添えます。

I please myself with imagining a State at least which can afford to be just to all men, and to treat the individual with respect as a neighbor; which even would not think it inconsistent with its own repose if a few were to live aloof from it, not meddling with it, nor embraced by it, who fulfilled all the duties of neighbors and fellow-men. A State which bore this kind of fruit, and suffered it to drop off as fast as it ripened, would prepare the way for a still more perfect and glorious State, which also I have imagined, but not yet anywhere seen. (“Reform Papers.” Princeton Edition, 89-90, 下線筆者)

政府とはすなわち種子を配るPatent Officeであり、かくしてソローの隣人にはメキシコ人や黒人も含むさらにはいきもの全体も包含する自然と人間と社会全体が含まれ、レオポルドの土地倫理を予見させる環境倫理的な新しい哲学を先取りしていたわけです。その後CDは戦争の世紀となった20世紀に、また古代ギリシャの人類と共にあった普遍的なものとしてその思想的系譜の研究が盛んに行われました。ことにunjust lawに対しjust lawへの信奉を表明する、ガンジーとキングの多くの名言は有名ですが、いずれも牢獄からの例であります。Unjust lawの社会では、just lawの実現は社会から排斥された牢獄からしか発しえないということはソローの思想でもありました。

さらにCDは兵役忌避という法律違反行為を合法化する法整備と関係し、徴兵制の国や現在

戦争をしている世界の多くの地域でのCDの有罪性を惹き起こしますが、文学的には、ソローが考えたマイノリティに対する人種的環境的不平等と結合して、核施設への抗議運動と深くかかわってきます。法律分野の考察も重要で、そこから核時代のCDをテーマとする法的研究がたくさん出ています。サヴィオがバークレイ校の演説で提示した「身を挺して抵抗する」という伝統は、アビーの『モンキーレンチング』や、デーヴ・フォアマンら男性作家と、21世紀のネヴァダ核実験場での進入禁止区域への侵入による身体を張った抵抗を描く、女性環境正義文学に受け継がれてきました。このようにソロー文学のエッセンスともいえるべき“Civil Disobedience”が、反ヴェトナム戦争と反イラク戦争運動の中で浮上し、アメリカの安全保障上の国策である核と原発建設において再度冷戦後の世界のヘゲモニーを核軍力で確立しようとするアメリカで、〈テロとの戦い〉といわれている9.11後にも、環境正義を唱道する環境文学で頻出する原理となってきました。その際このテキストが地元先住民と土地を守る環境正義をテーマとする作品の中で、ソルニットら女性環境作家に行動の指針を与えてきたことは注目すべきことです。

シェリル・グロットフェルティ (Cheryll Glotfelty) が、ネヴァダ・ルネサンスと呼ぶ1990年以後、T.T.ウィリアムスやジョン・ブラッドリー、レベッカ・ソルニットなどカリフォルニア、ネヴァダ、ユタの環境正義文学作家が活躍しています。彼／彼女らはすでに伝統となっていた西部ネイチャーライティングの傑作が、屹立するキャニオンと砂漠、賞賛してきた故郷の湖と川の風景と人々の生活に、1951年以来209回の地上核実験、63年以降は700回の地下核実験（『世界のヒバクシャ』、講談社インターナショナル、1991）による絶え間ないフォールアウトや、地下水汚染による異様な物質的異変がみられることを描いてきました。特に2000頭もの羊の死などを土地の生きものと西部の身体に受け、ネヴァダ核実験場を中心に、政治的に目覚めたアクティビズムの文学を書いてきました。同時にネイティブアメリカン・ルネサンスで頭角を現す南西部作家L. M. シルコーや、S. J. オーティーズたちは、ウラン核燃料採掘により土地と人々の国内植民地化の苦難の歴史を、部族の伝統と一体化した砂漠に特有のエコロジー原理のストーリーとして、土地の核化の対抗言説を紡ぎだしてきました。

ネヴァダテストサイトは、1,350平方マイルの広さ（ロード・アイランド州よりも広い）があり、周囲を山々で囲まれたGREAT BASIN地帯で、1951年空軍によって軍用地化され、立ち入り禁止区域となりました。写真（7）で示したように、日本では平和を願って原爆ドームに奉納され、原爆の子の像も胸に抱く千羽鶴が、テストサイト前に群生する紫よもぎの白い可憐な花のように無数に結ばれ、砂漠に奉納されています。痛で亡くなった多くの住民や、日本の被曝者への想いをそこに重ねた、紫よもぎへの祈りでもあり、進入禁止区域を侵してここに押し入りCDを実行して逮捕されるアクティビストたちは後を絶ちません。このようにテスト

伊藤詔子

サイトに関わる文学は、今グローバルな様相を呈しています。よく知られているようにテストサイトの文学とCDを結合することに先鞭をつけたのはウィリアムス (Terry Tempest Williams) による『鳥と砂漠と湖と』(*Refuge: An Unnatural History of Family and Place*, 1991) 最終章「片胸の女たちの一族」です。これを後継するのが、最初に述べたソルニットの『残忍な夢』でした。

『残忍な夢』は、ソロー文学を全面的に踏まえた大作で、I部ではネヴァダテストサイトの成り立ちから地元民と共闘する反核抗議活動について、II部では、CDの歴史と現状をふりかえり、“Walking”を含むソロー論を多くのページで展開します。作品冒頭からCDは“nonviolent direct action”と言い換えられてCDとの緊密な関係を築いています。同時にCDが多くの宗教団体や市民権運動家によって実行されてきた長い歴史に触れ、挫折に追い込まれたケースや大量の逮捕の事実にもふれ、東欧では成功した例もあると述べます。またCDが向かう政府については、「最終形ではなく絶えず再創造されている」と柔軟な意見を述べています。CDによって、我々は歴史の傍観者ではなく、歴史の中を横切っていく公民 (public) となるとしています。

『残忍な夢』では、闘いが核と災害を生き抜くためのトランスナショナルな思想運動であることも明確に表明され、この作品は、ソローの“Civil Disobedience”を、1940年に遡る核の時代から現代まで、長い射程で応用展開したものといえるでしょう。

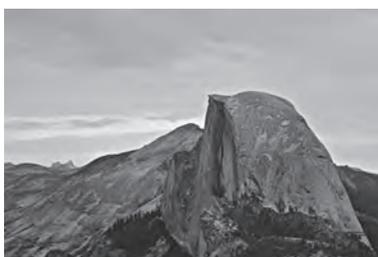
*本報告は2015年度中四国アメリカ学会における講演の要旨です。司会に当たられた藤江啓子教授のコメントとフロアーの皆さまに感謝します。なお一部「核時代の“Civil Disobedience”」(『ヘンリー・ソロー研究論集』2016年9月, 11-20)と重なること、紙幅の関係で引用とWorks Cited, 本文の考察部分を省略したことをお断りします。



(1)



(2)



(3)



(4)



(5) Brown University, John Hay library



(6) Walden 初版の絵



(7) ©Scott Slovic, Nevada Testsite入口

アメリカ建国期における共和主義，反権威主義，移民 —「外人法・扇動法」再考

肥後本 芳 男

「われわれの諸政府は人民の意見を基礎にしており，まさに第一の目的はその権利を維持することにあるはずです。新聞のない政府か，もしくは政府のない新聞か，いずれかの決定を下すことを私に委ねられたとすれば，まったく躊躇なく私は後者を選ぶでしょう」¹。

(トマス・ジェファソンからエドワード・キャリントンへの書簡，1787年1月16日)

はじめに

2001年9月11日に勃発したアメリカ合衆国における同時多発テロは，国際政治ばかりか国内の政治文化にも大きな影響を及ぼした。同時多発テロ以降，当時のブッシュ政権はイスラム勢力，とりわけアルカイダをテロリストの温床とみて，「テロとの戦い」を宣言した。非常事態宣言のもと，ブッシュ政権がテロ監視プログラムを導入するとともに，言論・情報統制を強化したことは記憶に新しい。最近の国際情況に鑑みれば，このようなブッシュ政権下での一連の政府権限の拡大は，今や広くグローバルに見られる反体制的な言論やマスコミに対する当局の統制強化の動きの嚆矢であったと見てよいだろう。

米国の歴史をさらに遡って見れば，1798年の「外人法・扇動法」は，まさに建国間もない脆弱な新共和国においてフェデラリスト政権が英仏の激しい覇権争いのなかで強権的に立法化した諸法であり，今日に至るまでアメリカ史上重要な事例となった出来事である。そもそもなぜ「外人法・扇動法」は導入されたのだろうか。史学史的には，建国初期に反体制派として勢力を拡大しつつあったリパブリカン派の封じ込めを狙ったフェデラリスト政権による高圧的な対抗措置であったとみる見方や，合衆国憲法で保障された「市民的自由」の権利が脅かされた最初の事例と捉える解釈が提出されてきた²。しかし，こうした今日的観点からだけで，われわれはこれら一連の治安立法を十分に解釈できるのだろうか。フェデラリスト派が最も深刻な問題と受け止めたものは，いったい何だったのか。

1790年代には植民地時代から長らく続いたエリート層を中心とした統治原理は，深刻な挑戦を受け，代わって多様な市民を包摂する新しい民主的な政治文化が急速に優勢になっていった。しかし，91年に合衆国憲法に加えられた修正第1条は，現代的な意味での「言論・出版の自由」という市民的自由の保障を意図していたわけではなかった。当時の権利章典の法解釈は，時代的な制約を伴っていたのであり，98年の治安立法をめぐる議論もまた，当時の歴史的コン

テキストのなかで再解釈されるべきであろう。

本稿では、独立革命から建国初期にかけて急速に拡大した新たな印刷文化の視点から、ジョン・アダムズ政権下で制定された「外人法・扇動法」の歴史的意味を、当時の国内外の緊迫した諸要因と近代的な「世論」（ハーバーマスの言葉では「公共圏」）の生成過程に関連づけて検討する。そうすることで、本稿ではこの法律をめぐる議論が、建国期の政治文化の急速な民主化過程のなかで「世論」の近代的な再定義を伴っていたことを明らかにしたい。

1 「ジェントルマン親密圏」から近代的公共圏へ

18世紀半ばまでに主要な北米東部沿岸都市をつなぐ郵便制度網はようやく整えられたが、イギリス本国と植民地では遠隔のコミュニケーション手段はもっぱら私的な書簡に限られていた。アメリカ植民地では1704年4月24日に『ボストン・ニューズレター』紙がジョン・キャンベル（John Campbell）によって最初に発行され、新しい公的なコミュニケーションの手段として新聞が登場した。だが、それは基本的には当局により厳しく監視されたメディア媒体であり、官報に付随してヨーロッパ事情を伝える記事が掲載された。残りの紙面は商業広告や船舶の出入港記録など、貿易情報で占められていた。読者層も「ジェントルマン、商人、その他の人びと」とキャンベルが言及しているように、植民地社会の上層部に向けられたものだった³。

また、当時新聞発行人には、植民地議会における議論や正確な政治情報を入手する方策もなく、地元の政治的論説を掲載することは注意深く意図的に避けられる傾向にあった。官報の印刷に収入の多くを依存していた初期の新聞発行人にとって、公権力を揶揄する記事を掲載することは、経営的には自殺行為と言ってよかった。たとえば、1733年から34年にかけて新聞発行人ジョン・ピーター・ゼンガー（John Peter Zenger）が『ニューヨーク・ウィークリージャーナル』紙にニューヨーク植民地総督ウィリアム・コスビー（William Cosby）の政治腐敗に対する告発記事を掲載したかどで名誉棄損罪で投獄され、後に無罪判決を勝ち得た事件が起きた。「ゼンガー裁判」としてアメリカのジャーナリスト史上よく知られる事例であるが、これは当時新聞に政治記事や論説を載せることが、いかに危険な行為であったのかを如実に示す。

18世紀半ばまで英領北米植民地における新聞やパンフレットの刊行部数はごく限られたものであり、政治的な影響力をほとんど持たなかった。キャンベルがアメリカ最初の新聞を発行した1704年から1720年までの間、英領北米植民地の新聞はわずかに5紙を数えるのみだった。ところが1730年代以降、ボストン、フィラデルフィア、ニューヨークの人口が急増し都市化が進むにつれて、新聞の刊行は着実に増加していった。1736年に11紙を数えた新聞数は、1763年には23紙に増加した⁴。1760年代半ば以降アメリカ植民地全土に対英抵抗運動が拡大し始めると、情報交換の媒体として新聞や政治冊子がしだいに重要視されるようになった。

確かに18世紀半ばの新聞やパンフレットの刊行数の増加は、公共の問題をより広く議論するフォーラム（「公共圏」）の出現を準備することになるが、その言論空間は依然として私的でエリート的なものに限られていた。当時の新聞記事の大半は、イギリス本国の主要な新聞『ロンドン・ガゼット』紙や『ロンドン・クロニクル』紙、あるいは『ジェントルマンズ・マガジン』誌からの転載であり、植民地から遠く離れたイギリスやヨーロッパの事情をもっぱら伝えるものであった。また、政治冊子も有力な政治指導者の修辭的で高尚な論説や演説原稿を掲載するものがほとんどであり、地元に着したイシューを取りあげて広く「世論」の喚起を促すようなものではなかった。むしろ印刷業兼新聞発行人は、意図的に論争的な問題を避け、もっぱら公報や中立的な海外情報、商業広告で紙面を埋めることに専念していた⁵。州政府の刊行物の印刷を首尾よく受注することが、18世紀の半ばすぎまで大半の印刷業者には生き残るための重要な戦略であった。体制批判的な政治記事を掲載することは商業的にも得策ではなく、つねにゼンガーのようなリスクを伴った。総じて当時の新聞や政治冊子は、不特定多数の公衆に向けて発行されたのではなく、教養と見識のあるエリート層を読者に想定していたのである。

アメリカ独立革命は、こうした貴族的で限定的な18世紀の言論空間を一変させた。1760年代半ばから1770年代初めにかけて英領北米植民地で対英抵抗運動が独立運動へと急進化するにつれて、地方レベルでは職人や新興商人など数多くの「社会の中間層」が革命運動に参加し始めた。これらの「新しい男たち（new men）」は、新聞やパンフレットを活用し、地方通信委員会など下部組織を通じて各地の愛国派の連携を形成していった⁶。この過程で、革命推進組織である「自由の息子たち」は、「世論」を喚起するための政治冊子や新聞の有用性をしだいに認識するようになった⁷。

愛国派指導者は、植民地政府に対して様々な不満を抱く「野外の」群衆とも連携し、対英抵抗運動の中核的な役割を担った。「自由の息子たち」の指導者は、ロイヤリストやイギリス官吏を威嚇するために群衆行動を巧みに操作したが、群衆の行為が一線を越えて手に負えなくなること細心の注意を払わなければならなかった。たとえば、ボストンの「自由の息子たち」は『ボストン・ガゼット』紙上で「無実の者に危害が及ぶべきではない」と警告し、群衆指導者には「規律なき暴徒がふざけて過激な行為に走る」のを抑制する必要があると公衆に訴えた⁸。こうして植民地時代の「恭順な」政治文化が急速に衰退していくなかで、血縁と地縁に支えられた名望家たちが共有した従来の「ジェントルマン親密圏」も大きな挑戦を受けることになった。革命運動の進展は、伝統的な「ジェントルマン親密圏」を超えて、より広範な読者層を取り込んだ新たな近代的「公共圏」の胎動を促した。

独立を達成した後もアメリカは連合規約体制のもとで13の諸邦が緩やかな連合体を保ってきた。しかし1780年代末までに新共和国は外交・通商・西部領土の防衛など様々な諸問題に直面

し、より強力な中央政府の創設を望む声が高まった。87年5月、各地からフィラデルフィアに代表団が集結し、4か月にもわたる白熱した議論の末、連邦憲法案が採択された。もともとこの会議体には新たに連邦憲法草案を作成する権限は与えられておらず、会議の公式な議事録もなく、議論内容もいっさい口外することが禁止されていた⁹。多くの歴史研究者がすでに指摘しているように、当時はデモクラシーこそ深刻な問題であった。建国期世代の指導者は、「純粋な民主政体」を「市民的無秩序」や「群衆騒乱」と同一視しており、審議過程が民衆に妨げられることを極度に警戒していたのである。ところが、ひとたび「人民」の名のもとで各邦が憲法会議を招集し、連邦憲法案の批准審議を始めると、この新憲法案の是非をめぐるべくして広く様々な市民を巻き込んで、かつてないほどの激しい論争が起こった¹⁰。

1788年の連邦憲法草案をめぐる議論は、各邦で新聞や政治冊子を通して議論され、結果的に伝統的な「ジェントルマン親密圏」を動揺させることになる。実際ニューヨーク州のある新聞は、「今やほとんど皆が政治家のようだ。重大な問題について、正しいのか誤っているのか、巡回教師の助言を仰がなくても自分自身で判断できるのだ」と、にわかに高まった市民の政治的熱狂を伝えている¹¹。連邦憲法を擁護するフェデラリスト派と、それに異議を唱える反フェデラリスト派の双方は、憲法批准会議に際して広く民衆の支持を取りつける必要に迫られた。周知のように、憲法推進派と批判派の勢力が拮抗していたニューヨーク市では、憲法推進派のリーダーが85編から成る一連の書簡形式で『インディペンデント・ジャーナル』紙に論説を掲載し、連邦憲法への賛同を広く市民に訴えた¹²。

他方で、ヴァージニアの反フェデラリスト指導者、ジョージ・メイソン（George Mason）は、憲法批准論争では自らの広範なネットワークを通じて憲法に反対する書簡を、地元ヴァージニアのみならず、ペンシルヴェニア、ニューヨーク、ニューハンプシャーの有力な政治家宛に送付し、彼らを説得することで「世論」を形成しようと努めた。この動きを察知したワシントンの書記官でフェデラリスト派のトビアス・リア（Tobias Lear）は、『ヴァージニア・ジャーナル』紙のなかでメイソンのやり方を、広く公衆に向けて率直に訴えるのではなく、個人的名声に頼り限られた友人だけを説得する行為であり、新共和国における匿名性の印刷文化の理想を踏みにじるものであると痛烈に批判した¹³。

しかしながら、フェデラリスト派指導者の大半が考える匿名性の「世論」は、広く不特定多数の公衆の声を包摂する言論空間ではなかった。彼らのもっぱら社会の上層部の教養ある紳士であり、急増した新聞や政治冊子による激しい権力批判を、人民によって選出され公式な手続きを経て成立した公権力へのあからさまな挑戦と見なした。彼らの主張する匿名性の「世論」とは、教養と徳のある紳士が先導する限定的な言論空間であり、無学で無責任な民衆の声を反映させる場ではなかった。建国期世代の政治指導者の多くは、「敬意に基づく」政治文化の退

潮を目の当たりにするとともに、広く大衆を巻き込んだ民主主義の台頭に不快感を募らせた。この点で、古い世代のフェデラリスト派と反フェデラリスト派指導者の双方とも、依然として伝統的な「ジェントルマン親密圏」の概念から完全には抜け出せていなかったのである。

1790年代に英仏間の対立が激化すると、新共和国アメリカの政治文化に亀裂が生じた。95年、戦後も緊張が続いていたイギリスとの間に締結されたジェイ条約（批准は翌96年）は、リパブリカン派のみならず広くアメリカ市民の怒りを買ひ、フェデラリスト政権に対する広範な政権批判を招くことになる。前年には蒸留酒への課税に不満を抱いた住民が決起したペンシルヴェニア西部での「ウィスキー反乱」を連邦軍の派遣によって未然に防いだことで、ワシントンとハミルトンに率いられたフェデラリスト政権は、合衆国憲法体制下での連邦政府の権威を公に印象づけた。ところがジェイ条約への反発は収まらず、反フェデラリスト派は、船舶の航行と商業の自由を謳う新共和国の中立権を踏みにじる屈辱的な条約とみて、激しい政権批判を繰り返した。

18世紀の紳士たちは、サロンや書簡での情報交換を通して貴族的で限定された「世論」を形成していたが、大量の新聞・雑誌の刊行が「世論」の質と空間を大きく変えた。つまり、革命後には印刷媒体の爆発的な増加に伴い、伝統的な「ジェントルマン親密圏」は、むしろ少数のエリートによる閉鎖的な言論空間として批判の対象にされるようになった。先に言及したトビアス・リアのメイソン批判はこの事例であり、建国間もないアメリカの政治指導者の古典的共和主義の政治世界の崩壊の始まりを告げるものであった。90年代にはフェデラリスト政権に反発した急進派の多くがリパブリカン派に合流するとともに、近代的な公共圏の形成を積極的に支持するようになった。

だが、フェデラリスト派指導者にとって印刷媒体によって煽られた反権力主義は、伝統的な政治文化に根ざす公共の秩序に深刻な動揺を与えかねない由々しき事態であった。1795年にフィラデルフィアのリパブリカン系新聞『オーロラ』紙上で独立戦争時の指揮官としてのジョージ・ワシントンの資質や貴族的態度を疑問視する批判的記事が掲載されると、単なる個人批判を超えた政府権力への挑戦と受け取られた。ワシントンは「ベイチの新聞は一般的な良識を蹂躪」しており、「真実や公平さに欠けている」と抗議した。「この町の『オーロラ』紙を貴方がお読みになれば、・・・公衆の信頼を損ねているとは言わないまでも、（私を）貶めようとするひどく悪質な業界と執拗なデマに吾輩が悩まされていることにきっとお気づきになるはずだ」と彼は苛立ちを隠せなかった¹⁴。

建国初期には政治的な対立は混乱をもたらす党派的な争いとして忌避されており、合議のうえで妥協することを重視する共和主義の統治原理では、「政党」ははまだ肯定されていなかった¹⁵。当時アメリカの指導者は自らを社会で卓越した「自然の貴族」とみなしており、高潔な

紳士を公然と批判することは、人格と名誉に関わるきわめて重大な行為とみなされた¹⁶。18世紀には公の場における個人的中傷は、紳士としての行動倫理を逸脱した、黙認できない行為として受け取られ、しばしば決闘によって決着がつけられた。しかし、これは現代に生きるわれわれが考えるように中傷された相手を銃で打ち負かす、あるいは死に至らしめることを第一義とするものではなく、歴史家ジョアン・フリーマンが指摘するように、重視されたのは「射撃技術ではなく、(紳士たる)振舞いの実演」であった¹⁷。建国初期の紳士の間に根づいていた「名誉の文化 (the culture of honor)」では、自己の名誉を守るためには死をも賭けることを厭わない覚悟を示すことが求められたのである。さらに言えば、名誉を傷つけられた者は、姑息なやり方で仕返しするのではなく、公然と男らしく、果し合いの儀式的な態度をとることが重要なのであった。新しく開かれた言論空間での政治指導者へ誹謗中傷の横行を嘆いたワシントンの苦悩は、「敬意に基づく政治」の伝統と「名誉」の文化を抜きにしては理解できないのである¹⁸。

2 移民と政治秩序の動揺—フランス革命とハイチ革命

建国初期のアメリカの政治文化は、1790年代の国際状況にも大きく左右された。アメリカ革命自体が誘発したフランス革命とカリブ海の仏領サン・ドマングにおける黒人蜂起のニュースは、海洋を隔てた北米大陸にも刻々と伝えられ、新国家の政治文化に少なからぬ影響を及ぼした。とりわけ、英仏戦争の勃発は、アメリカの政治指導者を親仏派と親英派の二つの党派に引き裂き、広く市民をも巻き込んで新しい政治文化の胎動を促した。

1789年7月、パリで民衆が蜂起したという報道が北米に伝えられると、アメリカの市民はこれを熱狂的に受け止めた。実際、1791年から92年初めにかけてボストンからフィラデルフィア、チャールストンなど東部沿岸都市の至る所で、フランス支持を標榜した任意の市民団体の民主・共和協会 (Democratic-Republican Societies)、あるいは「ジャコバン・クラブ」が、数多く結成された。彼らは自主的にフランス革命を祝賀する行事やパレードを計画し、広場や大通りを占拠した。それらは独立記念の祝典に匹敵するほど盛大であったと記録されている¹⁹。1791年7月4日、独立記念日の演説でフィラデルフィアのロバート・ポーター (Robert Porter) は、「フランスはわれわれの事例から恩恵を受けているばかりか、旧世界は新世界によって再生される可能性があります。どうやら大英帝国自体の革新も遠くないようです」と、楽観的な将来展望を表明した²⁰。ところが、翌年パリで「9月の大虐殺」が起こり、監獄に囚われていた多数の聖職者を含む1,500人もの政治犯が次々に殺害された。この事件を境に、革命が急激に急進化してゆく。93年1月、ルイ16世処刑のニュースがアメリカに報じられると、「姉妹共和国」の誕生に世界の「新秩序」の到来を重ね合わせて、胸を弾ませていたアメリカ市民のフ

フランス熱はしだいに冷めていった。一方、アメリカの保守派指導者は、民衆を巧みに操るフランスのジャコバン派の権謀がアメリカ合衆国に持ち込まれるならば、いまだ脆弱な新共和国の社会秩序はたやすく破壊されてしまうであろうと身構えた。

加えて、91年8月には仏領サン・ドマングで奴隷反乱が発生しており、黒人反乱の拡大は大西洋世界に大きな衝撃を与えた。難を逃れて奴隷とともに島を脱出し、地理的にも近いアメリカに向けて北上した多数のフランス系白人が、ボストンからチャールストンにかけての北米東部沿岸の主要都市へと流入した。1791年の黒人反乱の勃発から1804年にハイチ共和国が樹立されるまで、2万人にも上る亡命者（黒人奴隷5,000人を含む）がアメリカ合衆国に渡ってきたと推計されており、その多くが東海岸の商業拠点であったフィラデルフィアとチャールストンに集中した²¹。94年までに3,000人もフランス系亡命者がフィラデルフィア（1790年第1回国勢調査によれば、フィラデルフィアの人口は28,522人、1793年には50,000人を超えるまでに急増）に到着し、仏語学校や本屋、フランス料理店ができた。90年代初めには少なくとも8紙の仏語あるいは英仏二か国語新聞が刊行され、リパブリカン派の有力な新聞『オーロラ』紙や『ナショナル・ガゼット』紙に親仏的な情報を提供し始めた²²。

同時期に、アイルランド系移民もまた大挙して東海岸に押し寄せた。アメリカ独立革命によってナショナリズムを鼓舞された何千人ものアイルランド人が、イギリス支配を嫌って渡米した。彼らの大半は、ボストン、ニューヨーク、フィラデルフィアなどの北東部港湾都市に流入し、反英的な感情と急進的な啓蒙思想をもち込んだ。フィラデルフィアでは早くも1790年に新来のアイルランド系移民の定住促進を目的として「アイルランド移民救済のためのヒベルニア人協会（The Hibernian Society for the Relief of Emigrants from Ireland）」が設立された。アイルランド系移民で建国期の有力な印刷業者となるマシュー・ケアリー（Mathew Carey）は、ダブリン在住の友人に宛てた書簡のなかで、91年の夏にはフィラデルフィアだけでも3,000人から4,000人もアイルランド人同胞が到来したと伝えている²³。また同年、ベルファストで非国教徒を中心に統一アイルランド人協会（The Society of United Irishmen）が結成された。フランス革命の「自由、平等、友愛」の理念やトマス・ペインらの急進思想に共鳴し、イギリス支配からの脱却を叫ぶ活動家は、プロテスタントとカトリックの教義の違いを超えてアイルランド人全体が連帯することの必要性を訴えた。93年に英仏戦争が勃発すると、これらの活動家はダブリン政府からフランスと密通した危険分子とみなされ、厳しい弾圧を受けた。彼らの多くは、「自由と平等」を求めてアメリカに活動の拠点を移すことを余儀なくされた。ベンジャミン・フランクリン・ベイチが早世した後、『オーロラ』紙の編集を引き継ぐことになる、ウィリアム・デュアン（William Duane）もアイルランドからの移民であり、ヒベルニア人協会や統一アイルランド人協会を介して、彼らの多くが政治的には新天地でリパブリカン派に合流した。

3 黄熱病惨禍と排外主義

このような何千人ものフランス系やアイルランド系移民のアメリカへの流入と民主・共和協会の急成長は、奇しくも1790年代に猛威を振るい、アメリカ市民を震撼させた度重なる黄熱病惨禍と重ね合わせて解釈された。1793年夏の終わりから初秋にかけて蔓延したフィラデルフィアでの黄熱病は、都市人口の10分の1にあたる5,000人以上の死者を出し、当時の合衆国の首都を機能不全に陥れた²⁴。98年夏に再び黄熱病がフィラデルフィアを急襲したとき、5年前に襲われた黄熱病惨禍の記憶はまだ生々しく、ジョン・アダムズ大統領は妻アビゲイルを伴い急ぎボストン郊外のプレントリーへと避難した。他の多くの政治家や富裕層もこの街から一斉に逃げ出したので、新共和国の首都は一時的にゴーストタウンの様相を示した。あるイギリスからの訪問者は、「フィラデルフィアの推計人口5万人の居住者のうち、この街に留まったのはせいぜい1万人程度しかいなかったと言われています」と記している²⁵。

こうした黄熱病惨禍は、単に伝染病の襲撃という以上に政治的な意味を帯びた。アイルランド系移民のマシュー・ケアリーは、いち早くフィラデルフィアにおける黄熱病の惨状を報告する印刷物を刊行したが、彼の人種偏見に満ちた描写は、新興の黒人コミュニティの反発を買った。18世紀末の未発達の医学的知識では、蚊を媒介にした病原菌の伝染を突き止めることはできず、建国期に北米で最も権威を持った医師の一人ベンジャミン・ラッシュでさえ、黄熱病の蔓延地域から一刻も早い避難勧告を出す以外に、なすすべもなかったのである。様々な要因が議論されたが、伝染病は当時フィラデルフィアに大挙して流入してきた西インド諸島からのフランス系移民やアイルランドからの移民集団と関連づけられて考えられた。外部世界からの新来の移民は「疫病」と同じように禍をもたらし、健全な共和国を蝕むばかりか、共和国の秩序に深刻な混乱をきたすのではないかと心配する市民も少なからず現れた。「群れをなして入ってくる粗野なアイルランド人は望まないし、自分たちの政府を首尾よく転覆させた後、われわれの安寧をかき乱す目的でここにやってくる世界各地の不穏な治安攪乱者も歓迎しない」と、第5回連邦議会の中でマサチューセッツ州選出の下院議員ハリソン・G・オーティスは強く主張した。これは急増する移民への政権与党の強い危機感を代弁するものであった²⁶。

同時に、英仏間の鋭い対立の狭間に立たされてフェデラリスト政権は、新連邦共和国の脆弱さを痛感していた。パリ条約締結後でさえも北西部に軍隊を駐留させ続けたイギリスとの交渉や、東西フロリダや南西部の不確定な国境地域をめぐるスペインとの対立、フランスとの軍事同盟（1778年）の再考など、90年代初めのフェデラリスト政権は対外的にも大きな諸問題を抱えていたのである。こうしたなかで、ワシントン政権下においてイギリスと「ジェイ条約」の締結に踏み切ったことは、独立革命以来の親密な米仏関係に事実上楔を打ち込むことになっ

た。親英的な外交政策に猛反発した反体制派は、新聞や政治パンフレットを駆使して、フェデラリスト政権を、旧宗主国イギリスと手を組んで「アメリカの自由」の蹂躪を企む徒党として厳しい非難を浴びせ、建国期の政治文化の亀裂を深める結果となった。

折しも93年4月、フランス大使としてエドマン・ジュネ（Edmund Charles Genet）がチャールストン港に到着した。アメリカ政府のフランスへの軍事的援助の必要性を、ジュネはアメリカの民衆に直接訴えるために、チャールストンからわざわざ陸路で北上して首都フィラデルフィアに入った。親仏的なアメリカ民衆は至る所でフランス国旗を振りかざし、「ラ・マルセイエーズ」の伴奏とともにジュネを熱烈に歓待した。リパブリカン系の新聞も米仏の親善を強調する記事をこぞって掲載し、大使を手厚くもてなすフィラデルフィア歓迎委員会の「友好的で丁寧な」態度を満足げに報じた²⁷。

ところが、こうした多くの親仏的な市民の熱狂をよそに、ヨーロッパの外交に巻き込まれるのを恐れたワシントン大統領は、4月23日、フランスとの軍事同盟を破棄して、戦争に中立の立場を貫くことを宣言した。チャールストンを発った「市民ジュネ」一行が遠路はるばる首都に入ると、「1万人もの群衆が連日のようにフィラデルフィアの街路に練り出し、ワシントンを屋敷から引きずり出すぞと脅し、政府の刷新を行うか、さもなければフランス革命を支持してイギリスとの戦争を宣言すべし、と激しく迫っていた」と、晩年ジョン・アダムズはフランス大使の来訪が引き起こした群衆の「恐怖（テロル）」を苦々しく回想している²⁸。

まだ若く野心家だったジュネは、1778年の米仏同盟を盾に、アメリカ人船員を私掠船に徴用し、イギリス領カナダや北米のスペイン植民地への遠征に乗り出す工作を開始した。当時連邦に編入されたばかりで合衆国への忠誠も確かではなかったケンタッキー州の有力者にもジュネは密使を送り、スペイン領西部を不法に占拠する計画を画策した。こうしたフランス大使の傲慢で不穏な動きは、新共和国アメリカへの明らかな内政干渉にあたるとして、ワシントン政権は憂慮すべき由々しき事態と受け止め、フランス政府に対してただちに大使の召還を求める行動に出た。親仏派の國務長官トマス・ジェファソンでさえジュネの事件を強い危機感を持って受け止めざるをえなかった。

フェデラリスト派の眼には、過激なジャコバン派勢力が伸張しつつあったフランスの革命政府は、もはやアメリカ独立精神の共感者というよりは、ヨーロッパ世界の権謀と粛清の継承者として映った。フランスの内政干渉と急進思想の合衆国への浸透は、何としても阻止されなければならなかった。フェデラリスト系新聞の主幹ウィリアム・コベット（William Cobbett）の推計によれば、95年だけでも2万人以上のリパブリカン派支持者が、「22の大市民祭、51のより小規模の祝祭、193回もの公的な祝宴」を執り行い、フランス軍のアムステルダム征圧を各地で祝賀した²⁹。ニューヨークやフィラデルフィアの港湾都市で盛大に執り行われたフラン

ス革命記念日のパレード、92年の「バルミーの戦い」を祝賀する親仏派市民の集会など、三色で飾られた帽章を誇らしげに身につけ、「自由・平等・友愛」の標語のもとに集結した民衆がしばしば公共空間を占拠する光景は、フェデラリスト派指導者にとって不吉な兆候と映った³⁰。ヨーロッパの急進思想と無知な民衆のエネルギーが、早晚脆弱な新共和国の瓦解を招きかねないと、彼らは危機感をいっそう深めていったのである。

4 言論の封じ込め—「外人法・扇動法」

新来の移民の多くを取り込んだ民主・共和協会が急増し、街頭の群衆行動が顕在化するなかで、建国期の政治文化を大きく二分させる直接的な触媒となったのは、ジェイ条約締結をめぐる論争と、その後勃発したフランスとの「疑似戦争」であった。イギリスに譲歩した内容を含むジェイ条約の批准をめぐる上院での非公開会議の様相が、95年6月にようやくリパブリカン派に伝えられると、リパブリカン派指導者は、急進的な移民の論客や編集者の助けを借りて、新聞や政治冊子を駆使してフェデラリスト派への一斉攻撃を開始した。両派の激しい論争は、連邦議会の議場を越えて今や新聞紙上での議論や群衆の抗議行動にまで拡大した。リパブリカン派の群衆は、特命使節団代表のジョン・ジェイを模倣した人形を燃やし、彼の弾劾要求を叫んだ。ニューヨークでは「(民主・共和)クラブの指導者たちが街角の至る所で市民を扇動せんとして長々と熱弁を振るう様が目撃されている」と、財務長官ハミルトンは苦々しく記した³¹。

ハミルトンの不安は、スコットランド系移民の亡命評論家、ジェームズ・カレンダー (James Thomson Callender) が、財務長官に対して誹謗中傷する一連の記事を掲載したときに現実のものとなった。93年春、フィラデルフィアに到着したばかりのカレンダーは、『アメリカン・デイリー・アドヴァタイザー』紙の助手の仕事を得て、アメリカ政治や外国事情に関する論説文を書き始めた。ほどなくして『フィラデルフィア・ガゼット』紙に移籍すると、ベイチの『オーロラ』紙をはじめ、リパブリカン系の新聞にイギリスの階級制度や政治腐敗を告発する記事やアメリカの貴族気取りのフェデラリスト派指導者を痛烈に批判する論説を寄稿した³²。

カレンダーが最初に標的としたのは、フェデラリスト派の急先鋒として周知されていたハミルトンであった。わけてもカレンダーは、ハミルトンの95年の合衆国銀行設立計画書を、イギリスの中央銀行を模倣して新共和国を貴族政と富裕者支配へ引き戻そうとする危険な政策と断じ、読者の注意を喚起した。彼の批判は財務長官主導の金融政策のみならず、ハミルトンの不道德な私生活の暴露にまで及んだ。

1791年の夏ごろから始まったとみられる当時23歳の人妻マリア・レイノルズ (Maria Reynolds) との不倫関係は、夫ジェームズによる財務長官への度重なる金銭的ゆすりに発展した。翌92年には一部の閣僚や連邦議員の間にはこの醜聞はゴシップとして流布したものの、ヴァージニア

の上院議員ジェームズ・モンローなどの仲裁を経て紳士たちの間で秘密裏に解決したかに見えた³³。だが、党派的亀裂が深まるにつれて、ハミルトンのゴシップはリパブリカン派の新聞編集者のもとに届けられた。公債のインサイダー取引疑惑とイギリス寄りの反共和主義者として、以前からハミルトンを攻撃してきたカレンダーにとって、このゴシップはハミルトンの政治経歴に事実上とどめを刺す絶好の機会であった。97年6月、カレンダーは『1796年時点での合衆国の歴史』を刊行し、人妻と財務長官時代のハミルトンの不倫関係を公に暴露した³⁴。

ハミルトンは自身の醜聞が広く「世論」に拡散したことに大きな動揺を覚えたが、彼にとって何としても払拭しなければならなかったのは、彼自身に纏わる公債のインサイダー取引疑惑であった。それは建国期の政治指導者、つまり「自然の貴族」として、彼の徳性と名誉がかかっていたからである。紳士たちのサークルを越えた「世論」における自身の評判が貶められるのを阻止するために、ハミルトンはすぐさま行動を起こした。同年『ある文書に関する考察』と題された政治冊子を刊行し、マリア・レイノルズとの不倫をハミルトンは率直に認めるとともに、この夫婦が金銭目的で彼に近づいた経緯を告白する一方で、彼が関与したと噂される金融取引スキャンダルに関してはきっぱりと否定した³⁵。ハミルトンは、冊子を世に問うことで私的な行為の誤りを認める代わりに、公共善に奉仕する政治家としての名誉を守ることを選んだのである。

この一連の醜聞事件は、いったい何を意味するのだろうか。リパブリカン派の批判の矛先は、単に敵対する党派の親英的な政策ではなく、フェデラリスト派の高圧的で貴族主義的な政治実践や私生活に向けられた。「啓蒙的知性」と「徳性」を備えた指導者と自負するフェデラリスト派の指導者にとって、政府に対する痛烈な批判や閣僚への個人的な誹謗中傷は、政権への信頼を損ねるばかりか、新共和国の政治秩序への重大な挑戦と受け取られた。フェデラリスト派指導者は、こうした事態をもはや看過することはできなかった。彼らは新たな民主的な言論空間の台頭を警戒しながらも、新共和国の秩序と安寧を護るために自らの新聞や政治冊子を通して積極的に「世論」形成に加わるようになった。

このとき、アダムズ政権にとって追い風となる事件が起きた。アダムズ大統領によってフランスに派遣された特命使節団が、フランス高官に賄賂を要求されたことが、フェデラリスト系の新聞によって報じられると、「自由・平等・友愛」のフランス革命政権のイメージは大きく損なわれ、親仏的なリパブリカン派は守勢に立たされた。この「XYZ」事件の後、フェデラリスト政権は「世論」を味方につけ海軍を増強し、フランスとの対決姿勢を鮮明したのである。

国内においては、敵対的な党派の存在を重く見たフェデラリスト派の指導者は、18世紀イギリスで国王および政権に対する反体制派の批判を封じる目的で制定された「扇動法」を模範に、アメリカ版の「外人法・扇動法」を導入することを真剣に検討するようになった。後年悪名高

い連邦法として知られるようになる、「外人法・扇動法」がアダムズ政権下で立法化されたのは、こうした緊迫した国内外の状況のもとであった。

「外人法・扇動法」は1798年6月18日から7月14日にかけて連邦議会を通過した4つの法律の束から成っている。第1の法律は、新たな「連邦帰化法」(The Naturalization Act)であり、95年の連邦帰化法を厳格化し、帰化要件として米国居住期間を5年から14年に引き上げた。さらに、新来の移民のみならず、国内のすべての外国人に登録することを義務づけた。第2法律は6月25日に導入され、第3法律とともに通称「外人法」と呼ばれる。第2の「外人法」(The Alien Friends Act)は2年間の時限立法であり、大統領に裁判なしで不穏な活動をする外国人を強制送還させるか、国内で拘禁させる権限を与えた。第3の「敵性外人法」(The Alien Enemies Act)は7月6日に承認されたもので、戦時下で大統領に国内に居住する敵性外国人を国外退去させる権限を承認した。7月14日に導入された第4の法律は、国内の治安維持を目的とする「扇動法」(The Sedition Act)にあたり、政府や閣僚を公然と批判し新国家の政治秩序を転覆させようとする新聞発行人や編集者を主に取り締まり、処罰する狙いを持った1801年3月3日まで有効とする時限立法であった。

新しい「連邦帰化法」の目的は、ヨーロッパおよび西インド諸島からの急進思想を持つ移民やフランス系白人亡命者の帰化申請要件を厳格化し、リパブリカン派に流れる移民票を抑制することにあった。また、この98年の帰化法は州政府に対する連邦主導の帰化手続きの優越性を主張するものでもあったが、各州が有する市民権規定との齟齬も手伝って実行力に乏しかった。結果的に、ジェファソン政権下の1802年にこの法律は廃止されることになる。

法案の連邦議会への提出とともに激しい議論を巻き起こしたのは、第4の「扇動法」であった。新聞やパンフレットなど印刷媒体による「世論」形成について、ポスト革命世代の政治指導者は、フェデラリスト派であれリパブリカン派であれ、その重要性を認識するようになっていた。しかし、いまだ共和国における「党派」の存在を危険視し、政党制を容認できない建国期の政治指導者にとって、ひとたび「人民」によって選出された政権がデマゴグによって公然と批判の対象とされ、閣僚の名誉を汚すような記事が「公共圏」にさらされるのは為政者への人民の尊敬と信頼を失わせる由々しき事態と映った。とりわけ、エリート主義的なフェデラリスト派の指導者は、脆弱な新共和国を安定させるべく、不遜な反乱分子を早急に取り締まる措置を講じることを決意した。コモンローの伝統に精通していた教養あるフェデラリスト派指導者にとって、扇動法によって反体制派の新聞発行人や編集者を封じ込む策を取ることは違法とは思えなかった。

1797年から1801年初頭までフェデラリスト政権によって扇動罪で告発された者は、総計で17名であり、98年の扇動法のもとで14名、伝統的なコモンローのもとで告発された者が3名で

あった³⁶。そのうち12名が印刷業者あるいは執筆業に関わる人々であり、これは、彼らが従来の中立的な立場を離れて、党派的なフォーラムを提供することでより広く多面的な「世論」形成に重要な役割を果たすようになったことを如実に示す。アダムズ政権は、反政府批判を繰り返してきたフィラデルフィアの『オーロラ』紙編集者ベンジャミン・フランクリン・ベイチと彼の後継者ウィリアム・デュアン、ボストン『インディペンデント・クロニクル』紙の編集者トマス・アダムズ、ニューヨークの『アーガス』紙のトマス・グリーンリーフ、ペンシルヴェニアの『サンバリー・アンド・ノーザンバーランド・ガゼット』紙編集者トマス・クーバー、リッチモンドの『エグザミナー』紙主幹ジェームズ・カレンダーなど、リパブリカン派の新聞編集者や急進的な寄稿者を次々に扇動罪で告訴した。ところが、こうしたフェデラリスト派の強権的なやり方に対して、リパブリカン派はそれをアメリカ革命の精神に反するものであり、何よりも合衆国憲法違反であると主張して、広範な抗議行動を引き起こした。与党の政策は裏目に出て、この悪名高い法律は、逆に合衆国の至る所で反体制的な新聞や印刷物の増加をもたらす皮肉な結果を招くことになった。

5 抵抗—ケンタッキー・ヴァージニア決議

トマス・ジェファソンやジェームズ・マディソンに率いられたリパブリカン派指導者は、「外人法・扇動法」を貴族的で専制的なフェデラリスト政権による「君主政」や「恐怖政治」の始まりと見なした。そして彼らはこれらの連邦諸法に反発して、権利章典を盾に憲法違反とし、州内では無効であると主張した。まず、1798年11月16日、ケンタッキー決議が州議会を通過し、12月24日にヴァージニア決議がそれに続いた。ほどなくこの二つの決議は、各地の主要な新聞の紙面に掲載された。当時、ケンタッキー決議の草案をジェファソンが起草し、ヴァージニア決議をマディソンが起草したことは一般には公表されていなかったものの、両者ともひとたび州政府が有害な連邦法を黙認するならば、将来にわたり連邦権力の限りなき乱用に道を開くことになることと危惧して、「外人法・扇動法」の制定がもたらしうる共和政体への重大な脅威を広く「世論」に訴えたのである³⁷。

翌99年にはケンタッキー・ヴァージニア決議をめぐるニューハンプシャーからペンシルヴェニアにかけて各州議会で大きな議論が巻き起こった。各地の代表的な新聞はヴァージニア・ケンタッキー決議に関する多くの文書や論説を一斉に掲載したので、一般の読者も容易に決議の内容と各州議会の対応を逐一追うことができた³⁸。実際、他の州議会がケンタッキー・ヴァージニア決議の呼びかけに追従して、連邦法を拒否する事態は起こらなかったが、多くの民衆は強権的な連邦諸法をめぐる新聞や政治冊子の議論を注視した。

マサチューセッツ州デダムでは、デイヴィッド・ブラウン (David Brown) という流浪の反

政府主義者にたきつけられた群衆が「自由の柱」を打ち立て、「外人法・扇動法」への抗議を露わにした。柱には「印紙法反対、扇動法反対、外人法反対、地租税反対、アメリカの専制者は失脚せよ、平和と大統領の引退を、副大統領万歳！」と記された札が貼られていた³⁹。独立革命時の反英抵抗運動を連想させるような自由の柱の周りに、現政権に対する不平分子が集結している様に驚愕した地元のフェデラリスト派は、ただちにデダムの自由の柱を切り倒した。このニュースを耳にしたデダム出身の下院議員、フィッシャー・エイムズ（Fisher Ames）は、「自由の柱は倒されたが、扇動の悪魔は不死身であり、われわれ聖者は、悪魔との絶え間ない闘争を繰り広げるのだ」と警戒感を強めた⁴⁰。

6 「言論・出版の自由」—新しい「世論」の解釈

このような状況のもとで「扇動法」に関する憲法修正第1条の解釈をめぐることは、フェデラリスト派とリパブリカン派の間で認識の相違がしだいに浮き彫りになった。結果的に、扇動罪で起訴された裁判を通して「言論・出版の自由」は、新たに近代的な法解釈を帯びることになる。扇動罪は、もともと君主制下のイギリスで国王が不平分子や政府役人を誹謗する印刷業者を取り締まるためにしばしば適用してきた常道手段であり、伝統的なコモンローに則って施行された。18世紀中葉の権威あるイギリス人法学者、ウィリアム・ブラックストンの『イギリス法釈義』（1765年）によれば、イギリスの「言論・出版の自由」とは、言論の自由や印刷物の自由な出版を認めること（ヨーロッパの君主制国家で実施された事前の検閲の廃止）であり、事後に発言や刊行物の中に扇動罪に値する内容が含まれている場合には十分に起訴の対象になりえた。名誉棄損・誹謗罪のなかには政府批判、官吏批判、宗教批判などが含まれるが、わけでも重く受け止められたのは、公権力または権力者個人に対する公の批判で告発される扇動罪であった。そうした行為は君主政体への明らかな挑戦であり、平和を乱し、社会秩序の根幹を揺るがす重罪と考えられたからである。

イギリスのコモンローの伝統は、アメリカ植民地へと持ち込まれ受け継がれていった。大西洋を挟んで3,000マイル離れた北米植民地では、本国イギリスほど君主制は強固に根づくことはなかったし、扇動法が頻繁に施行されることもなかった。先述したように、1730年代のニューヨーク植民地における「ゼンガー裁判」の事例でも、印刷業者ゼンガーが総督への扇動的誹謗罪（seditious libel）で起訴された際にも、アメリカでは告訴の対象になった刊行物の内容についての真偽が争点として裁判が争われた。政権を公然と批判すればただちに処罰された、一方的なイギリス法とは異なり、18世紀半ばには北米大陸での扇動法の適用は、アメリカの風土に合うように一部改められてきたのである。

1790年代後半のフランスとの緊迫した「疑似戦争」の最中に、アダムズ政権が治安維持を狙っ

て「外人法・扇動法」の導入に舵を切ったとき、同時代のイギリスの扇動法の先例に倣ったのは不思議なことではない。だが、アメリカにおける政府批判のかどで起訴される扇動罪は、その批判内容が真実であることを被告（批判者）、つまり多くは印刷・出版者側が立証しなければならず、情報源を為政者が握っている以上、現実にはそうすることは困難であった。アダムズ政権が導入した98年の扇動法も「アメリカ化」されたものであり、フェデラリスト派指導者からすれば、イギリスの扇動法に比べて穏当で啓蒙的なものとみなされた。公権力と政府役人に対する誹謗中傷を繰り返し、治安の攪乱を図ろうとする親仏的で侮辱的なリパブリカン派の新聞発行人や編集者を封じ込むことは、フェデラリスト派にとっていまだ脆弱な新共和国の安寧と秩序を維持するうえで必要な法的措置であった。

もちろん独立革命を経たフェデラリスト派の世代は「世論」の重要性を認識しており、共和国の政治は「世論」の支持のもとで行われるべきだという合意があった。しかしながら、彼らにとって「世論」とは良識ある紳士の間で理性的で抑制された言論空間であり、無知で粗野な民衆の声を反映するものではなかった。怪しげな移民や急進思想かぶれの亡命者、無教養な職人や下層民たちの無数の声からなる言論空間は、共和国の政治にとって有害なばかりか秩序の崩壊につながる危険なものであった。「健全な共和国には、外国人、反抗的なアイルランド人、西インド諸島の黒人たちを追放するか、受け入れを拒否する権限が必要なのは明白である。理性はジャコバンの輩によって蔑ろにされたし、ねじ曲げられることさえおおいにあらう。その危険が増しているのだ」と、保守派のエイムズはボストンの友人に宛てて切迫した危機感を吐露した⁴¹。

1800年初頭、リパブリカン派の新聞編集者ジェームズ・カレンダーは、『われわれの眼前の見通し』（*The Prospect before US*）を出版し、アダムズ政権を「悪質な激情を伴う連続した嵐の治世」であり、その目的は「敵対する党派の感情を逆なでし、自分の意見とは異なる者はすべて抹殺する」ことにあると痛烈に非難した。また、大統領は「口を開くかペンを執れば、かならず脅しつけて、叱るのだった」とアダムズの高圧的で気難しい性格を揶揄した⁴²。この政治パンフレットは各地で再版されたばかりか、カレンダーは自ら大統領に冊子を送りつけた。この不遜な編集者は、すでにフェデラリスト派指導者の間では飲んだくれのスコットランド移民で「下劣な小男」として知られていたが、リパブリカン派にとって、彼の鋭い論法と歯に衣着せぬ政府批判は得難い論客の一人であった。後年自身がカレンダーの執拗な攻撃対象にされるまで、ジェファソンは彼を奨励するとともに、彼の著作を積極的に購入し、資金的援助さえ厭わなかったほどである。

この挑発的な冊子が扇動法に抵触すると判断されるのは、時間の問題であった。冊子に目を通したフェデラリスト派のサミュエル・チェイス（Samuel Chase）最高裁判事は、すぐさま

行動に出た。彼はこれまでも閣僚の個人攻撃や政権批判を繰り返してきたことがあったリッチモンドの悪名高い編集者を、大統領に対する扇動的誹謗罪で裁くためにヴァージニアへと赴いた。この裁判は、反対決議が表明された州においても扇動法が強制されるのかどうかの試金石となる判例になった。カレンダーはほどなく逮捕され、起訴された。チェイス判事は司法官に命じて陪審員からリパブリカン支持者をほぼ全員除外した⁴³。彼は、「ヴァージニア州の法律家に出版の自由と放縦の間の相違を教え込む」つもりであった⁴⁴。

98年夏、「外人法・扇動法」が制定されて以来、フェデラリスト派とリパブリカン派双方はこれら諸法の合憲性、とりわけ憲法修正条項第1条の原意をめぐって激しい論争を展開した。「言論または出版の自由を制限する」ことを禁じる条文について、フェデラリスト派の論客はイギリスのコモンローに依拠して修正条項は「事前の制限 (prior restraint)」の禁止を意味するものであり、発言後や印刷物の刊行後にはその法的な適用を受けるものではないとして「扇動法」は憲法違反にはあたらないと強調した⁴⁵。さらにフェデラリスト派は、連邦政府が権力者への悪意に満ちた誹謗中傷や、社会秩序を混乱させかねない過激な刊行物を取り締まる権限を有するのは、行政執行上不可欠であると重ねて連邦法を正当化した。また、「真実」と「虚偽」は区別されるべきであり、公共で表明された意見や出版内容に「虚偽・欺瞞」があれば、起訴され、処罰を受けるのは当然である、と彼らは主張した。

カレンダーの弁護団は、3名のリパブリカン派の有能な法律家で編成された。なかでも、1年前に「ホルテンシウス」という匿名で『出版の自由に関する論説』を刊行して一躍世間の耳目を集めたヴァージニア州ピーターズバーグの弁護士、ジョージ・ヘイ (George Hay) が弁護団に加わっていた⁴⁶。英国の慣習法と違って、言論・出版の自由は制限されてはならないと合衆国憲法では明文化されているので、どこで「自由」が終わり、どこから「放縦」が始まるのか、誰も判断できないのならば、何人も「放縦」を禁じる法律の適用範囲を確定できないのは明白である。したがって出版物の「放縦」を制限する法は制定されえない、とヘイは反論した。また、彼は事実 (fact) と意見 (opinion) の違いを強調して、「扇動法」で言及されている「誤った意見」に反駁することは、事実の矛盾を突くよりもさらに難しいとして、「多くの事例で事実と意見の区別をするのは甚だ困難であり、検討対象の法律 (扇動法) ではどのような基準も与えられていない」と指摘した。彼によれば、政府や為政者に関する「意見」は人により多様であり、どんなに聡明であったとしても判事や陪審員がその真偽を簡単に判断できないとすれば、「誤った見解」であれ「悪意に満ちた見解」であれ、すべての政治的意見は許容されるべきであると主張した。「言論・出版の自由とは、あらゆる類の法的統制から完全に免除されていることを意味し、したがってこの権利の制限にあたる扇動法は自由の剥奪であり、憲法で明示的に禁じられているのだ」と、ヘイは結論づけた⁴⁷。

コモンローの伝統を重視するフェデラリスト派のチェイス判事は、カレンダーの無実を証明するためには、彼の政治冊子のなかで述べられた意見が事実として正しいことを証明できるかどうかにかかっていると踏んでいた。これに対して弁護に立ったヘイは、「大統領の《激情》が《悪意ある》ものだったと、どのようにして証明し、誤りだと反証しうるのでしょうか」と問い、「執筆者が言及する状況、つまりアダムズ氏が自制心を欠き激情的であると彼が思うような状況は、違った政治信条をもつ者には、彼は実直で高潔な愛国者なのだということを示すだけでしょう」と述べて、「意見」はどの立場で見ると異なるのであり、その真偽の立証を求めるのは無駄なのだと言破した⁴⁸。

他方、検察官と弁護人双方の弁論の後、チェイス判事は被告に対して「人民の間に不協和音」の種をまくことの害悪を論じ、アダムズ大統領へのカレンダーの批判は「人民そのものへの攻撃」と同じなのだと指摘した⁴⁹。結局、フェデラリスト派の陪審員が多数を占めたカレンダー裁判は有罪の判決を下した。カレンダーには9か月間の投獄が言い渡され、200ドルの罰金も科せられた。

カレンダーの裁判事件ではフェデラリスト派の主張が認められたものの、1800年までにリパブリカン派の支持層が優勢になるにつれて、「世論」とは自由で多様な意見の集積物であり、民主的な言論空間であるとする解釈がしだいに有力になった。1801年3月、大統領就任演説でジェファソンは、宗教的不寛容と同じように「悲惨で血なまぐさい迫害」をもたらす「専制的で邪悪な政治的不寛容」を支持したとしても、得るものはほとんどない、と暗に前政権を批判した。さらに彼は、「あらゆる意見の相違は原理の違いではありません」、共和政体の保全のためには「誤った意見」も許容されるべきであり、それを正すには理性に委ねればよいのですと述べたとき⁵⁰、ジェファソンは『出版の自由に関する論説』で展開されたヘイの論理に依拠して、19世紀初頭の自由主義的で民主的な言論空間の出現を是認したのであった。

おわりに

これまで考察してきたように、1798年の「外人法・扇動法」の導入をめぐる論争は、アメリカ建国期の政治文化の変容に重大な影響を及ぼした。フェデラリスト派の指導者は「世論」を、徳と教養を持ち合わせた少数の紳士たちの間に存在する限定された言論空間であるべきだと考えており、それはたぶん古典的共和主義の世界観に根ざした観念であった。

1790年代にはフェデラリスト派に対抗してリパブリカン派が、民主・共和協会など様々な自発的な結社を拠点に勢力を伸ばした。リパブリカン系新聞の投稿者のなかには新来の移民、都市部の職人や地方の農民も含まれ、多様な市民の声が「世論」の形成に少なからぬ影響力を及ぼすようになった⁵¹。たとえば、マサチューセッツ州の名もなき農夫ウィリアム・マニング

(William Manning) は、90年代にアメリカ社会が富裕な紳士層の「少数者」と貧しい庶民の「多数者」に急速に分極化する様子を憤慨すると同時に、自らペンをとってフェデラリスト政権の貴族的圧政を糾弾する政治冊子を執筆した。

マニングの『自由の鍵』(1799年)は、独立革命以後様々な経路で入手し得た新聞や政治冊子を通して、政治に目覚めた片田舎のごく平凡な農夫が、いかに当時のアメリカ社会の状況を見るようになったのかを如実に示している。「法の知識や官職に就く人々全員の性格、能力、仕事ぶりについての知識、選挙で団結するかもしれぬ互いの感情や境遇に関する情報は、自由の維持には絶対に必要です。この情報は、言論、出版、結社の自由や互いの通信がなければ得られません。ゆえに少数者は、こうしたすべての重要な権利や特権を人民が行使したり、拡充しないように脅して退けたり、あるいはおだてたり、だましたりする労苦や策略を惜しまないのです」と、マニングは公共での自由な情報交換の重要性を説いた⁵²。このとき、彼の脳裏には激しい論争を呼んだ「扇動法」があったに違いない。

「世論」は教養のある富裕な「少数者」のための言論空間であり、為政者はそれが無知で無責任な「多数者」の声によって攪乱されないようしっかり監視し、統制すべきであるというフェデラリスト派の信念は、各地で多数の新聞や政治冊子を駆使したりパブリカン派のゲリラ的な反政府批判によって大きな挑戦を受けた。フェデラリスト派が98年の連邦議会で「外人法・扇動法」を立法化してまで反体制勢力を抑え込もうとした背景には、市民生活への連邦権力の統制の意志を示すと同時に、言論空間の急速な拡大に伴い台頭した、反エリート主義で民主的な政治文化の奔出を目の当たりにした彼らの深刻な危機意識があった。

結局、ジョン・アダムズ大統領を政権の座から引きずり下ろすことになったのは、「外人法・扇動法」に猛反発したりパブリカン系メディア媒体による反体制批判の一般市民への広範な浸透であり、フェデラリスト派内で主流を占めたハミルトン派閥によるアダムズ離反であった。時限立法だった連邦扇動法は1801年に廃止されるものの、印刷媒体の拡大は、近代的公共圏において各地で名誉棄損罪訴訟を急増させることになった。1804年、ニューヨーク州でフェデラリスト系新聞のある編集者が名誉棄損罪で起訴された裁判事例で、弁護に立ったハミルトンが、どのような意見であれ、「健全な動機」から自由に「真実」を語る権利を主張したとき、それは権力の乱用を監視し牽制するために「言論・出版の自由」は不可欠であると訴えたりパブリカン派の見解を事実上受け入れたことを意味した⁵³。まさにこの理解に基づいた近代的「世論」の胎動こそが、今日しばしば個人攻撃と激烈な選挙キャンペーンを伴うアメリカの熱気溢れる政治風土を醸成したといえよう。

註

- 1 Thomas Jefferson to Edward Carrington, January 16, 1787, in *The Portable Thomas Jefferson*, ed. Merrill D. Peterson (New York: Penguin Books, 1975), 415.
- 2 1950年代初頭の国内治安維持法の制定やマッカーシズムの嵐をうけて、市民的自由に関する個別研究が盛んに行われた。次の2冊の重要な研究書が出版された。John C. Miller, *Crisis in Freedom: The Alien and Sedition Acts* (Boston: Little, Brown and Company, 1951); James Morton Smith, *Freedom's Fetters: The Alien and Sedition Laws and American Civil Liberties* (Ithaca, New York: Cornell University Press, 1956). また、歴史家ホーフスタッターは、アメリカ史において繰り返されてきた異常な政治的ヒステリーを「パラノイド様式」と呼び、事例の一つとして1790年代のフェデラリスト派の被害妄想的な反応に言及している。Richard Hofstadter, *The Paranoid Style in American Politics and Other Essays* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1964), 10-15.
- 3 Charles E. Clark, *The Public Prints: The Newspaper in Anglo-American Culture, 1665-1740* (New York and Oxford: Oxford University Press, 1994), 84.
- 4 Carol Sue Humphrey, *The American Revolution and the Press: The Promise of Independence* (Evanston, IL: Northwestern University Press, 2013), 33.
- 5 18世紀末までは、印刷業者と新聞発行人はまだ分業していなかった。たとえば、ベンジャミン・フランクリンは印刷業を営みつつ新聞の刊行にも関与していた。当時北米では印刷業者が新聞発行人や出版業者を兼ねていた事例は、一般的なことであった。
- 6 William B. Warner, *Protocols of Liberty: Communication Innovation and the American Revolution* (Chicago and London: University of Chicago Press, 2013), 31-50.
- 7 Jeffrey L. Pasley, *"The Tyranny of Printers": Newspaper Politics in the Early American Republic* (Charlottesville and London: University of Virginia Press, 2001), chap. 2.
- 8 Pauline Maier, *From Resistance to Revolution: Colonial Radicals and the Development of American Opposition to Britain, 1765-1776* (New York: Vintage Books, 1974), 65-66.
- 9 今日われわれが「フィラデルフィア会議」における議論の詳細を知ることができるのは、1820年代に政界を引退していたジェームズ・マディソンが、後世のために憲法制定会議の私的な議事録とそれに関する書簡を公刊することを決意したからであった。
- 10 Maier, *Ratification: The People Debate the Constitution, 1787-1788* (New York: Simon & Schuster, 2010), chap. 3.
- 11 Quoted in Maier, *Ratification*, 333.

- 12 ニューヨークの新聞紙上に発表された論説を編纂したものが、後にアメリカ政治学の古典として知られる『ザ・フェデラリスト』である。執筆者はジェームズ・マディソン、アレグザンダー・ハミルトン、ジョン・ジェイであり、おびただしい数の書簡を通して教養ある紳士間の「親密圏」を構成していた。
- 13 Saul Cornell, *The Other Founders: Anti-Federalism and the Dissenting Tradition in America, 1788-1828* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1999), 75.
- 14 Quoted in Richard N. Rosenfeld, *American Aurora: A Democratic-Republican Returns* (New York: St. Martin's Press, 1997), 30.
- 15 See Richard Hofstadter, *The Idea of a Party System: The Rise of Legitimate Opposition in the United States, 1780-1840* (Berkeley, CA: University of California Press, 1969), chap. 2.
- 16 Robert H. Wiebe, *The Opening of American Society: From the Adoption of the Constitution to the Eve of Disunion* (New York: Vintage Books, 1985), 14.
- 17 Joanne B. Freeman, *Affairs of Honor: National Politics in the New Republic* (New Haven, CT: Yale University Press, 2001), 167
- 18 この独特な「名誉の文化」の格好の事例として、初代財務長官を務めたアレグザンダー・ハミルトンの生涯を挙げることができる。1804年夏、宿敵アーロン・バーとの決闘で命を落とす前に、彼は自身の名誉を賭けて10度もの果し合いを経験した。
- 19 Matthew Rainbow Hale, "On Their Tiptoes: Political Time and Newspapers during the Advent of the Radicalized French Revolution, circa 1792-1993", *Journal of the Early Republic*, 29, no.2 (Summer, 2009): 194-98.
- 20 Robert Porter, *An Oration, to Commemorate the Independence of the United States of North-America ...* (Philadelphia, 1791), 17.
- 21 Terri Diane Halperin, *The Alien and Sedition Acts of 1798: Testing the Constitution* (Baltimore, MD: Johns Hopkins University Press, 2016), 15.
- 22 Charles Slack, *Liberty's First Crisis: Adams, Jefferson, and the Misfits who Saved Free Speech* (New York: Atlantic Monthly Press, 2015), 16.
- 23 Edward C. Carter II, "A 'Wild Irishman' Under Every Federalist's Bed: Naturalization in Philadelphia, 1789-1806," *Pennsylvania Magazine of History and Biography*, 94, no. 3 (July 1970): 332.
- 24 Eve Kornfeld, "Crisis in the Capital: The Cultural Significance of Philadelphia's Great Yellow Fever Epidemic," *Pennsylvania History* 51, no. 3 (July 1984): 195.
- 25 Slack, *Liberty's First Crisis*, 117.

- 26 Stanley Elkins and Eric McKittrick, *The Age of Federalism: The Early American Republic, 1788-1800* (New York and Oxford: Oxford University Press, 1993), 694.
- 27 David Waldstreicher, *In the Midst of Perpetual Fetes: The Making of American Nationalism, 1776-1820* (Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 1997): 134-35.
- 28 Quoted in Gordon S. Wood, *Empire of Liberty: A History of the Early Republic, 1789-1815* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2009), 185-86.
- 29 Simon P. Newman, *Parades and the Politics of the Street: Festive Culture in the Early American Republic* (Philadelphia, PA: University of Pennsylvania Press, 1997), 135.
- 30 Waldstreicher, *In the Midst of Perpetual Fetes*, 131-32.
- 31 Quoted in Sean Wilentz, *The Rise of American Democracy: Jefferson to Lincoln* (New York and London: W.W. Norton, 2005), 67.
- 32 Smith, *Freedom's Fetters*, 335-36.
- 33 Freeman, *Affairs of Honor*, 70-72.
- 34 Slack, *Liberty's First Crisis*, 62-63.
- 35 Rosenfeld, *American Aurora*, 32-33.
- 36 Halperin, *The Alien and Sedition Acts of 1798*, 73.
- 37 ジェファソンもマディソンも、不当な連邦法に対する合衆国憲法で委ねられている州権の優越を主張してフェデラリスト政権と対抗した。ケンタッキー決議でジェファソンは合衆国憲法を「諸州間の盟約」とみなしたが、マディソンはヴァージニア決議の中で連邦共和国における最終権限は「人民」にあるとして抑圧的な連邦法の導入を批判した。両者ともユニオンの維持を所与のものとして論陣を張っており、19世紀前半に関税論争や奴隷制拡張をめぐってケンタッキー・ヴァージニア決議が「南部州権論」の根拠として言及されることになるのは、当時の彼らにとって想定外であった。
- 38 Frank M. Anderson, "Contemporary Opinion of the Virginia and Kentucky Resolutions," *American Historical Review*, 5 (October 1899 to July 1900): 225-52.
- 39 Boston *Independent Chronicle*, Nov. 12, 1798.
- 40 Fisher Ames to Jeremiah Smith, Nov. 22, 1798, in W.B. Allen, ed., *Works of Fisher Ames as Published by Seth Ames* (Indianapolis, IN: Liberty Fund, 1984), 2: 1296-97.
- 41 Fisher Ames to Christopher Gore, December 18, 1798, in *Works of Fisher Ames*, 2: 1304.
- 42 James Callender, *The Prospect Before Us* (Richmond, VA, 1800), 30-31.
- 43 Smith, *Freedom's Fetters*, 348.
- 44 Slack, *Liberty's First Crisis*, 206.

- 45 Miller, *Crisis in Freedom*, 79–81.
- 46 Slack, *Liberty's First Crisis*, 170.
- 47 George Hay, “*Hortensius*” *essay on freedom of speech*, in *The Sedition Act Trials—Historical Background and Document*, History of the Federal Judiciary, Federal Judicial Center, http://www.fic.gov/history/home.nsf/page/tu_sedition_hd_hav.html (accessed September 13, 2016).
- 48 Slack, *Liberty's First Crisis*, 209–210.
- 49 Geoffrey R. Stone, *Perilous Times: Free Speech in Wartime, from the Sedition Act of 1798 to the War on Terrorism* (New York and London: W.W. Norton, 2004), 62.
- 50 T. Jefferson, “First Inaugural Address,” March 4, 1801, in *The Portable Thomas Jefferson*, 291–92.
- 51 Pasley, “*The Tyranny of Printers*,” 193–94. 建国期には婦人と同様に一部の自由黒人でさえ、開かれた公共圏において自らの意見を表明するようになった。次の論文を参照。David N. Gellman, “Race, The Public Sphere, and Abolition in Late Eighteenth-Century New York,” *Journal of the Early Republic* 20, no. 4 (Winter 2000): 607–36.
- 52 William Manning, “The Key of Liberty” (1799) in *The Key of Liberty: The Life and Democratic Writings of William Manning, “A Laborer,” 1747–1814*, eds. and with an introduction by Michael Merrill and Sean Wilentz (Cambridge, MA: Harvard University Press., 1993), 140. 拙稿「共和国と市民の創生」アメリカ学会訳編『原典アメリカ史—社会史史料集』, 岩波書店, 2006年, 83–91頁参照。
- 53 Halperin, *The Alien and Sedition Acts of 1798*, 126–27.

Republicanism, Anti-Authoritarianism, and Immigration in the Early American Republic: The Alien and Sedition Acts Revisited

HIGOMOTO Yoshio

Many scholars have debated the causes and implications of the Alien and Sedition Acts of 1798. Some regarded the legislation of these federal acts as part of the “paranoid style” in American politics. Others saw them as the first critical test case of the first Amendment of the U.S. Constitution. However, these views are somewhat too present-

minded to explain the real anxiety of political leaders of the post-Revolutionary generation. Based on a study of recent developments in print culture, this paper attempts to reinterpret what the Alien and Sedition Acts really meant in their historical context.

In the aftermath of the September 11 terrorist attacks in 2001, the Bush administration declared a “War on Terror.” The president capitalized on patriotic public support for his leadership and introduced repressive measures to restrict the civil liberties of immigrants from countries associated with Islamic terrorism.

Back in the late 1790s, Americans found themselves in a similarly critical situation: they experienced a turbulent period of highly-factional politics stirred up by a large influx of Irish and French immigrants, outbreaks of yellow fever epidemics, and the war between Great Britain and France. The Federalists saw democratic-republican associations mushrooming all over the coastal cities. The Republicans, who had the strong support of immigrants and ordinary people, on the other hand, used the explosive growth of print media to launch severe criticisms against the pro-British, “aristocratic” Federalist administration. Highly alarmed by this democratic trend in the “Quasi-War” with France, the Federalist leaders introduced the notorious Alien and Sedition Acts in 1798.

The Alien and Sedition Acts were composed of four acts; the Naturalization Act, the Alien Friends Act, the Alien Enemies Act, and the Sedition Act. Among them, the Sedition Act caused the most intense debate over the constitutionality of the act, concerning the right to freedom of speech and press. From the perspective of print culture, however, this debate went beyond legality: it involved a redefinition of “public opinion” in the transitional period of the premodern political culture based on “honor” and “deference.”

According to the Federalists, who abhorred the rise of this crude form of democracy in the early republic, “public opinion” should be carefully monitored by educated, wealthy gentlemen like themselves. While the Federalist leaders still clung to the traditional, elitist concept of “public opinion,” the Republicans, with the avid support of many new immigrants, artisans and farmers, came to invent the modern concept of public opinion, defined as simply “an aggregation of individual sentiments.” It was only in this transformation of the concept of “public opinion” that we can fully understand the intensity of the debate over the Alien and Sedition Acts in the early Republic and the role of media in the current election.

1887年「革命」前後のハワイ福音派による宗教・政治的運動 ——ユニオンを求めて

山本 貴裕

はじめに

1887年6月14日、ホノルルのベテルユニオン (Bethel Union) 教会は、その前月にフォートストリート (Fort Street) 教会から示された教会合併案について協議し、賛成49票、反対24票でその受け入れを決定した。前者はもともとホノルルに寄港する捕鯨船の船員のために、後者はホノルル在住の外国人のために設立された教会であった。だが捕鯨産業のピークを過ぎたこの時期には、両者の性格は次第に似通り、ともにホノルル在住の外国人の教会となっていた¹。両者とも、特定の教派の形式を守ることよりも、教派の垣根を越えて福音伝道や社会改革を推進することを優先させる、「福音派 (evangelical)」² の教会であった。両者の合併によりハワイ福音派の勢力は結集した。

合併決定の約2週間後の6月30日、福音派の宣教師の子孫を核とする秘密結社ハワイアンリーグが、民兵組織ホノルルライフルズの武器庫で「現在の悪政とその是正方法を考えるため」の市民集会を開催した。翌7月1日、ハワイ福音派の月刊新聞『フレンド』の編集者に、同リーグのメンバーであったセレノ・ビショップ (Serenno Bishop) が新しく就任する。2日後の7月3日の日曜日、合併を決めた二つの教会の教会員がフォートストリート教会ではじめての合同礼拝を行う³。カラカウア (Kalākaua; 在位1874年～1891年) 国王が武力による威嚇のもとで国王の権力を制限する「銃剣憲法 (Bayonet Constitution)」への署名を強要されたのは、その3日後の、7月6日のことであった。

こうした出来事の連鎖は銃剣憲法が外国人福音派共同体の「政治と宗教の両面」での関与によりもたらされた可能性を示唆しているが、従来のハワイ史の記述ではこの点はほとんど考察されてこなかった。銃剣憲法やその後のハワイ王国の転覆はもっぱら「世俗化した」宣教師の子孫たちによって計画・実行されたものである、という点が強調され、そこには宣教師の子孫の背後にいた「敬虔な」外国人福音派の姿は見えてこない⁴。このような歴史記述の空白は、実は宣教師に関する歴史研究全般にみられる傾向でもある。米宗教史家ウィリアム・ハチソンは、宣教師が歴史研究において「影の存在」であり続けてきたと指摘し、その理由について、彼らがりべらるな歴史家にとって「気まずい」存在であったからだと分析している。彼らは「悪役として扱うには立派すぎるし、英雄にして扱うには押しつけがましく、独善的すぎる」

それゆえにこの題材は避けられる傾向にあった。その空白を埋めてきたのが、彼らの賞賛者による聖人伝と、彼らの批判者による否定的なステレオタイプ化であった、とハチソンは言う⁵。宣教師の扱いにくさは、ハワイ王国転覆という文脈においてはさらにその度合いを増す。

だが、1990年代以降、ハワイ語の史料に基づくハワイ史の再構築を試みるハワイアン歴史家たちによって、その空白の一部が埋められてきた⁶。彼女らによれば、2000年以上にわたるハワイ史において宗教と政治は常に切っても切り離せない関係にあった。ハワイの伝統社会では「モイ (Moi; 王)」の権威は「カフナ・ヌイ (Kahuna Nui; 王の宗教的助言者)」の承認によって支えられていた。米外国伝道委員会 (American Board of Commissioners for Foreign Missions; 以下、アメリカンボード) から派遣され、1820年にハワイに到着した宣教師は、このような政教一致の構造のなかに迎え入れられたため、必然的に政治にもかかわるようになったのであり、ハワイ王国転覆はその帰結であった、と彼女たちは指摘する。彼女たちの研究は、従来のハワイ史研究ではあまり注目されることのなかったハワイアンの宗教・政治的伝統の根強さを描き、福音派の宣教師がそのなかに取り込まれると同時にそれを変革していく様子を描いた点で重要である。その一方で、彼女たちがハワイ王国転覆に密接にかかわったとして批判する宣教師が、どのような論理に基づきそうしたのかという点については「資本主義の精神の代表としてのカルヴァン派」という抽象的な説明以外には踏み込んだ考察がなされていない。

一方で、彼らの論理について具体的な手がかりを与えてくれるのが、エスノカルチャー的視点から19世紀合衆国における政治と宗教の密接な関係を考察した、1970年代の政治史家たちの研究である。その一人、ポール・クレップナーは19世紀後半の合衆国における第三政党制のもとの人びとの政治行動を詳細に分析した研究のなかで、彼が「福音主義的敬虔主義者 (evangelical pietist)」と呼ぶ人びとの宗教性や、それと密接に関連した政治性について指摘しているが、それは彼らと同じ宗教的伝統に属していた同時代のハワイの福音派宣教師の分析にも有効であると考えられる。クレップナーによれば、「福音主義的敬虔主義者」にとって救いの道は、人間が神と直接向き合うことから起こる「ボーンアゲイン (born again)」と呼ばれる魂の再生を経験することであり、また、その救いの経験は回心者のその後の生活に持続的影響を与え、必ず「正しい行動」という結果につながると理解されていた。こうした宗教性から彼らは、救われた者には他人のために「良いこと」をする道徳的責任があると考え、自らの社会を聖化し、道徳的に統合しようとした。聖と俗を区別しないこうした態度は、彼ら特有の政治文化を生み出し、それは共和党と共鳴した。彼らは、政府には個人と社会の聖化を妨げる「罪 (sin)」を根絶させる義務があると考え、そのためには政府の強制力の行使も辞さなかった。彼らの世界観のなかでは、回心と社会的責任と法的強制が一直線につながっていた⁷。

19世紀後半の合衆国における「福音主義的敬虔主義者」に関するこのようなクレップナーの

分析に照らして、彼らと宗教的伝統を同じくする19世紀末ハワイ王国の福音派が、同国の君主政転覆において果たした役割を、宗教的次元と政治的次元のつながりに注意しつつ、もっと正確に考察してみる価値はありそうである。実際に、ハワイ王国最後の女王となったりリウオカラニ (Liliuokalani; 在位1891年～1893年) は自伝のなかで「自分に生活の基盤を与えてくれた国に嘘をついた恩知らず」として、ハワイ王国転覆を首謀した初代宣教師の孫、ロリン・サーston (Lorrin Thurston) と並んで、福音派牧師のセレノ・ビショップの名をあげている⁸。また、そのビショップが銃剣憲法の「直前」から編集者を務めるようになった福音派の新聞『フレンド』では、彼の就任と同時にその「政治的」関心がそれまで以上に明確なかたちで表明され、政教両面での「異教 (heathenism)」との闘いが開始されている。

本稿ではこれまでの歴史研究ではあまり扱われることのなかったハワイ王国転覆劇における宗教と政治の関係に迫り、この事件の意味について再考してみたい。特に1887年の銃剣憲法前後に焦点を合わせ、この時期のハワイ外国人福音派の聖俗両面における運動の詳細を彼らの月刊新聞『フレンド』の記事から読み取ってみたい。それはまた、ハチソンが宣教師の歴史記述にありがちだと指摘する単純な善悪二元論を克服し、彼らの行動を彼ら自身の論理にしたがって解釈しようとする試みでもある⁹。

1. 「異教」のリバイバル

まずこの章では銃剣憲法制定の前年、1886年にさかのぼり、この時点でのハワイの政治と宗教の状況と、そのなかでの福音派の位置を把握しておこう。

1886年2月に行われたハワイ王国の衆議院選挙では、1882年以来、首相としてカラカウアの政策を積極的に推進してきた元モルモン教徒、ウォルター・ギブソン率いる「国民派 (National party)」が、福音派宣教師の子孫率いる「独立派 (Independent party)」(「宣教師派」とも呼ばれた) に対して、選出議員数において18対10の大勝を収めた (この時期のハワイではまだ正式な政党が組織化されていなかったため、ここでは「党」ではなく「派」の訳語を用いる)。この大勝利によりギブソン政権の立場はかつてないほど強化されたが、ラルフ・カイケンドールの言葉を借りるなら、「1886年、ハワイは革命の入り口にいた」¹⁰。

変化の前兆とでもいうべき事件が4月18日、日曜日の晩に起こった。ホノルル大火である。この火事で、それまで半世紀以上ものあいだハワイの外国人福音派共同体の中心をなしてきたベテルユニオン教会が焼け落ちた¹¹。実はその前年の2月7日には、同教会のチャプレンを40年以上の長きにわたって務めたサミュエル・デイモンが亡くなったばかりであった¹²。ハワイの外国人福音派共同体の古き時代が終わり、新しい時代が明けようとしていた。

1886年議会はアルフレッド・ウィリス主教 (Bishop Alfred Willis) の祈りとともに4月30

日に開幕した¹³。ウィリスは、カメハメハ4世（Kamehameha IV; 在位1855年～1863年）が増大する福音派の政治力を抑制する目的でハワイに招致したイングランド教会の一派の主教であった¹⁴。議会では多数派を占めるカラカウア-ギブソン派が、自分たちの望む法案すべてを通せる立場にあったが、独立派も活発な政権批判によりそれを阻止しようとした。後者の中心にいたのがロリン・サーストンとサンフォード・ドール（Sanford Dole）であった。サーストンは激しい気性の急進派として、ドールは柔らかい物腰の穏健派として知られていた。サーストンは1820年にハワイに到着した初代宣教師の孫であり、ドールは宣教師の子弟の教育のために1841年に設立されたプナホウ（Punahou）校の初代校長の息子であった。彼らはハワイ宣教師の家系間に張り巡らされた密な人脈のなかで育った¹⁵。

議会では多くの時間が財政問題の議論にあてられた。財政拡大を求める国民派は、節約や効率を重視する独立派の反対を押し切って、歳入見込みを100万ドル以上超過する予算案や、6%の金利の国債を200万ドル分発行することを認める法案、動産・不動産税を0.75%から1%に増やす法案などを成立させた。そのほかにも、ハワイアン衛生局（Hawaiian Board of Health）を設置し、先住民の伝統的療法を実践する者にライセンスを与える法案、年に3万ドル分のアヘンを輸入・販売するライセンスを1業者に与える法案などが国民派の主導で可決された。

議会は10月16日に閉幕したが、カラカウア-ギブソン派による宣教師派への挑戦はその後も続いた。11月6日、ハワイアン首長の秘密結社、ハレ・ナウア協会（Hale Naua Society）へのライセンス発行を求める請願が枢密院に出され、5日後に認可された。同協会の規約の前文ではこの組織の歴史について次のように説明されている。「ハレ・ナウア協会の基礎は世界の始まりまでさかのぼる。そしてそのリバイバルは（中略）ウェロの月（9月）、カネの夜、カラカウア一世陛下の治世、ライライから数えて825世代目、ウォヒ・クムリポ（始まり）とカボマノマノ（生みの媒体）から24,750年目、世界の始まりから40,000,000,000,024,750年目、最初の女性ライライから24,750年目、現在の暦で1886年9月24日、のことであった」、と。また規約第1条によれば、同協会の目的は「ハワイの古代科学の復興、および現代科学、芸術、文学、慈善活動の奨励・推進」であった¹⁶。

政府によるハレ・ナウアへのライセンス付与は、宣教師派から野蛮な過去への退行であるとの批判を巻き起こした。ノエノエ・シルバによると、こうした宣教師派からの反応は、伝統的なハワイアンの慣習が、彼らの文明化・植民地化のプロジェクトにとっていかに脅威であったかを示している。ハレ・ナウアの会員は、「伝統的な時間の数え方を守ることで、彼らの日常生活を取り巻く合衆国の文化支配から、一時的とはいえ逃れることができた」。会員は「月暦」を覚えた。月暦では、週の「日」ではなく月の「夜」の名前が用いられた。また「年」ではなく「世代」を用いることで、「遠い大陸の宗教的指導者 [イエス・キリスト] の誕生によって

中断されることのない時間の流れ」を守った。彼らは古代から連綿と受け継がれてきた歴史を収集することで、宣教師たちの「野蛮と文明」という言説に抵抗した、とシルバは言う¹⁷。

カラカウア生誕50周年記念行事も宣教師派の神経を逆なでした。議会の特別委員会はそのために約2週にわたる一連の行事を組み、15,000ドルの予算を計上した。祝祭は11月15日の前夜祭からはじまった。パンチボール（丘の名）の頂上が巨大なたき火で照らされ、爆弾が点火され、ロケット花火が打ち上げられた。その夜、合衆国の臨時代理公使がイオラニ宮殿を訪れ、クリブランド大統領からの祝福の伝言を手渡した。午前零時には21発の祝砲が鳴らされた。翌日のカラカウアの誕生日には宮殿で、政府の役人や外国政府の代表、ハワイアン諸協会、そしてハワイアンと外国人の双方を含む一般の人びとのための歓迎会が催された。その夜には消防隊が松明の行進の後、元隊員の1人であった王に愛国主義的な演説をささげた。次の2週間にはさまざまな行事が繰り返された。17日にはレガッタや水中スポーツが、19日には歴史的テーマの行進が行われた。23日には壮大なルアウ（luau; 宴会）が催され、そのために宮殿敷地内に巨大なラナイ（lanai; ベランダ）が設置された。ルアウのあとはフラ（hula）のプログラムが披露された。25日にはイオラニ宮殿で陽気な舞踏会が、26日には一連の運動競技が開催された。27日には軍事演習が開かれ、その夜はハワイアン・オペラハウスの舞台上で歴史劇が演じられた。29日はイオラニ宮殿で公式晩さん会が開かれた¹⁸。

贅を尽くしたカラカウアの生誕50周年記念行事は、その3年前のカラカウアの戴冠式の際に行われた行事をほうふつとさせるものであった。カラカウアはこれら二つの祝祭の挙行により、カメハメハ家以外の血筋である彼自身の正統性を確立すると同時に、ハワイアンの伝統文化を復興し、ハワイアンにハワイアンとしての誇りとアイデンティティを取り戻させようとしたのである¹⁹。

このように1886年のハワイ王国においては、福音派はハワイアン伝統文化の「リバイバル」の前に劣勢に立たされていた。その様子は同年最終月号の『フレンド』に掲載された「ハワイアンキリスト教の現状に関する考察」と題された記事²⁰ からうかがうことができる。丸2ページを割いたこの長い記事は、A・F・ジャッド（A. F. Judd）が前月の11月3日にフォートストリート教会で行った演説の完全掲載であった。ジャッドは当時のハワイ王国の司法長官であり、アメリカンボードの医療宣教師からカメハメハ3世（Kamehameha III; 在位1825年～1854年）の顧問に転身したゲリット・ジャッドの息子であった²¹。

ジャッドはこの演説でまず、ハワイアンはその「子どものような性格」のために不信に陥ることがない、と指摘した。彼らは創造に関するモーセの記述やヨナのカジラの話など奇跡を含む聖書の記述をまったく疑わないし、今生でキリストを信じなかった者は死後罰を受けると信じており、ルナンやシュトラウスの高等批評やスペンサーの社会進化論などには関心を持たな

い。「彼らには先祖から引き継いだ宗教心があるがために、全能・全知の神を信じることはたやすい」とジャッドは説明した²²。

このような前置きのあと、彼はハワイアン人のキリスト教の批判に入る。彼によれば、ハワイアン人の日曜学校には「道徳的に腐敗した教育長 (superintendent)」が多く、選挙の日には選挙人に対してジンを配った日曜学校の教育長がいたという。彼は、このような「道徳と宗教のかい離」はハワイアン特有のものではなく、合衆国の黒人のあいだにもみられると指摘し、「一つの国民に一貫性や誠実さの価値を植え付けるには長年の啓もうが必要である」と述べた。

この文脈でジャッドはハワイアン牧師の弱さを強調する。「ハワイアン人のあいだで高い地位にある人びと」が教会建物への巨額の寄付金で「日常生活の腐敗」を帳消しにできるかのようにふるまっても、ハワイアン牧師には何もできない。彼らは「道徳的勇氣」や「金銭的独立」を欠くために、会衆の罪を堂々と批判できない。またハワイアン人は「仲間の敵意や反対を買ってまで原則を貫こうとしない」傾向が強く、聖職者協会で同僚の処罰の問題が持ち上がっても、その批判の先頭に立つことはほとんどない。ハワイアン人が急速な文明化・キリスト教化を達成できたのは、彼らの首長が宣教師の教えを受け入れたからであるが、今度は逆に、上の者によって「いとも簡単に異教へと連れ戻されてしまう可能性がある」、と彼は危惧した。

ジャッドはハワイアン人のあいだでの「迷信と異教の影響の残余」に悩まされていた。あるハワイアン牧師とその妻が、人は約束を破らない限りサメにかまれることはないと思っていたので、彼がそのような信念の「理不尽さ」を説こうとしたところ、神がくじらにヨナを飲み込ませたのは、ヨナが神に従わなかったからであり、その神はいまでも同じ力を持っているのではないかと反論されたという。ハワイアン人は突然の死や災害の原因を何かの罪の報いととらえる傾向にあり、それが「カフナの豊かな想像力」によって助長されている、と彼は分析した。「カフナ」とはハワイアン伝統医療における呪術師のことであり、病気や災いの原因分析をその専門としていた。10月末に会期を終えた1886年議会では、彼らへの医療ライセンスの付与が認められたばかりだった。

ジャッドはこのように異教の影響力が残余する「名ばかりのキリスト教徒」であるハワイアン人に何が必要かについて次のように主張する。彼らにもっとも必要なものは「聖霊の洗礼」であるが、その次に必要なものは「教育を受け、聖別された聖職者 (Ministry)」である。後者に関連して、彼はハワイアン人の教育のために福音派が設立したもろもろの教育機関の重要性を指摘する一方で、「ハワイ在住外国人の準主教 (*quasi* Bishops) をハワイアン教会が受け入れるなら、20年間の自治の時代に失ったものの一部を取り戻すことができるかもしれない」(強調は原文) とも言った。

振り返れば、1863年にハワイ諸島の伝道地を視察して回ったアメリカンボードの外国書記官、

ルーファス・アンダーソン(Rufus Anderson)は、ハワイアン教会の主導権が外国人牧師によって握られている事態を憂慮し、「教会の自治」は「政治の自治」の前提である、と指摘していた。また、アンダーソンの指摘にもとづき、次の20年間にはハワイアン教会でのハワイアンの自治が強調されるようになっていた²³。このような流れに逆らい、ハワイアン教会の自治を否定するジャッドの見解は、その後、ハワイアンによる政治の自治が否定されることを暗示しているかのようである。

ジャッドは演説の最後で、ハワイアンは「いま試練のときを向かえており、彼らのうちのどれぐらいがこの経験を通して浄化され、汚れを落とすことになるのかは、私たちには予測不可能である」としつつも、「私たちの父母によってまかれた種はハワイの土地を聖化する貴重な土埃となっており、それが失われることを決して許してはならない。神の栄光のために魂を駆り集めるのだ」と宣言した。現職の司法長官がこの場でこのような演説を行ったという事実は、ハワイの福音派に聖俗の厳密な区別が存在しなかったことの証拠となっている。

このように1886年、福音派はハワイアン伝統文化(福音派の言うところの「異教」)のリバイバルという深刻な挑戦に直面していた。だがジャッドの言葉にあるように、彼らは自分たちの先駆者たちがまいた種を失うわけにはいかなかった。彼らはジャッドの演説の約2ヶ月後に、先駆者から引き継いだキリスト教文明の保守をかけて「聖俗両面」での攻勢を開始する。

2. ユニオンのために

1887年1月、秘密組織ハワイアンリーグが結成された。ロリン・サーストンが起草した規約が採択され、組織の運営は「13人委員会」に委任された。会員数は400名程度で、そのほぼ全員が外国人であった。リーグの目的は「あらゆる手段を用いてハワイ諸島に、かたちだけではない実際の立憲・代議政治」を確立することであった。組織内には、君主政の廃止や共和国の設立を求める「急進派」(その一部は合衆国への併合を要求)と、君主政を維持しつつ内閣改造、王国憲法の抜本的改正を求める「保守派」(彼らにとって共和国は最終手段)の二派が存在した。ハワイアンリーグの指導者たちはカラカウアが彼らの要求する改革を拒むことを予想し、民兵組織ホノルルライフルズとの同盟も結んだ。

このような状況下でギブソン政権への批判は次第に高まっていった。1月以降、数か月にわたって、前年の議会で可決されたアヘンのライセンスをめぐる賄賂の噂が広がり、新聞で報じられた。また5月16日から17日にかけての夜、サモアに派遣されることになっていた政府の訓練船カミロア号で起こった泥酔の末の乱闘事件が、政権批判に拍車をかけた。さまざまな階層の人びとが政府の無能力・浪費・悪政を批判した。5月から6月にかけて英米仏の住人はホノルルに駐在するそれぞれの国の公使にギブソン政権への不満をつづった陳情書を送った。この

ような政権批判の高まりと同時に、ハワイアンリーグ内での保守派と急進派の意見の違いが先鋭化するが、最終的にはより穏健な見解が勝り、憲法の保証する集会と請願の権利を行使することが決定された。6月28日、ギブソン内閣は総辞職し、サンフランシスコから大量のライフルと銃弾が到着した。6月29日、翌日開かれるハワイアンリーグ主催の公の集会への参加が市民に呼びかけられた。カラカウアが銃剣憲法に署名させられたのは7月6日のことであった²⁴。

この時期のハワイでのこうした政治的変動はよく知られているが、その一方で、それと同時に進行した宗教的変動についてはほとんど知られていない。実は、この時期のハワイ宗教界では福音派共同体内の再編が起こっており、それが政治的変動と密接な関係にあったと考えられるのである。次に1887年の初頭から9月にかけて『フレンド』に掲載された記事を参照しつつ、同年の政変と福音派共同体内の動きがどのように連動していたかを見てみよう。

ハワイ福音派共同体の再編は『フレンド』の共同編集者の一人、J・A・クルーザン(J. A. Cruzan)の辞任からはじまった。それは1887年1月号で発表された。クルーザンは1884年末以来、E・G・オーゲル(E. G. Oggel)とともに、40年あまりにわたって同紙の初代編集者を務めたサミュエル・デイモンの後任を務めてきた。彼の辞任理由は多忙であった²⁵。クルーザンの辞任によって同紙の編集者はオーゲル一人となった。さらに翌月の2月20日、クルーザンは1881年から牧師を務めてきたフォートストリート教会に辞表を提出した(8月末に効力発生)。「フレンド」3月号は、辞表提出の理由として、彼自身が合衆国への帰国を強く望んでいること、また家族の健康上の問題から気候の変化が必要となったこと、の二つをあげている²⁶。

クルーザンの新聞と教会からの辞職は序章に過ぎなかった。「フレンド」6月号では、今度はオーゲルが翌月の7月5日にオーストラリア号で合衆国に帰る予定であること、そして翌月号から彼に代わってセレノ・ビショップが編集者となることが発表された。さらにオーゲルが1885年からデイモンの後任として牧師を務めてきたベテルユニオン教会に辞表を提出したことも報じられた。オーゲルの突然の降板劇の背景には、ベテルユニオン教会とフォートストリート教会の「合併(union)」の動きがあった。

同号はこの動きについて次のように伝えている。5月に開かれたフォートストリート教会の特別会議でベテルユニオン教会との合併案が138対11の大差で可決された。ベテルユニオン教会は1年前のホノルル大火で建物を焼失した後、別の場所に新たな建物を建築する計画を進めていたが、新たな合併案では同教会はより大きなフォートストリート教会へ吸収されることになっていた。同案がフォートストリート教会で可決されるやいなや、オーゲルはベテルユニオン教会に辞表を提出したのである。

オーゲルは同号の「編集者手記」の欄で合併案に関する自らの見解を述べている。合併案第2項には新しい教会名として「ホノルル会衆派教会(Congregational Church of Honolulu)」

の名がみられるが、「多様な教派の会員からなっている二つの教会の合併にあたって、なぜ単一教派の名が提案されているのか」と彼は批判する。フォートストリート教会の名は「それが立っている通りの名」を表したものであったし、ベテルユニオン教会は「ユニオン」の名のもとに「あらゆる福音派教会」の教会員を受け入れ、「共通の基盤」のうえに会していた。「この終わりのとき、世界のこの場所で、ある特定の教派の旗を掲げ、そのもとですべてのキリスト教徒が行進しなければならないとすれば、それは大変嘆かわしいことである」。彼はこのように言った。そしてそれまでに候補としてあがっていた「ホノルル・ユニオンプロテスタント教会 (Union Protestant Church of Honolulu)」などのほうが新教会名として望ましいと付け加えた²⁷。

当時、ハワイの福音派は自分たちが終わりのときに生きており、神の国の到来を早めるために世界の隅々に（ハワイはその戦略拠点の一つ）福音を伝えることが自分たちの「責任」であると考えていた。そんな彼らにとって、教派のしがらみに足を取られ、効率的な福音伝道ができないという状態は、あってはならないことだった。「ユニオン」を強調する彼らの超教派主義的思想の背景にはこうした終末の切迫感があった²⁸。そして、それは彼らがハワイに派遣されたアメリカンボードの宣教師たちから受け継いだ思想でもあった。これらの宣教師たちは、19世紀初頭に合衆国を席卷した第二次大覚醒 (Second Great Awakening) に煽られた「後千年王国説 (postmillennialism)」の影響を受け、ハワイ伝道に赴く決意をした人びとであった。千年王国はキリスト再臨の「後」にくると説くこの終末論は、千年王国設立における人間の努力を強調した。世界の果てまで福音を届けることはそうした努力の一つであった。また、彼らが所属したアメリカンボードは、ニューヨーク州西部の福音伝道を推進するために1800年に会衆派と長老派のあいだで結ばれた「ユニオン計画 (Plan of Union)」の産物の一つであった²⁹。つまりハワイ福音派の伝統には終末論と、それに伴うユニオン志向が深く根づいていたのである。

結局、二つの教会の合併をめぐる劇は次のようなかたちで終わった。6月5日にクルーザンがフォートストリート教会で、6月12日にはオーゲルがベテルユニオン教会でそれぞれお別れの説教を行った。6月14日、ベテルユニオン教会はフォートストリート教会との合併案を受け入れ、6月26日にセレン・ビショップ牧師の説教によって53年の歴史を閉じた³⁰。こうしてハワイの福音派共同体の再編は完了した。銃剣憲法をもたらす政変が起きたのはその直後のことであった。

政変さなかの7月1日に出版された『フレンド』7月号では、その5日前にベテルユニオン教会で解散の説教をしたビショップが新編集者として登場する。彼は牧師としての仕事の傍らでハワイの政治・社会・宗教・自然など、さまざまな分野の問題に関して積極的に批評を行っ

た人物で、宣教師の息子の一人でもあった。彼は『フレンド』の編集者をその後の15年間にわたって務めることになる³¹。彼の任期はハワイ王国の最期——1887年の銃剣憲法にはじまり、1893年のハワイ王国転覆と暫定政府設立、1894年のハワイ共和国設立を経て、1898年の合衆国への併合で終わる——とほぼ重なっている。

ビショップは同紙の編集者として着任するにあたって「太平洋でもっとも歴史の古い編集者の座につくこと」、「有能な中継ぎ [クルーザンとオーゲル] を挟んで、父デイモンがこの新聞のために残した輝かしい43年間の仕事を引き継ぐこと」への抱負を述べた。そのなかで、これからも「フレンド」という名の通り、同紙は「社会や教会の検閲」ではなく「親切な論評、提案、励まし」を本領として守っていくと宣言した。そしてそのすぐあとには、さっそく「前日」の6月30日に開催された市民集会に関する記事が掲載され、「政治から距離をおく新聞でも、ホノルル市民によるこの偉大な集会を無視することはできない」、この集会では度重なる悪政への人びとの不満が「秩序だった威厳のあるやり方」で表明された、との好意的見解が述べられた³²。

この政変についての本格的な論評は8月号と9月号に掲載された。8月号冒頭の「アングロサクソン化マシン」と題された記事³³では、ハワイは小規模ながらも合衆国と同様、そこに流入してくる多くの移民を言語や習慣において「イングランド人 (English)」のそれに「変換する国 (converter)」になりつつある、と主張された。記事はハワイの政治面でのアングロサクソン化に関連して、過去数年にわたって「リベラルな代議制を転覆させ、昔のアジア・太平洋的なやり方、すなわち絶対的・専制的支配という異教のやり方に退行しようとする愚かな試み」が行われてきたが、その腐敗が噴き出したとき、「アングロサクソンの政治原則の圧倒的な潮流が突如、脆弱な「宮廷」の堤防を越え、退行的なガラクタを一掃した」、と解説した。そのうえでハワイアンに次のような助言が与えられた。「物理的、社会的、政治的にみて、彼らの唯一の希望は、彼らの人口減少に年々拍車をかけ、有益な活動のすべてを麻痺させてきた、異教徒の腐敗した生活習慣や異教の呪術の貪欲な悪魔と決別することである」。ここにはポール・クレップナーが指摘する、社会の「罪」を取り除くためには政治的な強制力の行使も辞さない「福音主義的敬虔主義者」の態度（本稿の「はじめに」を参照）と同様のものをみることができると述べている。また記事は、「イングランド化した文明」がこれからもハワイを支配するのが明らか以上、「彼らの唯一の見込みは、それを心底受け入れ、外国人の思想や習慣のなかで純粋で真実で正しく、素晴らしいもの、また評判の良いものすべてを熱心に学び、忠実に実践することである」、と付け加えた。

8月号の二番目の記事では、「ハワイ革命」に関する「主要な事実の簡潔かつ公平な説明」がなされた。そこでは市民集会から銃剣憲法に至る一連の事件が「革命」という語で表現され、

その結果、発布された新憲法の最大の特徴が国王の権力の抑制であること、またそれがどのような点でそうなのかが説明された。だが、この論評のなかで本稿のテーマとの関連でもっとも注目すべきは、この「革命」における宣教師の役割について述べた部分である。記事によれば、一般的に「宣教師」という語は主に「白人会衆派教会に出席する数百人」の意味で用いられるが、しばしばその語の指し示す対象には「彼らに社会的・道徳的な面で共感する人びとすべて」も含まれる。「強大な影響力をもつこの市民階層がこの運動において積極的な役割を果たしことは疑いようがない」。記事はこのように指摘したうえで、この運動が「かつての宣教師の息子や孫、義理の息子」だけでなく、「実質上、白人男性のすべて」を取り込んでおり、それにはポルトガル人（ほとんどがカトリック）も含まれていたこと、「もっとも影響力のある当事者の大部分はいわゆる「宣教師」に対して特別な共感を抱いていたわけでもない」ことにも触れている。

カイケンドールはハワイでは「宣教師」という語が彼らに「反対する者たち」によって否定的な意味に「歪曲」され使用されたと指摘しているが³⁴、この記事からすれば、「宣教師」自身の側でも、自分たちの支持層の広さを宣伝する目的でこの語をあえて広い意味で使っていたことになる。

記事はまた「宣教師」が今回の「革命」で行使した影響力について、「保守的」であったと評価する。彼らはハワイアンの権利や既存の君主政を守ろうとした。それは、急進派がハワイアンの権利に関心をもたず、君主政を転覆して共和政を樹立しようとしたのとは対照的である、とされた。最後に記事は、政府の「腐敗」に対する「一般の人びとの不満 (public dissatisfaction)」がつのり、「暴力的な危機」が切迫したとき、「有能で経験豊かな人びとの大集団が賢明な指導力を発揮し、破滅的な結果の発生を未然に防いだ」、これが「私たちの理解している事実の概要」である、と締めくくった。

8月号にはこのような政治的論考に加えて、ハワイアンの宗教的改革の必要性を訴える記事がハワイ福音派協会委員会 (Board of Hawaiian Evangelical Association; 以下、ハワイアンボード) の欄にみられる。その一つが「先住民教会に求められる改革」についての記事である。そこでは、ハワイアンは王の絶対的権力に慣れてきたために、王が教会の運営や方針に介入するのを許してしまった、とりわけ共同体の指導者の地位にある「牧師と執事 (deacon)」は王の影響を受けやすかった、との分析がなされている。記事はこうした事態への対策として、現在は無制限となっている執事の任期と数を制限することの重要性を訴えている。また「ハワイアンのあいだでの福音伝道の仕事の再編」という記事では、ハワイアンボードがハワイアンへの福音伝道を強化するために、アメリカンボードに対して人員補強の再開を要請したことが伝えられている。

アメリカンボードは1863年にハワイ・ミクロネシア・マルケサス諸島でのキリスト教事業から撤退し、その権限を、ハワイ福音派協会（1854年に結成）とその常設委、ハワイアンボードに移譲した。このときハワイ福音派協会は外国人牧師に限定された組織から、外国人牧師と先住民牧師の双方を含む組織へと変わった。この改組の背景には、外国人牧師の完全な支配下にあるハワイアン教会を「自律」「自活」させるべきである、というアメリカンボードの指導者、アンダーソンの思想があった³⁵。だがこのころから『フレンド』紙上では、アメリカンボードのこの判断は時期尚早であり、ハワイアン教会には依然として外国人牧師の指導が必要である、と訴える記事がしばしばみられるようになる³⁶。このように同じ福音派でも合衆国の「本部」とハワイの「現場」では意見が異なっていた。

9月号は冒頭で『『フレンド』は政治新聞ではなく宗教新聞である。だからといって、政治問題について一切議論してはいけないということではない』と政治色を一層あらわにし、「革命」の「争点」について次のように分析する。「第一の争点」は「私たちが今後、立憲・代表政治でいくのか、それとも過去6年あいだに台頭してきた専制的・恣意的政治の形態に退行するのか」であった。またそれに付随する問題として、支出の節約か浪費か、財政的信用か国家の破産か、減税か増税か、公的改善のための生産的な支出がなされるのか、それとも街路・歩道・道路が改善されない状態が続くのか、などの「物質的幸福の問題」があった。さらに深刻な問題が公務員の不正である。「誠実さ・正直さ・ビジネス倫理は、最近まで異教徒であったハワイアンが文明人の仲間入りをしようとするならば、もっとも訓練が必要なものである」。そして、これらの「物質的・道徳的諸悪」と「密接に関連している」のが、「高位の人びとのあいだでの忌々しい異教のリバイバル」——「異教の生贄の慣行」、「妖術」、「王室の神格化」、「醜い異教の乱痴気騒ぎ」、「口にされるものはばかられるフラの膨大な発達」——である。これらは「文明的立憲政治からの一般的逸脱傾向と、異教の過去にみられた専制と放任への退行に必然的に伴うもの」である、と記事は分析した。

このように同記事は1887年「革命」の意味を政治、物質、道徳、宗教の連関のうちにとらえたうえで、前政権（ギブソン政権）の政治姿勢を宗教的言語で要約する。要するに、前政権は「異教化推進（Heathenizing）」政権であった。それが掲げた「ハワイアンのためのハワイ」というスローガンは、一般的に「キリスト教の信仰や慣行に敵対し、昔の異教のやり方への回帰を呼びかけるものとして」用いられていた。政権支持派が自らをさして用いた「国民の」という言葉も同様である、と。そして記事は、同月実施される特別選挙では、まさに今回の「革命」と新憲法が決着をつけようとした、上の諸問題が争点になると指摘し、最近、結成されたばかりのハワイ初の正式な政党、「改革党（Reform Party）」への全面支持を表明した。「改革党の候補者のなかには私たちがあまり知らない者も含まれている。（中略）だが現在の危機的状況

にあつては、同党の候補者リストにあがっているすべての名前にそのまま投票するつもりである」。この言葉からは『フレンド』の改革党支持がいかにも無条件のものであったかがうかがえる。記事は最後に「このような形で政治に介入することについて謝罪の必要は感じない」と言い切った³⁷。

クレップナーは、19世紀後半の合衆国における第三政党制のもとで「福音主義的敬虔主義者」が安息日破りや「悪魔のラム酒」、ローマ・カトリック教など、彼らが「罪」とみなしたものに対して闘いを挑み、自分たちと信仰を同じくする者たちに「祈るように投票する」義務を説き、「投票行動の具体的な指針」を示したと指摘するが、同じことがこの時期のハワイの福音派にも当てはまる。合衆国の「福音主義的敬虔主義者」が共和党を支持したように、ハワイの福音派は改革党を支持した。両者にとって政党は「政治的教会」であった³⁸。

この章では1887年「革命」を実現させた、ハワイの外国人福音派による宗教・政治両面にまたがる運動について考察してきた。ハワイの政界の激変はハワイの福音派共同体の再編を伴い、それと密接に関連するかたちで進行した。彼らはまずベテルユニオン教会とフォートストリート教会の「ユニオン」（合併）により自分たちの勢力を結集し、国王以下ハワイアン全体に広がる異教勢力との戦いに備えた。その際に福音派の「超党派主義」が求心力を発揮した。さらに彼らは、福音派共同体の外に位置したハワイの白人をも取り込もうとし、かなりの程度、それを成功させた。彼らはこのようにして「世論（public opinion）」を味方につけ、1887年の「革命」を成功させた。彼らの月刊新聞『フレンド』はそのさなかに編集者を交代させ、セレノ・ビショップを新たな編集者として迎えた。彼のもとで同紙は宗教新聞としての制約を払いのけ、政治問題についてそれまで以上に積極的に介入し、「異教化推進」勢力に対抗する「彼らの」政党、すなわち改革党への全面支持を表明した。

次章では、その後の彼らが、次の「革命」に向けてどのような運動を展開したかを確認しておきたい。

3. セントラルユニオン教会と一般市民の感情

前章では1887年の「第一の革命」における、ハワイの外国人福音派の宗教・政治両面での運動をみてきたが、この章では彼らの運動がその後、1893年の「第二の革命」、すなわち宣教師の子孫らによるハワイ王国転覆までに、どのような展開をみせたかを確認しておきたい。ただし紙面の都合上、ここでの考察は、「革命」間の『フレンド』に掲載された膨大な量の記事から、宗教と政治に関する代表的なテーマとして「教会」と「選挙」に関するものを選び出し、それぞれのテーマに関連する記事を時系列に並べることにより、その展開の一端を確認するという作業に限定したい。

まずは教会のテーマに関する記事をいくつか拾ってみよう。これまでの考察で、1887年「革命」直前の6月14日にベテルユニオン教会とフォートストリート教会の合併が決まり、「革命」さなかの7月3日に両者が合同礼拝をはじめた、というところまでは確認した。ここではその後の同教会の展開を追ってみよう。『フレンド』1887年12月号は、11月13日、すでに合同礼拝をはじめていた二つの教会が正式に「ホノルル・セントラルユニオン教会（Central Union Church of Honolulu）」（以下、セントラルユニオン教会）として組織化された、と伝えた。「ユニオン」とは超教派主義を重視する福音派の合言葉である。この名称の採択は、前章でみたオーゲルの主張の勝利を意味する。この日の礼拝には教会員300名以上が参加した³⁹。

翌月の1888年1月号には、前年11月20日にセントラルユニオン教会の結成を祝して開催された教会会議で、ハワイ島ヒロの外国人教会の牧師、E・P・ベイカーが行った説教が掲載された⁴⁰。当教会に新しく着任するE・G・ベクウィズを歓迎することがこの説教の目的であったが、そこにはハワイ福音派が彼らの運動のなかでセントラルユニオン教会の位置・役割をどのようにとらえていたかをはっきりとみることができる。

ベイカーはまず、ベクウィズをハワイ諸島の教会の「主教」とでもいうべき「地位」に招き、彼にはハワイ全土の「キリスト教を改善し、文明を高める」という任務と、「キリスト教世界の最西端でキリストの福音を広める」という任務があると指摘した。後者に関連してベイカーはさらに「あなたのすぐ西側には東洋と西洋の境界線をなす180度経線が通っている。西経1度のスパージョン（Spurgeon）から西経157度のベクウィズまでがキリスト教世界の幅そのものである」と言った。スパージョンとは、イギリスの有名なバプテスト派宣教師で、現代の伝道運動の創始者として知られる人物のことである。彼のこうした指摘からは、ハワイ福音派がセントラルユニオン教会を、ハワイ伝道の中心として、また世界伝道の最先端として認識していたことがうかがえる⁴¹。

ベイカーは次に、ベクウィズを「キリスト教統一（Christian Unity）を目指す運動」にも迎え入れる。ベテルユニオン教会とフォートストリート教会の「ユニオン」はまさにそうした運動の一つであった。ベイカーは「諸教派の特徴」が分裂を招くときは良くないが、一つの教会内で共存するときは良いものであるとしたうえで、すべての教会が「メソジスト的要素」（情緒主義と規則・手法）、「バプテスト的要素」（個人の良心）、「会衆派的要素」（コンセンサス）、「長老派的要素」（堅実性・耐久性）、「主教派的要素」（建築の美、儀式の美、手法の美）をもつべきであると主張し、ベクウィズは「まさにホノルルのチャーチ（Church in Honolulu）の牧師となるのである」と宣言した。ここには福音派の最大の特徴の一つである「超教派主義」が見事に表現されているのと同時に、イングランド教会に類似した「チャーチ」志向をみることができる。ベクウィズを「主教」になぞらえるベイカーの発言もそうした志向のもう一つの

表れであった。

さらにベイカーは、ベックウィズを「ハワイ民族の残りの者たち (remnant) が地球と歴史 (time) のために救われるという希望」へと迎えた。「残りの者たち」という表現の背後には、1778年のクック船長到来以降の100年間にハワイアン人口が40万人から4万人以下へと激減していたという現実があった⁴²。「ハワイ民族が一夜にして異教からキリスト教へと生まれ変わったという驚くべき知らせ」は、これまで「福音の力」や伝道の必要性を示す例としてしばしば引き合いに出されてきたが、もし「世界の人びと、特に世界の非宗教的な部分に住む人びとがある日、これほどまでに称賛されたハワイ民族の魂の再生が、実はこの世での破滅を意味した、ということを知るようなことになれば、伝道の評判がさがる」ので、「そのような大惨事は避けねばならない」とベイカーは述べた。彼によれば、ベックウィズの主な仕事は「ハワイアンというユダヤ人 (Hawaiian Jews)」にではなく、「英語を話す異邦人 (Gentiles)」にささげられているが、それが「ハワイアン問題に影響を及ぼすことになる」、「霊的キリスト教のみ」がハワイアン人種を救うのであり、その「力」は「霊的キリスト教に対する英語を話す人びとの態度」次第であるとされた。ベイカーのこうした見解には、セントラルユニオン教会がハワイアンの運命の鍵を握っているという意識とともに、前者の後者に対する距離感を垣間見ることができる。すなわち、同教会はハワイアンに直接かかわるのではなく、自らの「霊的キリスト教」の「力」を通してハワイアンに「影響」を与える、という感覚である。

セントラルユニオン教会の「影響」についての記事はほかにも見られる。1888年9月号『フレンド』には「宣教師の影響への反対」と題する記事が掲載された⁴³。同記事は、ハワイでは過去50年にわたって宣教師が政治・宗教・教育・社会・商業の各分野で「影響力のある勢力」であったために、それへの「反対」も非常に顕著だったと振り返ったうえで、現存の「いくつかの外国人教会」は「かつての宣教師の社会的・宗教的影響力の後継者である」と指摘し、その筆頭にセントラルユニオン教会の名をあげている。さらに記事は、これらの教会に所属する人びとはその「愛国心」がゆえに、他の分野以上に「政治」の分野において「より強い」影響力を振るうことになった、と説明した。ここには、政治的関与への「謝罪は必要ない」と主張した1887年「革命」後の『フレンド』の記事との連続性がみられる。また、この記事は彼らの「道徳や政治に関する見解」について、「米英のいわゆる福音派キリスト教徒」のそれと一致している、とも指摘しており、そこには彼らのグローバルな福音派としてのアイデンティティが表現されている。

それではセントラルユニオン教会は「教会として」実際にどのような教勢を誇り、どのようなかたちで周囲の社会に対して働きかけていたのであろうか。この点に関して、次に『フレンド』に掲載された、1889年度から1891年度にかけての同教会の年次報告⁴⁴を参照してみよう。

山本貴裕

年次報告によれば、同教会の教会員数は1889年の363名から1890年の424名と伸びを見せたものの、1891年には444名と頭打ちになった。教会資金として献金された額は、1889年は5,655.25ドル（支出予算は5,500ドル、つまり約150ドルの黒字予想）、1890年は5,471.30ドル（270ドルの黒字予想）、1891年は4,600ドル（支出予算は5,500ドル、つまり900ドルの赤字予想）であった。慈善事業のための寄付はこの3年間に4,433.85ドルから、4,034.55ドル、4,004ドルと減少傾向をたどった。

年次報告ではこのような教勢に関するデータ以外にも、各部門からの報告も掲載されており、そこには同教会が教会「外」の社会に対してどのような形で働きかけていたかをみることができる。年次報告で活動内容が報告された部門には、日曜学校、教会建築、婦人会、女性伝道委員会、ファウラーズヤード伝道・学校（ノルウェー人・ポルトガル人の労働者階級を対象）、伝道グリーンヤーズ（市内伝道）、船員への宗教小冊子配布、ポルトガル人日曜学校、日本人日曜学校、マキキ伝道（中国人または混血中国人のための日曜学校）、キリスト教事業協会などがあった。これらの部門の名前から、同教会の教会「外」の人口への働きかけの中心が民族別の日曜学校であったことがうかがえる。その一方で、これらの部門のなかにはハワイアンに関するものが含まれていないが、1889年度年次報告の慈善資金の箇所をみれば、最大の支出項目はハワイアンボードへの1,200ドル（約4,000ドルの予算のうち）となっていることから、同教会はハワイアンにはハワイアンボードを介して間接的にかかわっていたと考えられる。

セントラルユニオン教会の教会「外」の社会への働きかけについて考える際、教会建築部門の報告は特に重要な意味をもってくる。当時、同教会はフォートストリート教会の建物（当時、使用中）に代わる新しい教会建物の建築を進めていた。新しい教会の外見やそのための資金集めの状況は、教会「内」のことであり、同時に、教会「外」の社会や世界に対して同教会の存在感や正しさを伝えるという側面もあった。

『フレンド』は同教会の教会建築部門に関して、1889年度は寄付金が4,231.39ドルおよび不動産収入が10,000ドル、1890年度は寄付と資産を合わせて76,000ドルと伝えているが、1891年度については詳細を省略する一方で、教会建築基金の危機的状況を取り上げている。それによれば、新しい教会建物が「堂々としたかたち」を現すなか、予定されていた寄付金の回収が困難となり、月額6,000ドル、合計40,000ドルの追加資金が必要となったため、会衆から再度、寄付がつけられたという。その背景にはマッキンレー関税がもたらしたハワイ砂糖産業の不況の影響がうかがえる⁴⁵。

このような苦境に直面しつつも、セントラルユニオン教会は新しい教会建物の建設を進め、ついに引越しの日がやってくる。1892年11月27日、フォートストリート教会で最後の礼拝が行われ、12月4日には新しい教会建物に会衆が初めて集まり、竣工式が挙行された。竣工式には

1,037名が参加し、そのなかにはリリウオカラニ女王をはじめ多くのハワイアンが含まれていた。午前11時から開かれた礼拝ではセレノ・ビショップ牧師が演説者の一人として登壇し、「この家を私たちの主が使われるために無条件に差し出そうではないか」、そうすれば「主はそれを、心を溶解させるようなキリスト教が経験でき、力強い覚醒を引き起こし、神の国の仕事のためにさまざまな発展計画を立て、私たちの資源を惜しみなく分配する家にしてくださるであろう」と述べた。また午後7時半から開かれた夜の礼拝の最後に、ハワイアン教会を代表してH・H・パーカー牧師が、ハワイでは「現代の進歩的キリスト教文明と、過去の遺物である東洋の異教文明が衝突している」と指摘し、このような状況下で自分たちの使命はハワイ伝道の先駆者たちの築いた「基盤」を「完全な」ものにすることであると述べた。彼の演説の最後は、ハワイアンは「小さな子ども」のような「非常に単純で美しい」キリスト教信仰を持っており、「彼らが神への祈りにおいて皆さんと心をつにすると、崇敬・尊敬の態度をとるであろう」と結ばれた⁴⁶。

以上、「革命」間の『フレンド』で扱われたセントラルユニオン教会関連の記事のいくつかをみてきた。そこには、ハワイの外国人福音派が1887年「革命」以降も、キリスト教のユニオンを維持し、活動的かつ模範的なキリスト教共同体をつくろうとしていた様子が確認できた。彼らはハワイの中心、かつ東洋の異教文明に面するキリスト教世界の最西端という特別な位置において、諸教派の長所を集めてユニオンを形成し、霊的キリスト教を実践しようとしていた。彼らはそうすることで、神が福音の力を世に知らしめるために選ばれたハワイアンの絶滅を「間接的に」防ぐことができると考えた。1892年末に完成した新しい教会建物は彼らの目的意識の具現であった。

その一方で、同教会は結局のところ、ハワイアンのための教会ではなく、「英語を話す異邦人」、すなわちアングロサクソン人のための教会であり、その関心の中心は実のところ、ハワイアンそのものではなく、彼らが神の栄光のために何ができるかという点にあった。また、この新しい聖堂が、ハワイ王国最後の君主となるリリウオカラニの住まいであったワシントンプレイスの「真向かい」に位置していたという事実は⁴⁷、その前後の政治的文脈に照らしてみると、まるで同教会の君主政への対抗意識を表しているようである。

ハワイの宗教、特にセントラルユニオン教会では上のようなことが起きていたが、その間、ハワイの政治ではどのようなことが起きていたのだろうか。最後に、同時期の『フレンド』に掲載された「選挙」に関する記事をいくつか考察することで、当時の福音派のハワイ政治へのかかわりを探ってみよう。この時期、ハワイでは1887年、1890年、1892年の計3回選挙が実施された。『フレンド』はそれらすべてを選挙の当月とその翌月の2ヶ月間にわたって第一面扱いしている。

1887年9月12日の特別選挙は、改革党の圧勝に終わった。この選挙の行われた月の記事についてはすでに第二章の終わりで取り上げたので、ここでは選挙翌月の10月号の記事に焦点を絞ってみよう。同号では、「近年これほどまでに秩序と静寂が支配した選挙はなかった」との評価からはじまり、全選挙区で改革党の候補者「全員」が選出され、「反改革・異教推進党」を圧倒したと報じられた。また「革命」が白人のみによって実行されたにもかかわらず、ハワイアンが改革党を支持したことで、「私たちの革命の性格や品行に関して海外で流布している虚偽の報道を沈黙させ、打ち砕く返答」となった、と強調した。

そのほかにもこの記事は当選者の「個人的立場および社会的地位」を紹介しているが、それを見ると、改革党や彼らを支持した福音派が、ハワイの外国人共同体の「ユニオン」達成において、かなりの程度、成功を収めたことがうかがえる。たとえば貴族院に選出された24名（この選挙から貴族院の議員はそれまでのように国王によって任命されるのではなく、有権者によって選ばれることになった）のうち、3名が先住民または混血、12名がアメリカ人（うち7名はハワイ生まれの宣教師の息子）、6名がイギリス人、3名がドイツ人であった。また彼らの所属教派に注目してみれば、24名中12名が福音派教会の教会員、2名がドイツ系カトリック、その他の数名がアングリカン教会の教会員であった。衆議院議員に選出された24名については、11名が先住民または混血、7名がアメリカ人（うち3名は宣教師の息子）、4名がイギリス人であった。教派別ではカトリックが0名、白人の5名以上、そして先住民の大半またはすべてが福音派教会の教会員であった⁴⁸。ここには、「政治版の超教派主義」とでもいうべきものがみられる。

だが改革党の独走状態は長く続かなかった。1890年2月5日に実施された通常選挙では、与党の改革党に対して野党の「国民改革党（National Reform Party）」が攻勢をかけた。選挙直前の『フレンド』1890年2月号の冒頭の記事によれば、野党は二つの異質な要素から構成されていた。一方には、外国人からなる大きな集団があり、彼らは主に機械工労働組合に所属していた。彼らは何らかの理由で現政権に不満を持っているものの、反動的な意図はなく、古い憲法への復帰は望んでいない、とされた。他方には、主にハワイアンからなる集団があり、彼らは「半白人」（ハワイアンと白人の混血）によって率いられていた。記事は後者の指導者として、1889年の反乱（王の権力の回復を狙ったクーデター未遂事件）を率いたロバート・W・ウィルコックス（Robert W. Wilcox）とジョン・E・ブッシュ（John E. Bush）の名をあげ、彼らは「危険なまでに反動的」としている。もしこの「国民改革」連合が次の議会で多数派を獲得するならば、ウィルコックスとブッシュは新憲法をひっくり返し、王の「無法の権力」を復活させようとするだろうが、そうなれば「現在、一時的に彼らと同盟関係を結んでいる人びとを含めて、すべての賢明な市民は一致団結し、公共の秩序とリベラルな憲法を守るであろう」、と記事は

予測した。記事は最後に、こうした楽観論が究極的には「この共同体を支配する深く根付いた、秩序と正義を求める感情（sentiment）への固い信念」から来ており、この「感情」が「神の導きと祝福のもと」で「邪悪な結果」を阻むであろう、と締めくくった⁴⁹。

選挙の翌月号の冒頭記事は、今回の選挙は「完全なる秩序」のもとに実施されたとしたうえで、その結果を次のように報じた。オアフ島では貴族院の国民改革党候補者のすべてが選ばれ、衆議院議員も9名中5名が同党から選ばれた。オアフ島での「圧勝」により野党は「完全な勝利気分」に浸り、改革党は「意気消沈」していたが、他の島々からの選挙結果が入るにつれ情勢は変わり、最終的には国民改革党は両議会において22対26の少数派の立場におかれることとなった。ただし、後者の26名のうち2名以上が「無所属」であり、彼らは現政権への反対票を投じる可能性が高い。記事はこのように選挙結果を報じた後、前月に引き続き、「野党のなかの反動的ではない多数派」や「神のご加護」、「一般市民の感情」への信頼を繰り返した⁵⁰。

1892年の選挙はさらに混迷を深めた。同年2月号『フレンド』のトップ記事は、間近に迫った選挙に関して「あまり議論する気がしない」と前置きしつつも、「海外の読者のために」として短めに紹介している。それによると、ブッシュ、ウィルコックスらの率いる「リベラル党」の「極端な見解」が、「より保守的な見解をもつ多様なグループを一時、「国民改革」党候補支持で一致団結させた」。同年の選挙では、前回の選挙で躍進した国民改革党が分裂し、そのなかからリベラル党という新しい党が出現したため、改革党、国民改革党、リベラル党の三つ巴の闘いとなっていた。同記事は、ブッシュとウィルコックスが1889年には力づくで国王の特権を回復させようとしたにもかかわらず、いまでは女王の失脚や、共和国の設立を目的とする（リベラル党はハワイアンの権利を守るために君主政ではなく共和政を選択した）新憲法制定のための大会開催を叫んでいる、と皮肉った。

記事は次のように続ける。彼らはまた、合衆国に海軍基地建設用としてパールハーバーを譲渡する条項つきの同国との新条約が、ハワイの独立を脅かすとして、同条約の批准を阻止しようとしている。このようなりベラル党の試みは「外国人のほとんどすべてと、賢明な先住民の多数派によって強固な反対を受け」、同党主催の集会は「革命的で、公共の安全と信用を脅かすとみなされている」。ハワイ経済が不況にあるなか「完全なる自由貿易の条約」のみが「唯一の救済方法」である。記事はこのように論じた後、「共通の敵への反対で一致団結が達成された」ため、来たる選挙では「かなり保守的な多数派」が選ばれるであろう、と予想した⁵¹。

選挙の翌月号では冒頭で選挙結果が短めに報じられた。それによれば、「予想通り」オアフ島ではリベラル党が衆議院議員8名中6名を当選させ、国民改革党の貴族院議員の5人全員が大多数の支持を得て選ばれた。改革党はカウアイ島で全勝した。他の島々ではリベラル党が5名の衆議院議員と2名の貴族院議員を当選させたものの、その他のほとんどは改革党であっ

た。記事は集計結果を改革党23名、無所属3名、国民改革党8名と発表したうえで、「より保守的な見解の34名に対してリベラル党は14名のみである」と解説した。また、ウィルコックスとブッシュへの支持はほぼ完全に先住民から来ており、とりわけオアフ島では先住民の大半が彼らに投票したと指摘し、それは彼らがりベラル党の指導者たちによって、「現行憲法では自分たちが白人に不当な扱いを受けているとの事実無根の信念」を吹き込まれているからであると嘆いた。記事は最後に、「財政難や、薄暗い希望がないわけではない未来に直面するこの時代であって、私たちには多くの知恵が必要とされるであろう」とやや悲観的な調子で締めくくった⁵²。

このように『フレンド』は3つの選挙を通して、自らを「一般市民の感情」の代弁者と位置づけ、改革党の政策や銃剣憲法体制への支持を固めようとした。確かに1887年の特別選挙ではその試みにおいてかなりの成功を収めたが、1890年と1892年の通常選挙ではその成功を維持できなかった。トム・コフマンは、サーストンとドールが代弁していた当時のハワイ人口の割合を2%から4ないし5%と推定する。そこにはハワイアンはほとんど含まれていなかったし、白人住民のあいだ、いやアメリカ人住民のあいだでさえ、彼らはその一部からしか支持を得られていなかった⁵³。結局のところ、「一般市民の感情」は福音派の感情とは別のところにあったのである。

だが彼らはこのような現実にもかかわらず、「一般市民の感情」について語り続けた。それは彼らにとって宗教と政治の交差する重要な場であった。ビショップは1892年11月25日付けの『パシフィック・コマーシャル・アドバタイザー』（ハワイの代表的な世俗新聞）に掲載された「感謝祭説教」⁵⁴の中で、イングランドやアメリカ、そしてハワイにおいてすでに実現された「政治的自由」はキリストの働きを通じてはじめて可能となったと指摘し、キリストがそれを達成するために「力」ではなく、「統治される人びとの感情の再生」という平和的手段を用いてきた、という点を強調した。そして、つい最近まで「野蛮な人種」であったハワイアンが現在「自由な政府」に参加できているのは、1837年から1838年にかけて彼らのほぼ全員が「前例のない力の宗教的覚醒」を経験したことによって、「信仰と感情においてキリスト教徒」になったからである、と説明した。「この巨大な変換」により彼らは「正義の感情」で満たされ、「それ以来、白人の同胞が引き継いできた道徳的感情に、温和かつ効果的に協力し、行政における誠実さと公正を守ってきた」とも付け加えた。ビショップによれば、神がハワイに与えてきた「社会的・政治的安寧」はますます増えており、そのために「よき男女」ができる「最善の奉仕」は「政治行動」ではなく、「私たちの偉大な主にならって謙虚な生活を送ること」である、そうすることで「他者の魂のなかに、天国の精神の灯りをともし、社会の汚れを落とし浄化することができる」、とされた。それは、前述のベイカーの見解——アングロサクソン人による霊的キリ

1887年「革命」前後のハワイ福音派による宗教・政治的運動——ユニオンを求めて

スト教の実践によってハワイアンを救うことができる——と呼応していた。

ビショップのこのような発言にもかかわらず、その約2ヵ月後に「政治行動」、すなわち第二の「革命」が起こるのである。

おわりに

1887年「革命」は、ハワイの外国人福音派の宗教・政治両面での積極的運動によってもたらされた。このとき政治的变化と同時進行するかたちで彼らの教会の再編がみられ、後者が終わったときに前者が起こった。セントラルユニオン教会はこうした聖俗の激動のさなかで生まれた教会であった。同教会の使命は、ハワイ伝道の中心、かつキリスト教世界の最先端において、教派のしがらみを超越したところで霊的キリスト教を実践することで、神がその力を世界に知らしめるために選んだハワイアンを救うことであった。

彼らの聖俗両面の運動を主導した人物、セレノ・ビショップは1887年「革命」のさなか、ハワイ福音派共同体の月刊新聞『フレンド』の新編集者として登場するやいなや、同紙は宗教新聞であるが政治問題に対して積極的に発言していくと宣言した。彼は「革命」以降のハワイの政治において、ロリン・サーストンやサンフォード・ドールと同じぐらい重要な役割を果たした。『フレンド』の編集者という立場を通して「一般市民の感情」を改革党や銃剣憲法体制の支持に誘導することが彼の仕事であった。

ビショップのそうした試みは1887年特別選挙の際にはかなりの成功を取めたが、その成功は長続きしなかった。セントラルユニオン教会の新しい建物が次第にその威厳に満ちた姿を現すなかで、『フレンド』が支持する改革党は多数派の位置から滑り落ち、「異教推進派」が息を吹き返した。それにもかかわらず彼は「一般市民の感情」に頼り続けた。ハワイはキリストを通じた一般市民の感情の再生により政治的自由を確立しており、そうして得られた社会的・政治的安寧は政治行動「ではなく」、謙虚な生活によってさらに増やすことができるはずであった。

ハワイの外国人福音派の聖俗の運動は、第二の「革命」の前後でも続いていた。セントラルユニオン教会の竣工式の約1ヵ月後の1893年1月1日、『フレンド』は創刊50周年を祝った⁵⁵。その約2週間後の1月14日、サーストンとドールを中心に「公共安全委員会」が結成され、リリウオカラニ女王に君主政の廃止を求める決議がなされた。安息日を挟んで2日後の1月16日、同委員会が開催した市民集会で同決議が可決され、翌1月17日、同委員会がイオラニ宮殿を占拠、君主政の廃止と暫定政府の設立が宣言された。

翌2月号の『フレンド』はこれら一連の出来事について、「素晴らしい1週間だった」「歴史がつくられる時代に突入した」などと振り返り、君主政廃止はハワイアンのためであり、それによってハワイアンはこの30年にわたって彼らの衰退を早めてきた「悪魔」から解放された、

と評価した⁵⁶。さらに翌3月号では、セントラルユニオン教会の「会衆の10分の9は革命を積極的に支持した」、君主政廃止は「ハワイのキリスト教文明の進歩を止めないために不可欠であった」、宗教と政治を混ぜることは正当である」などの見解が述べられた。また、竣工式の時点で3万ドルあった新教会建築関連の借金が、不況にもかかわらず、会衆の「英雄的かつ忠実な努力によって」すぐに完済されたという事実は、「この素晴らしいハワイのアングロ・アメリカ植民地における良きことすべてを主導するキリスト教の崇高かつ寛大な性格」を証明している、という主張もみられた⁵⁷。

だが『フレンド』が支持した第二の「革命」はハワイアンや、彼らに共感しない外国人からはもちろん、ハワイ福音派共同体内からも批判を受けることになるのである⁵⁸。彼らのユニオンを目指す運動は崩壊の危機に瀕していた。

最後に本稿での考察を振り返れば、ハワイの外国人福音派は、彼らが「異教徒」と呼んだハワイアンと同じくらい宗教的かつ政治的であった。彼らには、ハワイアンと同様、聖と俗の区別は存在せず、それらは一体であった。そしてハワイの福音派はそうした聖俗一体の宗教性を、安息日破りに反対し、禁酒を推進し、反カトリック運動を展開することで社会の道徳的統合を求めた、同時代の合衆国の「福音主義的敬虔主義者」と共有していた。後者が共和党に引き寄せられたように、前者は改革党に引き寄せられたのであった。

註

- 1 *Friend*, July 1887.
- 2 ハワイの宣教師は「会衆派」と呼ばれることが多いが、実は長老派も含んでおり、以下でもみるように、特定の教派の枠組みに縛られないことをそのスローガンとしていた。このような「超教派主義」は福音派のもっとも顕著な特徴の一つである。Mark A. Noll, *The Rise of Evangelicalism: The Age of Edwards, Whitefield and the Wesleys* (Downers Grove, Ill.; InterVarsity Press, 2003), 15; カイケンドールはハワイの宣教師について「その性格、行動、神学において福音派プロテスタントの強みと弱みの双方をもっていた」と述べている。Ralph S. Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1778-1854, Foundation and Transformation* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1938), 100-102.
- 3 *Friend*, July 1887; Ralph S. Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1874-1893, The Kalakaua Dynasty* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1967), 371; 『フレンド』の第1巻第1号は1843年1月、サミュエル・デイモンによって出版された。そのときの新聞名は *The Temperance Advocate* であったが、第1巻第2号からはそれが *The Temperance Advocate and Seamen's Friend* に、第2巻からは *The Friend of Temperance and Seamen*

1887年「革命」前後のハワイ福音派による宗教・政治的運動——ユニオンを求めて

に変わり、第3巻から *The Friend* に落ち着いた。*Friend*, January 1893.

- 4 カイケンドールのハワイ史3巻シリーズがその代表である。ハワイ王国の末期を扱った第3巻には宣教師の子孫たちの宗教的共同体への言及はほとんどみられない。Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1874-1893*; スミスはニューイングランドのハワイへの影響を扱った著の最終章で1854年から1954年の100年間をひとくくりにして扱っているが、そこでは宣教師の子孫たちの経済的・政治的活動を大きく取り上げる一方で、彼らの教会の現状についてはその衰退について簡単に触れているだけである。Bradford Smith, *Yankees in Paradise: The New England Impact on Hawaii* (Philadelphia: J. B. Lippincott Company, 1956), 323-334.
- 5 William R. Hutchison, *Errand to the World: American Protestant Thought and Foreign Missions* (Chicago: University of Chicago, 1987), 2; 小檜山もハチソンと同じ点を指摘している。小檜山ルイ「海外伝道と世界のアメリカ化」『アメリカと宗教』（日本国際問題研究所, 1997年）, 96-97; ハチソンも小檜山もハワイ伝道を扱っているが、考察の対象としている時代は19世紀前半が中心であり、ハワイ王国転覆前後は扱っていない。最近、アメリカンボード設立200周年を記念して出版された以下の著作においても、宣教師に関する歴史研究の少なさが指摘されている。Clifford Putney, *The Role of the American Board in the World: Bicentennial Reflections on the Organization's Missionary Work 1810-2010*, (Eugene, Ore.: Wipf & Stock, 2012), xxvi; ハワイ王国末期に創立された外国人福音派の教会、セントラルユニオン教会は100周年を記念して同教会史を出版しているが、それはあくまでも教会内部の歴史であり、ハワイ政治との関連性についての言及はみられない。Jean L. Dabagh, *One Hundred and One Years: Central Union Church, 1887-1988* (Honolulu: Central Union Church, 1988).
- 6 Lilikalā Kame'elehiwa, *Native Land and Foreign Desires: Pehea Lā E Pono Ai? How Shall We Live in Harmony?* (Honolulu: Bishop Museum Press, 1992) ; Jon Kamakawiwo'ole Osorio, *Dismembering Lāhui: A History of the Hawaiian Nation to 1887* (Honolulu: University of Hawai'i Press, 2002) ; Noenoe K. Silva, *Aloha Betrayed: Native Hawaiian Resistance to American Colonialism* (Durham, N.C.: Duke University Press, 2004).
- 7 Paul Kleppner, *The Third Electoral System, 1853-1892: Parties, Voters, and Political Culture* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1979), 183-191; エスノカルチャー的な政治史の研究を参照しつつ、米宗教史の記述方法の改革を訴えるD・G・ハートによれば、米宗教史におけるもっとも重要な分類法は、社会の救済に関心を持つ「リベラル」と、個人の救済に関心を持つ「保守派」という対照ではなく、宗教は公的領域にお

- いて役立つべきであるとする「敬虔主義者 (pietist)」と、教会は公的領域とは一線を画し自らの私的領域で信仰のかたち（信条、儀式、教会体制など）を守ることに専念すべきであるとする「信仰告白主義者 (confessionalist)」という対照である。19世紀に米宗教の主流を形成した「福音派」（のちの「リベラル」も含む）は前者であった。D. G. Hart, *The Lost Soul of American Protestantism* (2002; repr., Lanham, Md.: Rowman & Littlefield, 2012), Introduction.
- 8 Liliuokalani (Queen of Hawaii), *Hawaii's Story by Hawaii's Queen* (1898; repr., Memphis: General Books LLC, 2012), 76.
- 9 目黒は、支配者たる白人の「抑圧」と非支配者たるハワイアン「抵抗」という二項対立的なハワイ史の把握方法が、白人とハワイアンのそれぞれの集団内部の権力関係を見落としてしまう点を批判している。本稿は白人内部の分裂と統合というテーマを扱う点で、氏と問題意識を一部共有している。目黒志帆美「王権とフラ－ハワイ王国における先住民文化政策一」（東北大学、博士論文、2014年）。
- 10 Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1874-1893*, 280-287.
- 11 *Friend*, May 1886.
- 12 *Friend*, March 1885.
- 13 以下での1886年議会への言及においては Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1874-1893*, chapter 11を参照した。
- 14 Ralph S. Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1854-1874, Twenty Critical Years* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1953), 78-99.
- 15 Tom Coffman, *Nation Within: The History of the American Occupation of Hawai'i* (1998; repr., Kihei, Hawaii: Koa Books, 2009), 69-79.
- 16 Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1874-1893*, 345.
- 17 Silva, *Aloha Betrayed*, 104-107; ハレ・ナウアは1880年に設立された「ハワイアン首長系譜委員会 (Board of Genealogy of Hawaiian Chiefs)」の仕事を補強する役割を担っていた。系譜委員会は、王を選ぶ際や、王が貴族院議員を任命する際の根拠となる首長の系譜を、系譜関連の書物や年配者の知識から収集し、その成果を出版することを目的としていた。Published by Authority, *Laws of His Majesty Kalakaua, King of the Hawaiian Islands, Passed by its Legislative Assembly, at its Session, 1880* (Honolulu: P. C. Advertiser, 1880), chapter 7.
- 18 Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1874-1893*, 340-341.
- 19 Silva, *Aloha Betrayed*, 108-120.

- 20 *Friend*, December 1886.
- 21 Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1854-1874*, 247; Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1874-1893*, 371.
- 22 当時、福音派の信仰は新しい知的潮流の挑戦を受けて揺らぎつつあった。『フレンド』同号の冒頭記事では、自らの会衆のあいだで、聖書無謬説にもとづく福音派の伝統的な信仰の中身（三位一体、人間の墮落、キリストを自らの救い主として受け入れ、霊的再生を経験することの必要性など）が揺らぐなか、会衆の信仰を守るためとして、他教会からの招聘を断ったボストンの会衆派牧師の話が紹介されている。また同号の終わりの方の記事では、同年10月6日から10日までデモインで開催されたアメリカンボード年次大会での「アンドーヴァー説」をめぐる論争が扱われている。「未来執行猶予（future probation）」として知られるこの説によれば、今生で歴史上のキリストについて示される機会のなかった者は来世でそうした機会を与えられる、とされた。*Friend*, December 1886.
- 23 Hutchison, *Errand to the World*, 88.
- 24 Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1874-1893*, 347-356.
- 25 *Friend*, January 1887.
- 26 *Friend*, March 1887.
- 27 *Friend*, June 1887.
- 28 『フレンド』ではしばしば彼らの終末論が表現された。“Christian Unity,” *Friend*, July 1886; “President’s Address: The Working of the Leaven,” *Friend*, May 1887; “Missionary Paper,” *Friend*, May 1888; “Our Views Approved,” *Friend*, April 1889; “Retrospect and Outlook,” *Friend*, January 1890; “The June Meetings,” *Friend*, June 1891; “The Nerve of Missionary Zeal,” *Friend*, August 1892; 本稿第3章で扱うビショップの説教にもこの種の終末論がみられる。
- 29 Charles I. Foster, *An Errand of Mercy: The Evangelical United Front 1790-1837* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1960), 123, 131-132.
- 30 *Friend*, July 1887.
- 31 Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1874-1893*, 277.
- 32 *Friend*, July 1887; 『フレンド』による政治的見解の表明は、ビショップ以前にも、より抑制されたかたちで散見される。デイモンが編集者を務めていた時代では、たとえば1884年3月号でシルバーの問題が、同7月号でアヘンや酒の問題が、同8月号で政府の浪費の問題が扱われている。“Editor’s Table,” *Friend*, March 1884; “The Responsibilities of Citizenship,” *Friend*, July 1884; “The United States and Hawaii,” *Friend*, August 1884;

デイモンの後を継いだクルーザンとオーゲルのもとでも、「宗教新聞の使命」は「公正・禁酒・正義・正直・良き政府の恐れを知らぬ唱道者」となることであると宣言された。

“The Friend and Politics,” *Friend*, May 1885.

- 33 *Friend*, August 1887; 彼は同様の記事を『ハワイアン・マンスリー』1884年10月号にも投稿している。Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1874-1893*, 277-278; ビショップは別の世俗新聞でも、政治的自由はキリスト教の知識に比例する、双方の点においてイングランド人、とりわけピューリタンは人類の先駆者である、ハワイの政治的自由も彼らの後継者を通して、直接的には「アメリカ合衆国」という「自由で幸福な諸国のなかでも、もっとも力強く幸福で自由な国の援助と光によって」もたらされた、と主張している。
- “Thanksgiving Sermon,” *Pacific Commercial Advertiser*, November 25, 1892.

34 Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1874-1893*, 453.

35 Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1854-1874*, 99-100.

36 “Home Missionary Sermon,” *Friend*, September 1888; “How Heathenism Poisons the Young Churches,” *Friend*, February 1889; 前章の終わりに取り上げたジャッドの演説にも同様の主張がみられる。

37 *Friend*, September 1887.

38 Kleppner, *The Third Electoral System*, 191-192.

39 *Friend*, December 1887.

40 *Friend*, January 1888.

41 セレノ・ビショップも1889年6月のハワイアンボード年次大会の際にセントラルユニオン教会で行った国内伝道に関する説教のなかで、ハワイに関して、神の「戦略拠点の一つ」、「エルサレムまたはシオン」、「諸国の大ハイウェイ」、「キリスト教世界最西端の前哨基地」、「アジア的異教の古い制度との戦いの最前線」などと表現している。*Friend*, July 1889.

42 *Friend*, March 1889.

43 *Friend*, September 1888.

44 *Friend*, February 1890, February 1891, February 1892.

45 『フレンド』1891年2月号ではマッキンレー関税がハワイ砂糖産業に与える影響についての論評が紹介された。それによれば、マッキンレー関税法の成立にともない、それまでハワイ砂糖産業に恩恵を与えていた保護関税が廃止されたことで、ハワイの砂糖産業は「価格や利益の大幅な減少」を被るが、砂糖の価格の下落により合衆国内の砂糖消費が大きく増えるため、「その減少幅は関税廃止分そのものよりも少ないであろう」とされた。*Friend*, February 1891.

- 46 *Friend*, January 1893.
- 47 Liliuokalani, *Hawaii's Story*, 44.
- 48 *Friend*, October 1887.
- 49 *Friend*, February 1890.
- 50 *Friend*, March 1890.
- 51 *Friend*, February 1892.
- 52 *Friend*, March 1892.
- 53 Coffman, *Nation Within*, 124.
- 54 *Pacific Commercial Advertiser*, November 25, 1892.
- 55 *Friend*, January 1893.
- 56 *Friend*, February 1893.
- 57 *Friend*, March 1893.
- 58 その典型はセオ・デイヴィーズである。彼はハワイのアングリカン教会の代表的平信徒であると同時に、ハワイ福音派の運営するYMCAでも指導者的存在であった。また、ハワイの大資本家の一人であり、ホノルルのイギリス副領事を務めたこともあった。彼は1886年にイギリスに帰国した後も、時折ハワイを訪れていた。彼は基本的には改革党の方針に賛成しつつも、同党の合衆国への傾斜には批判的であった。Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom, 1874-1893*, 299, 457; デイヴィーズは1893年の第二の「革命」の直後にはピショップに対して、それを批判する公開書簡を送っている。“A Reply to an ‘Open Letter to the Rev. S. E. Bishop.’ by Theo. H. Davies,” *Friend*, March 1893.

The Religio-Political Movement of Evangelical Protestants in Hawaii before and after the “Revolution” of 1887: In Search of a Union

YAMAMOTO Takahiro

The conventional wisdom has held that the overthrow of the Kingdom of Hawaii in 1893 was brought about by the political scheming of the “secularized” descendants of the missionaries, who arrived in Hawaii in 1820. In this kind of narrative, the role of the “pious” religious community that was behind them is almost invisible. William Hutchison once attributed the lack of attention given to missionaries among historians to the fact that they

have been an “embarrassing” subject to them.

However, this vacuum has been filled to a certain degree by the Hawaiian historians who, by the use of primary source materials in Hawaiian, have demonstrated the endurance of Hawaiian religio-political tradition, in which the missionaries were expected to play the role of religious advisers to the king, with the result that they constituted an integral part of the colonization of Hawaii. On the other hand, the ethno-cultural historians in the United States in the 1970s demonstrated that under the third party system in the United States in the latter half of the nineteenth century the “evangelical pietists,” to whose tradition the missionaries sent to Hawaii belonged, did not distinguish between religion and politics and tended to use the coercive power of the state to rid the society of what they considered to be sins.

Given Kleppner’s analysis of the “evangelical pietists,” we may well look into the actions, both religious and political, of their co-religionists in Hawaii before the overthrow of the Kingdom of Hawaii. This present study will attempt to shed light on the “religio-political movement” of evangelical Protestants before and after the “Revolution” of 1887, which forced the “Bayonet Constitution” on King Kalakaua, by examining, in the main, articles published in their monthly newspaper, *The Friend*, in this period. It is an attempt to understand the events surrounding the Bayonet Constitution as the evangelical community in Hawaii experienced them.

19世紀末米国の甘蔗糖生産地に対する取引力

小平 直行

はじめに

米国は、いわゆるマッキンレー関税法（1890年10月1日制定）第3条——「互恵」通商規定と呼ばれる——に基づいて、1891年1月31日から翌92年5月25日に、10の互恵通商協定（行政協定）を主にラテンアメリカ諸国・植民地と締結した¹。これらの協定は、1894年ウィルソン関税法の制定によって撤回され（1894年8月27日）、短命に終わったものの、1年4ヶ月ほどの短期間に10カ国・植民地をして、米国産品に市場を開放させたことは、当時米国が強大な取引力を掌中にしていたことを意味している。

「互恵」政策の支持者であった鉄鋼王アンドリュー・カーネギーは、「互恵」を「武器」と呼び、その破壊力は強力であり、瞬く間に「キューバを拘束していた〔スペインの〕関税障壁は瓦解した」と述べた²。マッキンレー関税法の「互恵」条項は、それまで米国産品に対して閉鎖的であった西領植民地の市場を瞬く間に開放したというのである。

19世紀末に米国が中南米の甘蔗糖生産国・植民地に対して発揮した、この強力な取引力は、19世紀末の世界砂糖市場の構造的変化を背景として、はじめて理解できる。当該期にラフリンとウィルズが、「当時の世界市場における砂糖の特異な状況は、マッキンレー関税法の互恵条項に絶大な重要性を与えただけでなく、事前には予期しえなかったほどの大きな成功の機会を与えた」³と指摘したのは、正鵠を射ていた。また、1919年に米国関税委員会も、マッキンレー関税法第3条の「制裁規定の効力は……当該期に糖業が置かれていた異常な状態に基づいていた」⁴と報告したのは問題の所在を言い当てていた。

とはいえ、こうした観点はその後の研究の中で見失われ、踏襲されることはなかった。本稿の課題は、19世紀末に米国が中南米の甘蔗糖生産地に対して手にしていた取引力の歴史的形成を解明することにある。それによって、かかる強制力の本質と限界が明らかになるであろう。

第1章 19世紀末農業不況

I・ウォーラーズテインは、19世紀後半の近代世界システムに生じた、分業体制の再編について、次のように述べている。

穀物法の廃止は、実際のところ、どのような成果をもたらしたのか。成果は2つあった。ひとつには、それによって、世界システムの基軸的な分業体制が再編され、食

糧生産はふたたび、「周辺」の活動ということになった。これ以後、北アメリカのアメリカ合衆国とカナダ、東ヨーロッパにおけるロシアとルーマニアが、西ヨーロッパに対する穀物の大供給地として台頭し、西ヨーロッパは工業への集中を強めることが可能になった⁵。

とはいえ、穀物法の廃止によって、ただちに食糧生産が「周辺」の活動となったわけではなかった。むしろ、穀物法廃止後の1850-60年代にイギリスは「農業の黄金時代」を謳歌した。イギリス国内の小麦生産量は1860年代中葉まで増加傾向にあった。他方、当該期に海外からの小麦の輸入量は、国内生産量の半分前後で推移していたが、国内需要の急増によって、その「マイナスの影響は打ち消され、外国からの小麦輸入はいわば限界部分にとどまっていた」⁶。一般にこうした状況は、国際政治・経済上の「偶然」ないし「幸運」として説明されている。つまり、穀物の主要輸出国（米国、ロシア、ドイツ）がたまたま戦争（南北戦争、クリミア戦争、普仏戦争）によって一時的に供給余力を低下させていたからだ⁷。いずれにせよ、19世紀中葉の自由貿易の盛期に、穀物の自由貿易は現出しなかったのである。

したがって、例えば、当該期に出版された『資本論』も、ウォーラステインのいう「食糧生産が周辺の活動となった」現象に——地代論の観点からであるが——言及してはいるが⁸、それは第3部（1894年初版）へのエンゲルスの補筆⁸によってであった。とはいえ、マルクスが、ウォーラステインのいう「世界システムの基軸的な分業」を等閑視していたわけではなかった。『資本論』第1部（1867年初版）の「国際分業命題」とも呼ばれる一節は、19世紀中葉に飛躍的に増大した「大工業」の生産力に照応する「新しい国際的分業」の形成について述べているが、そこでは「農業を主とする生産地」——ウォーラステインのいう「周辺」——が、「工業を主とする生産地」——同じく「中核」——に向けて、食糧ではなく、繊維産業の農産原料（綿花、羊毛、大麻、黄麻、藍など）を生産すると述べられている⁹。つまり、顕著に「食糧生産が周辺の活動」となるのは、『資本論』第1部の出版後——なかならず1870年代以降——のことであった。

さらに、19世紀末に食糧生産地となったのは、ウォーラステインが指摘する北米西部やロシアに限られなかった。南米西部やインドも「西ヨーロッパに対する穀物の大供給地として台頭し」、ヨーロッパ市場における競争が激化した。そのため、イギリス市場において米国産小麦の占めるシェアは、1879年の60.4%から1895年の33.1%に低下し、逆に、ロシアのそれは28.1%に増加した。また、アルゼンチンのそれは1909年には20.5%に増加し——同年の米国のそれは15.8%に低下し——、インドのそれは1912年には23.2%に増加した——同年の米国のそれは18.2%に止まった——¹⁰。こうした食糧生産地の拡大は、近代世界システムの地理的膨張と関係している。

近代世界システムの基軸的な分業体制は、その地理的膨張にともなって再編されることがある。近代世界システムに新たに組み込まれた地域は、「組み込み」から数十年ほどして、「周辺」——一次産品生産地——として機能するために、分業体制の再編が可能になる。近代世界システムは、第1膨張期（16世紀）に西ヨーロッパ、東ヨーロッパ、中南米を組み込んで出現し、その後、第2膨張期（18世紀中葉～19世紀前半）に、広大な温帯地帯——ロシア、北米西部、南米西部、インドなど——を組み込んだ¹¹。これらの地域が生産する一次産品が穀物に他ならず、それは同一の気候帯に位置する中核の農業が生産する穀物と競合することになった。エンゲルの補筆が指摘しているのはこうした現象——19世紀末「農業不況」——である。

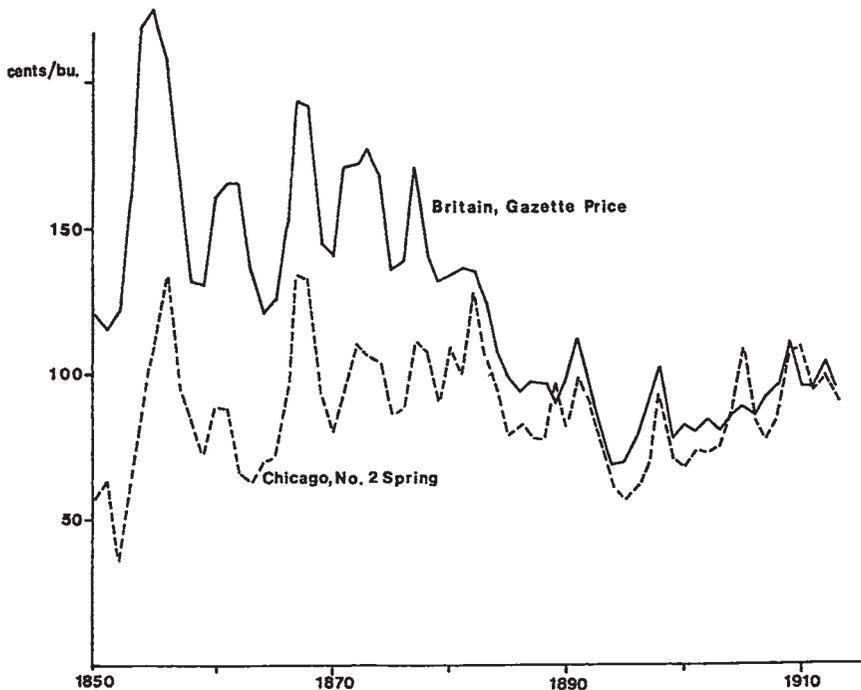
中核地域内で生産される一次産品と同一のそれが、近代世界システムに新たに組み込まれた地域においても生産されることは過去にもあった。世界システムの第1膨張期に組み込まれた中南米の場合、中核地域とは気候帯が異なったため、農産物についてそれは起こりえなかったが、鉱産物については中核と周辺で同一の一次産品——銀——が生産された。いわゆる「価格革命」はその結果であった。

近代世界システムの膨張にともなう外部世界の組み込みは、マルクスの用語でいえば、資本主義的生産様式の流過程が、前資本的生産様式——「主として直接の自己需要に向けられていて生産の余剰だけを商品に転化させる生産形態」——の商品流通と「交錯する」ことから始まる。すなわち、産業資本の流過程の内部では、「産業資本の循環は、貨幣資本としてであれ商品資本としてであれ、きわめてさまざまな社会的生産様式——それが同時に商品生産である限りは——の商品流通と交錯する」。前者の交換——資本制生産様式の貨幣と前資本制生産様式の生産物との交換——が始まると、別言すれば、前資本制生産様式の「地方的な生産物が、コスモポリタンの金に転化できるようになる」と、その「瞬間から、以前はほとんど売れなかったために廉価だった多くの商品」の価格が上昇する。それにともなって、前資本制生産様式の側では、さしあたりその生産物を資本制生産様式に売ることが主要な関心事となり、さらには「生産そのものが、それまでの主として地方的消費向けの生産から、輸出向けの生産に転換する」。後者の「輸出向け生産」においてまず商品生産が一般化し、さらには資本主義的商品生産に転化していく¹²。

マルクスが「原料生産物を輸出している諸国では」、鉄道の敷設によって「地方的消費向けの生産から、輸出向けの生産 [に] 転換」したと指摘しているように、19世紀後半の「運輸交通革命」は、第2膨張期に世界システムに組み込まれた地域の「周辺化」にとって決定的であった。19世紀後半に到るまで、中核と周辺の間には人為的な障壁を別にすれば、「距離による自然の保護」が存在していた。「運輸交通革命」によって実現した輸送費の低下がそれを消滅させた。例えば、シカゴーリバプール間（鉄道・蒸気船利用）の小麦1ブッシェルあたりの輸送

費は、1868-72年（5年間平均）の0.49ドルから、1895-99年（同）の0.18ドルに低下した¹³。「距離による保護」の消滅にともなう、周辺で生産された安価な穀物は中核に輸出されるようになり、それにともなう、例えばシカゴの穀物価格は1882年頃まで上昇した。すなわち、その1ブッシェルあたりの価格は、1852-56年（同）の0.85ドルから、1880-84年（同）の1.07ドルに上昇した。その反面で、中核に輸入された周辺産の安価な穀物は、中核産の高価な穀物と競合し、それにともなう中核（例えばイギリス）の穀物価格は下落した。すなわち、その1ブッシェルあたりの価格は、1852-56年（同）の1.85ドルから、1880-84年（同）には1.27ドルに、さらに1895-99年（同）には0.83ドルに下落した¹⁴。こうした周辺と中核における相異なる小麦価格の動向を発見したのは、C・ニック・ハーレイである（第1図参照）。ハーレイは、周辺——ハーレイの用語では「生産地」——における小麦価格の上昇が、輸出向け一次産品（小麦）生産への特化——同じく「フロンティアの開発」——を動機づけたと主張した。

それまでの研究は、周辺と中核における相異なる小麦価格の動向を看過していた。ウィルフレッド・マレンボウムは、19世紀末に小麦の単一の世界価格が存在していたと考え、当該期のイギリスの小麦価格を小麦の「世界価格」と見なした。19世紀末にマレンボウムのいう小麦の



第1図 イギリスとシカゴの小麦価格（1850-1913年）

出所：C. Nick Harley, "Transportation, the World Wheat Trade, and the Kuznets Cycle, 1850-1913," *Explorations in Economic History*, 17 (1989), p.219.

「世界価格」——実際にはリバプール価格——は下落したものの、北米や南米、オーストラリアでは小麦の作付け面積が大幅に拡大した。それゆえ、マレンボウムは、当該期の小麦生産の拡大は、価格以外の「それぞれの生産地の相異なる諸環境に基づく諸原因」に起因しており、価格の動向とは「ほとんど関係がなかった」¹⁵と結論づけた。つまり、輸送費の低下そのものの効果とそれがもたらした周辺の開発——とりわけその動機——が把握できなかった。

ケヴィン・H・オルークとジェフリ・G・ウィルソンの近年の研究は、ハーレイの発見に基づいて、周辺と中核の相異なる小麦価格の動向のむしろ結果を——すなわち両地域間の小麦の価格差の縮小を——重視している。すなわち、1870年にリバプールの小麦価格はシカゴのそれを57.6%上回っていたが、周辺における価格の上昇と中核におけるその下落によって、この価格差は1895年には17.8%に、1913年には15.6%にまで縮小した¹⁶。オルークとウィリアムソンは、小麦にとどまらず広範な商品の価格差が、19世紀後半にさしあたり「大西洋経済」内の中核と周辺の間で縮小したことを実証している。周知のように、19世紀第3四半期は、イギリスの穀物法の廃止や1860年英仏通商条約によって開幕する自由貿易の一時期であるが、オルークとウィリアムソンによれば、自由主義的な貿易政策よりも、輸送費の低下こそが諸商品の価格差の縮小を引き起こした¹⁷。彼らが諸商品の価格差の縮小を重視しているのは、それによってヘクシャー＝オーリン理論——なかんずくその第2命題（要素価格の均等化の定理）——を実証するためであり、究極的には自由貿易がもたらす効果——生産要素の国際移動なしにその世界的最適配分と所得の世界的均等化が達成される——を確認するためであった。

私見では、ハーレイの研究は、周辺の開発の機序を説明していることに意義がある。つまり、19世紀後半に運輸交通革命がもたらした輸送費の低下は、世界システムの第2膨張期に組み込みこまれた地域において一次産品の価格の上昇をもたらし、それがそれら地域の周辺化——一次産品生産の拡大・特化——を刺激したのである。

それまで周辺と中核の間に存在していた「距離による自然の保護」は、19世紀後半の「運輸交通革命」によって消滅した。また、周辺の穀物生産地からの輸出を阻害していた諸戦争は終息した。それにともなって周辺から大量流入した安価な穀物が、折しも1860年英仏通商条約以来の自由貿易網の拡大と、1860-77年に大半の大陸ヨーロッパ諸国が実施した関税政策の変更とによって、関税を削減・廃止していたヨーロッパ諸国を直撃した。1870年代中葉までにフランスはほぼ全ての農産物の関税を撤廃し、ドイツも事実上自由貿易国となっていた¹⁸。

周辺産穀物の流入に対してヨーロッパ諸国は対蹠的な対応をとった。それをミカエル・トレイシーは、次のように類型化している。①イギリスは「自由放任を堅持し、農業部門の収縮と作付面積の縮小の形で調整が行われた」。②フランスとドイツは「関税による保護を大幅に強化」したが、トレイシーによれば、それは「純粹に防御的」な対応であり、それによって「建

設的な施策」が妨げられた。③他方、オランダとデンマークは、「防衛的施策をまったく行わずに、新事態に対して農産物の生産と流通を慎重に対応させ、改善した」¹⁹とトレイシーは評価している。世界システム論的観点から見れば、トレイシーは、「食糧生産が周辺の活動になった」ことに対する中核諸国内の対応に評価を下しているということになる。トレイシーは、オランダやデンマークがそれに積極的に適応して、穀作からの転換を遂げたことを肯定的に評価し、他方、フランスやドイツがそれに抵抗して、国内に穀作を保存しようとしたことを否定的に評価している。

確かに、ドイツやフランスなどの諸国は周辺から流入する穀物に対して、関税障壁を導入して農業を保護した。ドイツでは1879年に穀物関税を導入し、1885年と87年にそれを強化した。フランスは1881年に穀物関税を導入し、1885年と87年にそれを強化した。穀物関税によって、ドイツやフランス国内の穀物価格は、関税額分だけ「国際価格」——自由貿易を継続したイギリスの価格——を上回った²⁰。しかし、それにとどまらず、ドイツやフランスなどの大陸ヨーロッパ諸国は、穀作・農業そのものを変革し保存した。トレイシーの掣みに習っていえば、それは「分業体制の再編」に対する非「適応」ということになるであろうが、それこそが中核の対応の特色であり、現在に到るまで中核は食糧生産を放棄していないのである。

大陸ヨーロッパ諸国はなканずく19世紀後半に、それまでの伝統的な穀物——すなわち粗放的な農作業によって栽培される非中耕作物——の輪作体系に、根菜（甜菜や馬鈴薯）——すなわち労働集約的な農作業を要する中耕作物——を組み込んだ。前者が三圃制であり、後者は輪裁式と呼ばれる。ドイツにおいて輪裁式は、19世紀中葉に主に西部の農業先進地域内に普及し、1870年代以降は全土に普及した²¹。

三圃制から輪裁式への移行にともなって、農法とさらには土地所有・利用制度が根本的に変革されたので、それは「農業革命」²²と呼ばれる。農法に限っていえば、伝統的な穀作と比較して、輪裁式の主要な特徴は、根菜の条状の播種と、作物の生育途上の中耕（row-cultivation）、収穫後・播種前の深耕——穀作のその2倍の深さに達する——などにあった。根菜の栽培のための頻繁な犁入れ・深耕——当時「甜菜の中に蔗糖が犁込まれる」と言われた——は、後作の穀物の生育に好影響を与え、根菜の栽培とともに化学肥料の大量投入が始まった²³こともあって、穀物の単収を増加させた。つまり、根菜作の導入は、穀物生産の内包的拡大を結果した。

のみならず、根菜の栽培に必要な頻繁な犁入れ・深耕によって、雑草の繁茂は抑制され、従来の三圃制度の下では休憩時に行われていた除草は不要となった。つまり、休憩のひとつの機能——除草——は不要となった。また、根菜は工業原料としても使われたが、その残渣——甜菜の場合、莖葉やビート・パルプ——は、農民に返却され飼料として使われたので、根菜の栽

培にともなって大量の飼料が生産された。それにより、従来の改良式三圃制度の下では休閑地で行われていた牧草栽培（とさらには放牧地）は不要となった。つまり、休閑のいまひとつの機能——飼料栽培——も不要となった。さらに、根菜栽培とともに化学肥料の大量使用が始まると、地力の回復という機能においても休閑は不要となった。実際、根菜栽培の拡大にともなって休閑地は減少し、根菜作の中心地では消滅した²⁴。休閑地や放牧地の消滅にともなって、穀物の生産は外延的にも拡大した。

従来の粗放的な農業に労働集約的な作業を要する中耕作物が導入されると、その播種から中耕、収穫期に、労働力不足が生じる。ドイツではそれは季節労働者の雇用によって解消された。根菜の栽培拡大にともなって、「ザクセン渡り」と呼ばれる東欧出身の季節労働者が出現した。第1次大戦直前のドイツ国内には、合法的季節労働者に限ってもおよそ80万人の東欧出身が存在し、その半数が——工業部門と同数が——農業部門に雇用されていた²⁵。

根菜作の導入にともなって、農業が変革されたにとどまらず、農業が多角化された。根菜を工業原料として利用する「農業的工業」——甜菜を原料とする甜菜製糖業、馬鈴薯を原料とする火酒製造業——が誕生した²⁶。カウツキーは、そうした農業的工業を「海外の競争〔周辺からの穀物の流入〕に対する闘争手段」と見なした²⁷。のみならず、既述のように根菜の残渣は飼料としても利用されたので、根菜の増産にともない、家畜の通年の舎飼いが可能となったこともあいまって、家畜の飼育頭数が増加した。甜菜の栽培面積と家畜の飼育頭数の間には、正の相関関係が存在した²⁸と言われる。ヨーロッパの伝統的な農業は畜産と結合していたが、根菜作の導入によって、両者はより有機的に結合される——「高度混合農業」と呼ばれる——ことになった。

大陸ヨーロッパ諸国は国内の甜菜糖業を、高率保護関税によって競合する甘蔗糖や甘蔗糖から保護しただけでなく、輸出奨励金制度によって強力に育成した。その結果、19世紀後半のわずか数十年ほどの間に、大陸ヨーロッパの甜菜糖の生産量は、世界の甘蔗糖の生産量を凌駕した。輸出奨励金——間接的奨励金であれ、直接的奨励金であれ——制度が、甜菜糖生産の育成を強力に進めたことは、その制度下において蔗糖抽出率——加工された甜菜の重量に占める抽出された蔗糖の重量の比率——が大幅に向上したことに示されている。それは1872年の8.28%から、間接的奨励金制度下の1890年には12.84%に、さらに直接的奨励金制度下の1900年には14.43%へと向上した²⁹。この蔗糖抽出率の上昇は、工業部門——製糖部門——における技術革新を表しているだけでなく、甜菜の品種改良・栽培法の改良など農業部門の革新をも反映している。

ドイツが1869年から1891年まで実施した、間接奨励金——「隠蔽された奨励金」とも呼ばれた——は、甜菜糖の製造に対する課税——加工される甜菜の重量を対象に賦課される甜菜加工

税——が、輸出時に還付されるという戻税制度から発生した。1869年9月の立法は、①蔗糖抽出率を8.51%と想定して、②甜菜加工税率を甜菜100kgあたり1.6マルクに設定し、③輸出還付金額を原糖100kgあたり18.8マルクに設定した³⁰。つまり、1869年の法は、①原糖100kgの製造に甜菜1175kgを要する（＝蔗糖抽出率8.51%）と想定し、②それに対する甜菜加工税として、18.8（＝1175 ÷ 100 × 1.6）マルクを課すが、③原糖の輸出時にそれを全額還付することを規定していた。このように、法はそもそも甜菜加工税額と還付金額を一致させており、輸出奨励金を企図していなかった。実際ドイツ全体では、1874年頃まで輸出奨励金は発生していなかった。しかし、戻税制度が前提する蔗糖抽出率は、立法行為の性質上、一定期間固定され、それを根拠に規定された甜菜加工税率と還付金額も同じく固定されたものの、実際の蔗糖抽出率は絶えず向上しえた。それによって、加工する甜菜の節約が、したがって甜菜加工税の節税が可能になり、甜菜の加工税額を上回る還付金額が還付され、奨励金が発生した。例えば、1882年に実際の蔗糖抽出率は9.56%に上昇していた³¹。つまり、いまや甜菜1046kgから原糖100kgが製造できた。その甜菜加工税額は16.7（＝1046 ÷ 100 × 1.6）マルクに減少したものの、輸出還付金額は引き続き18.8マルクに固定されており、したがって原糖100kgあたり2.1（＝18.8 - 16.7）マルクの輸出奨励金が発生した。

1888年からドイツ政府はその「甜菜糖生産は完成の域に達し、助成は不必要になった」という判断に基づいて、奨励金の漸次的廃止に方向転換し、1892年8月から間接奨励金に代わる直接奨励金（原糖の場合100kgあたり1.25マルク）を導入した。直接奨励金の支給は、奨励金の廃止が国際的に合意されるまでの暫定期間とされ、その間に漸次的に引き下げられる予定であった。ところが、この機を捉えて、フランスなどの諸国が奨励金額を大幅に上げると、それに対抗して、ドイツ政府は1896年5月から、直接奨励金を——原糖100kgあたり2.50マルクに——倍増する結果となった³²。当時「奨励金戦争」と呼ばれた競争的状况の中では、奨励金の減額すら——いわんや制度そのもの廃止は——困難をきわめた。一国の単独行動は、その甜菜糖業が他国との競争に敗れることを意味したからである。

大陸ヨーロッパ諸国では、そもそも国内の甜菜糖業を保護するために高率の保護関税が設定され、その後は奨励金の財源を捻出するために内国税——甜菜加工税や砂糖消費税——も導入された。そのため甜菜糖の生産大国であればあるほど、砂糖の消費量が抑制されるという逆説が生じていた。それゆえ甜菜糖は輸出に回されたが、輸出から奨励金が発生し、蔗糖抽出率の向上にともなってその額が増加すると、なかんずく1870年代中葉から熱狂的に輸出とそのための増産が追求されることになった³³。

その際、奨励金制度から発生した特別利潤の一部は、ダンピング輸出に使われた。ドイツ産の原糖の場合、例えば1890年にマクデブルク価格——国内価格を表している——は1ポンドあ

たり3.64セントに対して、ハンブルクfob価格——輸出価格を表している——は同2.77セントにすぎず、輸出価格は国内価格を25%ほど下回っていた³⁴。

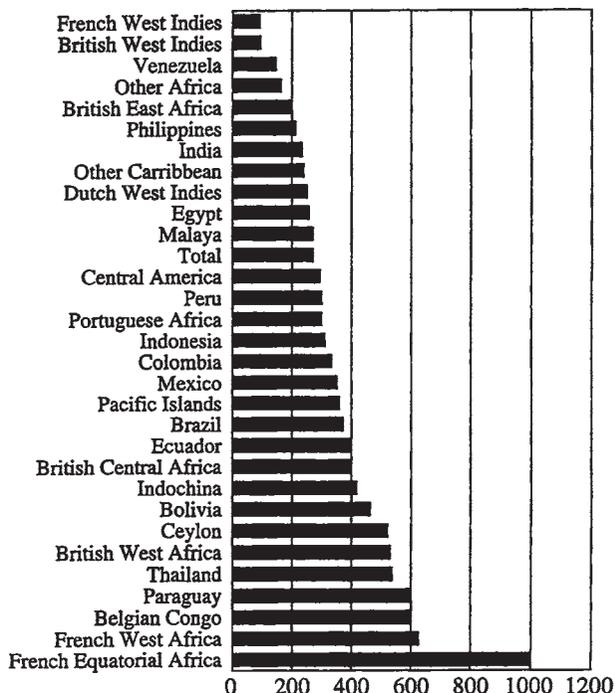
こうした低価格の奨励金糖が殺到したのはイギリス市場だった。19世紀後半にイギリスは自由貿易を継続して、周辺産穀物の流入を放置し、農業を縮小するにまかせていた。そのため、イギリスでは大陸ヨーロッパ諸国のように農業に甜菜作が導入されず、当該期にヨーロッパにおいて唯一甜菜糖を生産しなかった。さらに1874年には砂糖関税を廃止してもいた。ダンピング輸出された奨励金糖はイギリス市場に殺到し、英領植民地産を含む甘蔗糖を駆逐した。1870年にイギリス砂糖輸入（総量72万5000トン）のうち、甘蔗糖は77%（55万9000トン）を占めていたが、1900年（総量164万2000トン）にそれはわずか9%（15万3000トン）に低下していた³⁵。

第2章 「砂糖問題」と米国の互惠戦略

19世紀後半に周辺に食糧生産が割り当てられ、中核が工業に集中したというのは、あまりにも単純な構図である。当該期に、周辺に食糧生産が割り当てる一方で、中核の大陸ヨーロッパは、それまで周辺——そもそも中南米——に割り当てられていた砂糖生産を、その原料植物を甘蔗から甜菜に転換して、農業に取り込み、そうすることで農業を変革・多角化し、周辺産食糧の流入によってもたらされた農業危機に対応しようとした。その結果、周辺からの安価な穀物の大量流入によって、当初はヨーロッパ農業の「危機」として現出した困難は、やがて位相を変えて「砂糖問題」としても表出し、最終的に周辺の甘蔗糖生産地に転嫁された。19世紀末「農業不況」の底面には、「砂糖問題」が沈潜することになった。

「砂糖問題」は第1に糖価に関わる。甜菜糖の増産にともなう砂糖の過剰生産と甜菜糖のダンピング輸出によって、糖価は長期にわたる大幅な低下に見舞われた。一般に大不況期の長期におよぶ物価の下落は1896年に底入れした。穀価も同年に底を打ったが、糖価の下落は止まらず、ようやく1903年にブリュッセル協定が成立して——甜菜糖輸出奨励金制度の廃止が国際的に協定されて——底入れした。また、小麦価格——1873年比の1896年価格——は52%ほど下落したが、糖価——1873年比の1903年価格——は70%も暴落した³⁶。

他の諸商品の価格と比較して、糖価の長期にわたる最も大幅な下落は、当然に砂糖の単純な商品交易条件を悪化させた。実際、各種の一次産品生産地の中でも、なかんずく甘蔗糖生産地の輸出額——したがって購買力——は著しく低迷した（第2図参照）。例えば、イギリス領バルバドスの場合、砂糖の輸出量は1882-84年（3年間平均）の4万8000トンから、1894-96年（同）の4万1000トンへと14%ほどの減少にとどまったが、砂糖の輸出額は102万1000ポンドから56万6000ポンドにほぼ半減した。同島は典型的な甘蔗糖モノカルチャ生産地であったので、その輸出総額も103万2000ポンドから58万1000ポンドへとほぼ半減した³⁷。W・アーサー・ル



第2図 熱帯諸国・植民地の1913年の輸出額（1883年=100）

出所：Ronald Findlay and Kevin H. O'Rourke, *Power and Plenty: Trade, War, and the World Economy in the Second Millennium*, Princeton: Princeton University Press, 2007, p.416.

イスによれば、1880-1913年に世界貿易の成長は、通説に反して「安定的・近代的な政府が存する全ての熱帯諸国」にめざましい——工業国に比肩する——経済成長をもたらした。しかし、それには重要な例外があった。甘蔗糖生産地（とインド）はその恩恵に与ることができなかったのである³⁸。

「砂糖問題」は第2に市場に関わる。大陸ヨーロッパ産の甜菜糖は、まず高率保護関税の下で国内市場を独占し、さらには輸出奨励金によってイギリス市場をも独占した。それともなって甘蔗糖は伝統的なヨーロッパ市場を喪失し、その輸出は残された米国市場に一極集中した。例えば、キューバ糖の場合、1850年にその輸出先は多角化しており、米国向け輸出が35%を、ヨーロッパ向けが38%（うち本国向け10%）を、その他が27%をそれぞれ占めていた。しかし、1890年までにヨーロッパ市場を喪失し、米国市場に一極集中していた。米国向けが84%を占め、ヨーロッパ向けが7%（うち本国向け6%）を、その他が9%を占めるにすぎなかった³⁹。

糖価の下落とヨーロッパ市場の喪失にともなって、甘蔗糖生産地にとって米国市場の確保が、文字どおり死活的な問題となった。あるキューバ砂糖プランターは、「砂糖がなければキューバ島はありえず、米国による砂糖の消費がなければ、われわれは存在しえない。われわれの将

来と文明はひとえに砂糖の生産にかかっている。……米国が砂糖の輸入を停止すれば、われわれの文明は消滅する」⁴⁰と述べた。あるいは、英領西インド植民地について、王立西インド委員会は「合衆国は西インドにとって最上のそして自然の市場であり、西インド糖にとってかかる市場が閉鎖されたり、失われるならば、植民地は深刻な打撃を受けるに違いない」⁴¹と報告した。

そうした米国市場を確保するために、甘蔗糖生産地にとって可能であったひとつの方法が、米国と互惠通商条約を締結することであった。しかし、それは甘蔗糖生産地にとって、単にその市場を米国産品に開放する——砂糖の対米免税輸出と引き換えに——にとどまらず、その政治的独立を脅かしかねなかった。カメハメハ5世（在位1863-72年）の下でハワイ王国外務相などを歴任したシャルル・ド・ヴァリニ（Charles de Varigny）は、1867年米布互惠条約の交渉に際して、ハワイ糖の対米免税輸出を保証する互惠条約には、ハワイ王国の独立を脅かす「恐ろしい危険」が胚胎していると喝破していた。すなわち、ハワイ糖が対米互惠条約によって特恵的地位を手に入れれば、ハワイ糖の生産は拡大し「繁栄が保証される」であろう。しかし、その有効期間が終了し、米国がハワイ糖に再び関税を賦課することになれば、砂糖プランターは他国産糖との競争によって「破滅に脅かされる」ことになり、それを回避するために、砂糖プランターは対米併合を支持することになるとド・ヴァリニは予見した。彼はこの危険を防止するために、米布互惠条約の有効期間（7年間）内に、他国とも同様の条約を締結し、それによって米国の他にも輸出市場を確保することを国王に進言した⁴²。

しかし実際には、米布互惠条約が米国によって批准され、発効する1876年頃には、大陸ヨーロッパにおける甜菜糖の増産にともなって、甘蔗糖はヨーロッパ市場を喪失しはじめ、米国市場に一極集中しはじめていた。つまり、ド・ヴァリニがハワイ王国の独立維持の条件と考えていた、輸出市場を多角化する可能性は失われはじめた。それが潰えると、彼の懸念は現実のものとなった。実際、米布互惠条約が有効期間を終える（終えようとする）度ごと——1回目は条約の規定によって、2回目は事実上条約の効力が失われると——に、ハワイ政体は危殆に瀕した。すなわち、原互惠条約（1876年9月発効）の有効期限を7年間延長する追加条約（1887年11月批准書交換）を、ハワイ国王に批准させるためには、1887年6月-7月のクーデタによって、新憲法——「銃剣憲法」と呼ばれる——を制定することが必要だった。さらに、マッキンレー関税法の砂糖関税表の施行（1891年4月）によって、全ての原糖（オランダ色相第16号以下糖）の米国輸入が免税化され、すなわち米布互惠条約が保証していたハワイ糖の特恵的地位——対米免税輸出——が消滅すると、再度のクーデタによってハワイ王政は転覆され（1893年1月）、対米併合によって特恵的地位の回復——マッキンレー関税法第1条231節が規定する国産糖に対する補助金の取得——をめざす暫定政府が発足した。

キューバの革命家ホセ・マルティ（José Martí）も、キューバ独立の条件を次のように指摘した。

経済的結びつきを口にする者は、政治的結びつきを口にしてしている。買う国は命令する。売る国は従属する。自由を守るためには、貿易を均衡させることである。死を望む国は単一の国に売る。自由を望む国は複数の国に売る。他国の通商に及ぼされるある国の過度の影響は、政治的影響力に転化する。……国として自由でありたいと願うなら、貿易において自由でなければならない⁴³。

マルティは、甘蔗糖の輸出国——「売る国」——とその輸入国——「買う国」すなわち米国——の関係が非対称的であり、そうした貿易から政治的支配関係が生じ、最終的には対米併合に帰結すると予見していた。それゆえ貿易相手国の多角化をキューバ独立の条件と見なしていた。しかし現実には、この一節が書かれた1891年までに、既述のように、キューバ糖を「複数の国に売る」ことは到底不可能になっていた。

甘蔗糖生産地側のこうした懸念にもかかわらず、米国は「砂糖問題」を背景に、マッキンレー関税法第3条の制裁規定——「互恵」規定とも呼ばれる——を発動した。マッキンレー関税法第2条は原糖の輸入を免税化したものの、それに続く第3条はその停止とさらには制裁関税の賦課について、次のように規定している。《米国に砂糖などを輸出する国の政府が、米国からの輸出品に対して関税などを課すことは、「互恵的に不平等かつ不合理」であるので、そのような国から輸入される砂糖の免税化を停止し、さらに制裁関税を課す。》すなわち、米国は砂糖の免税輸入を認めるのであるから——それは米国の国内事情から余儀なくされたのであったが——、甘蔗糖生産国・植民地——「互恵」のそもそもの対象は中南米に限定されていた——は、米国産品を免税輸入すべきである。これが「互恵」の意味であった。にもかかわらず、米国からの輸入品に対して引き続き関税を賦課する甘蔗糖生産国・植民地に対しては、制裁として、その砂糖に対して——標準的な原糖（オランダ標準色相第14糖以上・第16号以下）の場合——1ポンドあたり1.375セントの関税を課すことが規定された。それは1891年のニューヨーク市場の原糖（96度分蜜糖）価格の36%に相当しており⁴⁴、輸入禁止的な高率であった。この米国による一方的制裁を免れるために、主に中南米の甘蔗糖生産国・植民地は、米国による原糖の免税輸入に対する「適正な互恵および代償として」⁴⁵、多数の米国産品の減税・免税輸入を米国と交渉・合意し、それを協定——互恵通商協定と呼ばれる——した。

「運輸輸送革命」は、既述のように当初は大西洋において、その後は世界各地とヨーロッパの間で、輸送費を低下させたが、それにともなって周辺産小麦のヨーロッパ市場向けの輸出競争が激化した。イギリスの米国産小麦の輸入量は、1875年の11万8000トン（輸入総量に占める比率45.3%）から、1890年の8万6000トン（同28.4%）に減少した⁴⁶。こうした状況の中で、ジェ

イム・G・ブレイン国務長官は「互恵」の政策目標を、ヨーロッパ市場から米国産小麦が排除されつつあるので、それに代わる捌け口を中南米の甘蔗糖生産国・植民地に求めることにありと主張した。

イギリスは全力をあげてインドから穀物を確保しようとしており、ロシアは小麦畑の急速な拡大によって、ヨーロッパ市場におけるわれわれの強力な競争者として立ち現れている。したがって、われわれは、あらゆる機会を使って、南北アメリカ大陸内にわれわれの市場を拡大することになる。毎年ほぼ1億ドルの砂糖がわが国に市場を求めているが、われわれがわが食糧の輸出と消費のための広大な領域を確保しないのであれば、われわれはきわめて未熟な立法者ということになる⁴⁷。

しかし、「砂糖問題」を背景にして採られたこの「互恵」戦略は、甘蔗糖生産国・植民地の門戸を開放する——米国からの輸入品に対する無・低関税輸入を認めさせる——ことに成功はしても、米国からの輸出額を増加させることはできなかった。その根本的な理由は、通例指摘されているように、マッキンレー関税法の短期性にあつたのではなかった。ヨーロッパ市場の喪失によって、甘蔗糖生産国・植民地は、その市場を米国に開放することを「喜んで許諾する」状況にあつた⁴⁸にしても、糖価の下落によって、甘蔗糖生産国の交易条件は悪化しており、その購買力が著しく低下していたからであった。

むすびにかえて

米国は、19世紀末「大不況期」の世界砂糖経済の構造的変化——「砂糖問題」と呼ばれた——によって現出した、甘蔗糖の米国市場への一極集中によって手に入れた強大な取引力を、米国市場の閉鎖という脅迫（マッキンレー関税法第3条）——「互恵」と呼ばれた——に具体化し、それによって、米国はラテンアメリカの甘蔗糖生産国・植民地に市場開放を強制することで、国内の過剰生産を解決しようとした。しかし、かかる取引力は「砂糖問題」を背景としていたために、たやすく甘蔗糖生産国・植民地の市場をこじ開けることができたにしても、とうてい米国からの輸出量・額を増やすことはできなかった。

註

- 1 米伯協定：1891年1月31日締結，2月5日布告，4月1日発効。米西協定（西領西インド適用）：1891年6月16日締結，8月1日布告，9月1日暫定関税表発効，92年7月1日最終関税表発効。米英協定（英領ギアナを除く英領西インド適用）：1892年2月1日締結・布告・発効。米ドミニカ共和国協定：1891年6月4日締結，8月1日布告，9月1日発効。米グアテマラ協定：1891年12月30日締結，1892年3月18日布告，5月30日発効。米サルバ

ドル協定：1891年12月30日締結，12月31日布告，1892年2月1日発効。米ホンジュラス協定：1892年4月29日締結，4月30日布告，5月25日発効。米ニカラグア協定：1892年3月11日締結，3月12日布告，4月15日発効。米独協定：1892年1月30日締結，2月1日布告・発効。米澳協定，1892年3月25日締結，3月26日布告・発効。

- 2 Tom E. Terrill, *The Tariff, Politics, and American Foreign Policy 1874-1901*, p.181; Andrew Carnegie, "The McKinley Bill," *Nineteenth Century*, 29 (June 1891), p.1031.
- 3 J. Laurence Laughlin & H. Parker Willis, *Reciprocity*, New York, The Barker & Taylor Co., 1903, 2003, p.180.
- 4 United States Tariff Commission, *Reciprocity and Commercial Treaties*, GPO., Washington, 1919, Westport: Greenwood Press, 1976, p.193.
- 5 I・ウォーラーステイン『近代世界システムⅣ：中道自由主義の勝利 1789 - 1914年』名古屋大学出版会，2013年，110頁。
- 6 佐伯尚美「19世紀末大不況とイギリス農業」，日高・大谷・斉藤・戸原『マルクス経済学：理論と実証』東京大学出版会，1978年，464-65頁。
- 7 同上。
- 8 「太平洋横断汽船と，南北アメリカおよびインドの鉄道とが，まったく風変わりな諸地域をヨーロッパ穀物市場で競争できるようにした。一方には，北アメリカのプレーリー，アルゼンチンのパンパス，すなわち，自然そのものによって犁で耕作できるようにされた数々の大平原，原始的耕作により肥料なしでさえ何年にもわたって豊かな収穫をもたらす処女地があった。また〔他方には〕，ロシアおよびインドの共産主義的共同体の諸地所——国家の無慈悲な専制政治が共同体から（実にしばしば責め苦によって）むりやり取り立てる租税の支払いにあてる貨幣を手に入れるために，その生産物の一部を，しかもつねに増大する一部を売却しなければならない共同体の諸地所——があった。これらの生産物は，生産費にはおかまいなしに，商人の言い値で売られた。なぜなら，農民は支払期限までになにがなんでも貨幣を手にいれなければならなかったからである。そして，この競争——処女地の草原の土地の競争，また相次ぐ増税に打ちひしがれているロシアおよびインドの農民の競争——には，ヨーロッパの借地農場経営者および農民は旧来の地代のもとでは太刀打ちできなかった。ヨーロッパの土地の一部は，穀作では決定的に競争圏外に脱落し，どこでも地代が下落して，われわれの第2例の変化形態2——価格が低下し，追加資本投下の生産性が減少する場合——が，ヨーロッパにとって常則となったのであり，これがスコットランドからイタリアにいたる，また南フランスから東プロイセンにいたる大地主たちの嘆きのもとである。幸いにも，すべての大草原地が耕作圏内に引き入れられるにはま

だほど遠い。ヨーロッパの全土地所有者を破滅させ、そのうえ小土地所有をも破滅させるのに十分な大草原地がまだ残存している」。(『資本論』第Ⅲ部第6篇第43章, 新日本新書, 第12分冊, 1263-4頁。

- 9 「工場制度がある程度まで普及し一定の成熟度に達するやいなや、とくに工場制度自身の技術的基礎である機械設備が、それ自身また機械によって生産されるようになるやいなや、石炭や鉄の生産、ならびに金属加工および運輸制度が変革され、全体として、大工業に照応する一般的生産諸条件が形成されるやいなや、この経営様式は、ある弾力を、すなわち突発的で飛躍的な拡大能力を獲得するのであって、この拡大能力はただ原料と販売市場にかんしてのみ制限を受けるにすぎない。機械設備は、一面では、たとえば“綿操り機”が綿花生産を増加させたように、原料の直接的増加を引き起こす。他面、機械生産物の安さおよび変革された運輸・通信制度は、外国の諸市場を征服するための武器である。外国市場の手工業的生産物を破滅させることによって、機械経営は、外国市場を強制的に自分の原料の生産地に転化させる。こうして東インドは、大ブリテンのために綿花、羊毛、大麻、黄麻、藍などの生産を強制された。大工業の諸国における労働者の絶え間ない「過剰化」は、促進的な移住と外国の植民地化とを促進し、それらの諸外国は、たとえばオーストラリアが羊毛生産地に転化したように母国の原料生産地に転化する。機械経営の主要立地に照応する新しい国際的分業が作り出され、それが、地球の一部を、工業を主とする生産地である他の部分のために、農業を主とする生産地に転化させる。この革命は、農業上の諸変革と連関している」。(『資本論』第Ⅰ部第4篇第13章, 新日本新書, 第3分冊, 779頁。
- 10 B. R. Mitchell and Phyllis Deane, *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge: University of Cambridge, 1971, pp.98-9, 101-2.
- 11 『農業資本主義と「ヨーロッパ世界経済」の成立 (近代世界システムⅠ)』第2章, 名古屋大学出版会, 2013年。『「資本主義的世界経済」の再拡大: 1730s - 1840s (近代世界システムⅢ)』第3章, 名古屋大学出版会, 2013年。
- 12 『資本論』第Ⅱ部第1篇第4章, 新日本新書, 第5分冊, 172-4頁。マルクス, ダニエリソン宛て書簡 (1879年4月10日), 『全集』34, 299 - 300頁。
- 13 C. Knick Harley, "Transportation, the World Wheat Trade, and the Kuznets Cycle, 1850-1913," *Exploration in Economic History* 17 (1989), Table 2, p.223により計算。
- 14 *Ibid.*, Table 1. A, p.220.
- 15 Wilfred Malenbaum, *The World Wheat Economy 1885-1939*, Cambridge: Harvard University Press, 1953, p.109.
- 16 Kevin H. O'Rourke & Jeffrey G. Williamson, *Globalization and History: The Evolution of*

- a Nineteenth-Century Atlantic Economy*, Cambridge: MIT Press, 1999, p.43.
- 17 *Ibid.*, p.29.
- 18 Paul Bairoch, "European Trade Policy, 1815-1914," Peter Mathias & Sidney Pollard, eds., *The Cambridge Economic History of Europe*, Vol. VIII, *The Industrial Economies: The Development of Economic and Social Policies*, New York: Cambridge University Press, 1989, p.41.
- 19 ミカエル・トレイシー『西欧の農業』農林水産業生産性向上会議, 1966年, 21-2頁。
- 20 同上25-6頁。
- 21 V・クレム編『ドイツ農業史：ブルジョアの農業改革から社会主義農業まで』大月書店, 1980年, 14頁。
- 22 J. A. Perkins, "The Agricultural Revolution in Germany, 1850-1914," *Journal of European Economic History*, X, no. 1 (1981); 飯沼二郎『農業革命の研究：近代農学の成立と破綻』農山漁村文化協会, 1985年。同『増補農業革命論』未来社, 1987年
- 23 J. A. Perkins, "Fiscal Policy and Economic Development in XIX Century Germany," *Journal of European Economic History*, XIII, no. 2 (1984), p.340-1.
- 24 Perkins, "The Agricultural Revolution in Germany," pp. 91-2.
- 25 H・ハウスホーファー『近代ドイツ農業史』未来社, 1973年, 191-2頁。
- 26 J. A. Perkins, "The Political Economy of Sugar Beet in Imperial Germany," in Bill Albert & Adrian Graves eds., *Crisis and Change in the International Sugar Economy, 1860-1914*, Norfolk: ISC Press, 1985, p.38.
- 27 カール・カウツキー, 向坂逸郎訳『農業問題：近代的農業の諸傾向の概観と社会民主党の農業政策』下巻, 岩波文庫, 1946年, 49-83頁。
- 28 Perkins, *op. cit.*, pp. 112-3.
- 29 Frank R. Rutter, *International Sugar Situation: Origin of the Sugar Problem and Its Present Aspects under the Brussels Conventions*, Washington: GPO, 1904, Table 11, p.35.
- 30 *Ibid.*, pp. 25-6.
- 31 *Ibid.*
- 32 J. A. Perkins, "Fiscal Policy and Economic Development in XIX Century Germany," p.328; George Martineau, "The Statistical Aspect of the Sugar Question," *Journal of the Royal Statistical Society* 62 (June 1899), p.301.
- 33 Perkins, *op. cit.*, pp. 324-6. ドイツは1870年代中葉に, フランスなどは1880年代に, それぞれの甜菜糖の生産量は国内の消費量を凌駕した (Vladimir P. Timoshenko and Boris C.

- Swerling, *The World's Sugar: Progress and Policy*, Stanford: Stanford University Press, 1957, p.236)。
- 34 Rutter, *op. cit.*, Table 9, p.32.
- 35 U. S. Treasury Department, Bureau of Statistics, "The World's Sugar Production and Consumption, Showing the Statistical Position of Sugar at the Close of the Nineteenth Century," *Monthly Summary of Commerce and Finance of the United States*, II, November 1902, 1408; Rutter, *op. cit.*, Table 51 p.87.
- 36 Brian R. Mitchel and Phyllis Deane, *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge: University of Cambridge, 1971, p.489; Great Britain. Board of Trade, *British and Foreign Trade and Industry*, v. 1, Far Eastern Book-Sellers, Publishers, 1969, p.188.
- 37 The West India Royal Commission, "Report of the West India Royal Commission, 1897," *Irish University Press Series of British Parliamentary Papers: Colonies: West Indies*, vol. 7, 1971, Statistical Table and Diagrams, Table A, B, and Q, pp.317, 318, 333.
- 38 W. Arthur Lewis, *Aspects of Tropical Trade 1883-1965*, Stockholm: Almqvist & Wiksell, 1969, p.10; *Ditto*, ed., *Tropical Development, 1880-1913*, London: Allen & Unwin, 1970, pp.30-1.
- 39 Alan Dye, *Cuban Sugar in the Age of Mass Production: Technology and the Economics of the Sugar Central, 1899-1929*, Stanford: Stanford Univ. Press, 1998, Table 2.3, p.38.
- 40 Oscar Zanetti Lecuona, "En busca de la reciprocidad," *Santiago*, 57 (March 1985), p.190.
- 41 The West India Royal Commission, *op. cit.*, p.171.
- 42 Charles De Varigny, *Fourteen Years in the Sandwich Islands, 1855-1868*, Honolulu: University Press of Hawaii, 1981, p.205.
- 43 José Martí, "The Monetary Congress of the American Republics," *La Revista Ilustrada*, May 1891, Philip S. Foner, ed., *Inside the Monster writings on the United States and American imperialism*, New York: Monthly Review Press, 1975, pp.372-3; 邦訳『ホセ・マルティ選集』第2巻, 日本経済評論社, 2005年, 352頁。
- 44 Alfred S. Eichner, *The Emergence of Oligopoly: Sugar Refining as a Case Study*, Baltimore: Johns Hopkins Press, 1969. Appendix D, pp.343-4.
- 45 1891年2月5日合衆国大統領布告 (James D. Richardson, comp., *A Compilation of the Messages and Papers of the Presidents*, vol. XII, New York: Bureau of National Literature, 1897, XII, pp.5576-7)。
- 46 Mitchel and Dean, *op. cit.*, pp.97-102.

小平直行

47 James G. Blaine to Senator William P. Frye, July 11, 1890, *New York Times*, July 15, 1890.

48 J. Laurence Laughlin & H. Parker Willis, *Reciprocity*, New York, The Barker & Taylor Co., 1903, 2003, p.176.

U. S. Bargaining Power over Cane Sugar Producing Countries and Colonies at the End of the 19th Century

KODAIRA Naoyuki

The United States negotiated 10 reciprocal trade agreements involving Latin America during 1891 and 1892. These were the product of the McKinley tariff. It not only placed raw sugar on the free list, but also made a threat of shutting market of sugar in order to negotiate reciprocal trade agreements with cane sugar producing nations and colonies in Latin America. U. S. wielded large amounts of bargaining power over them. At the end of the 19th century, U. S. could wield large amounts of bargaining power over them, because cane sugar that had been crowded out of the European markets by beet sugar flowed into U. S. market. It was the only free market where cane sugar producers could escape from ruinous competition with beet sugar. U. S. bargaining power at the end of the 19th century sprang from the structural changes of the international sugar economy.

戦前期南カリフォルニアの 日系アメリカ人二世女性と高等教育

松 盛 美紀子

はじめに

1924年にカリフォルニア州ロサンゼルス周辺地域の高校や大学に通学する日本人移民や日系二世の学生が所属する羅府学生会は学生調査を行った。この調査によると、南カリフォルニア大学に在籍する学生数は59名で、そのうち10名は女性であった。出身地域別には日本生まれが40名（男子35名、女子5名）、ハワイ生まれが14名（男子13名、女子1名）、アメリカ本土生まれが5名（男子1名、女子4名）であることが明らかとなった¹。1920年代は、二世に対する高等教育を奨励する声日本人移民社会の中で盛り上がりを見せ、二世の大学進学を経済的に援助するために「市民奨学金」制度が整備された時期でもあった。羅府学生会の調査や1924年の市民奨学金第一回受給者として大寺千代子を選ばれたことから明らかなように、この時期に二世女性の高学歴化が始まりつつあった。そこで本稿は、新聞や婦人雑誌の言説空間、二世女性の実際の声や活動を通して、1920年代から30年代の日本人移民社会のジェンダー観と二世女性の教育機会について考察する。特に高学歴な二世女性については、カリフォルニア大学ロサンゼルス校（University of California, Los Angeles以下UCLAと略す）に創設された日系人ソロリティのChi Alpha Delta（以下CADと略す）に所属した女性たちを対象とし、1994年から1997年にかけて同大学のAsian American Studies Course 199の授業で実施されたインタビュー調査の資料²を中心に分析する。

1. 戦前期日本人移民社会の伝統的ジェンダー観

1910年代のアメリカは、政治や経済が全国規模で展開し、民族と人種の相違がより強く意識されるようになった時期である。工業化の急速な進行による労働力は、ヨーロッパ、アジア、メキシコなどから大量に押し寄せた移民によって供給され、宗教的にも文化的にもこれまでのアメリカ人とは大きく異なる移民たちは、異質で社会の秩序を乱す存在とみなされるようになった。そのため、「均質的な国民文化の意図的な創造」への要求が高まりを見せ、新移民の「アメリカ化」という課題の下にあらゆる公的・私的団体によって「アメリカ化」運動が試みられた。「アメリカ化」運動は1917年にアメリカが第一次世界大戦に参戦すると、政府主導で移民の共同体にアメリカへの忠誠心を教え込む運動へと変質していき、移民もアメリカへの献身の

証明を求められた。「アメリカ化」運動家たちは、多様な文化的背景をもつ移民に英語を学ばせ、「アメリカ的生活様式」を身につけさせ、彼らをアメリカに忠誠心を持つ市民にしていくことに熱心だった。そうした中で、社会主義的思想に傾倒したり、母語を含む外国文化を保持しようとする人々は、「非アメリカ的」とみなされた³。

日本人移民が多く居住する西海岸では、「アメリカ化」運動と移民の排斥運動は表裏一体で、「アメリカ化」運動家たちは早くから日本人移民を「非アメリカ的」で同化不能な民族とみなし、排斥の対象とした。そのため、日本人移民は集団としてアメリカへの忠誠を証明し、日本人移民がアメリカ社会へ同化可能な民族であることを自らで主流社会に示す必要があった。日本人移民による自己防衛手段ともいえるこの動きは、日本人移民社会の中で「米化」運動と呼ばれた。「米化」運動とは、彼らが“The Americanization Movement”を日本語に訳して使用しているが、実体は日本人移民社会の指導者たちが先頭に立って主流社会への同化を試みる啓発運動であった。彼らは各地の日本人移民コミュニティを巡回しながら行った講演活動を通じて、賭博の禁止や売春宿の廃止といったモラルの改善、日曜日の労働禁止、儉約と貯蓄の奨励、衛生管理の普及を強く呼びかけた⁴。

「米化」運動の主な対象は成人の一世たちであったが、1921年にカリフォルニア州で外国語学校取締法が制定される前後には、運動の対象は彼らの子供たちである二世にまで拡大された。そして、「米化」運動の項目に二世の教育を追加することで、二世教育の方針は大きく変質した。それまでの二世教育は、日本に帰国することを前提として行われていたが、1920年代にはいりカリフォルニア州でも外国語学校取締法（1922年制定）の制定が現実味を帯びると、アメリカ定住を前提とした教育へと転換し、日本語学校の教科書やカリキュラムもその影響を受けた。さらに、1922年に最高裁判決によって日本人移民は「帰化権なし」との判決を受け、その後の1924年移民法で「帰化不能外国人の入国禁止」を定める付帯条項によって日本人移民のアメリカ入国が実質的に禁止されると、日本人移民はアメリカでの定住の保障を二世に託さざるを得なくなった⁵。彼らはアメリカの市民権を持つ二世が「帰化不能外国人」の子供であることを理由に不当に市民権を剥奪されないためにも、二世が「善良なるアメリカ市民」であることを示す必要があった。そのため、日本人移民社会では二世を「善良なるアメリカ市民」として教育することが最重要課題として取り上げられるようになった。この時、日本人移民指導者たちは二世の教育における家庭教育の重要性を強調することで、女性の母親役割を規定していった。

例えば、南カリフォルニア地域最大の邦字新聞『羅府新報』の論説では、「米国の三角教育一家庭教育の振興」⁶や、「家庭改善 子女教養の為」⁷と題した記事によって家庭教育の重要性が強調された。さらに、多くの女性たちが最も目にすると思われる家庭欄では「育児に就て同

胞に望む（一）」と題する記事の中で、二世の教育に「とりわけ大関係があるのは母であって家庭の感化は十分の七、学校其他の感化は三分とみてよかるふ。」と指摘した⁸。

日本人移民社会で発行された婦人雑誌『在米婦人之友』においても、しばしば家庭教育の必要性について採り上げられた。例えば、1920年6月発行の同雑誌には「家庭教育改善」と題した文章を濱田まき子が寄稿した。その中で彼女は職業婦人を完全に否定しないまでも、女性としての最高の天職は母としての任務を全うすることであり、家庭教育の改善は母を中心として行わねばならないと主張した⁹。さらに1920年7月の「米化運動と輿論」という特集では、「婦人は子を育て家政を司るべきは其の重なる責務」¹⁰や「家政を司りて一家全体の幸福を図り、児童養育の大任を負へる同胞の婦人等」¹¹などの言葉で家庭における女性の役割が繰り返し強調された。そして、南加中央日本人会会長の妻である藤岡千代子や同会書記長の妻である近藤達子も「子供に最も接近して、良感化を与へ、善良に教導する任務のある適任者は、其の母であり其の家庭であります」¹²と述べたり、「親として大切なる務は両親殊に母親の思想で御座います。（中略）母の思想は胎児幼児、さては成人となつた後までも我子の人格と成功とに影響をある」¹³と家庭教育の重要性や母としての女性の役割について数ページにわたって述べた¹⁴。さらに、当時南カリフォルニア大学東洋科講師であった坂本義孝の妻で、基督教女子青年会（YWCA）の代表者であり南加連絡婦人会の初代委員長であった坂本太代子も同誌に「婦人の一大使命」と題した文章を寄せた。彼女は、「男子が自然の法則上物質の責任者と致しますならば精神の方面は果して誰に帰すべき責任で有りませうかこれは申すまでもなく体力に於て等しからぬ婦人の使命に外ならぬと存じます」と述べて、家庭や社会における精神的安らぎを与えることが女性の役割であり「貴い」使命であると語った¹⁵。

このように日本人移民社会では、女性は母として二世を「善良なるアメリカ市民」に養育する役割があり、学校での教育以上に大きな影響力を持つ存在であると強調された。こうした考え方は日本人移民社会の男性指導者に特有のものではなく、女性指導者たちの中にもみられた。

日本人移民女性をめぐるこのような性別役割は、日本人移民指導者たちが展開する「米化」運動の中で規定されていった。それは、当時全国規模で展開されていた「アメリカ化」運動が「家庭、特に家庭を作る母親」の教育を目的として移民女性を対象に行った食事や食習慣、最新の洗濯方法やアイロンの掛け方といった家事全般から、育児、衛生などの教育と類似していた。日本人移民による「米化」運動では、1919年に南加中央日本人会が中心となってロサンゼルス市内の日本語学校で、アメリカ人教師からマナー、育児、英語を学ぶクラスを女性のために設けた。さらに日本人移民社会の基督教会も「アメリカ的生活様式」を女性たちが学ぶ機会を設けて彼女たちを教育した¹⁶。この時、日本人移民たちは、白人の「アメリカ化」運動家たちが示すジェンダー規範や家庭の在り方を受け入れつつも、彼らのジェンダー規範に基づく日

本人女性としての美德を手放そうとはしなかった。

日本人移民たちが渡米前に幼少期や青年期を過ごした明治期の日本は、近代国家建設のために「良妻賢母」思想が確立される時期であった。この時期に「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業観を軸に、子供の教育は女性の果たすべき主要な役割とみなされ、国家建設の立場からも重要であると考えられていた。そして、女性の母親役割が個人と国家のレベルで強調されていった¹⁷。このような明治期日本のジェンダー観は、アメリカが近代国家となる中で確立した「共和国の母」思想とほぼ同一線上にあったといえる。つまり、日本人移民たちの間で共有されていたジェンダー観は、子供たちを道徳的で正直な市民になるよう教育することが愛国者の義務とされたアメリカ革命直後の「共和国の母」思想と、女性が家庭内でより大きな権限を持つようになった18世紀半ばの「共和国の母」思想から大きくずれることはなかった¹⁸。しかしながら、日本人移民が定住し始める20世紀初頭のアメリカのジェンダー観と、日本人移民がアメリカへ持ち込んだ明治期のジェンダー観との間には大きなずれが生じていた。20世紀初頭のアメリカでは、アメリカ生まれの白人女性の中には事務職、販売業、教育職、社会福祉の仕事などに就労し、女性が就職可能な職種が大幅に拡大していた。そしてフェミニストの中には、「家は女性の充足の場ではなく、抑圧の場であり、主婦は共和国の守護者とか社会的美德の防衛者ではなく、非生産的な寄生虫に過ぎない」と指摘し、女性と家庭を強く結びつけていた従来のジェンダー観を批判するものも現れた¹⁹。さらに1920年代に入ると、女性参政権獲得のための大規模な運動が展開されたり、大量消費社会へと突入する中で余暇活動や性的慣習において開放的なフラッパーと呼ばれ自由を享受する女性たちが現れはじめていた。

日本人移民指導者たちは、このような当時のアメリカを席卷していた新たなジェンダー観を「過激」ととらえ、「新しい」女性たちを受け入れることは容易でなかった。だからこそ、日本人移民社会の指導者たちはジェンダー規範や家庭の在り方に関して白人の「アメリカ化」運動家たちが示すジェンダー規範や家庭の在り方をすべて受け入れずに、「アメリカ人女性を見習うよりは『日本婦人の美德』を守る方がアメリカ社会が基盤とする『家庭』を築くことができる」と考えた。そして、日本の家父長制に基づく家族主義と「良妻賢母」に象徴されるジェンダー規範を強調することで日本人移民の女性たちを家庭の中に位置づけていった²⁰。

2. 日本人移民社会と二世女性の教育

移民女性の教育機会に関する研究では、しばしば家庭内のジェンダー観が子供の教育に影響を及ぼすことが指摘されている²¹。これは日本人移民女性も例外ではなく、女性は家庭内のジェンダー観を乗り越えることで大学進学への道が開かれた。明治期日本の「良妻賢母」思想においても、またアメリカの「共和国の母」思想においても、道徳的で教育を受けた母が善き市民

の育成を可能にするという考え方のもとに、近代国家の成立とともに女性の教育機会は拡大していた²²。しかしながらアメリカの日本人移民にとって子供たちは重要な働き手であった場合が多く、女性は学校へ行くことよりもむしろ労働に従事することを最優先とされていた。さらに彼女たちは、学校へ行かずに幼い兄弟たちの面倒を見ることを当然のこととされ、家計を支えるために率先して家事奉公人などの労働に従事する傾向が強かった。また1930年代の経済不況下にあっては、女子教育の優先順位がかなり低かったことは想像に難くない。

例えば、1930年代にUCLAに進学した二世女性で、同大学に創設された二世女性のソロリティCADに所属したフランス・ワカマツ・キタガワ (France Wakamatsu Kitagawa) は次のように語っている。

1930年代は経済状況が非常に悪かったのです。実際、父の友人は「娘を大学へ行かせるなんて、一体どういうつもりなんだ」と父に言っていました。(中略) 父は娘を大学へ行かせていることに対して、しばしば非難されていました。²³

もちろん一世たちは、アメリカで生き残る上で子供たちの教育は必要と考えていたし、高度な専門教育を受けることで社会上昇が可能になることも十分理解していた。ただしそれは息子たちに期待するものであって、娘たちはその対象から外される傾向にあった。そして女子への高等教育は経済的な無駄遣いとして受け止められることも珍しくなかった。例外として男の兄弟がない場合は、女性の大学進学ハードルが比較的低くなっていたようだ。CADの同窓生であるメイベル・オオタ (Mabel Ota) は「私の家族には男の子がいませんでした。私は長女で、妹が一人いました。母や父は、私が本当に大学へ行きたいのなら、喜んで送り出すと言ってくれました。」²⁴と語っている。

さらに、日本人移民社会では、娘たちの高学歴化と結婚を結び付ける次のような考え方も依然として強くみられた。婦人雑誌『在米婦人之友』では、1925年4月に『吾等が理想の結婚』の回答に対する所感——在米青年男女の胸中』を掲載し、遠山潮徳が婚期を迎えた在米同胞青年たちの声を分析した。遠山は、男性が妻として求める点として「兎に角、日本生まれの人間は矢張り優しいと云ふ事と従順と云ふ事を女の特性と第一に要求」²⁵し、さらに、男性側は「高等女学校卒業程度と云ふのが四五見へるが、余り高い教育ある女、特に自分と同等若しくはより以上の教育ある女性を欲してゐない事は争はれぬ事実であつて寧ろ無教育でも優しい女性を望んで居る」²⁶と指摘した。これは、将来多くの二世女性たちの夫となる主に一世を中心とした青年たちが抱く女性観であり、「理想の妻」の姿である。彼らが「理想」とする女性像は、第1章で触れたような日本人移民社会で共有された明治期日本の「良妻賢母」思想に基づいて

いる。男性たちは高い教養によって「女性らしさ」が損なわれると考え、男性に従順で寛容な態度や姿に「女性らしさ」があると主張し、彼らはそのような「女性らしさ」を結婚の第一条件として強く求めた。

二世女性たちは幼い頃より一世の大人たちから、控えめで、おしとやかで、真面目な小さな日本人の女の子であることを求められ、教育されていた。文学作品²⁷に登場する二世女性も家庭や日本語学校で、大きな声で笑ってはいけない、足を組んで座ってはならない、お菓子をねだってはならない、姿勢を正して座らなければならない、など日本的なしつけのもとで教育されている。一世たちは娘がおとなしく、純粹で、礼儀正しく、自制心のある、日本的な「お嬢さん」であることを常に求めていた。このような「女性らしさ」は二世女性の習い事にも反映されていた。とりわけ都市部に居住する比較的生活水準の高い二世女性たちの間では、ピアノやバレエ以外に日本舞踊、華道、茶道、箏など日本的な習い事も盛んで、これらは二世女性の「たしなみ」としてみなされていた。

1930年代になると、米ドルに対して日本円の価値が急速に下落したため、アメリカの大学進学にかかる費用の半分以下で学費と生活費をまかなえる日本は子供たちの進学先として魅力的であった。そのため、日本人移民社会では二世を日本に留学させるケースが増加した。加えて当時アメリカの大学を卒業した二世は就職難に直面していたことも影響し、子供たちが日本で就職することを視野にいれて、日本留学を選択することもあった²⁸。一世たちは息子だけでなく娘も日本に留学させたわけだが、彼らの多くは二世女性たちに日本人女性としての「美德」を日本で学んできてほしいと考えて娘たちを送り出していた。それは、アメリカ市民としてアメリカの公教育を受け、娯楽や消費、性的慣習においてアメリカ的な「自由」に触発されつつある娘たちを日本で再教育したいとの両親たちの思惑もあったと考えられる。

例えば海外教育協会²⁹によって1935年に運営された瑞穂学園は、当初アメリカ本土、ハワイ、カナダ、メキシコ出身の12名の二世の男女が学び、1940年には90名が学んだ。カリキュラムには、日本語、日本史、日本地理、数学、国政概論、修身が組み込まれ、これら以外に女子学生には裁縫、茶道、華道、書道の科目が提供された。同時期に設立された東京YMCA内にある日語文化学院日系米人部でも、日本語、日本事情研究がカリキュラムの中心で、特に日本事情に関しては日本の文化や地理を学ぶだけでなく、日本の習慣、礼法、芸術、家族制度を学ぶようになっていた³⁰。また、恵泉女学園では二世女性のための留学生別科が設置され、日本語の授業以外に彼女たちが日系人の中流家庭の主婦として独り立ちできるように料理や裁縫などの実用科目があったり、華道、茶道、日本舞踊などの伝統文化を学びながら同時に礼儀作法を身につける科目が設けられた³¹。歴史家の東栄一郎は、こうした現象を「二世女性の日本人化」と指摘した。日本の教育機関で二世女性を「日本婦人の淑やかさ、優しさ、奥ゆかしさ、礼儀

正しさ」を教育しようとする試みは、両親たちのニーズに学校側が応えた側面と、国際社会で孤立を深めつつあった日本政府が二世の教育を通して親日家を育てようとした戦略的側面と、そうした政府の政策に各種学校が応えようとした側面とがあった³²。

1930年代に入ると二世教育は、「善良なるアメリカ市民」を育てるという従来の教育方針と併せて、文化的ヘリテージを継承する教育も加わった。その中で二世女性たちは、日本人女性の「美德」を身に付けることを求められていった。

3. アメリカの大学に進学した二世女性たち

1920年代、30年代の日本人移民社会では、日本に留学して日本の高等女学校で教育機会を得る二世女性たちがいた一方で、アメリカの大学へ進学し専門的な教育を身につける二世女性たちもいた。

ミヤ・サンノミヤ・キクチ (Miya Sannomiya Kikuchi) は、1902年にハワイで生れた年長の二世女性で、アメリカの大学で学んだ一人である。彼女はカリフォルニア大学バークレー校 (University of California, Berkeley, 以下UCBと略す) に進学し、UCB在学中の1926年に日米新聞社が主催する祖国日本を訪問する第一回目の見学団に選出された。大学を卒業するとサンフランシスコに本社がある日米新聞社で英語欄の編集者として活躍した。その後日米新聞社を退社すると、日本の外務省の関係機関である国際文化振興会に再就職し日米を舞台に国際的に活動した。こうした輝かしい経歴から、彼女は日本人移民社会そして二世たちの間で注目を浴びる存在だった。日系移民史家の山本恵理子によると、キクチの家族は決して裕福とはいえなかったようだ。ある日彼女は高校卒業後の進路について父親と話し合い、大学への進学を希望していると伝えた。すると、父親は次のように励ましたという。

それだったらね、パパは今は貧乏だけど、なんとかして大学まで行けるようにしてあげるから、一生懸命やりなさい。³³

さらにキクチは、幸運なことに幼い頃より通っていた日曜学校の校長夫妻から奨学金を得ることができた。南部メソヂスト派キリスト教会の日曜学校の校長夫妻は、キクチが医師になりたいという夢を抱いていることを知ると、高校卒業または大学卒業までの学費を支援したいと申し出てくれた。キクチにとって貧しい両親の負担を考えると、校長夫妻からのこの申し出は自分の夢を実現させる一歩であった。彼女は校長夫妻からの奨学金でアラバマの高校へ進学した。そして南部で激しい人種差別を目撃し経験したキクチは、その後カリフォルニアに戻りUCBに進学した³⁴。

キクチのケースで明らかなように、女性が自己実現を可能にするには、経済的な保証に加えて、父親の理解を得られるかどうかによるところが大きかった。CADに所属したメイベル・オオタ (Mabel Ota) は、UCLAに二世の女子大学生が非常に少なかった要因について、女性は大学へ行くべきではない、さらに独身女性は実家を離れるべきではないという考えが一世の間にあったからだろうと指摘している³⁵。

また、これまでの先行研究が指摘するように、娘の教育レベルは両親の教育レベルと強い相関関係があり、特に母親の教育レベルが重要なカギを握っている³⁶。CADに所属したキタガワが「(中略) 母は日本で教育を受け、教師をしていました。母は教育に信頼を寄せていました。」³⁷と語るなど、日本人移民社会においても母親の教育レベルが娘たちの高学歴化に大きな影響力を持っていたことをうかがわせる。

さらに、二世女性が大学へ進学するためには、家族以外の他者による支援も重要であった。日曜学校の校長夫妻から奨学金を得たキクチのケースはこれに該当するだろう。また、CADに所属したアイコ・メアリー・ミスエ・スギタ (Aiko Mary Misue Sugita) が「クラスでトップにいたわけではないですが、UCLAへ行ける成績があった私に大学へ行くよう勧めてくれたのは友人でした。」³⁸と語っており、友人の存在も見逃せない。さらに、CADのような相互扶助的な役割を持つ学生組織が大学キャンパス内に存在していたことも、若い二世女性たちや彼女たちの両親に安心感を与えただろう。CADは大学キャンパス内で周縁に置かれた二世女性たちに様々な活動の場を提供し相互扶助的な役割をもつ組織で、UCLA女子学生部長 (Dean of Women) のヘレン・M・ラフリン (Helen M. Laughlin), バーニス・ネルソン (Bernice Nelson), ルース・ボイントン (Ruth Boynton) が同組織のアドバイザーを務めていた。ラフリンは、大学卒業後に教職の道へ進みたいと相談に来た二世の女子学生に対して「オリエンタルは誰であっても雇わないだろうから、教職の仕事につくのは難しい」と厳しい現実を率直に伝えながら進路指導することもあった。また、ネルソンとボイントンはCADのミーティング会場として自宅を提供し、日米開戦直後の1942年に日本人および日系人の強制移住が決まると、CADの活動を記した書類等の保管に尽力し、終戦後CADの活動再開を支援した。二世女性の高学歴化には、こうした彼女たちの存在も見逃せない。

同時に、マスメディアの影響についても触れておきたい。例えば、CADに所属したオオタは、フラッパー女優の一人マリオン・デイビス (Marion Davies) の映画を目当てに週末になるとしばしば映画館へ足を運んだ。映画に描かれる男女共学のキャンパス、ソロリティやフラタニティなどの学生クラブやその活動に次第に憧れを抱くようになり、大学進学を決意したという³⁹。映画同様に、新聞報道も二世女性の大学進学熱を刺激したと考えられる。例えば南カリフォルニア地域の日本人移民に広く購読された大手邦字新聞の『羅府新報』は、1926年から二世購読

者向けに英語欄を設けた。英語欄は若い二世たちが様々な情報を共有する空間となっていて、アメリカ国内・外の情勢だけでなく、コミュニティ内の出来事も細かく報じていた。大学生による学生組織の活動案内や報告はほぼ毎回掲載され、卒業時期の6月には大学卒業生が写真付きで1面を飾り、高校や大学の卒業生の氏名やコメントが数ページにわたって掲載される号外も発行された。

このように、二世女性が大学へ進学するにはジェンダーの壁を乗り越えなければならなかったが、両親、特に父親の理解、母親の学歴、家族以外の他者による精神的支援、経済的支援によって彼女たちはその壁を乗り越えて大学進学のコツをつかむことができた。そしてマスメディアは、彼女たちに大学進学という夢を与え、その一歩を踏み出すきっかけを与えていた。

4. 二世女子大学生とその活動

第3章で示したように、1920年代、30年代において二世女性のアメリカでの大学進学は完全に閉ざされた道ではなく、諸条件が揃えば選択可能な道であった。大学へ進学した二世女性たちは、「良妻賢母」思想にもとづくジェンダー観を持つ一世の監督下から離れて、アメリカ社会の縮図ともいえるキャンパス内で「アメリカ的」な自由と若者文化を謳歌することができた。彼女たちの学生生活について、UCLAのソロリティCADの活動を中心にみていく。

CADは1928年5月UCLAに発足した全米初のアジア系アメリカ人のソロリティである。同団体は、当時の女子学生部長（Dean of Women）ヘレンM・ラフリン（Helen M. Laughlin）の指導の下で、二世の女子学生14名⁴⁰が集まって発足し、1929年4月5日に大学から正式に認可された。創設の目的は、規約に明記されているように二世女子学生の友情、協力、社会的活動を促進することだった。CADに所属したメイベル・オオタ（Mabel Ota）は「当時、私たちはアウトサイダーでした。人種主義や偏見が常態化していて、アジア系を自分たち（白人）のグループへ入れようと誰もしなかった。」と言い、シズエ・モーリー・ヨシナ（Shizue Morey Yoshina）も「オリエンタルの女子学生たちは、どんなグループにも参加できなかったのです。」⁴¹と当時を振り返っている。当時、大学内の学生組織はYMCA、YWCA、コスモポリタンクラブを除くと、そのほとんどが人種や民族別に組織化されていた。例えばソロリティやフラタニティは白人と黒人でそれぞれ組織されていたし、アジア系アメリカ人では日系、中国系、フィリピン系の学生組織がそれぞれ組織されていた。UCLAでは、日系の学生組織としてジャパニーズ・ブルーイン・クラブ（the Japanese Bruin Club）がすでに存在していたが、これは二世男子学生を中心とした組織であったため、1928年にCADが創設されるまで二世女子学生が所属できる組織はYWCAだけであった。

このように大学のキャンパスは、様々な社会的・文化的背景を持つ男女の学生が入り混じる

空間であったが、当時のアメリカ社会同様に、人種による境界線は明確に存在していた。UCLAの二世女子学生たちは、このような人種による分離に落胆させられたが、それに対して抗議することはなかった。彼女たちは白人のソロリティに入会を拒絶されたとしても異議申し立てをして闘うのではなく、むしろ白人のソロリティと同様の二世のためのソロリティを創ることに力を注いだ。

CADの入会条件は、2.0GPA以上の成績を有する二世女子学生としていたが、実際には入会を希望すれば誰でも入会が可能で、特に厳しい制限は設けられていなかった。入会希望者は、入会金として2ドル50セントを支払い、入会後は会費として1学期につき5ドルを支払う必要があった。その他にかかる費用は、ダンスパーティーや小旅行などのイベント参加料、日本人移民社会の孤児院や乳児院への寄付金、同窓生の結婚祝い、クリスマス・パーティーで持参するプレゼントなどである。さらに、ミーティングを欠席する場合はペナルティーとして25セント、ダンスパーティーなどイベントを欠席する場合はペナルティーとして75セントを支払う必要があった。また、ダンスパーティーなどで着用するドレス、最新の流行を追ったヘアスタイルや普段着にもお金がかかっただろう。当時の二世女子学生がベビーシッターなどの住み込みで得られる給与が1か月で10ドル⁴²であったことを考えると、大学に進学してソロリティなどの学生クラブに所属しながら社交的な活動ができた二世女性は、日本人移民社会の中でも経済的に恵まれた階層の女性たちであったと言える。

続いてCADの活動についてであるが、主な活動はミーティングであった。ミーティングは、メンバーやアドバイザーの自宅やレストラン等を主な会場として毎月1回以上開催され、役員選挙、創立記念行事やダンスパーティーなどのイベント運営に関する話し合いが行われた。ミーティング以外では、同窓生や在ロサンゼルス日本領事夫人を招待して開催されるソロリティの創立記念パーティーや奨学金基金のための収益パーティー、学外の二世に広く参加者を募ったダンスパーティー、メンバー同士によるバスケットボールなどの球技大会、UCLAや他大学の二世男子学生クラブとの合同ピクニックや海水浴など様々な社交イベントが行われた。また、クリスマスの時期には貧しい人々や孤児たちに食料やプレゼントを配布したり寄付金を送るなどの慈善活動にも積極的に取り組んだ。こうした社交活動や慈善活動のほかにも、海外留学や海外在住経験のある人物を招いて現地の様子や体験談について講演してもらい、海外事情について学ぶ学習の機会も設けられていた。さらに1933年5月2日にはCADの同窓会を発足させ、後輩たちを支援するための奨学金制度も創設された⁴³。

このように、CADは二世女性たちに社交、福祉、教育の分野で幅広い活動の場を提供し、彼女たちが主体となって問題に取り組む機会を与えた。例えばダンスパーティーでは、会場の手配、オーケストラの手配、チケットの手配などイベントの企画から運営の総てを自分たちで

担った。さらに、ソロリティであれば所有する「ハウス (house)」と呼ばれる寮を併設した建物と土地を購入するために、ロサンゼルス日本人街の経営者たちのもとを訪れて資金援助の嘆願をしたり、ソロリティの会員から徴収した会費の一部を資産運用して土地購入のための基金にしたり、白人の土地所有者と協議を重ねたりした。

こうした活動を通してCADの二世女子学生たちは企画力、交渉力、問題解決力が養われ、さらにリーダーシップ能力も高められていった。また彼女たちの活動は黒人や中国系など他の人種やエスニック・グループを交えて行われることもあったことから、異人種間交流を通して異文化理解や多様性について学ぶこともできた。さらにCADでは設立当初から会長、副会長、書記、会計などの役職が選挙によって選出され、アメリカの民主主義を実践していた。そしてまた、彼女たちのファッションや行動は、「自由」を謳歌する当時のアメリカ若者文化そのものであった。大学へ進学した彼女たちは、一世たちが理想とする「おとなしく、純粋で、礼儀正しく、自制心のある、日本的な「お嬢さん」」ではなく、独立心を持ち、消費を好み、恋愛という新しい男女の付き合いや関係を実践する「アメリカ女性」への扉を開けたのであった。

5. 二世女性の大学進学とその後

CADの活動からも明らかのように、大学へ進学した二世の女性たちは主体的に行動し、そして豊かで自由な学生生活を送っていた。しかしながら、こうした時期は極めて限定的であった。というも、大学へ進学できたとしても、戦時転住局 (War Relocation Authority, 以下WRAと略す) の調査で明らかのように、二世女性は二世男性よりも大学進学率が低く、4年あるいはそれ以上在籍することはめったになかった⁴⁴。UCLAの学籍簿の調査からも、二世女性の同大学への進学者数は増加傾向にあったが、卒業者数は毎年数名程度にとどまっていた。先述したミヤ・サンノミヤ・キクチはUCBに入学後、学内のYWCAの活動にも積極的に参加して大学生活は順風であった。しかし卒業を目前に父親が他界したことで、彼女の生活は一変した。彼女は父親が残した160,000ドルの借金を返済するため、大学生活を一時中断し、農業労働に従事しなくてはならなくなったのだ。キクチは数年の労働を経て、やっとの思いで大学に復学し卒業することができたが、医師になりたいという当初の夢はあきらめざるを得なかった⁴⁵。このように、たとえ大学へ進学できたとしても家族の急死あるいは急病によって、大学を去らねばならない事例は珍しくなく、女性に限らず男性にも多くみられた。

その他に、大学を去らねばならない女性特有の事情もあった。それは結婚である。CADに所属したアイコ・メアリー・ミスエ・スギタ (Aiko Mary Misue Sugita) は、大学4年生の最終学期に結婚した。スギタの夫は日本人で、日本と貿易をする仕事をし、サンフランシスコからメキシコのティファナ (Tijuana) までの各地を忙しく飛びまわっていた。スギタは結婚

に際して「家族の中に二人もプロフェッショナルはいらない」と夫から告げられ、卒業証書を手にする直前に大学を去らねばならなかった⁴⁶。スギタ以外にも、大学在学中にサンフランシスコやハワイなどロサンゼルス以外に居住する男性と結婚したために、地理的問題から大学を中退せざるを得ない二世女性たちもいた。当時から大学は、専門的な学問を学ぶ場であると同時に、ダンスパーティーなどの社交活動を通じて将来有望な夫と巡り会える場所であり、恋愛という新しい男女の関係の中で結婚という「幸運」に恵まれる場所でもあった⁴⁷。それは二世女性にとっても同じであった。経済的に安定し、社会的身分を維持し、充足した気持ちで生活を送る結婚を選んだ二世女性は、スギタのように大学で専門性を高めながら「自由」な生活を送ることを諦めて、家庭に入り良き妻として夫を支え、良き母として子供を育てることに専念した。

他方、一見するとフラッパー的な「自由」を謳歌しているように見える独身の二世女性であっても、現実には同世代の二世男性たちが抱くジェンダー観から完全に解放されることはなかった。例えばロサンゼルスの日系コミュニティで毎年夏に開催される「二世ウィーク」は、二世男性たちのジェンダー観によって独身の二世女性たちの役割が規定されていった。

二世ウィークは、1934年にエリートの二世男性たちが中心となって開催したイベントで、このイベントを通して一世と二世の世代間交流を促し、同時に二世同士の交流の場を作ることを目的としていた。また二世ウィークは、不景気で客足が遠のきつつあった日本人街に消費者を呼び込み、町おこしの起爆剤にしようとする試みでもあった。さらに当時は1931年に満洲事変が起り、1937年に日本と中国が戦争へ突入したことで、日米関係が益々不安定となり、アメリカ社会では日系社会に対する眼差しが再び厳しくなろうとしていた。このことを危惧した二世男性たちは、これに対処するため日系社会が主流社会に完全に同化していることをアピールする必要性を感じ、彼らは二世ウィークがそうしたことに最も適していると考えた。二世ウィークのメインイベントである女王選出の会場にホテルのボールルームを使用し、豪華なセットとフルオーケストラの演奏でイベントを盛り上げ、さらに入場者全員にフォーマルなドレスの着用を義務づけるなど、演出の至る所にアメリカの中流階級的な価値観を散りばめた。こうした演出によって、二世男性たちは自分たちの「アメリカ人性」を前面に出し、二世が日本人移民の子ではなく、主流社会の人々と同じ価値観を持つアメリカ人であることを示そうとした。そして、自分たちのコミュニティが日本人の一世からアメリカ生まれの二世へと世代交代しつつあることを示そうとした⁴⁸。

二世ウィークは大成功をおさめ、ロサンゼルス市長や近隣住民もイベントに訪れるなどして、毎年8月に開催される地域の一大イベントとなった。そしてこのイベントの成功には、二世男性たちが抱く「女性らしさ」を身にまとった二世女性たちが大きな貢献を果たしていた。サン

ドラ・サカイ (Sandra Sakai) は、1938年に二世ウィークの美人コンテストで女王に輝いた。彼女はロサンゼルスで生まれ育ち、UCLAに進学したが、彼女の父親が大学は女性にとって不必要なものであると考えたため短い在籍期間で中退を選択せざるを得なかった。こうした経験を持つサカイはかねてより学歴、家庭環境、居住地域の違いにより分断しつつある二世同士の関係に危機感を抱いており、彼女は二世ウィークの女王になることで、親善大使として二世の結束を呼びかけたいと願った。しかしながら、彼女のそのような期待は二世ウィークを主催する二世男性たちによって打ち砕かれてしまった。公的な場で彼女が自らの声を発し意見を述べる機会はなく、ただ二世男性たちの言葉に従うしかなかったのだ。その他に、二世ウィークを主催するJACLのメンバーであった二世女性のマーサ・カイハツ (Martha Kaihatsu) は、二世ウィークの女性参加者を増やすために、手作りケーキやパイのコンテストなど、女性がもっと主体的に参加できる企画を二世ウィークのイベントに取り入れるよう提案した。しかしながら、彼女のこの提案は聞き入れてもらえなかった。二世男性たちがイベント内で二世女性たちに求めていたのは、ボランティア、パフォーマー、消費者や見物人を呼び込むためのマスコットとしての役割で、女性たちが主体性を持って行動することを誰も望んでいなかった⁴⁹。

二世男性は、二世ウィークを通して二世女性の「女性らしさ」や役割を規定していき、イベントの目玉である美人コンテストの女王に求めた資質がそれを物語っている。彼らが二世ウィークの女王に求めた資質は、「アメリカのエチケット同様に日本のマナーを身につけている」女性であった。すなわちアメリカ市民権を持ち、アメリカ的慣習を身につけ、さらに一世の両親たちが娘たちに求めたような「おとなしく、純粋で、礼儀正しく、自制心のある、日本的な「お嬢さん」」であった。二世男性のこうしたジェンダー観は、二世ウィークの美人コンテストで女王たちがロングドレスに真っ白なガウンをまとい、ティアラを授けられるというパフォーマンスや、フォーマルなドレスを身にまとった二世たちによるダンスパーティーや、着物を着てお茶をたてて客人をもてなす行為など、イベント全体に現れていた。

もちろん当時の二世女性たちは、二世ウィークだけでなく女性主体のCADやYWCAが主催するティーパーティーでも、ドレスや着物を着る機会があった。着物を着て白人の訪問客をもてなすことは度々あり、二世女性たちが着物という文化装置を戦略的に使うことで自分たちの存在をアピールするねらいがあった一方で、白人側から着物を着ることが当然と思われ、彼女らから要望されることもあった。二世女性たちは、オリエンタルな雰囲気をもったアメリカ人女性であることを求められ、同世代の二世男性だけでなく白人社会からも、彼女たちの内面性と外面性に日本とアメリカ、東洋と西洋の二重性を持つことを強く求められていた⁵⁰。

こうした「女性らしさ」と同時に、二世女性は二世の中で固定化された性別分業体制から解放されることはなかった。二世ウィークでは、女王となったサカイやJACLのメンバーであっ

たカイハツが言及するように、女性が主体性を持って参加する機会はなかった。カイハツは、JACLの全国大会においても、女性がリーダーシップをとって活躍できるようにすべきであると提案したが、この提案が主要な議題として取り上げられることはなかった。二世ウィークやJACLの大会は男性を中心に運営されていたため、女性がリーダーシップを発揮して積極的に参加できる余地はほぼなかったからだ。二世ウィークを主催するJACLそのものは二世の男女がともに参加できる団体で大学に進学した二世女性も多数参加していた。しかしながらJACL各支部の幹部役員の一覧を見ても明らかなように、会長、副会長、財務といった主要なポジションは常に男性によって独占されていた。女性に与えられた幹部職は書記であることがほとんどで、二世の間でも、女性は男性のリーダーシップの下に存在し、そして男性をサポートする役割が常に期待されていた⁵¹。

二世女性たちは大学のクラブ活動を通して、自分の意見を持って行動したりリーダーシップを発揮することを学んだが、二世男性と共にいる場ではそうした能力を発揮する機会さえ持つことができず、二世男性のジェンダー観から解放されることは困難であった。

まとめ

戦前期の都市部の二世は、男女共にアメリカ的「自由」を謳歌する若者であり、彼ら・彼女らの様々な活動は、日本人移民社会に一世とは異なる価値観を持つ集団として可視化されるようになった。それゆえ、一世からはたびたび批判的となり、特に大学生や大学卒業者に対する視線は冷やかで、学業成績が振るわなければ「知的に不足した（不十分な）若者」と批判された。特に女子学生に対する批判の声は厳しく、彼女たちの成績が振るわなければ、コミュニティの恥であり高等教育を受けるには不相应だという意見が出されたり、大学へ送り出した両親の犠牲に値しない存在とみなされて厳しく非難されることもあった。さらに、大学進学によって結婚が困難になることを危惧する声も根強く、娘を大学へ送り出した両親が非難の対象となることもあった⁵²。こうした非難の根底には、二世女性が高等教育を受けることで独立心を持ち、大学生活を通して「おとなしく、純粋で、礼儀正しく、自制心のある、日本的な「お嬢さん」」から解放されることへの恐れがあったと考えられる。そのような状況の中で二世女性たちは、両親、家族、他者による精神的・経済的理解を得ることで、日本人移民社会のジェンダー観にもとづくこうした批判を乗り越えて大学へ進学し学生生活を送ることができた。彼女たちは大学で学問の専門性を高め、人種の多様性を体験しながら、それにまつわる社会的問題に直面した。同時に両親の監督から離れた場所でアメリカの若者文化に触れアメリカ的な「自由」を享受することができた。そうした環境の中で彼女たちは主体性やリーダーシップを学んでいったが、大学の外では、彼女たちが学んだり身につけたりしたことを発揮する場はほとんど

なかった。同世代の二世男性からは、一世の両親たちが娘たちに求めたような「おとなしく、純粋で、礼儀正しく、自制心のある、日本的な「お嬢さん」としての内面を持つアメリカ人女性であることを求められ、男性に保護される存在から解放されることはなかった。当時の日本人移民社会でも女性の社会進出は進んでおり、女性もタイピングや電話受付係として働き報酬をもらう人も少なくなかった。しかしながら日本人移民社会の中でも依然として女性は内に、男性は外にというジェンダー観の中で、多くの女性は専業主婦となって家事や子育てに専念するか、あるいは家族経営の農業やビジネスで無報酬の労働者として働くしかなかった⁵³。

しかしながら、第二次世界大戦をきっかけに高等教育を受けた二世女性たちの活躍の場は劇的に変化した。CADに所属した二世女性たちも例外ではなかった。メイベル・オオタは、ボストンの強制収容所の図書館建設で助言を求められただけでなく、図書館の貸出・返却システムを整備し、蔵書の収集に奔走するなど、図書館の運営に大きく貢献した。アイコ・メアリー・ミスエ・スギタは、トゥーリレイクの強制収容所で、夫と共に日本語学校の創設と運営に尽力した。フランシス・ワカマツ・キタガワは、マンザナーの強制収容所内で子供たちの教育に携わり、慰問に来た牧師に必要な学用品を依頼したり、収容所内の行政官に高校教育課程の教育プログラムを提供するよう要望したりした。また、UCBを卒業した年長の二世女性のミヤ・サンノミヤ・キクチもまた、マンザナーの強制収容所で本来なら白人が努めるべき役職であった社会福祉委員長に任命され、収容所内にYMCAを創設するために尽力した⁵⁴。

このように、第二次世界大戦中に強制移住させられた収容所内では、二世女性たちが大学時代に培った高い専門性やリーダーシップの能力が遺憾なく発揮された。苦しい時代におけるこうした彼女たちの奮闘する姿は、次の世代に新しい女性像を提示した。

註

- 1 『羅府新報』1924年4月9日。
- 2 University of California, Los Angeles, *Chi Alpha Delta. Oral History Interview and Historical Research, 1993-2003*.
- 3 エリック・フォーナー、横山良、竹田有、常松洋、肥後本芳男訳『アメリカ自由の物語——植民地時代から現代まで 下』岩波書店、2008年、pp.37-38。
- 4 松本悠子『創られるアメリカ国民と「他者」——「アメリカ化」時代のシティズンシップ』東京大学出版会、2007年、pp.13, 14, 230-232。
- 5 水谷憲一「日本人移民問題をめぐる米国連邦移民政策と国際関係 1906～24年」肥後本芳男、山澄亨、小野沢透編『アメリカ史のフロンティアⅡ 現代アメリカの政治文化と世界——20世紀初頭から現代まで』昭和堂、2010年、pp.44-46。飯野正子『もう一つの日米

- 関係史——紛争と協調のなかの日系アメリカ人』有斐閣，2000年，p.65。
- 6 『羅府新報』1920年12月11日。
 - 7 同上，1921年5月22日。
 - 8 同上，1921年2月1日。
 - 9 在米婦人の友社『在米婦人之友』第3巻5号，1920年6月，p.10（=奥泉栄三郎監修『初期在北米日本人の記録』文生書院，2012年）。
 - 10 同上，2巻7号，1920年7月，p.9。
 - 11 同上，2巻7号，1920年7月，p.12。
 - 12 同上，2巻7号，1920年7月，p.24。
 - 13 同上，2巻7号，1920年7月，p.36。
 - 14 南加中央日本人会会長の藤岡紫朗の妻千代は「米化運動と母の責任」を寄稿し，同会書記長の近藤長衛の妻達子は「親としての務め」を寄稿した（同上，2巻7号，1920年7月，pp.24-36）。
 - 15 同上，第3巻5号，1920年6月，pp.3-4。
 - 16 松本悠子（2007）pp.36-51，234-235。
 - 17 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房，1991年，pp.65-92。
 - 18 エリック・フォーナー（2008）p.59，102。サラ・M・エヴァンズ，小桧山ルイ，竹俣初美，矢口友人訳『アメリカの女性の歴史——自由のために生れて』明石書店，1997年，pp.97-99。有賀夏紀，小桧山ルイ編『アメリカ・ジェンダー史研究入門』青木書店，2010年，pp.55-59。
 - 19 エリック・フォーナー（2008）p.213。
 - 20 同上，pp.236-238。
 - 21 Barbara Miller Solomon, *In the Company of Educated Women: A History of Women and Higher Education in America*, New Haven: Yale University Press, 1985. Eileen H. Tamura, "Gender, Schooling and Teaching, and the Nisei in Hawai'i: An Episode in American Immigration History, 1900-1940", *Journal of American Ethnic History*, Summer95, Vol. 14, Issue 4, pp. 3-24. Evelyn Nakno Glenn, *Issei Nisei, War Bride: The Generation of Japanese American Women in Domestic Service*, Philadelphia: Temple University Press, 1986. Maxine Schwartz Seller, *Immigrant women* 2nd edition, Albany: State University of New York Press, 1994.
 - 22 特に日本では，欧米諸国の近代化に追いつくためには，将来の家庭教育を担う女子を教育することが必要不可欠として，国家主導で女子教育政策がとられるようになり，女子の中

- 等教育が制度として確立し、1902年には全国に公立の女学校が次々と設立された（小山静子、1991, p.47, 48）。
- 23 University of California, Los Angeles, *Chi Alpha Delta. Oral History Interview and Historical Research, 1993-2003.*
- 24 同上。
- 25 在米婦人の友社『在米婦人之友』第8巻4号, 1925年4月, pp.2-3（=奥泉栄三郎監修『初期在北米日本人の記録』文生書院, 2012年）。
- 26 同上, p.7。
- 27 Monica Sone, *Nisei Daughter*, Seattle: University of Washington Press, 1979.
- 28 東栄一郎（飯野正子監訳）『日系アメリカ移民 二つの帝国のはざままで——忘れられた記憶1868-1945』明石書店, p.242。
- 29 1933年に、外務省と拓務省が協賛し、日本政府の補助金と財界からの多額の寄付によって拓務省内に設置された。（東栄一郎「1930年代のア東京における日系アメリカ人二世留学事業と日本植民地主義」吉田亮編著『アメリカ日系二世と越境教育——1930年代を主として』不二出版, 2012年, pp.34。
- 30 竹本英代「東京YMCAの日系二世教育」吉田亮編著『アメリカ日系二世と越境教育——1930年代を主にして』不二出版, 2012年, pp.60-65。
- 31 東栄一郎（2012）p.46。
- 32 同上, p.37。
- 33 Eriko Yamamoto “Miya Sannomiya Kikuchi” *Amerasia Journal* Vol. 23, No. 3 (winter 1997-1998), pp.73-77.
- 34 同上, p.77。
- 35 University of California, Los Angeles, *Chi Alpha Delta. Oral History Interview and Historical Research, 1993-2003.*
- 36 Barbara Miller Solomon (1985). Eileen H. Tamura. (Summer95, Vol. 14, Issue 4), Evelyn Nakno Glenn, (1986). Maxine Schwartz Seller (1994).
- 37 University of California, Los Angeles, *Chi Alpha Delta. Oral History Interview and Historical Research, 1993-2003.*
- 38 同上。
- 39 同上。1927年マリオン・デイビス主演で、大学を舞台としたサイレント映画『The Fair Co-Ed』が上映されていた。
- 40 創設メンバー以下の9名である。Lillian Shizue Ando, Rosa Fumiko Ando, Alyce Aiko

- Asahi, Chieko Goh, Fumi Iwasaki, Yone Kawatsu, Haruko Ruth Saito, Kiyoko Helen Tomio, and Yone Georgene Tomio (listed by their maiden names).
- 41 University of California, Los Angeles, *Chi Alpha Delta. Oral History Interview and Historical Research, 1993-2003*.
- 42 Glenn (1986) pp.54, 55, 122-128.
- 43 Chi Alpha Delta Active Files, Chi Alpha Delta Archives, Department of Special Collections-University Archives, Powell Library, UCLA. Chi Alpha Delta Alumnae Administrative Files, Chi Alpha Delta Archives, Department of Special Collections-University Archives, Powell Library, UCLA.
- 44 Lon Kurashige. *Japanese American Celebration and Conflict: A History of Ethnic Identity and Festival, 1934-1990*, Berkeley: University of California Press, 2002, p.37.
- 45 Eriko Yamamoto (winter 1997-1998) pp.74, 82.
- 46 University of California, Los Angeles, *Chi Alpha Delta. Oral History Interview and Historical Research, 1993-2003*.
- 47 Kurashige (2002) p.37. サラ・M・エヴァンズ (1997年) pp.283-291。
- 48 Kurashige (2002) pp.54, 55。
- 49 同上, pp.54, 55, 57。
- 50 同上, pp.56, 57。
- 51 同上, p.57。
- 52 L・クラシゲは、当時の日系コミュニティでは、二世女性だけでなく、学力の低い二世男性が高等教育を受けようとする時間も時間の無駄であると考えられていた点を指摘している。Kurashige (2002) p.37.
- 53 同上, p. 57。
- 54 メイベル・オオタは、大学で社会学を専攻したが、専攻と関連する仕事に就くことができなかった。彼女は日本人移民コミュニティの店でレジ係として働いたが、その後ロサンゼルス市の市職員採用試験を受験することを決意し、上位3位以内の成績を収めて合格した。彼女は市庁舎で指紋や身分証明書を扱う部署に配属されたが、日米開戦により図書館業務への移動を命ぜられ、6週間後には突然解雇を言い渡された。ポストンの強制収容所では、この6週間の図書館業務の知識が生かされ、強制収容所内にバラックの図書館を建設することが決まると、すぐに図書館司書に選ばれた。強制収容所を出た後は、UCLAで教員免許を取得し、ロサンゼルス市に採用された。31年間にわたり数々の現場を経験し、小学校校長を務めて1980年に退職した (University of California, Los Angeles, *Chi Alpha Delta*).

Oral History Interview and Historical Research, 1993-2003.)。アイコ・メアリー・ミスエ・スギタはUCLAを中退した後、専業主婦をしていた。日米開戦にともない、日本人の夫と共にジェロームの強制収容所に入所したが、夫が日本への帰国を希望したことからトゥーリレイクの強制収容所へと移送された。トゥーリレイクでスギタの夫は、強制収容所内にいる多くの子供たちが日本に帰国した際に困らないようにとの思いから、日本語や日本の文化について学ぶ日本語学校を収容所内に創設しようとした。その願いが叶い、収容所内に日本語学校が創設され、約2万人の子供たちが学んだ。スギタは、学校で使用する日本語教科書を工面するなど、夫と共に収容所内の日本語学校の創設や運営に奔走した (*University of California, Los Angeles, Chi Alpha Delta, Oral History Interview and Historical Research, 1993-2003.*)。

フランシス・ワカマツ・キタガワはUCLAを卒業後、ロサンゼルス幼稚園で働いた。結婚後まもなく日米開戦となりマンザナーの強制収容所へ入所した。強制収容所では、大学卒業者が集められ、子供たちの教育を行う準備が進められた。キタガワは3人の補助員とともに64人の子供たちの面倒をみた (*University of California, Los Angeles, Chi Alpha Delta, Oral History Interview and Historical Research, 1993-2003.*)。キクチは、1941年12月に真珠湾攻撃を知ると、これまで日米親善のために日本を擁護する立場で活動していただけに大きな衝撃を受けた。彼女は夫と共に強制収容が決まる前にマンザナーの強制収容所に入った。キクチは、日本語を流暢に話す二世として有用な人材とみなされ、夫と共に早くから強制収容所を出ることが許された。彼女はニューヨークへ移り、海軍将校に日本語を教えたという (山本恵理子「見学団と越境教育」吉田亮著『アメリカ日系二世と越境教育——1930年代を主にして』不二出版、2012年、p.178)。

Higher Education of Nisei Women before World War II

MATSUMORI Mikiko

This study examines traditional gender roles and factors that influenced matriculation into institutions of higher education for second generation Japanese American women (Nisei) before World War II.

As some historians point out, there was a gender gap in higher education in Japanese American families in the 1920s. Many Japanese American parents also feared college would

“unsex” their daughters or waste their prime courtship years and leave them spinsters. In addition, some of them felt strongly that the cost of college would be nothing but a fiscal burden for the family, because their daughters would get married before or soon after graduation and be unable to work in professional fields. However, some Nisei women attained higher education in spite of these attitudes.

There were several factors that made their entry into college possible: if Nisei women’s fathers understood their daughters’ self-fulfillment and decided to support their dream; if their mothers had received higher education; if the family did not have sons; and if they were able to get emotional and financial support help from people other than their parents, it was actually relatively easy for them to access to higher education.

I will support these points by examining some women who belonged to Chi Alpha Delta, which started as a sorority for Japanese American students at the University of California, Los Angeles (UCLA). Then I will examine their empowerment, solidarity, and leadership by researching their social activities both on and off campus. This study is important for furthering the understanding gender inequality in higher education and gender perception into the Japanese American family before World War II.

マグロ遠洋漁業とツナ缶産業をめぐる日米関係史

—— 1950～60年代の貿易摩擦，水爆実験，そして戦前期からの連続性 ——

土 屋 由 香

はじめに

本稿は、1950～60年代にかけて全盛を極めた日本のマグロ遠洋漁業とアメリカのツナ缶産業とのかかわりに焦点を当て、この時代になぜ日米間でマグロをめぐる貿易摩擦が起こり、摩擦に至るプロセスの中でアメリカの日系人漁業者、日本の遠洋漁業者、日米の政府、ツナ缶会社など多様なアクターがどのように関わっていたのかを探究する。ツナ缶の原料となるのは比較的資源量の多いビンチョウマグロ（ビンナガマグロ、トンボマグロとも呼ぶ）やキハダマグロであり、国際自然保護連合（IUCN）によって絶滅危惧種に指定されている太平洋クロマグロとは別種である。主としてこれらの缶詰原料マグロをめぐる、冷戦初期の時代に日米間で激しい対立があったことはあまり知られていない。

先行研究においても、1950～60年代の日米経済関係を包括的に論じたものやⁱ、日系移民研究の中で戦前の漁業コミュニティに焦点を当てたものⁱⁱ、フード・スタディーズ（食文化の研究）の観点からツナ缶の歴史を論じたものⁱⁱⁱ、産業史としてのマグロとツナ缶の研究^{iv}、太平洋上の水爆実験で日本のマグロ漁船が被ばくしたビキニ環礁事件に焦点を当てたものはあるが^v、戦前から戦後へと続くマグロ漁業とツナ缶産業との関係を、トランスナショナルな日米関係史として論じた研究は管見の限り見当たらない。そこで本稿では、マグロをめぐる1950～60年代の日米貿易摩擦を中心に据え、①対立の主体、②もたらされた結末、③同時期に行われた太平洋上の水爆実験の影響、④戦前アメリカに渡った日系マグロ漁師と戦後の日本人マグロ遠洋漁業者との関係について検討したい。

①の主体について、すぐに想起されるのは日米の水産会社による企業間競争であろうが、原材料が国境を越えて泳ぎ回るというツナ缶産業の特殊性が、両国の政府や漁業者をも巻き込んだ複雑な対立関係をもたらし経緯を解明する。②の結末については、1970年代以降、日米いずれのマグロ漁業も衰退し、かわって第三世界がこれを担って行った経緯について論じる。③については、マグロ漁と水爆実験との関係について日米の政府やツナ缶業界がどう認識し、放射能汚染の可能性にどのように対処しようとしていたのかを、資料的制約の範囲内ではあるが検討する。④に関して、太平洋岸の漁村から戦前アメリカに渡った日系人漁師たちと、同じく太平洋岸の漁村から戦後マグロ船に乗った日本人漁師たちが、いずれもアメリカ製ツナ缶の原料

土屋由香

を獲っていたのは単なる偶然なのかどうかという点に考察を加える。

本稿は、貿易摩擦に関与していた政府や大企業などの「大きなアクター」だけではなく日米の漁民たちにも光を当てることで、マグロ漁とツナ缶産業の歴史をトランスナショナルかつ重層的な視角からとらえようとする。そのようなアプローチによって、第一に、日本の僻地漁村とアメリカのグローバル産業との結びつきを、戦前・戦後をつなぐ一続きの物語として浮かび上がらせたい。また第二に、冷戦を背景とした日米関係や水爆実験などの国際政治上の要素が、マグロ漁業やツナ缶産業に携わる「小さなアクター」に与えた影響も分析対象化したい。

研究手法としては、カリフォルニア州サンペドロを拠点とするアメリカのマグロ漁業およびツナ缶産業の歴史にかんする二次文献と、メリーランド州カレッジパークにある米国立公文書館の内務省 (Department of the Interior) および国務省 (Department of State) の漁業関係資料、日本の水産史に関する二次文献と、愛媛県・高知県における元マグロ遠洋漁業者への聞き取り調査^{vi}を用いて、可能な限り実証的なアプローチを採る。

1. ターミナル・アイランドの日系マグロ漁師たち

ロサンゼルス空港から車で南に30分ほど下ったカリフォルニア州サンペドロの港湾地帯に、日系漁民のブロンズ像がぼつんと建っている。廃屋となった工場や倉庫、そして刑務所の建ち並ぶ殺伐とした風景の中に、網を引き揚げる2人の漁師像と神社の鳥居、そしてここがかつて「ターミナル・アイランド」の日本人街であったことを示す解説プレートが、そこだけ異質な空間を創りだしている。第二次世界大戦の日系人強制収容でコミュニティが崩壊するまで、この場所はマグロ漁とツナ缶産業で豊かな生活文化を育てていたのである^{vii}。

サンペドロの町の一部である「ターミナル・アイランド」には、今も「マグロ通り」(Tune Street)、「缶詰工場通り」(Cannery Street)などのストリート名が残る。缶詰工場やスチーム工場の建物は荒れ果てたまま放置されているが、マグロ漁とツナ缶産業で栄えた頃の面影を残している。アメリカのスーパーマーケットでお馴染みのブランド「スターキスト」(Starkist)や「チキン・オブ・ザ・シー」(Chicken of the Sea)のツナ缶は、1980年代までここで生産されていた。「チキン・オブ・ザ・シー」は、現在はタイ・ユニオン社というタイ資本下に置かれているものの、元々はオランダ系移民2世のギルバート・ヴァン・キャンプ (Gilbert Van Camp) が1914年に設立したヴァン・キャンプ社の製品であった。ギルバートの父フランクは、元々インディアナポリスでポーク&ビーンズ (豚肉と豆のトマトソース煮込み)の缶詰工場を営んでいたが事業に失敗し、息子のギルバートが家業再興を目指してカリフォルニアで可能性を探った結果、ターミナル・アイランドのツナ缶産業に着目したのである^{viii}。

サンペドロでは、19世紀末に流入したイタリア系およびポルトガル系の移民と、20世紀初頭

にアワビを目当てに定住した日系移民が漁業を営んでおり、日系移民の一部はターミナル・アイランドに移り住んだ。これらの移民漁師たちは時おりマグロを獲ることもあったが、それらはほとんどエスニック・コミュニティの内部で消費されていた。西ヨーロッパ系のアメリカ人の間では、マグロは身が黒っぽくて見た目が悪く、価値の無い魚と見なされていたのである。しかし1903年頃から、カリフォルニア・フィッシュ社が、カリフォルニア沖で豊富に獲れるマグロに目をつけ、とりわけ肉が淡色で長時間蒸すとチキンのような淡白な味になるピンチョウマグロ (Albacore Tuna) を缶詰にして売り出すことを考案した。日系漁師の一本釣り漁法は、網を使うイタリア系の漁法よりもマグロの身を傷つけずにきれいな状態で水揚げすることができたため、カリフォルニア・フィッシュ社は日系漁師と契約を結んでマグロを仕入れ始めた。「チキンのようなマグロ」は徐々に販路を拡大し、1913年には9社が年間128,000個のツナ缶を生産する地場産業に成長していた。マグロ漁は日系人コミュニティにとって重要な収入源となり、1914年には、150人の日系移民が50隻のマグロ船で操業していたという^{ix}。

カリフォルニアに出てきたギルバート・ヴァン・キャンプは、カリフォルニア・フィッシュ社を買収して翌年ヴァン・キャンプ・シーフード社を設立し、世界有数のツナ缶会社に育て上げた。1930年には「チキン・オブ・ザ・シー」のブランド名も確立した。これより後発の「スターキスト」社は、元々クロアチア系移民のマーティン・ボグダノヴィッチ (Martin J. Bogdanovich) らによって1917年に設立されたフレンチ・サーディン社だったが、1942年に「スターキスト」ブランドのツナ缶を売り出し、1953年には社名も「スターキスト・フード」に改称した^x。こうしてアメリカの二大ツナ缶会社が、ターミナル・アイランドに工場を構えることになった^{xi}。

ツナ缶産業の隆盛とともに、「リトル・ニッポン」と呼ばれたターミナル・アイランドの日本人街も栄えた。当初は男性漁師ばかりで構成されていたコミュニティに女性も次第に加わり、商店や缶詰工場で働くようになった。ツナ缶会社は日系漁師たちと専属契約を結ぶために、彼らに土地や住居を提供し、時には100～200ドルのボーナスを提供することさえあった。最盛期には4000人の一世・二世がターミナル・アイランドに住み、日本の商店、学校、レストラン、散髪屋、温泉施設、神社までそろった、「最も隔絶され、アメリカ化されていない日系人コミュニティ」が形成された。彼らの多くは和歌山県の太地町出身であったが、三重県、広島県、愛媛県などの出身者も含まれていた^{xii}。当時の写真からは、運動会や剣道、日本舞踊などに興じる子どもたち、日本庭園を造る大人たち等、日本人街のにぎわいが伝わってくる。しかし、どんなに頑張っても白人社会の中でホワイトカラーの職を得ることは望めなかった。日系二世が一世の後を継いで漁師になったのは、そのためであった^{xiii}。

当時「ジャップ・ポール」と呼ばれた日系漁師のマグロ一本釣りは、他の漁法の追隨を許さ

ない優秀さを誇っていた。カリフォルニアのマグロ漁師の約半数が日系人であったが、1920年には「白人漁師は488,180ポンドしか獲れなかったのに対して、日系人漁師は1200万ポンド（全漁獲量の89パーセント）のマグロを獲った」という。その背景には、彼らが日本で培った漁法と魚に関する科学的知識があったと言われている。例えば、ツナ缶会社が東欧系の漁師を雇って網でマグロを捕獲しようとして失敗したと聞いて、日系漁師たちは「そんな方法は日本ではとうの昔に試されて、うまく行かないことが分かっている」と語ったという^{xiv}。

日系漁師たちは「組合を結成し、労働条件や納入価格を交渉したり、独自の福祉制度や漁業技術の研修制度を作ったり」した。日系人漁師の価格引き上げ要求に対して、缶詰会社は近隣の町から「白人漁師」を連れてくることで対抗したが、マグロ漁は難しいため、初心者の方にはうまく出来なかった。日系人漁師は、1915年には1トンあたり35ドルだったマグロ納入価格を、翌年は80ドルまで引き上げることに成功し、さらに1918年には120ドルを要求した。缶詰会社がこれを拒むと、日系漁師はストライキに入り、漁師の妻たちは缶詰工場を休み、船主たちは「船を売り払って庭師になる」と言い出した。遂に連邦賃金調整委員会が乗り出し、結局1トンあたり100ドルに漁獲高に応じたボーナスを付けることで決着した。漁業技術を盾にした、日系人漁師の勝利であった^{xv}。

日米紳士協定（1908年）から外国人土地法（1913年）、排日移民法（1924年）へと進む日系人排斥の時代にあって、ターミナル・アイランドのマグロ漁師たちは、西海岸の他地域に住む日系人とはかなり異なる経験をしていたように思われる。むしろ彼らにも日系人排斥の矛先は向けられた。アメリカ市民以外の漁業権をはく奪する法案が提出されたり、「マグロ船が沖合で日本の潜水艦に給油している」とか、「日本の漁船は簡単に魚雷艇に改造できるようになっている」とかいう噂が流されたりした。また市民権の無い日系一世は正式に船主登録をすることができず、彼らの建造したマグロ船は「未登録」(undocumented) 船であった^{xvi}。しかしながら、激しい値段交渉を繰り返しながらも、缶詰会社は日系人漁師の技術を必要としていたため、日系人排斥に同調することはなく、むしろ彼らを保護していた。

このような日系マグロ漁の隆盛は、日米開戦によって突然の終焉を迎える。1941年12月7日、日本軍によるパールハーバー攻撃から数時間後には、ターミナル・アイランドにFBIが踏み込み、船主や教員・武道の指導者などを含む指導的立場にある日系一世たちを逮捕した。その日から、日系人は漁に出ることも禁止された。2月19日、ローズヴェルト大統領が大統領令9066号に署名すると、ターミナル・アイランドは軍事制限区域に指定され、住人たちは48時間以内の退去を命じられた。彼らのほとんどはマンザナー収容所に送られ、日本人街はアメリカ海軍によってブルドーザーで破壊・整地された。日系人は財産のほとんどすべてを失い、「リトル・ニッポン」は文字通り消滅した^{xvii}。

マンザナー収容所で、ターミナル・アイランドの日系人は、はじめて他の地域から来た、「よりアメリカ化した」日系人に出会った。他の日系人は彼らの「英語と田舎の日本語と漁師言葉の入り混じった独特の言語」や、洗練されない立ち居振る舞いを笑いものにし、彼らを「ヨゴレ (Yogore)」と呼んだ。ターミナル・アイランドの日系人はこれにくじけず、Yogore'sという収容所最強の野球チームを作ることで対抗した。終戦時に収容所を出たターミナル・アイランド出身者たちの多くは故郷に戻ったが、彼らの家も町も、跡形も無く消え失せていた。マグロ船は、海軍が徴用してほとんど整備もせずに終戦まで使用したため、使い物にならなくなっていた。新しい船を買う資金も無いため、漁師に戻った者は少数だった。他の者はサンペドロを離れたり、庭師になったりした^{xviii}。

しかしながら、1965年時点で「南カリフォルニアのツナ缶工場はシーズン中には4千～5千人あるいはそれ以上の労働者を雇用し、その多くはポルトガル、ユーゴスラヴィア、日系である」という記録が残っていたり^{xix}、1962年に全米労働関係委員会が調停を行った労働争議の記録の中に、サンペドロ漁師組合 (Seine and Line Fishermen's Union of San Pedro) のメンバーとして、イタリア系や東欧系の名前に混じって、Suzuki, Fukuzaki, Yoshimoto, Nishida, Hashimotoなどの日本名が含まれていることから、何割かの日系人は戦後もターミナル・アイランドのマグロ漁とツナ缶産業に関わり続けていたことが分かる^{xx}。このことは、次節で述べる戦後の日米貿易摩擦の両側に、日本出身の漁民が関わっていたことを意味する。

2. 戦後日本のマグロ遠洋漁業と日米マグロ貿易摩擦

日本政府は明治時代から国策として遠洋漁業を推進し、1898 (明治31) には「遠洋漁業奨励法」を策定して技術革新に努めた。国を挙げての努力の結果、1930年代には既に日本の漁業は世界に展開していた。例えば、1933年にはアルゼンチンにおける漁業許可の取得、1936年にはアルゼンチンとの合弁会社の設立、また1935年には、カリフォルニア湾におけるエビ漁場の開拓が進められた。また1934年には捕鯨船「あんたーくちつく丸」がケープタウンから南氷洋の漁場に向かった^{xxi}。このように日本の遠洋漁業は、戦前に既にその基礎が築かれていた。

日本のマグロ漁の歴史も長く、古くは縄文時代の遺跡からもマグロの骨や釣り針が出土するが、冷凍マグロやツナ缶の輸出が始まったのは1931年頃のことである。共同漁業と三菱商事との出資で1931年に設立された三共水産株式会社は、冷凍マグロの輸出を始めた。さらに三共水産は1934年に南洋水産株式会社を設立し、フィリピンのサンボアンガ (ミンダナオ島南西端) でカツオ・マグロ漁業を展開して缶詰に加工した。1939年には、日本水産が台湾の花蓮に東部水産株式会社を設立して母船式マグロ漁業を開始し、日米開戦直前までインド洋などでマグロ漁を行った^{xxii}。日本製のツナ缶は、価格の安さでアメリカ企業にとって手ごわいライバルとなっ

た。しかし、1930年代の大恐慌時代、アメリカでは安価で栄養価の高い食糧としてツナ缶の消費が広がり、さらに第二次世界大戦中には軍用の食糧としてツナ缶の需要が拡大すると同時に日本からの輸入が止まったことで、アメリカのツナ缶産業は成長し続けた^{xxiii}。

いっぽう日本の水産業界は、戦争で徴用された船の多くを失った上、戦時統制下で政府に協力した業界関係者は、戦後の占領期に公職追放を受けた。また占領軍は、「マッカーサー・ライン」と呼ばれる3カイリの制限区域内でのみ日本漁船の操業を許した。しかし、冷戦の到来とともに占領政策は民主化から経済再建へと重心を移し、財閥解体の中止や賠償要求の緩和などと並んで、漁業規制も緩和された。特にマグロ漁業は日本の経済復興のために重要な産業と位置付けられたため、1948年にマグロ缶詰、1949年に冷凍マグロのアメリカへの輸出が許可され、続いて1950年5月に「母船式マグロ漁業」も許可された。大手水産会社の参入が相次ぎ、1951年には日本はすでに1ヶ月あたり100,000缶のマグロ缶詰を、1952年には年間1億1600万ポンドの冷凍マグロを輸出するようになっていた。つまり戦後日本のマグロ遠洋漁業が急成長した背景には、冷戦に起因するアメリカ政府の後押しがあったのである。

これに対してアメリカの大手ツナ缶業界は、日本からの輸入を課税によって制限しようと議会で働きかけたが、安いマグロを輸入したい小規模会社や自由貿易主義者の反対に遭い、輸入制限は実現しなかった。1952年4月の占領終結とともに「マッカーサー・ライン」が撤廃されると、日本の漁業はさらに飛躍した。1957年までには、日本からアメリカへの冷凍マグロの輸出は、2億7700ポンドに上り、アメリカの全消費量の47パーセントを占めるまでになった^{xxiv}。(図1参照)

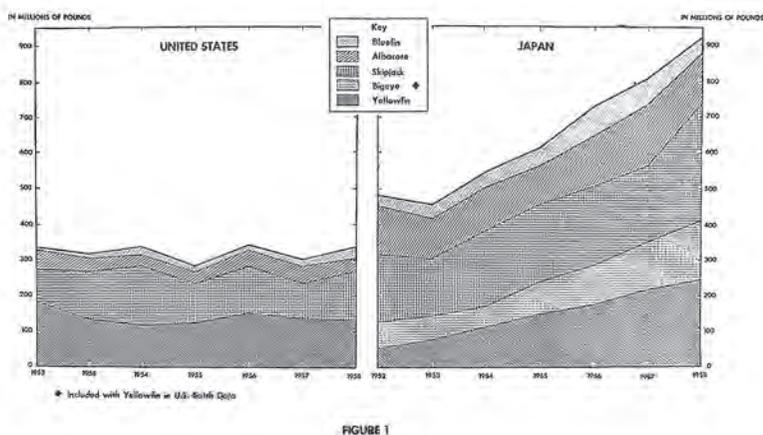


図1. 1952～59年の日米マグロ漁獲量の変遷
(米国立公文書館 RG22内務省Fish & Wildlife Service)

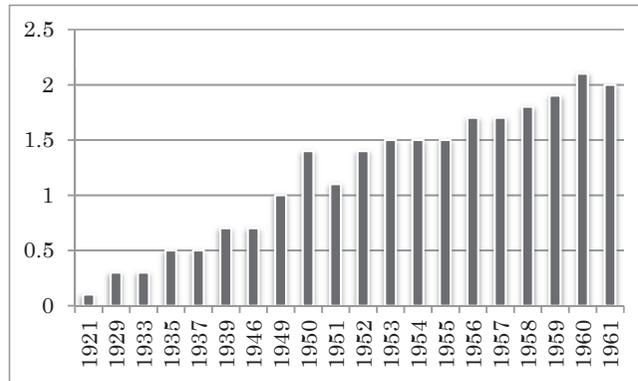


図2. アメリカの一人当たり年間マグロ消費量（ポンド）

(Robert M. Roesti, “An Economic Analysis of the Tuna Canning Industry” より筆者作成)

ヴァン・キャンプ社をはじめとするカリフォルニアのツナ缶産業は、戦後も拡大するツナ缶需要に対応するためフル操業を続けていた。(図2参照) 缶詰工場はイタリア系やユーゴスラヴィア系、そしてサンペドロに戻った小数の日系人漁師からもマグロを仕入れたが、より安い労働力や、マグロの安定供給を求めて、世界中の複数のルートからマグロを購入するようになった。日本からの冷凍マグロの輸入もそうした動きの一環であった。冷凍マグロには当時、輸入税がかからなかったことも、輸入マグロの競争力を高めた。またヴァン・キャンプ社は1953年にはアメリカ領サモアで缶詰工場をリース契約し、1956年にはプエルトリコの缶詰工場を買収し、1959年にはエクアドルでも缶詰工場を買収した。1950年代末には、西アフリカのセネガル、シエラレオネ、象牙海岸にマグロ水揚げ基地を設立し、1960年代に入るとペルーに缶詰工場や水揚げ基地などの施設を築いた。こうした海外進出の動きは、マグロの漁場がカリフォルニア沖から南米や東太平洋、西アフリカ沿岸の大西洋に移り、漁場の近くに設備を作るほうが合理的であったこととも関係している^{xxv}。

ツナ缶会社は日本から直接冷凍マグロを買うだけではなく、海外の拠点においても日本企業と提携していた。例えば1960年初めには、ヴァン・キャンプ社とスターキスト社は、日本の大手商社と提携して西アフリカを大西洋漁場の拠点とすることを検討した。ヴァン・キャンプ社は、シエラレオネのフリータウンに大型冷蔵施設を購入し、日本の大洋漁業と提携してマグロ漁を行った。日本の船が水揚げしたマグロは、冷凍してプエルトリコの缶詰工場へと転送された^{xxvi}。またヴァン・キャンプ社はカリリン諸島のパラオに、スターキスト社はサモアに新しい缶詰工場を建てたが、いずれも日本のマグロ船と漁師を使って漁を行った。こうした方法により、「カリフォルニアよりも20～25%安いコストで」ツナ缶を製造できたのである。ヴァン・

キャンプ社とスターキスト社は南太平洋で「完全に日本の延縄漁法に頼って」いた。30～40隻の日本のマグロ船がヴァン・キャンプ社と専属契約を結び、サモアのバゴバゴ港を母港として活動していた。「日本人が獲る高品質のピンチョウマグロに、ヴァン・キャンプ社がいくら払っているかは極秘」^{xxvii}であったが、恐らく専属契約を結び大量に仕入れる分、アメリカの漁師から仕入れるよりも安かったのであろう。

こうして日本の売値が「アメリカのマグロ漁師の売値にシーリングをかける結果」となって、アメリカの漁師たちの獲ったマグロが安く買ったたかれた上、缶詰会社は日本から安くて高品質のマグロを大量に仕入れたのだから、ターミナル・アイランドのマグロ漁師たちの生活は苦しくなり、しばしば労働争議が起こった。漁師たちの直接の雇用者は船主であったが、彼らはツナ缶会社に直接マグロを納入していたため、「ツナ缶会社に雇われている」という意識が強かった。したがって彼らが起こす争議の矛先もツナ缶会社に向けられていた。例えば1956年3月、大量の冷凍マグロを日本から買っていたスターキスト社は、ツナ缶原料の供給過剰を避けるために自社所有マグロ船の出航を停止した。これに対して「国際港湾労働者労働組合」系列の漁業労働組合（International Longshore and Warehouse Union: ILWU Fishermen's Union Local 33）は、会社は前年「日本からの輸入を減らして地元漁師からもっとマグロを買うと約束したはずだ」と抗議した。また1957年7月には、ヴァン・キャンプ社、スターキスト社を含む4社が船主たちにマグロの価格引下げを要求し、そのために船員（漁師）に対する支払をカットするよう指示した。「アメリカ労働総同盟・産業別組合会議」系列のサンペドロ漁業労働組合（AFL-CIO Seine and Line Fishermen's Union of San Pedro）所属の漁師たちは、給与カットを拒絶して船を降り、スターキストの缶詰工場前でピケを張った。漁師たちの多くは、家族の中の誰かが缶詰工場で働いていたので、缶詰工場労働者たちも漁師たちの味方をしてピケラインを越えようとせず、出勤を拒んだのである^{xxviii}。

しかし、日本のマグロ遠洋漁業によって影響を受けたのは、ターミナル・アイランドの漁師たちだけではなかった。アメリカのツナ消費量は1950年代を通して増加していたにもかかわらず、ツナ缶産業は「生産、雇用、価格、販売の全てにおいて下降しており、輸入だけが大きく増えている」^{xxix}という事態に、ツナ缶産業にかかわるすべての人々が不安を感じていた。たしかに1948年から1954年の6年間でアメリカのマグロ船の雇用は20パーセント減となり、アメリカのツナ缶会社の国内シェアは91.4パーセントから65パーセントまで減っていた。1950年代半ばには、アメリカのマグロ船は本来のキャパシティの25パーセントぐらいで操業していた。マグロ業界は最初、アメリカ政府に関税引き上げやクォータの適用を要求したが、自由貿易を支持する共和党アイゼンハワー政権の下に設けられた「ホワイトハウス・ツナ・タスク・フォース」は、保護貿易主義的な政策には反対した。1956年に成立した漁業法は、漁業者への低金利

ローンという形での経済支援策を打ち出したが、アメリカのマグロ産業にとって、これは焼石に水であった^{xxx}。

1959年には、ヴァン・キャンプ社社長、スターキスト社副社長、漁業労働組合代表などサンペドロのマグロ産業を代表する7名が首都ワシントンを複数回訪れ、国務省および内務省の担当者に業界の窮状を訴えた。サンペドロの住人たちも、アイゼンハワー大統領やシートン内務長官、ハーター国務長官に電報を送った。彼らの狙いは、アメリカ政府が日本の代表と話し合っ、日本がマグロ輸出に自主制限を加えるように働きかけることであった^{xxxi}。最終的にアメリカの業界代表者たちは、マグロ問題についての日米政府間協議を求める嘆願書を政府に提出した。それによれば、ツナ缶原料の半分は日本からの輸入で、マグロやツナ缶の卸値は日本人によってコントロールされており、「アメリカのツナ缶業界全体が、日本のマグロに依存していると言っても過言ではない」状態であった。しかも、日本からのマグロ輸出は「東京の2つのカルテルが仕切っており、その活動は日本政府によって制御されている。」外国の政府とカルテルがアメリカの産業を脅している事態に対して、アメリカ政府は何か対策を採るべきであるというのが彼らの主張であった^{xxxii}。

しかし、内務省と国務省の担当者たちは、カリフォルニアの漁業関係者たちの陳情に対して冷めた見方をしていたことが、内務省の会議議事録から読み取れる。内務省・国務省・下院議員の合同会議の席上、カリフォルニア州選出の下院議員はマグロ業界の利益を代表して、「日本から自主規制を引き出してほしい」と訴えたが、ビール(Beale)国務次官代理は、「他国の政府に対してアメリカ合衆国政府が公式に『自主規制をしてくれ』とは言えない」し、「アメリカ合衆国の公式方針はあくまでも自由貿易だ」と困惑を隠さなかった。二国間協議をいったん始めてしまうと、「協議がうまく行かないのに引き返せない事態に陥る」ことを国務省は恐れていた^{xxxiii}。業界代表者たちとの懇談の直後に開かれた内務省と国務省の会議においても、内務省のマッカーナン(McKernan)は、「業界はただ日本と話し合っしてほしいと言っただけで、何らかの保証を求めているわけではない」と述べ、ビール国務次官代理は、「日本政府と話をして事実関係を伝えるが、何らかの解決策を求めることはしない。言い換えれば、我々はコミットしない。」と発言した。つまり日米政府間協議には、「話し合っ、互いにもっと理解し合う」以上の目的は無いのだった^{xxxiv}。先に述べた通り、そもそも日本のマグロ遠洋漁業が急成長したのは、アメリカ政府が日本の経済基盤強化のために行った規制緩和を契機としていた。アメリカ政府は、自らが奨励して育てた日本のマグロ遠洋漁業を規制してまでも、国内マグロ産業を守るつもりは無かったのかも知れない。

また内務省の担当者は、「ツナ缶会社は、景気は良いと言っている」^{xxxv}という情報も得ており、輸入が増えてもツナ缶産業はそれほど困ってはいないという認識もあっただようだ。たしかにツ

ナ缶会社が安いマグロを日本から大量に仕入れたためにアメリカ国内の漁業者にしわ寄せが来ていたわけだから、本当に困っているのはツナ缶会社ではなく、マグロ漁師たちだったはずである。そうだとすれば、ヴァン・キャンプ社やスターキスト社が日本への自主規制を求めたのは、労働争議を繰り返す漁業者や缶詰労働者たちをなだめるための、単なるジェスチャーであった可能性も否定できない。また、陳情の内容からは「外国のカルテルにアメリカの産業が脅かされている」という、外国恐怖症的な保護主義も伺われる。国内産業の停滞を、日本からの輸入、ましてや日本の漁師のせいにする傾向に、東京のアメリカ大使館付「漁業アタッシュ」であったウィルヴァン・ヴァン・キャンペン（Wilvan G. Van Campen）は、政府と業界の合同会議の中で、興味深い批判を加えている。

漁業は収入のためだけではなく、生き様（way of life）である。アメリカにおける漁業も長い間、旧世界の漁村から移民してきた漁師たちが担ってきた。…日本には今でも生粋の漁師（genuine fisherfolk）が居る。切り立った崖を背にした、ほとんど耕地も無いような津々浦々で育つ少年たちが大勢いる。沿岸漁業で細々と生計を立てるよりも、最新鋭の延縄漁船に乗って外国に行き、1ヶ月に70ドルか80ドル、場合によっては100ドルも稼ぎながら、1日4食、米とマグロを食べる生活は、彼らにとって成功を絵に描いたようなものだ。…私は日本のマグロ漁師たちと一緒に航海したことがある。彼らは良い人間で、良い漁師で、良い同僚だった。…彼らは我々の生活を脅かすためにマグロ漁に出ているわけではない。彼らは他に生きるすべを知らないし、マグロを買ってくれる人が居るから獲っているだけだ。彼らはアメリカにもマグロ漁師が居るなんてほとんど知らないし、アメリカ人が日本から買ったマグロをどうするのかも知らない。我々の経済的困窮を理由に、日本の漁師に対して悪い感情を持つのは間違っている^{xxxvi}。

ヴァン・キャンペンの批判は、巨大なグローバル産業の底辺で働く漁師に貿易摩擦の矛先を向けることの理不尽さを突いている。第4節で述べる通り、日本においてもアメリカにおいても、マグロを獲っていたのは漁業を生業としながら越境する弱者たちであった。

ともあれ、アメリカ政府は結局、日本に対して自主規制は求めなかった。逆に日本側からは、ツナ缶の需要を高めるために日米合同で広告キャンペーンを行うという提案が以前から出されていたが、業界最大手であるヴァン・キャンプ社の協力が得られず頓挫した^{xxxvii}。

日本との競争に打ち勝つために1950年代末ごろから導入されたのが、巻き網漁法であった。それまでのアメリカのマグロ漁船は主として「クリッパー」と呼ばれるもので、巻き網はマグロ漁には適していなかった。ところが1958年2月、サンディエゴでクリッパーから新型の巻き

網漁船に改造されたサザン・パシフィック号がマグロ漁で成功を取めたことをきっかけに、1958～1969年の間に94隻ものクリッパーが巻き網漁船に改造された^{xxxviii}。新型巻き網漁船の登場によってアメリカのマグロ漁は息を吹き返したかのように見えたが、間もなくイルカが巻き網にかかって死ぬことが問題化し、漁業制限を受けるようになった。

しかし何よりもアメリカのマグロ産業を衰退させたのは、工場の海外移転と新興国の参入であった。1960年代の初めには12社あったツナ缶工場は、より安価な労働力が手に入り、税制でも優遇されるプエルトリコ等に移転し始めた。スターキスト社はターミナル・アイランドの最後の缶詰工場を1984年に閉鎖した。最後の大型ツナ缶工場であったチキン・オブ・ザ・シーのサンペドロ工場も2001年に閉鎖され、アメリカ本土のツナ缶工場は皆無となった。1979～2009年までの30年間に、2万人の缶詰工場労働者が職を失った。マグロ漁場が西大平洋・中部大西洋に移るにつれ、プエルトリコのツナ缶工場も閉鎖に追い込まれ、かわってアメリカ領サモアの缶詰工場が拡大した。21世紀に入り、チキン・オブ・ザ・シーとスターキストのサモア工場が、最後に残されたアメリカ領内のツナ缶工場であった。しかし、アメリカの最低賃金が2007年に7.25ドルに引き上げられ、アメリカ領サモアにも適用されることになると、ライバルのタイに太刀打ちできなくなったチキン・オブ・ザ・シーの工場も閉鎖された。アメリカの領土の中に唯一残ったスターキストのサモア工場は、2010年にアメリカ食品医薬品局（FDA）から衛生上の不備を指摘され、閉鎖の危機にさらされている^{xxxix}。

現在、アメリカにおけるツナ缶ブランドの市場占有率1位はスターキスト、2位がバンプルビー、3位がチキン・オブ・ザ・シーであるが、スターキストは2008年に韓国のDongwon Industries に、またチキン・オブ・ザ・シーは2000年にタイ・ユニオン・フローズン・シーフード社に買収された。バンプル・ビーは目まぐるしく転売を繰り返した末、2011年にイギリスのライオン・キャピタルLLP社に売却された。こうしてアメリカの3大ブランドはすべて外国資本となった^{xl}。

3. 水爆実験とマグロ遠洋漁業

1950～60年代の日米マグロ貿易摩擦は、米ソ冷戦を背景に超大国が核実験を繰り返した時代と重なっていた。水爆実験の数はアメリカだけでも、1963年の部分的核実験禁止条約発効までに105回に及んだ。1954年3月1日、静岡県焼津船籍のマグロ漁船、第五福竜丸がマーシャル諸島のビキニ環礁で行われた水爆実験（ブラボー作戦）で撒き上げられた放射性降下物によって被ばくし、「原子マグロ」をめぐるパニックが起こった。この実験によって「425隻のマグロ漁船が漁場を失うと同時に、マグロ漁船に積載されていたおよそ326トンにのぼる被ばくしたマグロの破棄」が行われ、マグロの魚価が大幅に下落した。これを機に日本では原水爆禁止運

土屋由香

動が盛り上がり、翌年8月までに32万人以上の署名を集めた。しかし日米政府の間では200万ドルの見舞金で政治決着が図られ、以後、補償を求める交渉は打ち切られた。またマグロの被ばく問題も急速に世間から忘れられ、「事件が一段落すると、マグロの需要は再び活発」になって、漁獲量も急激に伸びた^{xii}。

しかし、太平洋上の水爆実験は1963年まで続けられ、その間も多くのマグロ漁船が危険水域の近くを航行し、もちろん水面下のマグロは危険水域など知らずに泳ぎ回っていた。マグロの放射能汚染の可能性について、日米の政府や業界はどのように考えていたのであろうか。日本から輸入されるマグロを、ヴァン・キャンプ社らは何の不安もなく仕入れていたのだろうか。

皮肉なことに、アメリカのツナ缶消費量の増加は、核開発競争と大いに関係があった。1950年代のアメリカでは、核戦争への不安から自宅に「核シェルター」を建設することが流行り、1950年に設立された「民間防衛局」(FCDA)もこれを奨励した。多くのアメリカ人が自宅の裏庭に地下シェルターを作り、食料や水を備蓄した。そこにはツナ缶を含む保存食品が並んでいた^{xiii}。水爆実験で被ばくしたマグロを、日本人の遠洋漁業者たちが被ばくの危険に晒されながら捕獲し、アメリカのツナ缶会社が加工して、核におびえるアメリカ人が消費したのである。

少なくとも第五福竜丸事件の後数カ月間は、アメリカのツナ缶会社が日本から輸入された冷凍マグロの放射能汚染を独自に調査していたことを示す証拠が残されている。1954年7月6日、アメリカ食品医薬品局から国務省宛に、以下のような口頭報告が行われているからである。

本日、カリフォルニア州の缶詰工場で、放射能汚染されたマグロが見つかった。これは缶詰工場が独自に行っている検査の結果見つかったものである。3月の水爆実験以来、日本からアメリカに輸出されたマグロの中から放射能汚染が検出されたのは、これで3例目である。このマグロは35ポンドのビンチョウマグロで、横浜から浅間丸で届けられたものである。(中略)汚染は、前の2例と同じく主に頭蓋骨と骨から見つかったので、経口摂取によるものと考えられる。放射能は0.5~0.8ミリレントゲンであった^{xiiii}。

このように、ツナ缶会社は明らかにマグロの放射能汚染を気に懸けており、また実際に被ばくしたマグロが輸入される場合があったことが分かるが、自主調査がいつまで続いていたのかは、残念ながら資料の制約により不明である。

いっぽう日米両国の政府も、マグロの放射能汚染について懸念していたという証拠が残されている。1956年5~7月にかけて太平洋で実施された水爆実験「レッドウィング作戦」の開始約2カ月前の2月29日、日本の島重信駐米公使および向坊隆科学担当書記官(科学アタッシェ)ら数名と、アメリカ国務省および原子力委員会の担当者ら6名が会合をもち、「水爆実験の日

本漁業への影響」と「魚の放射能汚染」について話し合った。第一の議題について、アメリカ側が「レッドウィング作戦」の危険水域を地図上で示し、日本側は漁場の地図を広げて危険水域と重ね合わせて確認した。アメリカ側から、水爆実験によって漁業が被る損害の見積もりを取ることは可能かという質問があり、日本側は、鯉鮪漁業組合に連絡して見積もりを取らせると答えた。第二の議題について、マグロの放射能安全基準について日本の科学者たちが合意に至るのが難しいことを日本側が説明すると、アメリカ側は「アメリカのツナ缶会社が日本のマグロを買うのをやめないためにも、彼らを安心させなくてはならない」と述べて、日本の安全基準設置を強く促した。しかし「日米の基準がかけ離れている」と都合が悪いので、日本は「高過ぎも低過ぎもしない安全基準を注意深く定める」必要があり、この点において「アメリカは喜んで科学的な相談にのる」とも述べた。島公使は、「日本政府、特に厚生省がアメリカとの相談に応じるかどうか」は疑わしく、この問題は「非常にデリケート」であるが、「アメリカ側が日本の科学者と安全基準について話し合う用意がある」旨を日本政府に伝え、「厚生省が今年中に安全基準を設定」できそうかどうか打診すると約束した^{xiv}。

日本政府はアメリカ側からの要請通り、漁業被害額を計算し、レッドウィング作戦終了後にアメリカに対して補償を求めた。補償額の中には、日本の船が危険水域を大きく迂回して航行することによって生じるコストや、放射能汚染の調査船「俊骨丸」にかかわる費用も含まれていた。アメリカ国務省は、支払わなければ国際司法裁判所に持ち込まれる可能性も検討したが、結局、賠償要求には応じなかった。ただし、賠償要求に応じない理由について、アメリカ政府の見解を書面で求めた日本側の要求には応じた。さらにアメリカ政府は、水爆実験の被害について日米間でこのような話し合いがあったことを公表しないよう日本政府に要請した^{xiv}。

以上のように国務省の資料からは、日米両政府と大手ツナ缶会社が、水爆実験の漁業への影響を懸念し、また魚の放射能汚染の可能性についても気にかけて、日米共通の安全基準を作成しようとしていたことが伺える。しかしこれとは対照的に、マグロ漁業や缶詰産業により直接的に接する立場にある内務省の資料には、放射能汚染の話はまったく登場しない。太平洋の水質や環境に関する内務省の調査レポートでさえ、水爆実験の影響には一切言及しないのである。この沈黙が自主規制によるものか、政府からの圧力によるものか、あるいは水爆実験が取るに足らない問題だと思われていたのか、実証することはできない。いずれにしても、日米両国の政府もツナ缶会社も、汚染の可能性を理由にマグロ漁やマグロの輸出入を制限したり、消費者や漁業関係者に注意喚起したりすることはなかった。さらにマグロを獲る漁師が被ばくする可能性については、漁業被害をめぐる話し合いの中では、話題にも上らなかったのである。

4. 戦前の日系人漁師と戦後の遠洋漁業者をつなぐもの

戦後の日本では、どのような人たちがマグロ漁業に従事していたのだろうか。日本最大のマグロ漁港は神奈川県三浦市の三崎漁港である。今でもマグロの町として有名であるが、最盛期には一日何隻ものマグロ漁船が出入港し、船主の旦那衆が芸者をあげて宴席を繰り広げ、船員とその家族用の宿舎が立ち並び、大変なにぎわいだったようだ。しかし実は、マグロ船に乗るのは地元三浦市の住民ではなかった。マグロ漁師は青森、宮城、和歌山、三重、徳島、高知、愛媛、鹿児島など、主として太平洋岸の僻地漁村出身の若者たちであった。

筆者はこれまで共同研究者の三浦智恵美（広島工業大学・海洋環境学）とともに、愛媛県・高知県を中心として20人余の元マグロ漁船員に聞き取り調査を行ってきた^{xvii}。彼らの話によれば、特に初期（1950年代）のマグロ延縄漁業は過酷な労働であった。彼らの多くは中学校を出て15歳ぐらいでマグロ船に乗ったが、ひとたび外洋に出れば、1～2年も故郷には帰れなかった。朝5時に起床して投縄（縄を張ること）に3時間、朝食を食べて2時間ほど仮眠したら、もう起きて縄揚げが始まる。この作業は13時間、ときには15時間も続く大変な仕事である。延縄の針からマグロをはずしながら、縄を大きなローラーで撒き取って行くのだが、5センチもある釣り針が身体のどこかにひっかかったら命の危険がある。針には「もどり」が付いていて簡単にははずれないようになっているため、針にひっかかったまま身体が縄とともに宙に飛ばされ、海に落ちて死ぬこともあった。縄にからめ捕られて身体の自由がきかず、また南氷洋に近い冷たい海なら数十秒で死に至る。このような事故を避けるために、漁師たちはヒロポン（覚せい剤）を自己注射して眠気を払っていたという。

しかもマグロ漁は被ばくの危険を伴っていた。前節で述べた通り1963年に部分的核実験禁止条約が成立するまで太平洋上の核実験が続き、付近を航行する船は多かれ少なかれ被ばくしていた。どの船がどれだけ被ばくしたかを特定するのは非常に困難だが、多くの方が若くして被ばくとの関係が疑われる癌や心臓病で亡くなっている。しかし、水爆実験のことを口にすればマグロが売れなくなり生活に困るため、漁師たちは沈黙を守ってきた。長年マグロ漁師の被ばく問題を調査してきた高知県の元高校教員らの努力が実り、近年ようやくこの問題がメディアでも取り上げられるようになった。こうした動きに後押しされて、水爆実験の周辺海域で操業していた元船員ら45名が、2016年5月に国家賠償請求訴訟を起こしている^{xviii}。

これほど過酷な労働環境にもかかわらず漁師たちがマグロ船に乗った理由は、まず第一に現金収入であった。太平洋岸の険しい岸壁にそった集落は耕地面積も狭く、また魚は獲れても近くに大きな市場が無く、外洋に出るしか現金収入を得る道が無かった。しかし、彼らが生活に困窮してやむを得ずマグロ船に乗ったというわけではなさそうだ。僻地の漁村には、先にマグ

口船に乗った年長者から、ウイスキーや腕時計、宝石など、田舎では手に入らないようなぜいたく品と、外国の港町での華やかな生活についての土産話もたらされた。大漁の際には「一航海で家が建つ」とまで言われた。実際、聞き取り調査を行ったある元船員は、中学校を出てマグロ船に乗った時に、郵便局長をしていた叔父の8倍の給料をもらったという。遠洋漁業帰りの年長者の話を書く漁村の少年たちにとって、マグロ漁師は「あこがれの的」であった。現金収入だけでなく、外地に行く船乗りになること自体があこがれの対象であり、「船乗りになるからには一度は外地を見たい」という思いを子どもの頃から抱いていた者もいた。したがって、必ずしも故郷では食べて行けない最下層の若者がマグロ船に乗ったというわけではなかった。ある愛媛県南部の町では、東京から講師を招いて町ぐるみで機関士の免許講習を行い、機関士としてマグロ船に乗り組むことで、少しでも町民の収入を上げようとした。さらに、鉄道も高速道路もない四国太平洋岸の漁村では、日常の交通手段は船であり、船に乗ること・魚を獲ることは彼らの日常の一部であった。波の荒い四国南岸の海で鍛えられた彼らにとって、船に乗って外洋へ行くことは、それほど突拍子もない冒険ではなかったのかも知れない。

現金収入、先輩の経験談、外地へのあこがれ、最下層ではない者の野心、海の知識などの要素は、戦前に愛媛県からアメリカへ密航船で渡った移民たちの動機と共通性がある。村川庸子によれば、愛媛県南部から戦前に「打瀬船」という15メートルほどの木造漁船でアメリカに密航する者が後を絶たなかった。彼らもやはり現金収入を求めて移民したのだが、その行動は年長者の経験談や外地へのあこがれ、そして海を知っていて木造船でどこへでも行けるという自信に裏打ちされていた。村川は、海を越えて新しい文化の中に飛び込んだ戦前の移民に「コスモポリタニズム」を見出すが、そうしたメンタリティは戦後のマグロ遠洋漁業者とも共通しているように感じられる^{xlviii}。漁業技術と航海術を頼りに外洋に出る文化は、四国太平洋岸の漁村に戦前・戦後を通して受け継がれているのかも知れない。実際、ターミナル・アイランドの日系漁師の中にも愛媛県出身者が居たことは、先に述べた通りである。

戦前の日系移民と戦後の遠洋漁業者は、いずれも僻地出身で貧しく、周縁化された存在であったが、国境を越えた移動と漁業技術とによって、周囲の日本人よりも高い現金収入や自由を獲得した。ターミナル・アイランドの漁師の場合には、日系人排斥の風潮の中でもある程度の生活と安全を保証されたし、遠洋漁業者の場合には、社会主義国を含めて世界の国々を訪れる自由と高い現金収入を得ることができた。どちらの漁師もグローバルなツナ缶産業の底辺で働くことによって搾取されつつも、他の手段では実現できないような収入や経験を得ていた。ターミナル・アイランドの日系人漁師と戦後の遠洋漁業者が、いずれもヴァン・キャンプ社にマグロを売っていたことは、たんなる偶然ではなかったように思われる。それは、ツナ缶産業が、マグロの越境性ゆえに早くからグローバル化の道を歩んだ産業であったことに加え、マグロ漁

師たち自身も越境的であったことに関係するのではないだろうか。僻地漁村のローカルな生業に由来する技術が、戦前も戦後もグローバル産業を下支えしていたのである。

4. まとめ

本稿では、日本のマグロ遠洋漁業とアメリカのツナ缶産業とのかかわりに焦点を当て、マグロをめぐる1950～60年代の日米貿易摩擦の背景を探った。また本稿は、政府や大企業などの「大きなアクター」だけではなく、アメリカと日本の漁業者たちにも光を当てた。そのことを通して、マグロ漁師とツナ缶産業をめぐる戦前と戦後の連続性を浮かび上がらせるとともに、日米関係や水爆実験など冷戦期の国際政治が、日米の漁業者や缶詰労働者などの「小さなアクター」に与えた影響も考察対象とした。

冒頭に掲げた第一の課題である「対立の主体」については、アメリカの漁業者対缶詰工場主という国内的な対立軸と、日本の遠洋漁業対アメリカのマグロ産業という国際的な対立軸が見られた。アメリカの大手ツナ缶会社は日本からマグロを輸入し、両者は相互依存関係にあったが、それにもかかわらず両国政府を巻き込んだ貿易摩擦が生じたのは、アメリカ国内の労使対立を鎮静化させるために日本という「敵」が必要だったからと考えられる。

二番目の課題であった貿易摩擦の「結末」について言えば、勝者は日本でもアメリカでもなく、長期的に見ればタイや韓国などの新興国であった。日本やアメリカは、より安い労働力や良質の漁場を求めて世界中に缶詰工場や水揚げ基地を展開したが、そうした活動は、進出先の国に産業を輸出し根付かせるという意図せざる結果を招いたのである。

三番目の課題であった水爆実験との関係については、ツナ缶会社が自主的にマグロの放射能汚染の検査をしていたことや、日米政府が漁業被害に対する補償について秘密裏に話し合っていたことなどから、政府も企業も水爆実験の漁業への影響について懸念していたことは明らかである。しかしながら、アメリカ政府内でも国務省と内務省とでは温度差があり、また国務省の懸念が具体的な補償や危険水域の厳守以外の安全対策に結実することはなかった。

そして最後に、日本の漁村から戦前にアメリカに渡った日系人漁師たちと、戦後マグロ船に乗った日本人漁師たちには、豊かさや自由を求めて越境した点や、アメリカを中心とするグローバルなツナ缶産業を下支えしていたという点で共通性があった。太平洋岸の漁村で培われた漁業技術や航海技術は、戦前・戦後を通して、生き延びる手段と搾取される可能性の両方を漁師たちに賦与していたように思われる。

本研究はまだ萌芽的なものであり、本稿で扱ったいずれの論点についても、さらなる資料収集と分析が必要である。また本テーマが日米関係史のほか漁業史や移民史など複数の分野と接点を持つがゆえに、研究の進め方が難しい側面もある。今後、各分野の専門家の助言もおおぎ

がら、遠洋漁業者、缶詰産業、日米政府など各アクターの役割ついてさらに知見を深めたい。末筆ながら、愛媛大学研究活性化事業「リサーチユニット制度」による研究助成に心より感謝申し上げます。

註

- i 例えば, Sayuri Shimizu, *Creating People of Plenty: The United States and Japan's Economic Alternatives, 1950-1960* (The Kent State University Press, 2001).
- ii 例えば, 今野裕子「トランスパシフィック・ローカリズム: 太平洋戦争前の和歌山県太地町とカリフォルニア州・ターミナル島をつないだ故郷の力」『アメリカ・カナダ研究』第29号(2012年3月)29-57; 今野裕子「日本人漁民の国際移動と共同体形成」『歴史評論』792号(2016年4月)33-45; 米山裕・河原典史編『日本人の国際移動と太平洋世界—日系移民の近現代史』(文理閣, 2015年)第3部; Naomi Hirahara and Geraldine Knatz, *Terminal Island: Lost Communities of Los Angeles Harbor* (Angel City Press, 2015).
- iii 例えば, Andrew F. Smith, *American Tuna: The Rise and Fall of an Improbable Food* (University of California Press, 2012).
- iv 例えば, 宇田川勝・上原征彦監修『日本水産百年史』, (日本水産株式会社, 2011年, デジタル版は2014年); 株式会社ニチレイ(編)『ニチレイ50年史』, 1996年。
- v 例えば, 第五福竜丸事件については, 三宅泰雄ほか監修『新装版ビキニ水爆被災資料集』(東京大学出版会, 2014年), その後の被ばく問題については, 山下正寿『核の海の証言—ビキニ事件は終わらない』(新日本出版社, 2012年)などがある。
- vi 愛媛県・高知県での聞き取り調査は, 2014年頃からゼミ生と行ってきたフィールド調査に端を発し, その後, 広島工業大学の三浦智恵美教授(海洋環境学)の協力で継続している。また, 2016年度からは愛媛大学研究活性化事業「リサーチユニット制度」の支援で研究を進めている。
- vii 筆者は2016年9月21日, ターミナル・アイランドおよびサンペドロ・ベイ歴史協会の公文書館を訪れた。
- viii Smith, pp.36-37.
- ix Hirahara and Knatz, p.151; August Felando and Harold Mediina, "The Origins of California's High-Seas Tuna Fleet," *The Journal of San Diego History*, vol. 58, No. 1 & 2, (Winter/Spring 2012), p.5; Smith, pp.30-31, 35, 46-47.
- x "Historical Overview: Tuna Fishing & Canning in San Pedro - Terminal Island," The

- National Oceanic and Atmospheric Administration (NOAA) website,
http://www.westcoast.fisheries.noaa.gov/fisheries/migratory_species/san_pedro_tuna_industry_historical_overview.html
- xi Chicken of the Seaウェブサイト, <http://chickenofthesea.com/company>, 2016年10月29日閲覧; Smith, 45. 後にはオレゴンを拠点とするバンブル・ビー (Bumble Bee) 社を加えて, アメリカの三大ツナ缶会社となった。
- xii 今野裕子「トランスパシフィック・ローカリズム」, p.44. 今野の前掲2論文は, 和歌山県からターミナル・アイランドへの移民について, 出身地との紐帯や「生業」としての漁業など, 多面的な分析を加えていて示唆深い。
- xiii Felando and Mediina, p.6; Smith, pp.50-51; Hirahara and Knatz, pp.154, 170-181, 192-219.
- xiv Felando and Mediina, pp.7-8. 1931~32年には, サンペドロでライセンス登録した1842人の漁師のうち, 「603人が日系, “アメリカ人” が459人, ユーゴスラヴィアまたはオーストリア系が363人, イタリア系134人, ポルトガル系23人」であった。Felando and Mediina, p.32.
- xv Smith, pp.53-60.
- xvi Felando and Mediina, pp.13, 20.
- xvii Hirahara and Knatz, pp.248-249; Smith, pp.66-67.
- xviii Susan Moffat, “A Paradise Lost, Never Forgotten,” *Los Angeles Times*, January 5, 1994.
- xix Robert M. Roesti, “An Economic Analysis of the Tuna Canning Industry,” *Journal of the West*, p.537, San Pedro Bay Historical Society.
- xx National Labor Relations Board, 136 NLRB No. 2.
- xxi 『日本水産百年史デジタル版』, pp.23, 29, 84, 127.
- xxii 『日本水産百年史デジタル版』, pp.11, 85-86, 152.
- xxiii Smith, pp.109-110.
- xxiv 『日本水産百年史デジタル版』, pp.187, 227; Smith, pp.110-111.
- xxv Roesti, p.524.
- xxvi “Van Camp Buys Africa Tuna Base,” *San Pedro News-Pilot*, April 2, 1960
- xxvii “Plants to Use Japan Vessels for Operation,” *San Pedro News-Pilot*, August 2, 1962
- xxviii “Fleet Ordered to Stay in Port to Avoid Tuna Glut,” *San Pedro News-Pilot*, March 13, 1956; “Dispute Between Union, Boat Owner Blocks Star-Kist Gates,” *San Pedro News-Pilot*, July 18, 1957; Roesti, p.537.

- xxix “Report of the Secretary of the Interior to the President and the Congress on Fresh or Frozen, Yellowfin, Skipjack, and Bigeye Tuna,” May 1958, RG22, Entry P274, Records Concerning Domestic and International Conferences and Meetings, 1958-1968, box 3, 米国立公文書館。(以下RG22の文書はすべて米国立公文書館所蔵。)
- xxx Smith, pp.112-113.
- xxxix “Port Delegates Seek Fishing Industry Aid,” *San Pedro News-Pilot*, July 1, 1959; “Residents Urged to Support Fish Industry Request,” *San Pedro News-Pilot*, July 7, 1959.
- xxxvii “Reasons, Justification and Objectives of a Conference on Tuna Between the Governments of the United States and Japan, 1959, RG22, Entry P274, box 3.
- xxxviii “Notes on Meeting with State, Interior and Congressional Representatives Regarding Proposed Government to Government Talks with Japan, June 22, 1959,” June 23, 1959, RG22, Entry P274, box 3.
- xxxix “Notes on Meeting with Department of State in Regard to the Proposed Government to Government Talks with Japan,” June 15, 1959, RG22, Entry P274, box 3.
- xl “Notes on Meeting with State, Interior and Congressional Representatives Regarding Proposed Government to Government Talks with Japan, June 22, 1959,” June 23, 1959, RG22, Entry P274, box 3.
- xli Fishery Attache, American Embassy, Tokyo Japan. Wilvan G. Van Campen, “Some Observations on Present and Future Japanese Fisheries,” in U.S. Department of the Interior, Fish and Wildlife Service, Bureau of Commercial Fisheries, *Tuna, Industry Conference Papers*, May 1959, RG22, Entry P303, Records Concerning Tuna Fishery Conferences and Meetings: 1959-1969, box 1. ヴァン・キャンペンは第二次世界大戦中、海軍の日本語担当官として諜報活動に携わり、戦後は日本大使館に勤務して日本の漁業関係の資料を翻訳したり、漁業調査に携わったりしていた。
- xliv Memorandum from Matlock to Parsons, August 30, 1957, RG59, Records of the Department of State, Miscellaneous Lot Files, box 6, 米国立公文書館。(以下RG59の文書はすべて米国立公文書館所蔵。)
- xlv Felando and Mediina, pp.25-27.
- xlvi Smith, pp.163-165.
- xlvii Smith, pp.166-171.
- xlviii 『日本水産百年史デジタル版』, p.227

土屋由香

- xlii Elaine Tyler May, *Homeward Bound: American Families in the Cold War Era* (Basic Books, 2008. 初版は1988年); ロバート・ジェイコブズ著, 高橋博子監訳『ドラゴン・テール—核の安全神話とアメリカの大衆文化』(凱風社, 2013年)
- xliv Department of State, Memorandum of Conversation, July 6, 1954, National Security Archives, the Nuclear Vault, doc 12.
- xlv Memorandum of Conversation, February 29, 1956, RG 59, Department of State, Miscellaneous Lot Files, box 10.
- xlvi R. L. Sneider, Memorandum of Conversation, March 15, 1957; From Robertson to Parsons, March 1, 1957; From Fender and Kearney to Bell and Parson, February 7, 1957, RG 59, Department of State, Miscellaneous Lot Files, box 10.
- xlvii マグロ漁船員についての記述は, 2014年6月~2016年10月の間に愛媛県西宇和郡愛南町, 高知県宿毛市および幡多郡大月町で行った20件余の聞き取り調査に基づいている。
- xlviii 「遭遇した被ばく元船員の歯調査 県にサンプル採取協力求める」毎日新聞デジタル版, 2016年4月6日; 「国賠訴訟 原告ら真相解明願う」毎日新聞デジタル版, 2016年5月10日。
- xlvi 村川庸子「日本人移民の『コスモポリタニズム』—20世紀初頭のタコマ近郊の愛媛県人農業コミュニティを事例に」『総合地域研究』第5号(2015年3月); 村川庸子『アメリカの風が吹いた村—打瀬船物語—』(愛媛県文化振興財団, 1987年)。

U.S.-Japan Relations through Tuna Fishing and Canneries: The Trade Conflict of the 1950s-60s, Nuclear Tests, and Continuity from the Prewar Era

TSUCHIYA Yuka

This paper deals with the backgrounds of the U.S.-Japan trade conflict over the Japanese export of tuna during the 1950s and the early 1960s. It examines the roles of actors involved in the conflict, including U.S. industry, the U.S. and Japanese governments, and fishermen of both countries. In doing so, it will highlight the transnational dynamics of the tuna-canning industry, and reveal how fishermen from small villages along the Pacific coast of Japan used their knowledge and techniques to survive in the global tuna business – both before and after the Second World War.

In the early twentieth century, the U.S. tuna canneries developed in California. They bought tuna from Japanese immigrant fishermen until they were sent to relocation camps during the Second World War. In the postwar years, the U.S. canneries imported tuna from Japan, as Japanese long-line fishing provided good-quality tuna at a lower price. Their reliance on imported tuna hurt domestic fishermen, including Japanese-Americans who had returned from relocation camps. As imports from Japan increased so much that they began to affect not only the fishermen but the whole U.S. tuna industry, cannery owners and labor leaders lobbied the U.S. government to pressure the Japanese government to impose self-restriction on their exports. While doing so, however, the U.S. canneries linked with Japanese companies to develop tuna fishing in various locations in the world, including Samoa and West Africa. All this was while both the U.S. and Japanese governments, as well as U.S. canneries, were aware of possible radioactive contamination from thermonuclear tests in the Pacific.

Using both archival documents and interviews with retired Japanese tuna fishermen, the paper argues that the Japanese fishermen, in both the prewar and postwar periods, were exploiting and being exploited by the global tuna business at the same time. They used their resources – seafaring and fishing techniques – to fulfill their ambitions of going abroad and earning money, but they also endured extreme hardship and danger, including long work hours and exposure to radioactive fallout. The paper also reveals that the trade conflict of the 1950s to 1960s involved scapegoating of Japanese fishing industry to tame the labor movement of U.S. fishermen and cannery workers.

キング牧師の市民権運動におけるハワイの連携

—— 1964年市民権法・1965年投票権法をめざして ——

佐野 恒子

はじめに

1950年代、アメリカ合衆国は国内の人種問題で市民権運動が拡大するなか、対外的には冷戦の真ただ中であり、共産主義の脅威にさらされていた。そして、60年代に入るとアメリカはヴェトナム戦争に武力介入することになった。また、アフリカ諸国はヨーロッパ列強の植民地から次々に独立し、世界の情勢は大きく変化していた。

一方、ハワイは人口の大多数が非白人で多人種統合の傾向にあり、アメリカの民主主義の象徴として、またアメリカとアジアの関係を深める戦略上の要所として、1959年に50番目の州に迎え入れられた。州成立後まもなく、マーティン・ルーサー・キング牧師（Martin Luther King, Jr.）を招待したハワイの人たちは、彼の訪問を機にハワイで市民権運動を拡大するとともに、ワシントン大行進やセルマ行進にも参加して彼との連携を図った。また、彼らは市民権法成立に向けてハワイを訪問したジョン・F・ケネディ大統領（John F. Kennedy）を歓迎・支持し、彼の後を引き継いだリンドン・ジョンソン大統領（Lyndon B. Johnson）による市民権法と投票権法の可決に向けて積極的に運動した。

このようにハワイの人たちがハワイ州やアメリカ本土で、キング牧師と連携しながら市民権運動を展開した研究は、これまで殆ど取り上げられていない。彼らはキング牧師と同様に非暴力抵抗を貫いた歴史を持ち¹、時代を超えて平和的な解決方法に注目する意義は深い。そこで本論では、ハワイ州成立とケネディ大統領誕生の経緯をたどるとともに、どのようにハワイの人たちが市民権運動に関わりキング牧師と連携を図ったかを明らかにする。

なお本論では、1950年代から60年代に展開した“Civil Rights Movement”を、従来の「公民権運動」と訳さず「市民権運動」と表記した。それは、政治的社会的状況において実質的に侵害されたアフリカ系アメリカ人の基本的な市民権を求めた運動であったことに由来する²。

1. ハワイ州成立とケネディ大統領誕生の背景

本章では、1959年に成立したハワイ州昇格の背景と、ケネディ上院議員の大統領選挙キャンペーンの経緯をたどり、ハワイ・ケネディ・キング牧師の関連性を検討する。

1959年、ハワイは50番目の州として新たな一歩を踏み出したが、その道のりは長かった。主

な理由は、アメリカ本土から2,000マイル離れた孤島であり、二人の上院議員をワシントンに送るには60万の人口は十分でなく、しかも人口の大半がアジア系で占め、州としては不適格と見做されていたからである。またハワイが共産主義者の隠れ家的存在で国家安全を脅かすという思い込みもあった。さらに州昇格の反対者は、二人のリベラルなハワイ上院議員が市民権法に賛成票を投じると考えた³。第二次世界大戦におけるイタリアや南フランスでの日系二世で組織された第442連隊戦闘団の卓越した功績を、トルーマン大統領は彼らの前で「君たちは敵と戦っただけでなく人種偏見とも闘い、君たちは勝利したのだ」⁴と称えたように、日系人の評価を変えたのは事実であるが、10年後の1956年の下院議会では、日系人はアメリカの政治制度に適應できないとして州昇格に反対されていた⁵。

ハワイを州に導いたのは何よりも当時の世界情勢の変化が大きく影響していた。ハワイでの国際結婚は1940年代半ば40パーセントあり、ハワイに派遣された各州の議員代表は、全人種が混ざり同化した理想的な社会であると報告していた⁶。実際、1945年6月にアフリカ系・日系・中国系のアメリカ人や、白人、ハワイ先住民からなる米国領土最初の「全国有色人種向上協会」(NAACP) ホノルル支部設立が正式に認可され、アメリカのなかで人種的にも民族的にも最も多様性ある支部として期待された⁷。1940年代後半に冷戦がアジアで激化すると、アメリカの世界規模戦略にハワイの重要性が著しく増した。1949年に中国本土で共産主義者が勝利し、1950年には朝鮮戦争が勃発し、トルーマン大統領は国家安全のためには、ハワイがアメリカの防衛に欠かせないと言及したのは決して誇張ではなかった。ハワイを州にする後押しは、反植民地主義への反応と第三世界の心をつかむための取り組み、そして冷戦政策への対応としてアメリカの民主主義の理想像を示すという重要な意味があった。加えて、1950年代に「コミュニストの全体主義」と「民主主義のフリーダム」の間で、ハワイはアメリカの指導力の最前線、世界を取り巻くアメリカの理想のための象徴的な試金石の場 (testing ground) として売り込まれた⁸。

1959年、上院議会 (*Cong. Rec.*, 86th Cong., 1st sess.) でハワイの州立法化を問う投票が行われ、賛成76票 (民主党46票、共和党30票) と反対15票 (民主党14票、共和党1票) で可決された。反対した南部民主党14票のうち1票を除く全員が、1959年市民権法にも反対票を投じ、その大半が前年アラスカの州立法化に反対していた⁹。州成立時に多数党指導者のリンドン・ジョンソン上院議員は、「ハワイ州は太平洋における友情の架け橋であり、アメリカとアジアの関係を進展させる」と述べた。また、ハワイ州最初の知事になる共和党のウィリアム・クイン (William Quinn) は「州成立は世界がアメリカを支持することになる」と強調した¹⁰。

州昇格が立法化されたハワイは、大統領候補者にとって新たな票獲得の場としてみられた。大統領選挙運動中のケネディ上院議員は、1954年の副大統領候補への失敗を繰り返さないため

に入念な準備を進めていた。1959年7月28日にハワイでは州として初めての知事と上下院議員の選挙が行われるため、ケネディは7月2日から5日までハワイ諸島で選挙キャンペーンを拡大した。彼は「ハワイにおける民主党勝利の意義」というテーマで、民主党が連邦議会の多数派であることや民主党議席の重要性を強調した。そして、ハワイ州最初の選挙で、州知事はジョン・バーンズ (John Burns)、上院議員はオレン・ロング (Oren E. Long) とフランク・ファッシ (Frank Fasi)、下院議員はダニエル・イノウエ (Daniel Inoué) といった全員が民主党の議員に投票することを呼びかけた。さらに、民主党がハワイの経済発展や交通機関の問題を解決し、1960年大統領選挙後は民主党大統領が決定していくと述べた¹¹。

しかし、ハワイではランドラム・グリフィン法案¹²におけるケネディの立場が不明確で、州成立に消極的であったとの見方が強く、大統領候補としての彼の人気は芳しくなかった。そこで彼の支持者は州大会に向けてハワイ訪問を要請した。1960年7月に民主党全国大会がロスアンゼルスで開催されるため、予備選挙が行われるハワイ州大会にはケネディの弟エドワードが代わって出席することになった。5月20日にエドワードはホノルルに到着し、22日の州大会では兄の大統領選挙キャンペーンに一役を果たした¹³。

さらにケネディは、1956年から彼の市民権運動の助言者であった黒人の市民権運動家で法律家のローソン夫妻 (Belford V & Marjorie McKenzie Lawson)¹⁴に黒人コミュニティの支持を求めた。夫のベルフォードは仲間と1950年最高裁で食堂列車の人種隔離撤廃に勝訴し、また1956年「民主党全国大会」で演説をした最初の黒人弁護士であった。一方、妻のマジョリは黒人の様々な集会でケネディをアピールし、1958年のケネディ上院議員再選に向けてボストンの黒人コミュニティを導いた実力者であった。1959年8月20日、キング牧師が「第34回全国法曹協会年次大会」にコメンテーターとして参列するのを機に、マジョリも弁護士として参加し、彼にケネディとの会合が可能かどうかを打診した。キング牧師は9月のハワイ旅行後の10月以降ならば可能と彼女に返信した。2ヶ月後、ケネディは彼女の提案で市民権と人種に関する彼自身の活動記録を同封した書簡をキング牧師に送った。その後も彼女は大統領選挙に向けて、ケネディとキング牧師の間でたびたび連絡を取り、1960年6月23日の朝食にキング牧師がケネディのアパートを訪問することで遂に会合が実現した。翌日、キング牧師は市民権に関するケネディの方針を称えながらも、民主党綱領の市民権に関する所見を綱領検討委員会議長のチェスター・ボウルズ (Chester Bowles) 下院議員に送った。1957年以来、ボウルズはキング牧師とインドや南アフリカのアパルトヘイトに関する書簡を交換し合う仲だった¹⁵。

1960年7月13日、民主党はケネディを大統領候補に指名した。22日にケネディはマサチューセッツで、特にハワイを「ニューフロンティアの象徴」と強調しつつ、世界の平和と調和および多人種共生の模範的な例として挙げ、「アジアへの架け橋」と称える演説をした¹⁶。同年10月、

佐野恒子

ケネディは市民権運動中に逮捕されたキング牧師の妻コレッタに電話で励ます一方、キング牧師の釈放を導いたことから、11月8日の大統領選挙では黒人の支持を得て、共和党とわずか11万8574票（0.06パーセント）の差で勝利した¹⁷。11月28日に副大統領ジョンソンは、ケネディ大統領誕生に大きく寄与したキング牧師に感謝する書簡を送った¹⁸。

ケネディが第35代アメリカ大統領に就任した1961年、キング牧師は大統領の助言者になると同時に「民主党全国委員会」（Democratic National Committee）の副議長になり、市民権運動を拡大しつつ大統領に市民権法制定を促した。

2. キング牧師のハワイ訪問

本章では、キング牧師がハワイを訪問する契機となったインド旅行から、ハワイ州第一回特別議会での彼の演説までの経緯を明らかにし、ハワイ市民との連携の糸口を考察する。

1959年2月3日、キング牧師は妻のコレッタと黒人でモントゴメリーのアラバマ州立大学歴史学者ローレンス・レディック博士¹⁹と共に、ニューヨークから待ち焦がれていたインドへ向かった。彼らはロンドン、パリ、スイスを訪問して2月9日にボンベイに到着した。目的はマハトマ・ガンジーの思想と非暴力主義²⁰を学ぶためであった。外交ルートを通じて「インド・ガンジー記念財団」（Gandhi Memorial Trust of India）の公式招待を受け、ガンジーの門弟だったネール首相（Jawaharlal Nehru）の来賓として迎えられた。「クリストファー・レイノルズ基金」（Christopher Reynolds Foundation）が、6週間に亘る今回の旅行費の殆どを賄うために、「アメリカ合衆国フレンド教徒奉仕委員会」（AFSC）を通して助成金を出し、「南部キリスト教指導者会議」（SCLC）と「モントゴメリー改善協会」（MIA）が、これに補助金を加えた。キング牧師一行は4週間に亘り全インドを旅行した後、3月10日にニューデリーからカラチ、バイルート、エルサレム、カイロを回り、3月17日にニューヨークに戻るという40日間の大旅行を成し遂げた²¹。

インドから帰国したキング牧師が、半年後にハワイを訪問するきっかけは、1959年2月にマーガレット・サンガー（Margaret Sanger）とエレン・ワタムル（Ellen J. Watumull）が、ニューデリーで6番目の「国際家族計画連盟」（IPPF）を組織するため、インド訪問中にキング牧師に出会ったことによる。白人のエレンはアメリカ市民であったが、夫（Gobindram Watumull）がハワイ在住のインド人2世であったため市民権を奪われ、ケーブル法廃止を目指して「ハワイ女性投票者連盟」（League of Women Voters in Hawaii）に参加していた。彼女は「ワタムル基金」にも携わり、「国際家族計画連盟」やキング牧師に経済的援助を行った²²。キング牧師をハワイへ公式に招待したのは、「ホノルル教会評議会」（Honolulu Council of Churches）のシェルトン・ビショップ（Shelton Hale Bishop）だった。彼はアメリカ本土の様々な教会

で牧師を務め、ニューヨークのハーレムにある聖フィリップ教会では黒人教会牧師として犯罪・アルコール中毒・薬害の撲滅に長年に亘り携わっていた。また、NAACP理事会のメンバーとして1940年代に軍隊の人種統合を明確に要求し、ニューヨークの公立学校の人種隔離に異議を唱えた最初の指導者でもあった。1957年に聖フィリップ教会退職後、ハワイへ来航して教会の地域活動に参加し、「調停特別委員」(Fellow of Reconciliation) ホノルル支部長として注目されていた²³。

1959年9月14日、キング牧師はハワイ州昇格を祝うためホノルル空港に到着した。飛行機から降りると、幾重にも連なった様々な花輪のレイで迎えられて記者会見に臨んだ²⁴。レイは歓迎を意味し、不滅と高貴な美、そして愛と平和を表した。

翌朝8時にキング牧師はArmed Forces YMCAで礼拝を行ったあと、YMCAの役員でカワイアハオ教会の牧師であったアブラハム・カヒキナ・アカカ (Abraham Kahikina Akaka)²⁵に出会った。アカカ牧師はハワイ先住民の母と中国系先住民の父をもち、妻はデンバー出身の白人だった。彼は働きながらハワイ大学からイリノイ・ウェスリアン大学で学び、1943年に更に奨学金を得てシカゴ神学大学に通い、その間アメリカ本土での人種差別を目のあたりにしていた。彼はキング牧師との出会いを機に書簡を交わし、市民権運動を支えるハワイのキーパーソンとして活動することになる。キング牧師はYMCAでアカカ牧師との面会を終えて、「ホノルル牧師連合」(Honolulu Ministerial Union)の会合に向かい、そこで人種統合に消極的なアラバマの白人牧師について述べた。その後、彼はプナホウ高等学校で開催された二つの集会で生徒を前に講演した。16日キング牧師は「ホノルル教会評議会」の講演会に招かれ、夜にはマッキンリー高等学校の講堂で一般市民を対象に「アメリカへの牧師の望み」というテーマで語った²⁶。

17日の最終日、キング牧師は「ハワイ大学学生評議会」(Student Senate of the University of Hawaii)の公開討論委員会に出席した後、「ハワイ・セントラル・ユニオン合同キリスト教会」で説教をした。そして、ハワイ訪問のハイライトであったイオラニ宮殿の州議事堂に向かった。17日はハワイ州第一回下院特別議会開催日であった。1898年にアメリカは先住民の反対を押し切ってハワイを併合してから60年目の1959年3月に州として立法化し、8月21日にハワイ州として効力を得たところであった。

キング牧師は下院議員ジル (Thomas P. Gill, 1962年連邦下院議員, 民主党)の案内で壇上に立ち、前置きとして最初に感じた「ハワイの人種間の調和と人々の正義」を称え、ハワイを「崇高な例」として賛辞した。それから、市民権に関する二つの極端な楽観主義者と悲観主義者の考えをおよそ次のように紹介した。「楽観主義者は遠くて長い道のりを歩んできた証しとして、1954年以来公立学校での人種隔離が減少し、投票税制度が数州²⁷を除き廃止されて黒人

佐野恒子

投票者数が増し、黒人の全国的年収が170億ドルに達したことから人種統合が必ず起きると信じて何もしない」ことを先ず指摘した。そして次に、「悲観主義者はリトルロックのような学校閉鎖を提示し、成し得た以上に多くの問題を生み出し、今後も続く長い道のりから人種統合は不可能だと考えて何もしない」ことを指摘した。そこで、キング牧師はこの両極端の「何もしない」という姿勢を批判し、これからも続く長い闘争を示唆しつつ現実的姿勢（realistic attitude）の立場を取るに至った理由を述べた。また、黒人への残酷なリンチが止んでいる間、教会や学校など公共の施設や多くの家屋が爆破され、黒人投票を阻止するために見て見ぬ振りをする権力や、南部黒人の投票登録者数が4分の1に留まっている現実を強調した。そして民主主義が存在するならば、人種隔離は消滅させねばならないと明言した。

さらに1957年3月、キング牧師はアフリカ諸国を旅行中に多くの指導者と話したなかで、特にガーナ独立祝祭時にクワメ・エンクルマ首相（Kwame Nkrumah）²⁸の「どんな莫大な補助金や立派な言葉を持ってしても、アメリカ国内で我々の兄弟を一級市民として、人間として扱うことに勝るものはない」という言葉を紹介した。また、数ヶ月前にインドで出会った指導者や様々な人たちとの会話のなかで、彼らの多くは英語を話すことができなくても「リトルロック」の発音ができたことなど、旅行中の経験から彼の思いを述べた。そして、最後に人種統合が進んだハワイの人たちへ期待を寄せながら、演説をおよそ次のように締め括った。

我々の闘争は1700万人の黒人を自由にするというのではなく、アメリカの魂を自由にすることを求めているのです。人種隔離は黒人だけでなく白人をも虚弱にします。全ての人々、全ての人種、全てのグループが自由であるということです。このことは我々の責務であり、我々の挑戦であります。我々は連邦に仲間入りしたこの偉大で新しい州を模範として見ているのです²⁹。

演説後のキング牧師への大歓声と拍手喝采は、ハワイの人たちが黒人の置かれた状況を理解し、彼の思いと決意に共鳴したことを物語っていた。彼は議会后に最後の訪問先の真珠湾「アリゾナ記念館」を訪れて今回のハワイ旅行を終えた。キング牧師はハワイの印象を、「海辺の水のように全ての人たちの混ざり合った様々な顔立ちを見たとき、私は一つだけの顔、将来における顔を見ることができた」と仲間に語った³⁰。

キング牧師のハワイ訪問を機に、新たなNAACPハワイ支部設立を目指す動きが表面化した。というのは1945年に設立されたホノルル支部は、1949年11月に支部認可が取り消され、活動停止の状態だったからである。ジェコブ・プラガーとケニス・サノは、再び新たな支部設立に向けて熱心に働きかけていた。カリフォルニアからハワイへ転任していた黒人のウィリー・

ムーア（Willie Moore）海曹長は、彼らの献身的な活動を見て本部に圧力をかけた。その結果、1960年5月9日にハワイ支部設立が認められた。NAACPハワイ支部は1960年代半ばまでにハワイ州の中心的な組織として台頭し、キング牧師とSCLCが導く人種間の正義に向けて、広範囲に市民権キャンペーンを拡大した。そして、20世紀を通してハワイ諸島の他の多人種組織とともに重要な役割を担ったのである³¹。

3. 市民権法案成立をめざして

本章では、なぜケネディ大統領が市民権法制定に向けてハワイを訪問したかを「全米市長年次大会」（the United States Conference of Mayors）における大統領の演説から明らかにし、ハワイの人たちがアメリカ本土での市民権運動にどのように関わったかを考察する。

予てから人種問題に関してキング牧師の意見を求めていたケネディ大統領は、この国内問題の解決方法に市民権法を可決する必要があると考えた。ケネディは国民にこの法案を紹介する準備として、全国の市長に支持を求めためハワイを訪問した。というのは、1963年に30周年を祝ってハワイで開催される「全米市長年次大会」³²に列席し、各市長に人種問題解決に取り組むように促す必要があったからだ。

6月8日夜9時、ケネディはホノルル空港に到着した。空港でオレンジ色のイリマのレイ（忠誠を表すイリマの花輪は、元は王族のみに許された）を携えて出迎えたのは、ケネディが1959年の訪問時ハワイの人びとに民主党州知事を強く推薦し、今や州知事のジョン・バーンズ（John A. Burns）と彼の家族、いずれもが民主党で連邦上院議員のダニエル・イノウエ、州上院議員のジョージ・アリヨン、そしてブラジデール市長と1万人の市民だった。ケネディは空港で大歓迎を受け、「いかにしてアメリカ国民がもっと幸せに、そして、もっと安全に共に過ごせるか、全国の市長に話すためにやってきました。国中のなかでハワイ以上にふさわしい〔人種統合の〕場所はありません。ハワイに来ることは私の誇りです」と挨拶をした³³。

9日午後、ケネディは「アリゾナ記念館」を訪問したあと、リムジンでイノウエ上院議員と共に大歓声の市中をワイキキまでパレードし、「全米市長年次大会」が開催されるハワイアン・ビレッジ・ホテルに到着した。4時30分、ケネディは州知事や連邦および州上下院議員、そして650人以上の市長らを前にして23分間の演説をした³⁴。

ケネディは大統領として、またワシントンの一市民として、この大会で直接に各市長に話すことが最高の機会であると考え、6千マイルを飛行してきたという前置きの言葉を述べた。続けて、予てより心に抱いていた人種問題の解決方法について語った。最初に、大会に参加している全市長が各市で人種問題の解決に関わり、黒人市民に平和的かつ建設的に平等の権利を普及するように積極的に実行することが大切であると述べ、そのための法案を市長として責任を

佐野恒子

持って立法化することは、国に平和をもたらすだけでなく各市のコミュニティの利益になり、暴動からは何も得るものはないと力説した。そして、連邦や州レベルでの法律は市民権を向上させるとしても、人種関係では住居、雇用、教育、地域経済を広く包括するコミュニティでの指導が極めて重要であることを強調した。

次に、市長が取るべき重要な少なくとも5つの分野、①市長自らが黒人・白人の関係委員会を公務の中で設立すること、②全地方公共団体は憲法に従って全面的に人種差別・隔離を撤廃すること、③全地方公共団体は差別のない雇用を促し、その自治体における警察・消防署・学校などで黒人雇用を促進すること、④各コミュニティの人びとに市民権を保障する方法として機会均等法を制定すべきであること、⑤教育や技術のない若者の失業を減らすために、この夏に各コミュニティは彼らに教育の機会を与えることを言明した。さらに、ケネディは教育と雇用の関連性を述べ、連邦や州政府で働く黒人の割合があまりにも低いことを挙げ、法案通過が問題解決の答えではないと説いた。首都ワシントンの人口の54パーセントが黒人であるため、犯罪や人種関連の問題が多発していると語られることが多いが、それは事実ではなく、全ての問題は雇用にかかっていると主張した³⁵。

演説後、ケネディは20時間という短い滞在を終えて、ホノルル空港から夕刻5時35分に空軍機で飛び立った。6月11日、ワシントンに戻ったケネディは、市民権法成立に向けて議会で法案を語ることをテレビやラジオを通じて表明した³⁶。そして同月19日に法案は議会に送られた。

一方、ケネディの「全米年次市長大会」演説後、ハワイの人たちは法案成立に向けてキング牧師と連携し、アメリカ本土へ活動を拡大することにした。1963年8月24日の『ホノルル・スター・ブルティン』紙は、25日の夜にホノルル空港で予めからキング牧師と親交を深めていたアカカ牧師が28日の「ワシントン大行進」の成功を祈り、キング牧師らに一千個の花のレイを送ることを報じた。これらのレイは地元の作詞家トニー・トダロの市民権デモ「自由のための花」キャンペーンで集められ、一般市民や「ホノルル教会評議会」からの寄付で賄われたことを紹介した。さらに同紙は、「全国教会評議会」(National Council of Church)が全国から4万人以上の聖職者や教会関係者が大行進に参加し、彼らの参加は市民権法を通して人種間の公正を支持することになると述べた。そして、大行進に至る黒人差別の歴史を取り上げつつ、これは地域の問題ではなく国のモラルの問題であるという「キリスト教会連合」(United Church of Christ)の聖職者の言葉を掲載した。

前年に「米国市民権委員会」(United States Civil Rights Commission)の「ハワイ州諮問委員会」(Hawaii State Advisory Committee)を設立し、イノウエ上院議員の推薦でアカカ牧師が会長に就任していた³⁷。アカカ牧師は「ハワイ市民権委員会」初代会長でもあり、花のレイの入った箱を携えてワシントンに向かった。「ワシントン大行進」では、アカカ牧師がキング

牧師と共に20万人以上の参加者の最前線を行進した³⁸。この行進には多くの著名人も加わり、なかでもボブ・ディランの『風に吹かれて』は市民権運動のテーマソングとして反響を呼んだ。同日の『ホノルル・スター・ブルティン』紙は、「ワシントン大行進」を大きな写真と見出しで詳細に報道した。また29日の同紙はケネディが行進を歓迎していると報じた³⁹。

1963年11月22日、ケネディは人種問題解決に向けての道半ば、テキサス州ダラスで凶弾に倒れたが、同年夏から秋にかけて議会で審議された市民権法案はジョンソン大統領に引き継がれた。

4. ハワイ「市民権週間」(Civil Rights Week)

本章では、ハワイ「市民権週間」⁴⁰にアメリカ本土の市民権指導者を招待し、これを機にハワイの人たちが、どのように市民権法可決を目指して活動したかを明らかにする。

ハワイでは引き続き市民権運動をさらに拡大し、キング牧師との絆をより強固にして連携を図るイベントを計画した。それは1964年2月17日から21日までの期間をハワイ「市民権週間」と呼び、この機会にアメリカ本土の市民権指導者を招待することだった。「市民権週間」はハワイ大学学長ハミルトン(Thomas H. Hamilton)が宣言して、SCLC代表のキング牧師だけでなく、「ブラック・ムスリム」全米書記のジョン・アリ(John Ali)、「人種平等会議」(CORE)全米会長のジェイムズ・ファーマー(James Farmer)⁴¹、「アメリカ市民評議会」(Citizens Council of America)公式ジャーナルの『市民』(*the Citizen*)編集者のウィリアム・シモンズ(William. J. Simmons)をハワイ大学に招いた。これらの卓越した活動家の招待を企画したのはハワイ大学の学生委員会⁴²であった。委員長は政治学専攻3年生のシメオン・アコバ(Simeon R. Acoba, Jr.)で、彼は市民権のためにシンポジウムを組織し、アラバマの投票者登録に加わるように人々に働きかけていた。

ハワイ大学マノア・キャンパスの戸外劇場(Andrews Amphitheater)で、17日にジョン・アリ、18日にジェイムズ・ファーマー、19日正午にはキング牧師が、人種差別の残骸を根絶可能にする効果的なプログラムを目指して演説した⁴³。彼らはコミュニティの関心を引きながら、アメリカで直面している人種差別の問題解決のために、各人に応じたレベルで市民権と平等を拡大する指導者になることをハワイの人たちに求めた。

19日の戸外劇場の芝生には学生、教授陣、一般の人びとで約1万人の聴衆が集まり、入場できなかった人たちは劇場の垣根からもれるキング牧師の演説を聴こうと耳を傾けた。彼は「人種差別撤廃に向けて」というテーマで、黒人も白人と同じ自由と人間の尊厳が叶えられるように、ハワイの人びとの精神的支援に感謝していることを述べた。そして、アラバマの黒人少女殺害、黒人の登録投票制限のための馬鹿げたテスト、年収1,000ドル以下の黒人は白人の4倍

佐野恒子

という現状、表立った南部と異なる北部での巧妙な差別問題などを取り上げた。さらに、アフリカやアジアの独立諸国はアメリカ黒人に対する差別に注目し、合衆国が差別を継続する限り、これらの国々は敬意を払うことはないと確言し、故ケネディ大統領の市民権法案を早急に可決することを主張した。また、夏にアメリカ南部で行われる市民権運動にボランティアとして参加することをハワイの人びとに呼び掛けて、「我らうち勝たん」という黒人進軍歌の言葉で締め括った。その後、アカカ牧師が務めるカワイアハオ教会でも演説の機会を持った。

20日、ハワイ大学キャンパスの側にあるイースト・ウエスト・センター（East-West Center）では、ハワイ大学関係者やコミュニティ指導者そして財界人らが、市民権法成立に向けて積極的に取り組むために大会を開催した。この法案が連邦下院を通過したように、連邦上院でも可決させるためには連携を強化して各組織に働きかけ、アメリカ本土の友人を説得して支持を得ることとした。この大会の主な声明文は、「多種多様な出自の男女がアメリカの建国に関わり、豊かで歴史の浅いアメリカの民主主義の最大の望みは、個々の人びとの真価を基礎にして認めるという『アメリカの夢』を実現することである。個人の尊重だけでなく男女ともに法の下に平等であり、雇用・昇進・投票・教育・地域活動等における機会均等は民主主義社会の中核をなす。そして、人種の違いは或る人たちが他の人たちよりも劣等であることを意味するものではない」と述べ、満場一致で承認された⁴⁴。アコバ会長の記録から下記に主な出席者を掲げる。

ハワイ大学関係者：学長トーマス・ハミルトン、大学新聞編集者ジャネット・ミラー、市民権週間委員会会長シメオン・アコバ、学生協会会長ゲリー・ヤマガタ

コミュニティ関係者：市民権委員会会長アブラハム・アカカ牧師、同委員ロベルト・カミンズ博士、同委員ロバート・ハセガワ、同委員バーナード・レビンソン、ホノルル商工会議所J. C. カバナー、全国黒人向上協会ハワイ支部マーバ・ガレット

政府関係者：連邦下院議員民主党トーマス・ジル、ハワイ政府雇用協会シオドル・アカナ

組合関係者：アメリカ労働総同盟産業別労働組合会議中央労働評議会ハリー・ボラニアン、同ジェイムズ・ドーレイ、国際港湾倉庫労働者組合コンスタンティン・サムソン

報道関係者：ホノルル・アドバタイザー編集長ジョージ・チャプリン、同スター・ブルティン編集長ウィリアム・エウイング、ラジオ・テレビ放送協会ミルトン・ヒブデン

宗教関係者：カトリック教区ドナルド・グラフ神父、ホノルル教会協議会/協議会共同主催者会長ローレンス・ジョンズ、ホノルル・キリスト教大学/協議会共同主催者ロバート・ラプレス、浄土真宗本願寺本部聖職者ノリオ・ナガオ

学校関係者：レイレフア高校/協議会共同主催者チャールズ・キャンベル

このように様々な人たちが「市民権週間」に関わり、市民権法可決のために一翼を担ったのである。なかでもチャールズ・キャンベル（Charles Campbell）は、ハワイ諸島の人たちに呼び掛けて9万通に及ぶハガキを市民権法案論争中の議会へ送った。また、彼はアカカ牧師と共にワシントンへ赴き、法案成立を目指してロビー活動を行った。キャンベルはノースカロライナ出身でハワード大学とコロンビア大学の修士を取得し、フィラデルフィアで最初の黒人ニュースキャスター、そしてディレクターからラジオ・テレビ放送協会副会長を歴任した実力者で、トルーマンの大統領候補キャンペーンに携わっていたときに会ったダニエル・イノウエの勧めでハワイに転居した⁴⁵。一方、議会では1964年2月10日に下院を通過した法案は上院に送られたが、審議は南部民主党による議事妨害のための長時間演説で困難な状況にあり、イノウエ上院議員は同法案可決に向けて議事妨害の中断を積極的に働きかけていた。そして、同年6月19日に市民権法が可決された。翌日、キング牧師はそのニュースを知り、5日後に支援に感謝する書簡⁴⁶をイノウエ上院議員に送った。7月2日、ジョンソン大統領は「1964年市民権法」に署名した。それはキング牧師が貫いてきた非暴力主義によって実を結んだ瞬間であった。

5. ハワイ代表のセルマ行進

本章では、1965年3月にキング牧師との連携を更に拡大して、セルマ行進に参加したハワイ代表を明らかにし、市民権運動に果たしたハワイの人たちの役割を考察する。

キング牧師は愛と非暴力のキリスト教徒の信仰に従って、1955年に公共交通機関の人種隔離政策に対する抵抗運動を始めて以来、「フリーダム・ライド」「ワシントン大行進」等と彼の信念を貫いてきた⁴⁷。1964年10月14日、キング牧師にノーベル平和賞を授与するニュースが届いたのは当然の結果といえよう。折しも東京ではオリンピックを開催していたが、南アフリカ共和国の参加は、アパルトヘイト⁴⁸と呼ばれる差別・隔離政策で禁止されていた。11月6日にハワイ大学の学生協会会長グレン・イズツ（Glenn T. Izutsu）は、キング牧師にノーベル平和賞受賞の祝辞と再会の希望を述べる書簡を送った⁴⁹。12月10日、キング牧師はノーベル平和賞について、全黒人と市民権運動を支えてくれた白人への賞だと述べ、賞金のほとんどを市民権運動の諸団体に寄付した。

3週間後の1965年1月2日、キング牧師は投票権の保障を求めて新たな市民権運動をアラバマ州セルマで始めると宣言した。彼は「投票権が欲しいと頼んでいるのではない。我々の権利を要求しているのだ」と言い放った。それは、深南部の黒人が選挙権を与えられていないこと、つまりアメリカ本土の人たちはアメリカの民主主義における責務の深刻さを殆ど認識していないということを表していた。ミシシッピ州では約45万人の黒人有権者に対して投票登録者は

わずか2万6千人にすぎず、ルイジアナ州やアラバマ州も同様な状況下にあった⁵⁰。

同年3月6日、キング牧師はセルマからモントゴメリーへの行進を呼び掛けた。翌日、約600人が非武装で無抵抗の平和的行進を開始したが、報道関係者の目前で郡の騎兵隊や警察による棍棒と催涙ガスの攻撃で中断され「血の日曜日」と呼ばれた。この様子は全国にテレビ放送され、400人の牧師を含む数千人の人びとが、モントゴメリーへの行進に加わるためにセルマに流れこんだ。2日後に再び実行した行進もエドマンド・ペタス橋で中止された。同月14日の『ニューヨーク・タイムズ』紙は、ジョンソン大統領が差し迫った投票権法案に関わる演説をするという記事を掲載した。行進は連邦裁判所の決定を待って延期されていたが、同月21日ジョンソン大統領の命令でつけられた軍隊の保護の下に前進をはじめた⁵¹。

この3度目のセルマ行進について、『ホノルル・スター・アドバタイザー』紙は50周年を記念する「Hawaii to Selma」の見出しに、1965年を振り返りながら行進に参加したハワイ代表の声、当時の写真や状況を数ページに亘り掲載した⁵²。前面に「Hawaii Knows Integration Works」(図1参照)の文字が一目瞭然の横断幕を、行進参加者の人込みの頭上に高く掲げた写真を載せた。ハワイの人たちが「正義のための平和的動員」という考えに共鳴したのは、ハワイ史における政治的運動の跡をたどったとき、彼ら自身もまた2級市民として市民権のために平和的に闘ってきた過去があったからであり、アメリカ南部という遠い道のりは問題ではなかった。行進2日前の3月19日、アカカ牧師はセルマのキング牧師のために用意した平和の象徴でもある花のレイで一杯の数個の箱とメモをチャールズ・キャンベルに託した。メモには、



図1 ハワイ代表のセルマ行進(1965年3月)

出典：http://www.humanflowerproject.com/index.php/weblog/comments/hawaiis_delegation_to_selma 2016年6月10日閲覧

カワイアハオ教会の人たちがキング牧師と彼を支持する兄弟たちのために、そして彼らの祈りとアロハの愛が届くように花のレイを作ったこと、歴史はこの時を称えるであろうということが述べられていた⁵³。

参加者（表1参照）のノナ・ファードンは、セルマでの経験は行進参加者にとって消え去ることのない思い出となり、ハワイの「男女平等憲法修正条項」(Equal Rights Amendment)

表1 「セルマ行進」におけるハワイ代表と彼らのキャリア

グレン・イツツ	日系人。当時「ハワイ大学学生協会」会長。
ヘンリー・ギウグニ (Henry Giugni)	イノウエ上院議員の腹心でハワイ先住民。後にイノウエとの仕事で連邦上院衛視になり家族と共にワシントンへ転居。
ライナス・ポーリング・ジュニア (Linus Pauling Jr.)	アメリカ本土出身で白人の精神科医。1954年ノーベル化学賞、1962年ノーベル平和賞を受賞した化学者ライナス・ポーリングの長男。1960年に父ライナスは人種平等講演会でキング牧師と出会い、彼の平和的指導力に感心し、互いに市民権と国際平和に取り組む。1962年、彼は2年後にキング牧師のノーベル平和賞をノーベル委員会に推薦した。1965年3月18日キング牧師はセルマ行進への参加を電報でライナスに求め、同年6月21日ライナスは息子のジュニアが医師として行進参加者の診察・介護に当たりながらモントゴメリーまで行進したという書簡をキング牧師に送った。(i)
ノナ・スプリングル・ファードン (Nona Springel Ferdon)	当時ハワイ大学研究員。アメリカ南部州出身の白人。「全米女性連盟」(NOW)初期会員でフェミニスト運動家。1970年代「ボストン女性心理センター」を設立し共同指導者。2015年時、ロンドンで臨床心理学博士として活躍。
チャールズ・キャンベル (Charles Campbell)	当時高校教師。1965年『ホノルル・アドバタイザー』紙は、彼がミシシッピ州ジャクソンへ出発の際、花のレイとメッセージを受け取る写真を掲載(ii)。「ハワイ市民権委員会」と「米国民権委員会」の「ハワイ州諮問委員会」会長に選ばれ、1968年からホノルル市議会で政治家として活躍。キング牧師の告別式のためハワイを出発し、早朝アトランタに到着後、キング牧師の「あなたは長い道のりをやってきた…この国もまた長い道のりを歩まねばならない」という言葉を振り返りつつ、キング牧師の柩を乗せた古い荷車を引くロバを先導しながら星条旗を掲げて行進した(iii)。
トミ・ネイフラー (Tomi Knaefler) (旧姓、カイザワ)	当時『ホノルル・スター・ブルティン』紙の日系記者。ジャーナリストで <i>Our House Divided: Seven Japanese American Families in World War II</i> の著者、尾原玲子訳『引き裂かれた家族、第二次世界大戦下のハワイ日系七家族』(日本放送協会、1992年)。
ロバート・ブroun (Robert Browne)	精神科医。カメハメハ・スクールや複数の医療機関の精神療法士。カメハメハ・スクールの元生徒から虐待を受けたと告発され、翌1991年銃自殺。

(i) Letter from King to Pauling (March 18, 1965), Letter from Pauling to King (June 21, 1965), "Linus Pauling and the International Peace Movement."

(ii) Miles M. Jackson, *And They Came: a brief history and annotated bibliography of Blacks in Hawaii* (NC: Foru-G Publishers, Inc. 2001), 39.

(iii) 出棺時、「経済機会」局長Sargent Shriverのスタッフが、「キング牧師は、あなたが星条旗を掲げることを願った」とキャンベルに語った。彼と共にJesse Jacksonは国際連合旗、T. Y. Rogersはキリスト教の旗を掲げて柩を先導し、この二人がキング牧師と共に投獄され、警察犬に噛まれ、警棒で叩きつけられた仲間であったことに、キャンベルは気づく。埋葬後、彼は首にかけていた花のレイをコレッタに手渡した。 *Honolulu Star-Bulletin*, April 11, 1968.

を始めとする人権擁護の道⁵⁴へつながったと述べた。トミ・ネイフラーは評論家として偏見を持たない立場にあったが、行進の経験は強烈だったと振り返り、ハワイ代表团も他の行進参加者と全く同じ状況下であり、5日間に亘る行進は戦争のように敵にいつ殺されるかという否定的な思いと同時に、ひとつの目的のために一緒に進む参加者との強い連帯感と兄弟愛を感じたと語った。さらに、ハワイの殆どの人たちは人種差別におけるアフリカ系アメリカ人の感情に共鳴し、アジア人は父祖から引き継いだDNAでそれを理解していたと述べた。

「ハワイ市民権委員会」委員長のウィリアム・ホシノは過去を振り返りながら、第二次世界大戦後ハワイの社会情勢は変化してきたが、20世紀初頭にアメリカ南部と同様な人種差別による犯罪事例もあり、プランテーションでは全く隔離された仕事と生活を強いられ、非白人は公平な扱いを受けてこなかったことを語った。また市民権運動について、初めは民族グループごとのストライキで失敗した経験から、各グループの団結による人種統合を要として労働組合と結束しながら民族的・人種的排除のない兄弟愛で成功させたと述べた。

『エボニ』誌は、キング牧師が率いる行進のカラー写真の表紙に「50,000 March On Montgomery」というタイトルを付けて発行した。数十枚の様々な写真のなかで46頁と86頁には、報道陣に囲まれたキング牧師と彼の仲間の首に、またモントゴメリーへ行進する彼らの肩には、ハワイの人たちから贈られた白いプルメリアの花のレイをかけた姿を掲載した（図2参照）。さらに写真とともに50マイルの行進の様子を30頁に亘り詳細に述べ、参加者は年齢、人種、宗教等に関係なく50州から集まっていたことを記載した⁵⁵。

3月のセルマ行進を機にジョンソン大統領が議会に提出した投票権法案は、同年上下院を通過し、8月6日に大統領が署名して「1965年投票権法」が成立した。



図2 Selma to Montgomery, Alabama (March, 1965).

出典：Chicago Theological Seminary, *Challenge & Response*, winter 2014, p.17.

おわりに

「1965年投票権法」により黒人の投票登録者は増加したが、都市での経済的搾取によるゲットーの差別と貧困の問題は大きく、南部での黒人に対する暴力は執拗で、キング牧師の非暴力主義に疑問を露にする者も現れた。しかし、キング牧師は市民権運動を共にしたアラバマ出身のSCLCの副会長で会計係のラルフ・アバナシー牧師（Ralph D. Abernathy）と非暴力抵抗の思想を維持し、さらに平和的市民権運動に相反するヴェトナム戦争の武力行使にも反対した⁵⁶。

SCLCの会報⁵⁷は、1966年2月にアバナシー牧師が「ハワイ市民権委員会」に招かれ、ハワイ大学ケネディ・シアターで講演した内容を報告した。彼は、黒人の歴史をたどれば今後も遠くて長い道のりが続くとして強調しつつ、ハワイの人たちとは一つに結ばれた兄弟でミシシッピープランテーションの黒人兄弟が自由になるまではハワイも自由でないこと、わずかでも人種隔離がある限り満足してはならないことを主張した。そして、投票権は侵すことのできないアメリカの権利であり、歴史的なセルマ行進のように勇敢な行為は政治家を動かし、運動を続けることが必要で、反対を唱える者に対して非暴力主義の方針を貫くことが重要だと力説した。

ハワイもまた19世紀に先住民やアジア人の参政権が剥奪され、非白人は政治的社会的に公平に扱われず、市民権のために平和的に闘ってきた歴史をもつ。それは、ハワイの人たちが「人種の違いは或る人たちが他の人たちよりも劣等であることを意味するものではない」という声明を発した所以である。キング牧師は人種に関係なく全ての人びとが法の下で同じ権利、つまり市民権を享受することを願い、全てのアメリカ人が同等に扱われる日が来ることを夢見た。そしてハワイの人たちは共にキング牧師の夢が実現できるように、心をひとつにして連携を強めながら市民権運動を推進したのであった。

註

- 1 19世紀末ハワイ王国転覆の際、リリウオカラニ女王は人民の血を一滴も流さないように、一時的に退位して平和的解決を探り、また、ハワイ先住民指導者は非暴力抵抗で併合反対署名運動を展開した。佐野恒子「アメリカの海外膨張とハワイ先住民の併合反対運動」肥後本芳男・山澄亨・小野沢透編『現代アメリカの政治文化と世界』（昭和堂、2010年）、63頁、79頁。
- 2 紀平英作編『アメリカ史』（山川出版、1999年）、まえがき vii-viiiを参照して紀平氏に賛同。
- 3 Linda K. Menton and Eileen H. Tamura, *A History of Hawai'i* (University of Hawai'i, 1999), 286. ハワイがInternational Longshoremen and Warehousemen's Union (ILWU)

- の共産主義指導者に支配されているという事実はなく、元知事ローレンス・ジャッドや産業経営者ウォルター・ディリンハムの捏造で、FBIは上院議会でハワイには共産主義者と認められる者はわずか25人で共産主義の脅威はないと報告した。Lawrence H. Fuchs, *Hawaii Pono: A Social History* (New York: Harcourt Brace Jovanovich, Publishers, 1961), 411, 412; John S. Whitehead, "The Anti-Statehood Movement and the Legacy of Alice Kamokila Campbell," *The Hawaiian Journal of History*, vol. 27 (1993), 44, 45.
- 4 1945年トルーマン大統領は終戦前に日系兵に3,600の名誉戦傷勲章 (Purple Hearts) を与え、翌年に彼らをワシントンに招いた。このハワイ戦闘団編成では、1,500人の志願兵を募った際1万人が応募し、彼らの殆どが市民権を奪われ主流から排斥されていたプランテーション労働者の息子たちであった。Dan Boylan, "Documentary reviews of *O Hawai'i: Of Hawai'i from Settlement to Kingdom; Nation Within: The Story of America's Annexation of the Nation of Hawai'i; Hawai'i's Last Queen; 1946: The Great Hawai'i Sugar Strike; The Great Hawai'i Dock Strike; The 442nd: Duty, Honor, and Loyalty,*" *Hawaiian Journal of History*, vol. 35 (2001), 146, 147.
- 5 Fuchs, 411.
- 6 民主党Henry D. Larcade (ルイジアナ) や共和党Carl Hinshaw (カリフォルニア) は、ハワイが人種統合され調和したアメリカニズムの最高の域にある州と議会で称賛した。1942年6月22日発行『ライフ・マガジン』誌は、2頁に亘る写真に「ハワイ諸島は様々な人種で構成された人びとのメルティング・ポット」と表現し、1946年『ルック・マガジン』誌は「カラーラインはありません」と記載した。Gretchen Heefner, "'A Symbol of the New Frontier': Hawaiian Statehood, Anti-Colonialism, and Winning the Cold War," *Pacific Historical Review*, Vol. 74, No. 4 (November, 2005), 549, 567, 569.
- 7 1940年ハワイの黒人人口は約255人。1941年ハワイ在住のJacob Prager (ボストン出身のユダヤ教徒) が、黒人に対する職業差別を取り上げてNAACPホノルル支部の必要性を説いた。その後、日系人のKenneth Sano が中心となって献身的に設立に向けて (*Crisis Magazine* 配布等) 重要な役割を担い設立が許可された。Albert S. Broussard, "The Honolulu NAACP and Race Relations in Hawai'i," *The Hawaiian Journal of History*, vol. 39 (2005), 117, 118, 120, 121; Edited by John H. Bracey, Jr., Sharon Harley, August Meier, *PAPERS OF THE NAACP, Part 26: Selected Branch Files, 1940-1955, Series D: The West* (Maryland: A microfilm project of University Publications of America, 2000), 5, 13, 15, 16, 18.
- 8 Heefner, 547, 548.

- 9 反対の南部州はアラバマ、アーカンサス、ジョージア、ミシシッピ、サウスカロライナ、ヴァージニア。Roger Bell, *Last Among Equals: Hawaiian Statehood and American Politics* (University of Hawaii Press, 1984), 275. 州成立と1964年市民権法に反対した著名人はいずれもが民主党のWilliam Fulbright (アーカンサス), Albert Gore Sr. (テネシー, 息子は元副大統領のAlbert Gore Jr.), Richard Russel (ジョージア) 等。Ryan Yasukawa, "Our American Triumph: Civil Rights and Hawaii Statehood," *Hawai'i Free Press*, January 24, 2013.
- 10 Heefner, 546, 547.
- 11 "Foreign affairs: Meaning of a Democratic Victory in Hawaii," Presidential Campaign Files, Series Number 15, John F. Kennedy Presidential Library and Museum (以下, JFKLと略記). 領土時は米大統領が知事を指名。1959年7月選挙で知事はクインが数百の微差で民主党ジョン・バーンズに勝利, 上院議員は共和党ハイラム・フォング (Hiram L. Fong) と民主党オレン・ロング, 下院議員にダニエル・イノウエが当選。1962年以後ハワイは民主党時代が40年間続く。 *Star Bulletin*, vol. 11, issue 242, August 30, 2006.
- 12 Labor Management Reporting and Disclosure Act of 1959: 組合の権利等に関する法律。民主党支持のILWUやAFL-CIOの影響は強く, 組合が反ケネディの立場を取れば, 民主党のダニエル・イノウエ等は労働者の立場から不支持にならざるをえなかった。Campaigns by State, No 13, Hawaii, October 22, 1959 (JFKL).
- 13 5月5日ケネディは弟Tedの訪問について, ハワイの有力者 (ウィリアム・リチャードソン, アーネスト・ムライ, ドロレス・マーティン, ダニエル・イノウエ等) に書簡を送った。ハワイではハワイが元より国際的と考える故, 大統領候補者民主党のステーブソンを国際人と評価する一方, ケネディを非国際人と見做していた。ケネディは当初これを偏見と捉えた。Presidential Campaign Files, Series Number 13, 15 (JFKL).
- 14 ベルフォードは1973年に黒人最初のYMCA 会長就任。ケネディはマジョリを1962年に雇用機会均等におけるケネディ委員会委員およびワシントンの未成年裁判所判事に指名した。Clayborne Carson, Tenisha Armstrong, Susan Carson, Adrienne Clay, and Kieran Taylor, eds., *The Papers of Martin Luther King, Jr. Volume V: Threshold of a New Decade, January 1959 - December 1960* (University of California Press, 2005), (以下, PMLKと略記). Letter from King to Mrs. Lawson (Sep. 4, 1959), 276; Letter from Kennedy to King (Nov. 10, 1959), 319; *Jet*, March 11, 1985, 4.
- 15 インドの元アメリカ大使だったボウルズはケネディの外交関係の助言者で, 6月29日キングに礼状を送付した。1961年ケネディはボウルズを國務次官に任命した。Letter from

- King to Bowles (June 24, 1960), PMLK, 478, 479.
- 16 “Kennedy Campaign to Open in Hawaii,” *New York Times*, July 22, 1960.
- 17 マーティン・ルーサー・キング・ジュニア（中島和子・古川博巳訳）『黒人はなぜ待てないか』（みすず書房, 1993）, 16頁, 193頁。キング牧師の父を中心とする黒人コミュニティに加えて、ハワイ州共和党知事もケネディを支持した。Simeon Booker, *Black Man’s America* (N.J.: Prentice-Hall, Inc. 1964), 21; “Ticker Tape USA” *Jet* 80, June 3, 1991, 10. ローソン夫妻はケネディに多くの黒人指導者を次々に紹介していた。妻のマジョリは、ケネディほど個人的に黒人の間で知られ、黒人指導者と友人関係にあった大統領候補は今までになかったと述べた。Gregory S. Parks, “Belford Vance Lawson, Jr.: Life of a Civil Rights Litigator” *University of Maryland Law Journal of Race, Religion, Gender and Class*, Volume 12, Issue 2 (2012), 354.
- 18 Letter from Johnson to King (November 28, 1960), PMLK, 頁は無記載で564頁の次。
- 19 Lawrence D. Reddickは*Crusader Without Violence: A Biography of Martin Luther King, Jr* (1959) の著者。
- 20 ガンジーは英領南アで白人優位の人種差別政策に非暴力抵抗で反対し、1915年インド帰国後、反英独立運動に加わり不服従運動で独立を導いた。キング牧師は人種差別の社会を変革するため、ガンジーの非暴力主義—市民的不服従—を学んだ。2007年国際連合は10月2日のガンジー誕生日を「国際非暴力デー」とした。基本教義は「支配者の権力は人民の同意に基づくものである。」国際連合広報センター、ニュースプレス、国際非暴力デー（2007年10月1日）。
- 21 James M. Washington, ed., *A Testament of Hope: The Essential Writings and Speeches of Martin Luther King, Jr* (New York: HarperCollins Publishers, 1991), 23, 24; *Ebony*, July 1959, vol. 14, 84-92. レイノルズ基金は4千ドル, SCLCは500ドルを助成。“My Trip to the Land of Gandhi” (*Ebony* publishes, July 1959), PMLK, 234.
- 22 Letter from Mrs. Watumull to King (May 21, 1959), Letter from Bishop to King (July 1, 1959), PMLK, 277. ワタムル家はハワイで成功したインド出身の最初のビジネスマンで莫大な富を築いた。*The India Home*, December, 1946, 36-A. ワタムル基金はハワイ大学マノア校 Center for South Asia Studiesに所在。Cable Act of 1922は非白人との通婚を抑制するための法律で、アメリカ市民の女性は同市民でない男性との婚姻で市民権を失う。「国際家族計画連盟」は1952年11月ボンベイに初めて設立され、ニューデリーではインドで二つ目の組織を設立するために第六回大会が開催された。
- 23 シェルトン・ビショップの両親は1886年から1933年まで聖フィリップ教会の教区牧師。

- Letter from Mrs. Akiko Reinecke to King (May 22, 1959), PMLK, 213. 1947年Akikoは夫 John (エール大学Ph.D.) と共に共産主義者と見做され (聴聞会では学校関係者, 学生, 地域住民全員が二人を優秀な教師であり善良で親切な市民であると証言), 翌年免職された。しかし, 1978年ハワイ教育委員会は彼らに陳謝し, 名誉棄損と給料・年金の損失分として賠償金25万ドルを支払った。Menton and Tamura (註3), 277-279.
- 24 キングは市民権制定に漸進的なハワイ上院議員フォング (ハーバード大卒, 最初のアジア系上院議員, 後に大統領候補者) を非難した。 *The Honolulu Star-Bulletin*, September 14, 1959.
- 25 *Oahu Inside Out*, Morris Communications Company, LLC. March + April, 2016, 24. 1944年アカカはハワイで聖職者になり, 1957年Kawaiaha'o Churchの牧師に就任し, 1959年3月州昇格公式式典ではハワイ代表で, アメリカ本土でも著名な雄弁家として様々な団体から多数の表彰を受賞した。 *Building A New Church: The Reverend Abraham K. Akaka, D. D., L. H. D.* (Auburn Seminary Press, 1960), Introduction; *The Saturday Evening Post* (Aug.25 - Sep.1, 1962), 26-29; 教会パンフレット。1920年にカワイアハオ教会は先住民王家の教会として設立され, 1842年に珊瑚岩礁で建造されてハワイのウェストミンスター大寺院と呼ばれた。説教は英語とハワイ語。
- 26 PMLK, 277; *The Honolulu Star-Bulletin*, September 16, 17, 1959. Punahou校は1841年宣教師が白人の学校として設立し, 当時白人至上主義を唱えた。McKinley校は主にアジア系生徒が通い, アカカ牧師は当校の日系人学生と学業成績を競い合った。
- 27 1959年9月, ヴァージニア, アラバマ, テキサス, ミシシッピー, アーカンサスでは投票税を存続させていたが, 1964年合衆国憲法修正第24条にて投票税は廃止された。
- 28 エンクルマ首相と大臣が1950年投獄中の監獄帽で現れたことから, キングは自由と正義のための闘いの重さを知る。ガーナ訪問はエンクルマの招待。ベイヤード・ラスティンが旅行を調整し, Dexter Avenue Baptist教会とMIAが旅費を調達。キングは歓迎会でニクソン副大統領 (キング牧師らによる度重なる南部の人種間暴力の視察要請にも拘わらず, アイゼンハワー政権は無視していた) に出会い, 黄金海岸と同様にフリーダムの問題を抱えるアラバマ訪問を求めた。Letter from Nkrumah to King (January 22, 1957), Carson, et al., eds., vol. IV: *Symbol of the Movement, 1957-1958*, 112, 135, 217.
- 29 PMLK, 278 - 281; *Journal of the House of Representatives of the First Legislature State of Hawaii: First Special Session of 1959* (Honolulu: Fisher Corporation, 1960), 56-59. キング牧師は演説で「ハワイの人たちは同じ合衆国の別の土地では未だ難しい人種問題解決に苦闘し, 人間性否定という悲惨な状況を想像できない」と述べた。それは南部同様に非白

- 人に対するハワイの人種問題の歴史について、彼の知識が限られていたことからの発言であろう。
- 30 “Dr. King Reports on Trip to Hawaii,” *Dexter Echo* (November 4, 1959), King Center.
- 31 1949年ホノルル支部認可廃止の理由に、共産主義者というデマ、ハワイが本部や他の支部から遠距離で孤島のため孤立傾向、当支部内の役員問題等があった。Broussard, 127-30.
- 32 1932年1400万人の失業者であふれ、各市長が議会に訴えて市に3億ドルの連邦助成金を拠出させたことから、翌年に市長代表が市への助成金継続を求めてフーバー大統領に署名を説得し、数ヶ月後のルーズベルト大統領就任前夜に「市長大会」設立綱領を提示した。
- 33 *The Sunday Star-Bulletin & Advertiser*, June 9, 1963.
- 34 *The Honolulu Star-Bulletin*, June 10, 1963; *Starbulletin.com*, October 22, 2003; Mason Altiery, *John F. Kennedy in Hawaii* (Published by Altiery, 1964).
- 35 “Address Before the United States Conference of Mayors,” WH-192-001, Honolulu, Hawaii, June 9, 1963 (JFKL).
- 36 The Civil Rights Act of 1964: A Long Struggle for Freedom Civil Rights Era (1950 - 1963), Library of Congress, 19.
- 37 Letter from Inoue to Akaka (Feb. 2, 1962), Letter from Akaka to Inoue (Feb. 6, 1962). アカカ牧師への推薦承諾書簡, Kawaiaha'o Church Archive, Paster's File 1960 - 1962, 175/27.
- 38 Will Hoover, “The Rev. Abraham Akaka,” *Honolulu Advertiser*, July 2, 2006. キング牧師はかつてAFL-CIOを支援したにも拘わらず、AFL-CIOは「ワシントン大行進」を支持せず、労働組合の強い黒人差別に対して不満を述べた。中島和子・古川博巳訳（註17）、157頁、182頁; 本田創造『アメリカ黒人の歴史』（岩波新書、1999年）、212頁。
- 39 ワシントンとハワイとの時差は6時間。「国内の人種差別に反対する闘争は、国連内でわれわれがアパルトヘイトを非難するときに威力を与え、われわれが道理をつくして制裁に反対する立場をアフリカ人が納得する一助ともなった。現在の『自由、平等、友情の擁護者』であることをアフリカ人に認めさせたのだった。」A. M. シュレジンガー著、中屋健一訳『ケネディ：栄光と苦悩の一千日』下巻（河出書房新社、1966年）、61頁。
- 40 ハワイ大学学生新聞『カレオオハワイ』*KA LEO O HAWAII* (February 25, 1964). 以下、特記がなければ「市民権週間」に関する事柄は同新聞からの引用。
- 41 1940年代初めハワード大学在学中のファーマーは、誰よりも早くガンジーの非暴力思想に興味を持った。彼は当時の市民権運動指導者“Big Four” (M. L. King, Jr., James Farmer, Roy Wilkins, Whitney Young) の唯一の生存者であったため、1991年1月16日のキング週間に名誉ゲスト・スピーカーとしてハワイ・セントラル・ユニオン教会へ招かれた。

Commemorative Brochure: Third Annual State of Hawaii in Luther King, Jr. Holiday Celebration, 8.

- 42 会員はマイケル・カトラー (Cutler), クライド・サカモト (Clyde S), ロッドニ・ムカイ (Rodney M), ルシル・タケスエ (Lucille T)。同年10月3日の州法曹協会でアコバの功績を称えて、最初の「リバティ・ベル賞」を彼に授与した。 *Advertiser*, Oct. 3, 1964. アコバは「市民権週間」後援会会長, 大学評議員, また長年に亘り裁判所で活躍し, 2000年に最初のフィリピン系ハワイ最高裁判所陪席判事に就任。 *Honolulu Star-bulletin*, April 26, 2000.
- 43 *Speeches by Martin Luther King, Jr., James Farmer, and John Ali*, February 17-19, 1964 in Honolulu, Hawaii, (UHM Library, 2012), 4 audio discs.
- 44 Simeon Acoba, "Civil Rights Statement: Approved unanimously by those in attendance," February 20, 1964 at East-West Center News, University of Hawaii.
- 45 キャンベルはイリノイ州の白人法律家ナオミと結婚。1955年ホノルルへ転居後, 複数の高校でアメリカ史と社会学を指導。後に黒人でハワイ最初の民主党議長, 州下院・上院議員に当選。Daphne E. Barbee-Wooten and Miles M. Jackson, "The Politics of Change: Law and African Americans in Twentieth-Century Hawai'i," *They Followed the Trade Winds: African Americans in Hawai'i*, vol. 43 (University of Hawai'i Press, 2004), 135. 'From Hawai'i to Selma' by MarshaRose Joyner; *Beacon: Magazine of Hawaii* (November, 1967), 47, 48.
- 46 Letter from King to Inoue (June 24, 1964), King Center.
- 47 Manfred B. Steger, *Judging Nonviolence: The Dispute Between Realists and Idealists* (New York: Routledge, 2003), 78, 79.
- 48 ネルソン・マンデラは黒人も白人も平等である社会を願って, 反アパルトヘイト運動を非暴力主義で貫いたが27年間の投獄生活を強いられた。
- 49 Letter from Izutsu to King (November 6, 1964), King Center.
- 50 Washington, 126, 182.
- 51 ウッドワード著, 清水博・長田豊臣・有賀貞訳『アメリカ人種差別の歴史』(福村出版, 1999年), 197頁。
- 52 *Honolulu Star-Advertiser*, January 1, 2015. 以下, 特記がなければ同新聞から引用。
- 53 *Jet*, June 3, 1991, 10; *Oahu Inside Out*, March & April 2016, 24, 26.
- 54 1972年に連邦議会で「男女平等憲法修正条項」が可決されると同時に, ハワイは1978年に改正手続きを終わらせた最初の州であった。

佐野恒子

- 55 *Ebony*, May, 1965, 22, 46-62, 75-86 (by Simeon Booker).
- 56 彼は反戦と貧困解消を地球規模の非暴力で問い、「米政府はヴェトナムで一人の人間を殺すために33万2千ドルの巨費を投じるが、アメリカの貧困には一人あたり53ドルしか支出しないのは道徳的に許されない」と政治とモラルの問題として批判した。辻内鏡人・中條献著『キング牧師—人種の平等と人間愛を求めて—』（岩波ジュニア新書, 2004年), 172頁, 173頁。
- 57 *SCLC Newsletter*, March-April, 1966.

Cooperation of People in Hawai'i in the Civil Rights Movement by Rev. King:
Toward the Civil Rights Act of 1964 and the Voting Rights Act of 1965

SANO Tsuneko

The purpose of this article is to show how people in Hawai'i cooperated with Rev. Martin Luther King, Jr. and developed the Civil Rights Movement both in Hawai'i and on the Mainland presenting the Human Flower Project with the Aloha spirit. Blacks have struggled against injustice, and non-white people in Hawai'i also had similar experiences being treated as second class citizens.

In 1959, Hawai'i became the 50th State as a multiracial utopia and a bridge to Asia. Shortly after the statehood Rev. King was invited to Hawai'i, and he addressed the problems of freedom and racial justice on the Mainland at the House of Representatives 1959 First Special Session. Rev. King had led the Civil Rights Movement in nonviolent civil action. With his visiting Hawai'i, Rev. Abraham K. Akaka, a native Hawaiian, of the Kawaihae Church developed friendship with him and became a key person of the Civil Rights Movement.

President John F. Kennedy also visited Hawai'i to make an address at the National Conference of U. S. Mayors held in Honolulu in June, 1963. He met all the mayors from the Mainland and requested them at the conference to end injustices and outrages. Kennedy sent a civil rights bill to Congress a week after he returned to Washington. In August, Rev. Akaka visited Washington with 1,000 flower leis gathered by the Flowers for Freedom campaign in the islands. He gave them to Rev. King and other civil rights protesters and joined the March on Washington. The leis expressed love, peace, immortality, etc.

To be able to pass the civil rights bill, “Civil Rights Week” was held at the University of Hawai‘i in February, 1964. Simeon Acoba Jr., a Filipino American, of the student committee organized a civil rights symposium and invited Rev. King (SCLC), James Farmer (CORE), John Ali (Black Muslims), and W. J. Simmons (editor of the Citizen). They delivered a series of speeches on campus to talk about their solutions to the problems of racial inequality on the Mainland. The numerous community groups in Hawai‘i hosted them for the special events and assembled to endorse the bill. Charles Campbell, an African American history teacher, organized a statewide effort to send 90,000 postcards from Hawai‘i citizens to Congress urging support of the bill. Senator Daniel Inoue, a Japanese American, also played a key role to lobby for the bill.

In 1965, the members of the Hawaiian delegation participated in the civil rights march from Selma to Montgomery for voting rights holding up the banner “Hawaii Knows Integration Works.” They also delivered the flower leis made by mothers of the Kawaiaha‘o Church to Rev. King and his fellow civil rights leaders. It was a message of support on behalf of the people of Hawai‘i.

Both the 1964 Civil Rights Act and the 1965 Voting Rights Act were signed into law by President Lyndon B. Johnson respectively. Rev. King dreamed of a day when every American would be treated equally, and people in Hawai‘i worked together with him and shared the Aloha spirit to make that dream come true.

キャンノンとは何か？

—— ポール・ラウターとニーナ・ベイムによる
1980年代の論文のレトリックを考察する ——

大野 瀬津子

序論

女性作家の手になる小説群を「感傷小説」(sentimental novel)や「家庭小説」(domestic novel)などと名付けてジャンル化し、それらを再評価する批評の潮流、すなわち感傷小説研究が台頭してきたのは、1970年代から80年代にかけてのことだった。主としてセンチメンタリズムを女性性と結びつけて女性作家の著作を考察してきた先行研究¹は、キャンノンから女性が排除されていた、という前提を共有している。²

この前提に立つ先行研究の認識には二つの問題があるように思われる。一つは、キャンノンにあたかも具体的作品群であるかのように捉えている点だ。たとえばアンジェラ・ヴィエツト (Angela Vietto) は、ニュークリティシズムやF・O・マシーセンの影響で「女性が再度アメリカ文学のキャンノンから事実上削除された」と語り、ハリエット・ムレン (Harryette Mullen) は、かつての研究者たちが黒人女性作家を「アフリカ系アメリカ人のキャンノンから排除していた」と指摘する (Vietto 12; Mullen 260)。こうした記述からは、キャンノンを特定の作品群、つまり実体として捉える批評家たちの認識が透けて見える。³

もう一つの問題は、女性の排除を過去の出来事として片付ける点である。先述のヴィエツトは、女性の著作が無視されていたのも、女性運動の余波で女性の生活や著作に対する社会史家・文学史家の「興味が復活する...まで」のことだった、と断言する (Vietto 12)。女性の排除は既に解決済みの過去、というわけである。ヴィエツトの見解に代表されるように、初期フェミニスト批評家の後に続いてきた今日までの感傷小説研究者たちは、女性の排除を自分自身が当事者として巻き込まれている現在進行形の問題としてではなく、初期フェミニスト批評家たちがとっくの昔に乗り越えた歴史的過去として扱う傾向にある。

しかし1980年代初めに発表された二本の論文を紐解いてみると、上述した先行研究の共通認識の妥当性に疑いが生じてくる。その二本の論文とは、ポール・ラウター (Paul Lauter) の「アメリカのキャンノン形成における人種とジェンダー——20年代の事例研究」(“Race and Gender in the Shaping of the American Canon: A Case Study from the Twenties,” 1983) とニーナ・ベイム (Nina Baym) の「悩める男のメロドラマ——いかにアメリカ小説論は女性作家を排

除するの」か(“Melodramas of Beset Manhood: How Theories of American Fiction Exclude Women Authors,” 1981)⁴である。ともに「キャンノンからの女性の排除」のメカニズムを実証しようと試みた論文であり、その後の感傷小説研究の論拠としてしばしば引用されてきた。同研究分野の前提について解きほぐすには格好のテキストである。

特筆すべきは、ラウターもベイムも、実体ではなく構築物としてキャンノンを措定している点だ。そうすることで両批評家は、現実のアカデミア、ひいては社会全体に働きかけ、その変革を促す。もっとも両論文がキャンノンからの女性の排除の実証に成功しているわけではなく、その論証の手續きに無視できない論理的飛躍がある点は見落とせない。しかし、学術論文としてはまさに瑕疵となりうるその論理的飛躍のただなかに、現実世界を変えようとする言葉の力を読みとることができるように思われる。本稿では、後代の感傷小説研究者たちが両論文のパフォーマティヴな次元を見落としてきた点を批判し、同時代の男性中心的なアカデミアを含む社会全体への応答として両論文を再評価したい。結果、感傷小説研究の前提自体が再考を迫られることになるだろう。

I ラウター論文のレトリック

ポール・ラウターは、反核運動、労働組合運動、黒人教育の推進、フェミニズム運動など、様々な社会変革にアクティヴィストとして関わってきた男性アメリカ文学史家である(Lauter, *Canons and Contexts* 3-4)。1991年に文学キャンノン形成を教育現場の問題と関連づけて論じた単著『キャンノンとコンテキスト』(*Canons and Context*)を上梓、2010年にはアメリカ文学という概念を多角的に検証する『アメリカ文学と文化の手引き』(*A Companion to American Literature and Culture*)を編集・出版するなど、アメリカ文学史の領域で主導的役割を果たしてきた。本稿で取りあげる論文「アメリカのキャンノン形成における人種とジェンダー」は、感傷小説研究の代表的論客の一人ジューン・ハワード(June Howard)が、文学研究が女性を排除してきたことを論じた論文の例として挙げるなど、感傷小説研究を基礎づけるひとつの土台となってきた(Howard 75)。⁵しかしラウターが、時間的変化の影響を被らない実体ではなく、現実社会の状況に応じて変化しうる構築物としてキャンノンを捉えていることの意味は十分理解されていない。

論文「アメリカのキャンノン形成における人種とジェンダー」冒頭で、ラウターは、1920年代以降キャンノンから黒人や労働者とともに女性が排除されていくプロセスが始まった、との自説を提示し、1960年代以降の黒人運動や女性運動に呼応してキャンノンを修正していかなければならない、と提言する(435)。その後彼は、キャンノンが社会規範や価値体系をコード化し、それらに効力や一貫性を持たせるものだ、とも述べる(435)。キャンノンを「社会的構築物」(a

social construct) と呼ぶこの批評家が、時代を越えて変わらない本質や実体ではなく、現実社会の価値体系を反映して作られるもの、そして現実社会の価値体系の変化に応じて作り直していくべきものとしてキャンノンを捉えていることは明らかだ (452)。

キャンノン修正を訴えるにあたりラウターはレトリックを駆使する。以下は論文冒頭からの引用である。

The map of American literature which most of us have used was drawn fifty years ago. Its mountains, bumps and flats were charted; its deserts certified unfit for cultural habitation. Only during the past decade, in response to the movements for change of people of color and of women, have we begun to face the task—not systematically undertaken since the 1920s—of resurveying the territory.

That task, the revision of the literary canon, has been necessary because in the twenties processes were set in motion that virtually eliminated black, white female, and all working-class writers from the canon. (435)

ここでラウターは、50年も前に描かれた「アメリカ文学地図」が古くなったから新しい地図を作り直そう、と比喩表現を用いてキャンノン修正を提唱している。重要なのは、地図の書き直しに不可欠な作業である「領土の再測量」(“resurveying the territory”)を、直後に彼が「文学キャンノンの見直し」(“revision of the literary canon”)と言い換える点だ。文構造上、“territory”は“literary canon”に対応している。直前の箇所を使い古された地図の話をしている点にも鑑みると、この文脈で使われている“territory”は、キャンノンという枠組のなかに囲われた既定・既定の領域を指す、と考えられる。

測量のやり直しの手始めにラウターは、キャンノンからの女性や人種的マイノリティの排除を引き起こした原因を三つ特定する。文学研究の専門化、批評の動向、文学史の時代区分という三つの要素が、白人男性中心の価値観を推進する一方、女性や黒人の価値を軽視した結果、後者に属する作家や作品がキャンノンから排除されることになった、というのがラウターの筋書きである。しかし、彼の論には脆弱な点がある。

それを顕著に表す例は、文学史の時代区分についての議論に見られる。ラウターは、従来の文学史で時代を区切るために使われてきた「ピューリタン精神」, 「ロマンティシズム」, 「フロンティア精神」, 「リアリズムの台頭」などのカテゴリー名を批判し、新しいカテゴリー名の使用を提案する (452)。たとえば古いカテゴリーである「フロンティア精神」(Frontier Spirit)が女性や都市の移民たちの経験を「見えにくくした」(obscured)のと同様に、「都市化」(urbanization)という新しいカテゴリーは女性の役割変化を「はっきりと焦点化」(brings

into clear focus) し、「より全体的なヴィジョン」(a fuller vision) を提供する、と彼は主張する (452, 455)。しかし彼は、文学史中の「フロンティア精神」というカテゴリー名がどのように女性たちの経験を見えにくくしてきたのか、そのメカニズムを分析しようとはしない。もっとも、その区分名を用いることで、文学史家たちが人間と自然の対立関係を描いた作品に「フォーカス」(focus) し、インディアンの涙の旅路や女性の孤独などの歴史的現実を「見えにくくする」(obscured) 作品群をキャンノン化してきた、という一般化された説明はある (454-55)。だが、実際の文学史のページを開き、実証的かつ具体的にその根拠を示そうとはしないのである。旧来のカテゴリー名が女性や人種的マイノリティたちの作品を「見えにくくした」というこの論文におけるラウターの主張には、一次資料による裏づけがない。

とはいえ本稿の主眼は、その実証性の欠如を論うことにもなれば、事実が彼の説に反していたと訴えることにもない。自説の根拠を一次資料に求める代わりに、ラウターは自らの言葉の力に頼る。まさにそのレトリックのなかに、現実世界を変えようとする彼の意志が読みとれる、と主張したいのだ。以下は、「フロンティア」という旧来のカテゴリーを廃し、「都市化」という新しいカテゴリーを導入しようと提唱する議論の一部である。

Further, although an emphasis on the frontier helps submerge the lives and roles of women (one escapes them to “light out” for the “territory”), urbanization is a lens that brings into clear focus the doubly changing roles of women in the family and in work. It provides a fuller vision than the twenties’ emphasis on the frontier, which may have served the purpose of distinguishing the United States from Europe but which also obscured the experience of women, as well as of urbanized immigrant and minority men. (455)

この箇所を目を引くのは、“bring into focus,” “a fuller vision,” “obscured” など、視覚認識を表す語句である。こうした語句を多用することでラウターは、古いカテゴリー名が女性や他のマイノリティの現実をいかに見えにくくしてきたか、そして新しいカテゴリー名が彼女たちの現実をいかに見えやすくするかを強調する。彼が提唱する「都市化」という分類名は、女性たちに焦点を当て、より広い視野を得るためのまさに「レンズ」となる。この視覚的比喩は、キャンノンの修正と深い関わりがある。論文冒頭で彼がキャンノンの修正を提唱する際に用いた“revision”とは、新しいレンズを付けて眺めること、つまり文字通り「見直すこと」(re-vision) だからだ。

加えて、同引用でラウターが再度“territory”という語を持ち出している点は一考に値する。“territory”という語を含む括弧内は直前の従属節を言い換えたもので、“one”は批評家や読者を始めとする人一般、“them”は“the lives and roles of women”を指すと考えられる。そこに

結果を表す副詞的用法のto不定詞が続く。文脈を補いつつ和訳すると「[フロンティアを強調すると] 批評家や読者は、女性たちの生活や役割 [を見ること] から回避し、『テリトリー』へと『逃げこむ』ことになる」。引用符の使用から分かるように、この箇所は『ハックルベリー・フィンの冒険』(*Adventures of Huckleberry Finn*) のラストシーン、“I reckon I got to light out for the territory.” からの借用である (Twain 276)。物語の結末でハックがサリーおばさんの「文明化」から退散し、逃げこんでいこうと考える「テリトリー」とは、まだ正式な州とは認められていない準州、すなわち不確定な場所であるフロンティアを指す。⁶ この箇所を引きつつラウターが示唆するテリトリーとは、まさしく「フロンティア」のことに他ならない。ただし注意すべきは、ハックの向かうフロンティアが不確定な場所であったのに対し、ラウターのいうフロンティアとは、従来の文学史のなかでお馴染みの風景を映してきたカテゴリー名であり、確定的な領土を含意する点だ。論文冒頭で彼は、既知・既定の領域という意味で「テリトリー」という言葉を用いていたが、ここはその冒頭部分と響きあう形になっている。もし「フロンティア」というカテゴリー名を使い続けた場合、私たちは今までと同じ既知の文学的風景のなかに舞い戻ってくることになり、女性たちの生活や役割を不可視なままにしてしまう。しかし、「都市化」という枠組を導入すると女性の存在が可視化される、こうラウターは力説するのだ。

忘れ去られてきた作品や作家を既存のカテゴリーのなかに吸収することは重要ではない、と同論文でラウターは断言する (456)。視覚表現にこだわるラウターの目的は、キャンノンの拡大ではなくレンズの交換、つまり物の見方それ自体の変更である。キャンノンは、歴史や文学が視覚や視野の調整次第でいかようにでも変わりうることを問題にするための仮想敵に過ぎない。ラウターは、見る対象ではなく、社会全体に向かうまなざしそのものの修正、まさしくrevisionを訴えるのである。ラウターの論は、キャンノンという概念を梃子にして、文学の領域が絶対的なものではなく、変わりゆく現実世界と地続きの関係にあることを、特に視覚的なrevisionのレトリックによって示しているといえる。⁷

II ベイム論文のレトリック

ニーナ・ベイムは1978年出版の単著『女性のフィクション——アメリカ女性によるアメリカ女性についての小説ガイド, 1820-1870』(*Woman's Fiction: A Guide to Novels by and about Women in America, 1820-1870*) のなかで19世紀女性作家の小説群を体系的に論じ、1988年出版の共著『コロンビア米文学史』(*Columbia Literary History of the United States*) では「女性作家の台頭」(“The Rise of the Woman Author”) の項目を担当するなど、女性作家の研究領域を開拓し、感傷小説研究の基盤をつくった女性の文学批評家の一人である。⁸ ベイムの仕事

は、感傷小説研究においてしばしば引用されてきた。たとえばシャーリー・サミュエルズ (Shirley Samuels) は、「女性作家をキャンソンのなかに入れようと努めた」批評家の一人としてベ임을挙げている (*Romances* 22)。⁹ だがこの解釈は正しくない。ベイムの目的はキャンソンの拡大にはないからだ。ラウター同様、この女性批評家も、キャンソンを構築物として概念化することで、現実世界の変革を試みる。

論文「悩める男のメロドラマ」の導入部でベイムは、キャンソンから女性作家を排除したのは文学批評である、との立場を鮮明に打ちだす (123)。ラウターが社会全体の価値体系を問題にしたのに対し、ベイムはアカデミア内の閉鎖性に的を絞るのである。従来のアメリカ文学研究が「アメリカらしさ」(Americanness) を文学の基準に据えてきたことを確認した上で、そのアメリカらしさから女性たちがどのように排除されてきたかへと話は移る。¹⁰

ベイムの議論を動機づけるのは、男性批評家たちが女性作家の作品を作り話や絵空事として軽視してきた、との認識である。彼女は二人の男性批評家シドニー・J・クラウス (Sydney J. Krause) と S・W・リード (S. W. Reid) が著した『ウィーランド』(*Wieland*) の序文から、以下のように引用する。

What it meant for Brown personally, and belles lettres in America historically, that he should have decided to write professionally is a story unto itself. Americans simply had no great appetite for serious literature in the early decades of the Republic—certainly nothing of the sort with which they devoured ... the ubiquitous melodramas of beset womanhood, “tales of truth,” like Susanna Rowson’s *Charlotte Temple* and Hannah Foster’s *The Coquette*. (Baym 130)

この引用中でクラウスとリードは、共和国初期のアメリカ人たちが至る所に溢れていた「悩める女のメロドラマ」に向けていたような旺盛な読書欲を「真面目な文学」に対しては向けていなかった、と嘆く。ベイムが注目するのは、二人の男性批評家が「真実の話」(tales of truth) という語句をわざわざ引用符に入れている点だ。ここに彼女は、女性作家の作品を真実ではなく作り話として退ける男性批評家たちの軽蔑的態度を読みとる (130)。そこでベイムがとった戦略は、男性批評家たちの「悩める女のメロドラマ」(melodramas of beset womanhood) という表現を文字り、逆に男性批評家たちが評価してきた物語形式の方を「悩める男のメロドラマ」(melodramas of beset manhood) と呼ぶことだった (130)。作り話や絵空事といった負のレッテルを女性作家の作品から引き剥がし、それをそのまま男性批評家たちが崇拜してきた物語形式の方に貼りつけ直すのである。彼女の論文のタイトルは、まさしくそこから来ている。

実際、本文中でベイムは、男性批評家たちがアメリカの本質を描いていると賞賛してきた物語

形式を「アメリカの神話」(myth of America)として読み替え(132), その神話が小説家ではなく男性批評家による創造である点を繰り返し強調する。¹¹彼女のいうアメリカ神話とは、個人が社会と格闘し自由を求めてウィルダネスに向かう、という物語パターンを意味する(131-33)。ただしベイムの批判の矛先は、その物語形式自体にではなく、主人公を取り巻く社会や自然に付された女性イメージの方へと向けられる。男性批評家の論のなかでは、主人公の自由を阻む社会が、男性を誘惑したり家庭に縛りつけようとする「脅威としての女性」(woman as threat)の姿をとる一方(134), 主人公の自由を約束してくれる自然は、「無垢の花嫁」(virginal bride)や「威嚇的などころのない母親」(non-threatening mother)の姿をとる(135)。しかし、社会の脅威を体現する女性も、自然描写に投影される理想的な女性像も、男性批評家がでっちあげた神話に過ぎず現実味がない、とベイムは批判するのである。

男性批評家たちが男性作家の作品から読みとってきた女性像の非現実性を指摘した上で、ベイムは女性が筆を執るとどうなるかについて語る。この女性批評家によれば、社会描写よりも自然描写の方が、「女性自身の経験」と女性が「フィクション中で与えられた役割」との齟齬がより大きく表れる、という(136)。女性がアメリカ神話の枠組に依拠して自然を描くと、男性批評家たちの女性イメージとあまりに異なるので、男性批評家から認識されない、というのが女性の排除についてベイムが唱える説である(136)。しかし彼女は、実際に男性批評家の誰かの研究書から引用してこの自説を証明するわけではない。¹²男性批評家たちがアメリカ文化の本質と考える自然イメージに合わないという理由で女性作家の作品を認めてこなかった、という彼女の論は根拠に欠ける。

ラウターの場合と同様、論文としては弱点となりうるまさにその実証性の欠如こそ、論文の強みとなる。ベイムは論の隙間を他の批評家の言葉ではなく自らの言葉で埋めようとするのだが、そこには現実変革を目指す彼女の強い意志が認められるからだ。以下は、女性自身による自然描写についてベイムが論じた箇所である。

If women portray themselves as brides or mothers it will not be in terms of the mythic landscape. If a woman puts a female construction on nature—as she certainly must from time to time, given the archetypal female resonance of the image—she is likely to write of it as more active, or to stress its destruction or violation” (136)

ここでベイムは、男性批評家によって作られてきた荒唐無稽な女性像に対比させる形で、女性自身の描く女性像を語る。そこには幾重もの修辞的戦略が張り巡らされている。まず一文目でベイムは、女性が自分自身を花嫁や母親として描きだすとき、「神話的風景」を語る言語は使われない、と述べている。神話的風景とは、“virginal bride”や“non-threatening mother”な

ど男性批評家によって美化されてきた女性的自然のイメージを指す(135)。ベイムは、女性の自然描写は男性批評家のイメージよりも“active”あるいは“destruction”か“violation”を強調するものになりがちだ、と続ける。このように対比的な言葉の選択を通じてベイムは、男性批評家が理想化してきた女性像と現実の女性との間の懸隔を浮き彫りにして見せる。だがそれ以上に重要なのは、ここでベイムがif構文を使って畳みかける点である。これらは、「～するときにはいつでも」「～すると」という意味をもつ、whenやwheneverに置換可能なifである。よって一文目のifを含む一文の主節で使われている“will”は、未来や推量ではなく、規則的動作や習性・傾向を示す。これを踏まえると一文目は、「女性が自分自身を花嫁や母として描くときはいつでも、神話的風景にはならないものである」となる。二文目の主節では、絶対確実とはいえないがまず起こるものと予期されることを示す“likely”が用いられている。ゆえに二文目の和訳は、「女性が自然を女性として解釈するときにはいつでも、もっと能動的か破壊性、冒険性を強調することが予期される」となる。前文のwillを使ったときほど断定的ではないとしても、起こりうる高い可能性が含意されている。ベイムは、if構文の連続的使用により、女性たちの自然描写を神話的な領域ではなく、現実と地続きになったものとして語っている。同if節中の主語が“women”や“a woman”という一般名詞である点も重要だ。ここでは具体的な人物名はおろか、“writer”という限定語すら付されていない。つまりベイムは、登場人物、作家、批評家の垣根を超えて、女性という性別で主語を一般化し、現実の女性たち全般について語ろうとするのである。その女性たちのなかには、過去の女性作家だけでなく、自身の経験をも研究対象として拾い上げる女性研究者ベイム自身も含まれる。

ベイムは男性批評家たちによる構築物としてキャンノンを捉えることで、女性にとって排他的な現実のアカデミアを変革しようと試みている。女性小説の研究の場をアカデミアに確立すべきだ、といった主張を彼女が論文中で声高に掲げるわけではない。また、男性批評家たちがアメリカの本質とみなす自然イメージに合わないという理由で女性を排除した、という彼女の説に実証性は乏しい。しかしベイムは、文学研究の対象に文学研究の主体を重ねることを通じ、男性批評家たちに黙殺され続けてきた過去の女性と現在生きる女性の場所を切り開こうとしているのである。

結論

今日までの感傷小説研究は、基本的にキャンノンを実体と捉え、キャンノンからの女性の排除を歴史的事実、しかも既に解決済みの過去であるかのように記述してきた。しかし感傷小説研究の胎動期に書かれその後の感傷小説研究の基盤となってきた二本の論文を精読してみると、後代の感傷小説研究者たちが依拠してきたこの前提の妥当性が揺らぎはじめる。ライターは視覚

的レトリックを用いて、白人男性中心の歴史の見方そのものを修正する必要がある、と訴える。ベイムは、男性批評家たちが確立してきた文学史の虚構性を暴くレトリックによって、過去の女性のリアルな経験を俎上に載せる女性研究者の居場所を作ろうとする。二人とも、キャンノンからの女性の排除という後世の感傷小説研究者たちの前提となっている点を論証できてはいない。¹³しかし、実証性と引き換えに二人が頼みとするレトリックには、男性中心の社会のありようを自らの問題として引き受け、現実を変えようとする意志を見てとることができる。その後の感傷小説研究者たちは、初期フェミニスト批評家たちがもっていた当事者意識を手放してしまう。キャンノンからの女性の排除を既に証明済みの過去であるとみなす点から出発し、キャンノンの拡大を至上命令とするのだ。しかし、現実のアカデミア、ひいては社会全体に立ちはだかる壁を現在進行形の問題として捉え、これを打破しようとする両論文は、キャンノンの拡張を目指す批評のあり方の前提となるどころか、まさにその見直し (re-vision) を迫っている。キャンノンを構築物と措定することで現実変革を志した両批評家のその切迫性にこそ、感傷小説研究の精神は宿っているのではないか。

註

本稿は、九州アメリカ文学学会第62回大会（2016年5月7日、於九州大学伊都キャンパス）において、『『女性の排除』というレトリック——“Melodramas of Beset Manhood”と“Race and Gender in the Shaping of the American Canon”におけるキャンノンと女性——』と題して口頭発表した原稿に加筆修正を加えたものである。なお、本稿は平成27年度科研費助成事業（学術研究助成基金助成金）挑戦的萌芽研究、課題番号15K12857による援助を受けている。ここに記して感謝申し上げます。

1. 感傷小説研究はジェンダー研究の一環として発展してきた。センチメンタリズムを女性性と結びつけて感傷小説を論じる批評の流れを作った代表的批評家に、アン・ダグラス (Ann Douglas), ジェイン・トンプキンス (Jane Tompkins), そして本稿の考察対象となるニーナ・ベイム (Nina Baym) らがいる。従属的な女性の役割を再生産するとの理由で感傷小説を批判したダグラス (Douglas 45) とは対照的に、トンプキンスやベイムは女性の視点から世界を語りなおす企てとして感傷小説を高く評価した (Tompkins 124; Baym, *Woman's Fiction* 19)。彼女たちの衣鉢を継いだ批評家たちは、いわゆる「ダグラス・トンプキン論争」(Douglas-Tompkins debate) を反復し、感傷小説が男性中心のイデオロギーを助長するか攪乱するかという問題を主たる争点として、感傷小説を論じてきた (Wexler 9; Howard 63-64)。『センチメンタルな男たち』(*Sentimental Men*, 1999) 以降、

センチメンタリズムを男性性と結びつけて男性作家の著作を再評価する研究が目立ってくるが、これらもジェンダー研究の亜種とみなしうる。しかし最近になり、メアリー・ルイス・キート (Mary Louise Kete) らが、性別を問わず庶民が共同制作した記念アルバムなども考察対象とし、テキストのレトリックに注目する批評の流れを作りつつある (De Jong 8)。詳細については拙論「感傷小説研究史とジェンダー」2-6を参照。

2. 本文中に示した文献の他にも、キャンノンもしくは文学史・文学研究からの女性の排除に言及した研究として、Chapman and Hendler 5; Howard 74-75; 進藤 6-7を参照。キャンノンからの女性の排除について直接言及していない論稿も多い。しかし今日までの感傷小説研究史を通じ、キャンノンから女性が排除されていたこと自体に疑問を呈する論稿は、筆者の調べた限り見当たらなかった。感傷小説研究の領域では、そのことは再考する余地のない前提になってきたと考えられる。なお筆者は、拙論「感傷小説研究史とジェンダー」では、感傷小説研究の方向性に大きな影響を与えたフェミニズム批評の草分けとして、ジェイン・トンプキンスに注目した。同論考では、トンプキンスが、感傷小説は女性作家によって書かれたという理由でキャンノンから排除された、という見方を前提としていること、しかしその見方の根拠が示されていないことを指摘した (9-10)。本稿では、キャンノンの排他性の問題を正面から扱った他の批評例として、ラウターとバウムによる論文を吟味する。
3. 感傷小説研究の外部に目を転じると、たとえばポストコロニアル文学研究の分野では、キャンノンを静態ではなくダイナミックな運動として読み解く試みが見られる。一例として Mukherjee 113-14を参照。
4. バウム論文のタイトルの和訳については、舌津智之訳を借用した (舌津, 「アメリカ文学史の見直し論争」118)。
5. 同論文は、1983年刊行の雑誌『フェミニスト・スタディーズ』 (*Feminist Studies*) に掲載された後、『キャンノンとコンテキスト』 (*Canons and Contexts*) にそのままの形で再録されている (Lauter, *Canons and Contexts* 22)。ただし本稿における同論文の頁数は、すべて『フェミニスト・スタディーズ』に掲載された初出論文からのものとする。
6. 『ハックルベリー・フィンの冒険』結末の“territory”をフロンティアと解釈した代表的研究として、Slotkin 521を参照。
7. 2010年に出版された彼の編著『アメリカ文学と文化の手引き』 (*A Companion to American Literature and Culture*) の序文においてもラウターは、アメリカ文学の領域が変わりゆくものである、との見方を示している (2-3)。
8. 本稿で扱う論文「悩める男のメロドラマ」 (“Melodramas of Beset Manhood”) は、1981年夏の『アメリカン・クォーターリー』 (*American Quarterly*) に掲載された後、1992年に

ベイムが発表した単著『フェミニズムとアメリカ文学史』(*Feminism and American Literary History*) にほとんどそのままの形で収録されている (Baym, *Feminism* xii)。本論稿における同論文の頁数は、すべて『アメリカン・クォーターリー』に掲載された初出論文からのものとする。

9. その他、たとえば舌津智之は1980年代のキャノン見直し論争の火付け役として、またスザンヌ・クラーク (Suzanne Clark) は男性を主体とするアメリカ文化の形成のあり方にメスを入れた論稿の代表例として、ベイム論文を挙げている (舌津, 「アメリカ文学史の見直し論争」 118; Clark 8, 205)。
10. Baym, “Melodramas” 126, 128, 131を参照。
11. Baym, “Melodramas” 132, 134 135を参照。
12. ベイムは、女性がアメリカ神話から逸脱した物語を書く場合についても言及し、そうした物語は男性批評家たちからマイナーな作品として片づけられる、と論じている。しかしこの点についても、具体的な根拠は提示していない (136)。
13. 感傷小説研究の領域では、キャノンから女性を排除した黒幕として、マシーセンが槍玉に挙げられることが多い。しかしマシーセンは、女性作家の再評価にもつながる共感を文学評価の基準のひとつとしていた。この点については稿を改めて論じることとする。

Works Cited

- Baym, Nina. *Feminism and American Literary History: Essays*. New Brunswick: Rutgers UP, 1992.
- . “Melodramas of Beset Manhood: How Theories of American Fiction Exclude Women Authors.” *American Quarterly* 33.2 (1981): 123-39.
- . “The Rise of the Woman Author.” *Columbia Literary History of the United States*. Ed. Emory Elliot, et al. New York: Columbia UP, 1988. 289-305.
- . *Woman’s Fiction: A Guide to Novels by and about Women in America, 1820-1870*. Ithaca: Cornell UP, 1978.
- Chapman, Mary, and Glenn Hendler. *Sentimental Men: Masculinity and the Politics of Affect in American Culture*. Berkeley: U of California P, 1999.
- Clark, Suzanne. *Sentimental Modernism: Women Writers and the Revolution of the Word*. Bloomington: Indiana UP, 1991.
- De Jong, Mary, ed. *Sentimentalism in Nineteenth-Century America: Literary and Cultural Practices*. Madison: Fairleigh Dickinson UP, 2013.

大野瀬津子

- Douglas, Ann. *The Feminization of American Culture*. 1977. Farrar: Noonday P, 1998.
- Howard, June. "What Is Sentimentality?" *American Literary History* 11 (1999): 63-81. *Oxford Journals*. 31 July 2008 <<http://alh.oxfordjournals.org>>.
- Kete, Mary Louise. *Sentimental Collaborations: Mourning and Middle Class Identity in Nineteenth-Century America*. Durham: Duke UP, 2000.
- Lauter, Paul. *Canons and Contexts*. New York: Oxford UP, 1991.
- . Introduction. *A Companion to American Literature and Culture*. Ed. Paul Lauter. Malden: Wiley-Blackwell, 2010. 1-5.
- . "Race and Gender in the Shaping of the American Literary Canon: A Case Study from the Twenties." *Feminist Studies* 9 (1983): 435-63. *JSTOR*. 15 Nov. 2015 <<http://www.jstor.org/stable/3177608>>.
- Mukherjee, Ankhi. *What Is a Classic?: Postcolonial Rewriting and Invention of the Canon*. Stanford: Stanford UP, 2014.
- Mullen, Harryette. "Runaway Tongue: Resistant Orality in *Uncle Tom's Cabin*, *Our Nig*, *Incidents in the Life of a Slave Girl*, and *Beloved*." Samuels, *The Culture of Sentiment* 244-64.
- Samuels, Shirley, ed. *The Culture of Sentiment: Race, Gender, and Sentimentality in Nineteenth-Century America*. New York: Oxford UP, 1992.
- . *Romances of the Republic: Women, the Family, and Violence in the Literature of the Early American Nation*. New York: Oxford UP, 1996.
- Slotkin, Richard. *The Fatal Environment: The Myth of the Frontier in the Age of Industrialization, 1800-1890*. Norman: University of Oklahoma P, 1985.
- Tompkins, Jane. *Sensational Designs: The Cultural Work of American Fiction 1790-1860*. New York: Oxford UP, 1985.
- Twain, Mark. *Adventures of Huckleberry Finn*. Clayton: Prestwick House, 2005.
- Vietto, Angela. *Women and Authorship in Revolutionary America*. Burlington: Ashgate, 2005.
- Wexler, Laura. "Tender Violence: Literary Eavesdropping, Domestic Fiction, and Educational Reform." Samuels, *The Culture of Sentiment* 9-38.
- 大野瀬津子. 「感傷小説研究史とジェンダー——Jane Tompkinsの*Sensational Designs* を中心に——」. *Kanazawa English Studies* 29 (2016). 1-14.
- 進藤鈴子. 『アメリカ大衆小説の誕生——1850年代の女性作家たち』. 彩流社, 2001.
- 舌津智之. 「アメリカ文学史の見直し論争——マシーセンの万華鏡」. 『アメリカ——文学史・

文化史の展望』。亀井俊介監修，平石貴樹編。松柏社，2005。115-40。

**What Really Is a Canon?: Examining the Rhetoric Used in the Papers
by Paul Lauter and Nina Baym in the 1980s**

OHNO Setsuko

Scholars of the American sentimental novel have shared the assumption that women authors were excluded from the literary canon. The assumption implies the perceptions scholars have had for the canon as well as for the exclusion of women. First, they regard the canon as something substantial, the content which does not change over time. Second, they consider the exclusion of women as a past issue that had already been solved. The validity of those understandings, however, comes to be called into question when we read closely two papers published in the beginning of the 1980s: Paul Lauter's "Race and Gender in the Shaping of the American Canon: A Case Study from the Twenties" (1983) and Nina Baym's "Melodramas of Beset Manhood: How Theories of American Fiction Exclude Women Authors" (1981). Both Lauter and Baym postulate the canon as a social construct, and by so doing, take on women's exclusion as an actual problem, trying to reform the male-dominated academia and society at large. Although their discussion of women's exclusion from the canon is weak due to the lack of citations, their language acts as a criticism to contemporary academia as well as society. In this paper, I analyze the rhetoric that both scholars employ, and show how they challenge the foundation on which the studies of sentimental novels have been based.

First, in discussing Lauter's paper, we find that the canon is described as something reflective of social values. Lauter asserts that revision is needed in accordance with social change. By revision, he literary means re-vision, a correction of our perspective. This becomes most obvious in his argument about the category of periods used in American literary history; for example, he criticizes the traditional category of "Frontier Spirit" for obscuring the experience of women. His argument, however, is not supported by any citations from literary history, and has no foundation. Instead, he relies on rhetoric to bolster his claim. By using the words and phrases indicating the visual perception such as "bring into focus" and "fuller vision," he

shows how the new category of urbanization works as a lens through which we can view women's experience. Lauter's aim is not to include women authors into canon but to replace the lense and change the very way we see the world. Grounded on the concept of a canon as a social construct, he demonstrates that the world of literature is connected to a changing reality, trying to alter the male-centered point of view still rampant in his society.

Next in examining Baym's paper, we find that she regards canon as a myth that male scholars have created. According to her, women characters which have been written by women don't conform to the female stereotypes that male scholars have constructed as a component of the myth. This is why such women characters, as well as women authors who produced them, have been ignored by male authors. She, like Lauter, doesn't prove this view with any citation from any male scholars' work, so, as in the case of Lauter, her language becomes influential. Baym emphasizes how unrealistic women characters in male scholar's myth are, by contrasting it with the description women themselves give. It is noteworthy that she uses if-clauses in the sense of when or whenever. That is, she puts woman's representation of themselves in a realistic dimension. Moreover, she removes the distinction among woman characters, novelists, and critics, choosing as a subject in the if-clauses general pronouns such as women and a woman. It shows Baym's intention to speak for any woman including herself. Baym aims at pioneering a new field where she foregrounds the experience of women in the past and also in the present.

While Lauter and Baym fail to prove their argument of the exclusion of women from this canon, their language and views signify that they both regard the exclusion of women as their own issue, and that they attempt to reform an androcentric society. Succeeding scholars have forgotten the groundbreakers' sense of commitment, regarding the exclusion of woman from this canon as a problem that has been solved, thus, using it as a logical basis for their assertion to extend the canon. Papers written by Lauter and Baym in the 1980s don't endorse this standpoint; instead, their rhetoric reveals a sense of urgency Lauter and Baym felt, but following scholars have lost. The two critics were compelled to assume the canon as a construct so as to change society in which they were involved.

オバマ政権における経済政策について

——その理念と構造——¹

谷花佳介

I はじめに

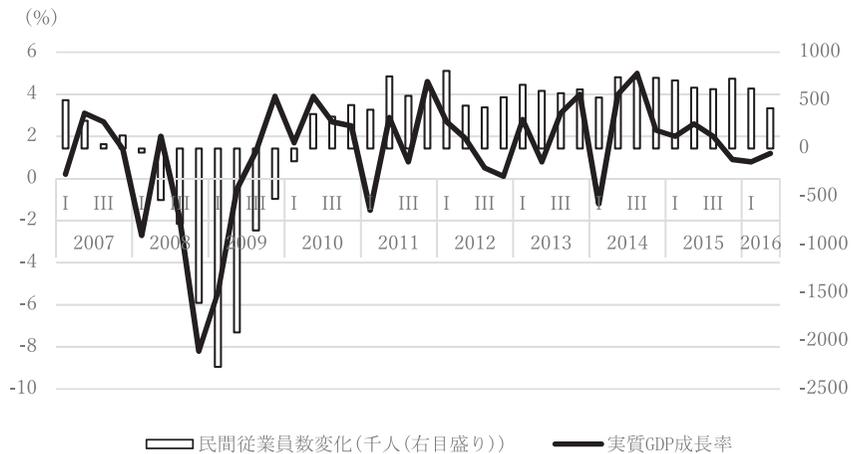


図1 アメリカにおける民間部門従業員数変化数と実質GDP変化率
(出所) U.S. Bureau of Economic Analysis および U.S. Bureau of Labor Statistics.

本稿はオバマ政権の経済政策の特色について、その理念と構造の観点から論じるものである。周知の通りオバマは、サブプライムローン問題に端を発する経済危機にアメリカが見舞われるなかで政権を担当することとなった。このサブプライムローン問題を背景とした経済危機はRomer (2009) ならびにAlminia et al. (2010) が述べているように、1920年代末期の大恐慌をものぐ痛手をアメリカ経済に与えた。この経済危機はアメリカ国内の富を著しく毀損し、結果として図1から読み取れるように、2008年第4四半期の実質GDP成長率は-8.4%、くわえて2008、2009年において約800万人もの雇用が失われることとなった。

こうしたアメリカ経済の苦境を背景に成立したオバマ政権はObama (2009, 2009a) が力説するように、経済回復に重点を置くものであった。そこで本稿は、アメリカ経済の回復を目標として策定・施行されたオバマ政権による一連の経済政策、とくに2009年に施行された「2009年米国復興および再投資法 (ARRA: American Recovery and Reinvestment Act of 2009)」²とそれに関する政策を中心にオバマ政権における経済運営の理念と構造について考察する。

Ⅱ 経済政策をめぐる理念 —ケインズ主義と新自由主義—

アメリカ経済の復興を唱え上院議員オバマは2008年11月14日大統領へと選出されることになるが、それから間を置かずして2009年2月17日にARRAが成立する。先に述べたように、オバマ政権にとってアメリカ経済の苦境からの脱却が喫緊の課題であったが、それぞれの政権運営の背景には政権特有の理念があり、政策はそれに則って行われる。とくにアメリカにおいては、歴代政権の経済政策運営に如実に表れているように、経済政策と経済理論との親和性が高く、その特徴が色濃く表れる傾向が強い。本稿の目的の一つはオバマ政権のそれを別出することにあるが、準備段階として本章では、政策の背景となる理念について考察する。

CEA (2010) はアメリカ経済復興への青写真を描いている。そこでは正しい政策が経済復興ならびに中間層の支援を可能とし、そのことにより経済のさらなる成長をもたらされ、その一方で適切でない政策は、経済悪化の原因を作り出し、中間層にストレスを与えるとの認識が示されている。さらにCEA (2010) からは、経済危機について金融部門の機能不全に直接的な原因があるとしながらも、それ以上に過度に金融へと依存しなければならなかった経済構造を長年放置してきたことこそが真の原因であるとの認識が読み取れる。

オバマ政権による経済危機に対する認識は、経済危機を単に金融部門から派生した問題とはせず、アメリカの抱える構造的問題が存在し、かつそれを放置してきたことが真の問題であるとするものである。それは政策論的には、前ブッシュ政権に対するアンチテーゼとしてとらえることが可能であろう。そこで、オバマ政権が経済危機の根本的原因を作り出したとするブッシュ政権とそれからの脱却を目指すオバマ政権それぞれの経済運営の基となる理念について、ケインズ主義とサプライサイド経済学そして新自由主義との対比の観点から考察しておこう。

まず、オバマ政権に先立つブッシュ政権における政策教義はサプライサイド経済学、ないしは新自由主義の系譜を引くものと考えることができる³。サプライサイド経済学とは、1980年代におけるレーガン政権期の経済政策教義となった概念であるが、それは福祉国家への傾斜および政府規模の拡大を批判するとともに、税負担の軽減および市場システムの活用を通じて経済成長を目指すものであり、その考え方は新自由主義に則ったものである。新自由主義はアダム・スミス以来の自由放任および夜警国家思想を発展、戦後の経済政策の理論的主柱であったケインズ主義が招いた行政機構の肥大化、インフレ昂進への批判として台頭したものである。

新自由主義の基本的姿勢はFriedman (1962) で明らかとなっているが、それは競争市場環境を形成するため法と秩序を維持し、個人の自由を保障するため政府の権力を分散させることにある。いわばFriedman and Friedman (1980) が唱導するように、政府の役割は個人の自由な活動を保証するためのルールづくりに限定されるべき、との考えに立つ。

後に述べるように、オバマ政権は経済における政府の役割を重視するケインズ主義の立場に立つものとして考えられるが、Biven (1989) が指摘するように、ケインズ主義、新自由主義双方ともに市場システムの有効性は認識しているものの、双方における相違は政府支出と租税政策に対する考え方にある。すなわちケインズ主義に依拠すれば⁴、政府による租税・財政政策は経済運営における重要な武器として見なされることになる。具体的な経済運営においてケインズ主義に則れば、ルーズベルト、ケネディ政権において展開されたように、財政支出は乗数効果に濾過されることで経済効果を生み出すこととなる。その一方で減税政策も可処分所得の増加を通じて、積極的な経済効果が期待されることになる。

ケインズ主義的政策が選択された場合、乗数および限界消費性向は相対的に低所得層において高いため、マクロ経済を上向かせるためには乗数、限界消費性向が高い低所得層の可処分所得を増加させることによる潜在的需要の顕在化が指向されることになる。このことを租税政策に当てはめれば、低所得層の税負担を相対的に軽減させる累進課税構造が指向されることになる。一方で新自由主義に依拠すればFriedman (1962) が提唱するように、累進課税の適用は租税政策の複雑さに起因する国家予算の無駄づかいの温床となり、それは勤労意欲を阻害し経済成長を妨げるものとなるため、所得に対する一律税制が指向されることになる。

またBiven (1989) が指摘するように、サプライサイド経済学および新自由主義は減税によるインセンティブ刺激を重視し、「一国経済の潜在成長力の増強-経済成長」という長期的視点に立つものといえる。一方でケインズ主義は景気循環という比較的短期の経済動向を注視し、財政・租税政策による乗数効果の連鎖を通じて経済の底上げを企図するものといえる。

Ⅲ 2000年代におけるアメリカの経済政策の特色

先にケインズ主義とサプライサイド経済学および新自由主義との経済政策教義の相違について概観してきたが、2000年代に入ってからアメリカにおける経済運営はいかなる性格を持つものであったのか。本章ではまず、ブッシュ政権の経済運営、とくに「ブッシュ減税」として知られる「2001年経済成長・減税調整法 (EGTRRA: Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001)」および「2003年雇用・成長減税調整法 (JGTRRA: Jobs and Growth Tax Relief Act of 2003)」を中心に議論を進める。

1. 減税政策

まずブッシュ政権の基本政策はBush (1999) からうかがい知ることができるが、それは政府規模拡大がモラル低下の元凶と考え、草の根レベルでの市民協働を重視する「思いやりのある保守主義」を重視するものとなっている。つまり、拡大する政府機構に対する不信感が根底

表1 EGTRRAの内訳

(単位：100万ドル)

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2001-06合計	2001-11合計	割合
所得税減税	40,191	54,521	61,479	69,385	72,975	92,865	391,416	874,939	64.9%
(10%税率の創設)	38,186	33,421	40,223	40,336	40,201	40,203	232,570	421,321	-
(その他税率引き下げなど)	2,005	21,100	21,256	29,049	21,774	50,924	157,107	420,606	-
子育て世帯への税額控除	518	9,291	9,927	10,602	12,785	18,320	61,444	171,782	12.7%
結婚世帯への税額軽減措置	-	8	847	1,277	6,136	9,975	18,243	63,295	4.7%
教育支援	-	2,457	3,469	4,291	4,732	2,779	17,728	29,414	2.2%
相続・贈与税減税	-	105	6,993	5,590	7,594	4,570	24,852	138,005	10.2%
年金に対する課税優遇措置	-	1,892	4,088	4,530	5,285	5,816	21,511	49,636	3.7%
AMTに対する減税	178	2,311	3,161	4,605	3,646	-	13,901	13,901	1.0%
法人税ルールの修正措置	32,921	-32,921	-	6,606	-6,606	-	0	0	0.0%
その他	-	99	638	816	851	877	3,281	7,562	0.6%
合計	73,808	37,763	90,602	107,702	107,399	135,202	552,476	1,348,534	100.0%

(出所) Joint Committee on Taxation (2001).

にある。

まず、EGTRRAについて概観しておこう。2001年に発足したブッシュ政権は、Bush (2001) が掲げるように政府部門の黒字を国民へと還元することを主眼に置いている⁵。表1はEGTRRAの見込みを示したものであるが、これによると2001～2011年の10年間で約1.3兆ドルの減税規模となっており、その中で目立つ減税項目は所得税、相続・贈与税となっている。

表2 EGTRRAの所得階層別効果

所得水準	総減税規模(10億ドル)	平均減税額(ドル)	総減税規模に占める割合	総減税額に占める 2001年減税の割合	2001年減税以 降に見込まれる 減税額(ドル)	2001年減税以 降に見込ま れる総減 税規模に占 める割合
15,000ドル以下	1.5	56	2.6%	85%	10	0.2%
15,000-27,000ドル	7.0	269	12.1%	72%	107	2.2%
27,000-44,000ドル	10.5	405	18.2%	68%	194	4.1%
44,000-72,000ドル	15.0	575	26.0%	56%	449	9.4%
72,000-147,000ドル	14.4	739	25.0%	34%	1,416	22.2%
147,000-373,000ドル	5.2	1,008	9.0%	30%	2,316	9.7%
373,000ドル以上	4.1	3,120	7.1%	6%	50,003	52.2%
合計	57.7	440	100.0%	32%	950	100.0%
44,000ドル以下(下位60%)	19	243	32.9%	70%	104	6.5%
104,000ドル以上(上位10%)	14.6	1,121	25.3%	14%	6,771	70.7%

(出所) Citizens for Tax Justice (2001).

表2はEGTRRAの所得階層別の効果を示したものである。これによると、2001年の時点で高額所得者であるほどEGTRRAにおいて適用される減税プランは小さいが⁶、時間の経過とともに富裕層優位の税制となる。つまりEGTRRAは、低所得層が富裕層向けの減税を行政サービスの低下という代償で補うという点で、低所得層にとって不利な税制となる。

表3 JGTRRAの内訳

(単位：100万ドル)

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2003-08合計	2003-13合計	2003-13における割合
減税前倒し	30,904	88,324	46,292	5,915	-	-	171,435	171,435	49.0%
子育て世帯への減税	13,712	5,820	12,956	-	-	-	32,488	32,488	9.3%
結婚世帯への税額軽減措置	4,936	24,904	5,232	-	-	-	35,072	35,074	10.0%
10%所得税率拡大	1,549	8,445	1,912	-	-	-	11,906	11,906	3.4%
所得税率引き下げ	9,531	38,809	19,930	5,915	-	-	74,185	74,185	21.2%
AMT減税	1,176	10,346	6,260	-	-	-	17,782	17,782	5.1%
ビジネス支援関連(設備投資・加速度償却関連)	11,565	35,979	15,374	8,387	12,024	9,954	32,553	10,146	2.9%
配当・キャピタルゲイン減税	4,312	18,434	20,550	23,123	25,717	26,747	118,883	148,086	42.4%
キャピタルゲイン	62	928	1,335	3,042	4,454	3,544	13,365	22,386	6.4%
配当	4,250	17,506	19,215	20,081	21,263	23,203	105,518	125,700	35.9%
州に対する一時的補助金	7,730	12,270	-	-	-	-	20,000	20,000	5.7%
企業租税優遇措置	6,325	-6,325	-	-	-	-	-	-	-
合計	60,836	148,682	82,216	20,651	13,693	16,793	342,871	349,667	100.0%

(出所) Joint Committee on Taxation (2003).

表3はJGTRRAの内訳を示したものである。JGTRRAはEGTRRAを補強するものといえ、主な減税内容は減税前倒しと配当・キャピタルゲイン減税となっている。

2. 高所得層優位の税制

表4 ブッシュ減税の所得階層別効果 (2001-2006年)

所得水準	構成比	税率変化	税制の配分	減税後の所得変化率	税配分の偏差(減税の配分/構成比)
10,000ドル以下	13.0%	61.2%	0.3%	-2.6%	0.02
10,000-20,000ドル	17.4%	25.8%	1.2%	-1.5%	0.07
20,000-30,000ドル	13.5%	3.1%	2.7%	-0.4%	0.20
30,000-40,000ドル	10.2%	2.7%	3.9%	-0.5%	0.38
40,000-50,000ドル	8.1%	3.3%	4.6%	-0.7%	0.56
50,000-75,000ドル	14.3%	2.8%	12.1%	-0.7%	0.85
75,000-100,000ドル	8.6%	1.2%	11.0%	-0.3%	1.28
100,000-200,000ドル	10.8%	-0.9%	23.9%	0.3%	2.20
200,000-500,000ドル	2.9%	-0.5%	15.2%	0.2%	5.32
500,000-1,000,000ドル	0.5%	-1.8%	6.6%	0.8%	13.55
1,000,000ドル以上	0.3%	-3.6%	18.4%	2.0%	70.69
全体	100%	0%	100%	0%	1.00

(出所) Tax Policy Center (2007) より筆者作成。

EGTRRA, JGTRRAを中心にブッシュ政権下で行われた減税政策を概観してきたが、これらはどのような影響を与えたのであろうか。

表4はブッシュ政権で行われた一連の減税政策が及ぼした影響を、所得階層別に分けて示したものである。先に見たようにブッシュ政権による一連の減税政策⁷は、富裕層優位の税制であるといえる。表4ではそのことが如実に表れている。まず税率変化を検討してみると、所得

谷花佳介

水準10,000ドル以下の層が61.2%の税率上昇に直面するのに対して、1,000,000ドル以上の層は-3.6%の減税効果をブッシュ減税は与えることになる。つまり、所得水準が上昇するにしたがい優位な税率となる。この税率変化は所得変化にも当然のことながら影響を及ぼすことになる。すなわち所得水準10,000ドル以下における層の所得は2.6%減であるのに対して、所得1,000,000ドル以上における層の所得は2%上昇することになり、所得水準が上昇するほど所得の増加幅は拡大することになる。さらに税配分の偏差を見てみると、まず米国民のうち13.0%を占める所得水準10,000ドル以下の層には税制の0.3%が割り当てられている一方で、0.3%を占めるに過ぎない所得1,000,000ドル以上の層には実に18.4%もの税制が配分されている。つまり税制の配分が大きく偏っており、減税と相まってブッシュ政権の経済運営は富裕層に有利なものとなっている。

先に述べたようにケインズ主義に依拠すれば、経済成長には相対的に限界消費性向の高い低所得階層への税負担軽減が有利であるが、ブッシュ政権の経済運営からはこうした累進課税制度の適用は読み取れない。すなわちBush (2001a, 2001b) で述べられているように、ブッシュ政権における減税政策は、民間部門の保有する資金を増やし資本形成に資するというサプライサイド強化を狙ったものである。同時にサプライサイドの強化は、税負担の軽減を通して新規起業や雇用を創出し、それら恩恵が経済全体へ波及するという「トリクルダウン効果」を企図したものともいえる。

IV オバマ政権における経済政策の性格

サブプライム問題に端を発する経済危機は、2008年に本格化した。その中でオバマ政権は発足することになる。本章ではオバマ政権における経済運営に焦点をあて、その景気対策的側面と中・長期的側面の観点から政策の性格と成果について考察する。

1. 経済対策としての視点

1.1 2009年米国復興および再投資法

オバマ政権の方針はObama (2009, 2009a) で述べられているように、経済復興に重点を置くものであった。その基本方針は ①雇用の維持・創出を通じ経済の回復をはかる ②経済危機により悪影響を被った者の支援 ③経済効率を高めるための科学技術・医療分野へ投資 ④運輸、環境保護分野への投資 ⑤州・地方政府財政を安定させることで行政サービスを維持し、増税を回避 というものである。

この基本方針を踏襲したものがARRAであるが、ARRAの目的は経済危機に対応し、公共投資を通じて経済の底上げをはかるというものである。これらの目的を達成するため、即座かつ

表5 ARRAのプログラム別支出分類

(単位：10億ドル)

	2009	2010	2011	2012	2013	合計	割合
個人減税	42.9	91.3	46.5	0.4	0.4	181.7	22.6%
AMT減税	13.8	69.9	-14.4	0.0	0.0	69.0	8.6%
企業税優遇	23.1	18.2	-5.9	-3.7	-2.9	28.8	3.6%
州に対する財政援助	43.8	63.3	26.0	6.0	4.0	143.0	17.8%
個人に対する援助	31.8	49.5	15.5	8.8	5.9	111.5	13.9%
公共投資	25.1	94.0	82.0	39.9	29.6	270.5	33.6%
合計	180.5	385.8	149.9	51.4	37.0	804.6	100.0%

(出所) Council of Economic Advisers (2014).

持続的取り組みが求められた。表5はARRAによる支出をそれぞれのプログラムに応じて分類したものである。表5によるとARRAは2009～2013年までの間、歴代政権最大規模の総額8000億ドルもの財政支出が行われている。また表5によると、ARRAにおけるプログラムの中で中心となっているのが個人減税、州に対する財政援助および公共投資であることがわかる。個人減税と州に対する財政援助では、とくに個人減税はARRAのプログラム初期における中心的存在であり、経済危機に対する即時的対応としての役割を担っていると考えられる。他方、公共投資はARRAプログラムの中・後期において中心的役割を果たしており、個人減税による効果が剥落した後の期間における経済下支えを担うものといえる。後に議論するように、ARRAは公共投資に経済下支えを託すと同時に、インフラ整備など長期的経済成長をも視野に入れる性格を持っていることも表5から浮き彫りとなる。

1.2 裁量的性格

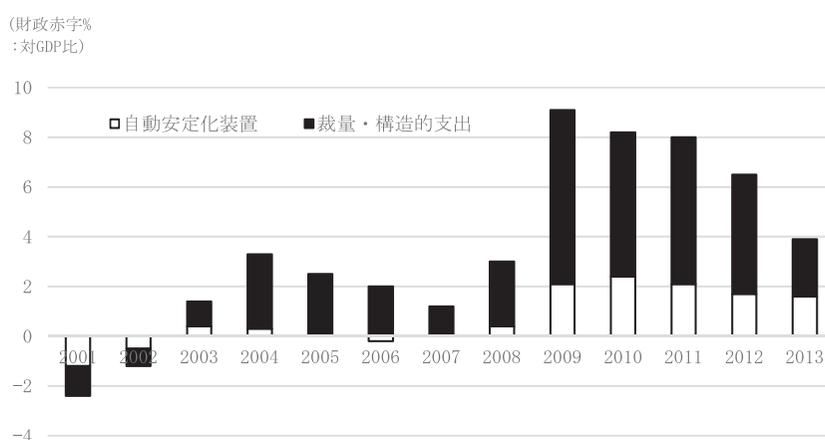


図2 財政収支の内訳

Congressional Budget Office (2014) より筆者作成。

ところでCEA（2004）によると、政府が経済に積極的に介入するという裁量的政策は歴代政権に忌避されてきたとされる。それではオバマ政権の経済運営は、どのような性格をもつのであろうか。図2は財政収支の要因を自動安定化装置⁸と裁量・構造的支出とに分類したものである。まず2001～2009年までがブッシュ政権期に該当する期間である。とくに2001年では、1990年代の長期好況を引き継ぐ形で経済が比較的好調であったため、マイナスの財政赤字、つまり財政黒字が生じている。その後ITバブル崩壊、同時多発テロ背景とした経済不振およびイラク戦争の戦費調達により、財政収支の赤字が生じている。しかし、図2によると2007年より経済危機が発生するものの、目立った財政赤字、すなわち財政出動はみられない。

一方でオバマ政権が成立し、ARRAをはじめ一連の政策が着手された2009年以降、裁量的・構造的支出が財政出動の中心となっていることが図2より読み取れる。ここからBlinder and Zandi（2010）が指摘するように、市場システムではなく財政出動規模を拡大させることで政府が積極的に経済へと介入し、経済浮揚をはかろうとするケインズ主義的性格が見てとれる。

表6 ARRAのGDP押し上げ効果

（単位：％）

	2009	2010	2011	2012	2013
CEA 試算	1.1	2.4	1.8	0.8	0.3
CEA 試算:低位	0.4	0.7	0.4	0.1	0.1
CEA 試算:高位	1.7	4.1	2.3	0.8	0.3
Goldman Sachs	0.9	2.3	1.3	-	-
HIS Global Insight	0.8	2.2	1.6	0.6	-
James Glassman, JP Morgan Chase	1.4	3.4	1.7	0	-
Macroeconomic Advisers	0.7	2.0	2.1	1.1	-
Mark Zandi, Moody's Economy.com	1.1	2.6	1.7	0.4	-

（出所）CEA（2014）。

このようにARRAをはじめオバマ政権の経済運営は、ケインズ主義的性格を帯びていることは明らかであろう。それではこうした裁量的・介入主義的政策は、いかなる効果を経済に与えたのであろうか。表6は、各調査機関によるARRAのGDP押し上げ効果の分析結果を示したものである。これによるとCEAおよび各種民間調査機関の計測において、ARRAは2010および2011年の実質GDPを年率2.0%程度押し上げていることが明らかとなる。この調査結果を補強するものとしてBlinder and Zandi（2010）がある。Blinder and Zandi（2010）ではARRAによる財政出動拡張の是非についての分析が行われているが、実質GDPについてARRAが策定されなかった場合と比較して、2009年は4.9%、2010年は6.6%の実質GDPの押し上げ効果を持つことが明らかとなっている。さらに雇用に関しては図1で明らかのように、2010～2011年で330万人さらに2012年までに550万人の雇用が生み出されている。この経済成績は、政府による介入・裁量的政策を肯定するものといえよう。

2. 中・長期的視点

図1から見てとれるように、サブプライム問題を契機とする経済危機が深刻化するのが2008、2009年である。経済状況の深刻化に対する対応策として財政政策が要請されたが、当初の性格はElmendorf and Furman (2008) およびSummers (2007) が指摘するように、「三つのT」すなわちTimely (適宜), Targeted (限定的), Temporary (一時的) であることを重視し、財政政策の時期と範囲とを限定するものであった。これは「経済危機においては政策的介入を行い、経済に回復基調が見られれば介入をひかえる」とする主流派経済学の原則に依拠したものである⁹。

しかしながら、サブプライム問題の根本にはFinancial Crisis Inquiry (2001) が指摘しているように、持続的な住宅価格の上昇がある。これには2000年代初頭から低金利政策を推し進めてきたブッシュ政権の政策も背景にあるが、住宅価格の上昇はその担保価値の上昇をもたらし、家計部門のさらなる信用利用、負債の増加による消費拡大をもたらす。さらに2000年代に入り実質賃金の伸びは住宅価格の上昇と比べて緩慢であったため、住宅価格上昇にともなう担保価値の上昇、さらなる住宅価格上昇への期待にともなう信用利用が経済の牽引役となっていた。つまり、経済成長のなかに住宅市場の動向が組み込まれ構造化されていた。このような資産価値上昇に依存した経済構造のなかではLaeven and Valencia (2012) が指摘するように、資産価値急落による経済危機は深刻化・長期化する可能性がある。したがって経済対策に対する要請もSummers (2009) が述べるように、一時的対応策ではなく構造的問題に対処するための新たな経済成長基盤の形成を目的とした、長期・持続的な財政拡大策の重要性が認識されるに至った。

IMF (2009), Reinhart and Rogoff (2014) およびReifchneider et al. (2013) の分析では、実体経済に対するショックは中・長期的な経済成長のトレンドを変化させ、そのために裁量的政策が要請されることになる。とくに財政政策についていえばDeLong and Summers (2012) の分析では、経済危機における財政支出は経済を底上げし、中・長期的には税収の増加による政府債務削減をもたらすとされる。ここに積極的な裁量的介入政策の余地が生じる。

オバマ政権の経済運営に対する態度も持続的な性格を帯びることになるが、それをうかがわせるのが表7で示されているARRA以降に着手された経済対策である。ここでは企業・労働者支援、雇用促進、失業者支援および減税措置の拡大・延長が主なプログラムのとしてあげられる。その予算規模は2009～2012年で約6700億ドルとARRAに匹敵するものである。

くわえて表7で示されているように、ARRAに続く経済対策は長期的かつ持続的性格を持っているが、これは1930年代の経済対策の反省に立ったものであると考えられる。CEA (2010, 2014), Alminia et al. (2009) およびRomer (2009) など先行する分析は、1930年代における

表7 ARRA以降の経済対策 (単位：10億ドル)

	2009-12	2009-19
2009年成立		
労働者、持ち家所有、企業支援法(HR3548)	35	24
2009年補正予算(おんぼろ車で現金)(HR2346)	3	3
2010年国防予算法(失業保険、包括財政調整法)(HR3326)	18	18
2010年成立		
2010年臨時延長法(HR4691)	9	9
雇用優遇・促進法(HR2847)	13	15
2010年延長継続法(HR4851)	16	16
2010年失業補償法(HR4213)	33	34
連邦航空局安全向上法(HR1586)(教育職/連邦医療費負担率拡張)	26	12
中小企業雇用法(HR5279)	68	10
減税、失業保険再認可、雇用創出法(HR4853)	309	237
2011年成立		
臨時給与減税継続法(HR3765)	28	29
退役軍人雇用促進法(HR674)	0	0
2012年成立		
2012年中間層税軽減および雇用創出法(HR3630)	98	123
2012年米国税務者救済法(HR8)	17	178
合計	674	709

(出所) CEA (2014).

大恐慌とこのたびの経済危機との類似性を指摘する一方で、政策対応の相違も指摘している。これら先行研究を総括すると、確かに1930年代の大恐慌時の経済対策はケインズ主義的性格を帯びたものであったが、財政出動は短期で終了したため1937年不況が生じたことになる。この観点からすると、CEA (2010) が指摘するように誤った財政政策は却って経済に損害をもたらすことになる。したがってARRA以降の持続的な財政出動は、1937年不況を反省する立場から経済危機の揺り戻し回避を命題とし、ケインズ主義に依拠した経済対策を推し進めたものといえる。さらにCEA (2010) は、財政収支改善を目的とした早急かつ大幅な支出削減と増税は経済危機において誤った政策と断じており、ここから不況時の財政規律の遵守は時期を誤ったものとするオバマ政権の政策態度が垣間見える。

さらに、財政支出拡大策と財政規律の遵守はトレードオフの関係にあると思われるが、先に述べたようにオバマ政権はCEA (2010) で唱導されているように財政収支の改善はひとまず保留したうえで、債務利払い費を除いた中・長期的な基礎的財政収支の改善を重視している¹⁰。これは1960年代のケネディ政権で展開された「完全雇用財政収支」の概念の現代版として位置づけることができよう。

3. 経済成長基盤の整備

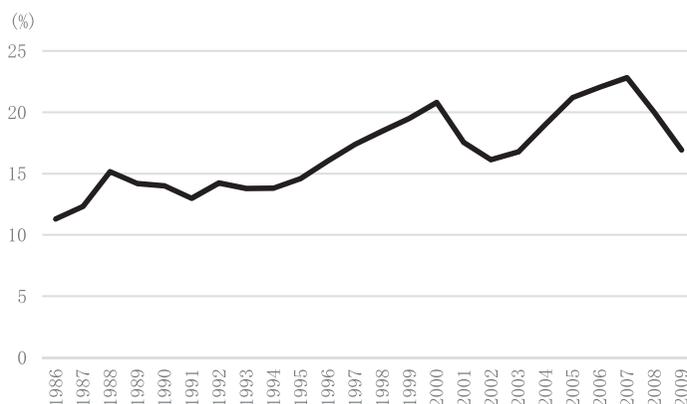


図3 所得階層上位1%シェア

(出所) Internal Revenue Service.

CEA (2012) が指摘しているように、サブプライム問題に端を発する金融危機の背景には中間層所得の伸びの鈍化、縮小があり、不安定な所得状況を補うため住宅金融が過度に活用されたという構造的問題が存在する。図3は所得階層上位1%の所得シェアの動向を示したものであるが、これによると中・長期的な所得階層上位1%の所得シェアは上昇し続けており、所得格差の拡大が顕在化していることが見てとれる。この背景には、1990年代における「IT革命」による経済構造の変化やブッシュ政権期における富裕層優遇政策がある。したがって、オバマ政権の喫緊の課題は、むしろ金融危機からの経済復興であるが、中・長期的課題は金融危機を作り出した構造的問題自体への対処、つまり経済格差を是正し安定的かつ持続的な経済成長基盤の形成となる。

3.1 2012年米国納税者救済法

先に述べたように、ARRA以降継続的に経済対策が行われてきたが、それは財政出動を通じた裁量的、ケインズ主義的性格を持つものであった。本節ではまず、それらARRA以降に行われた経済対策のなかで2012年米国納税者救済法（ARTA: American Taxpayer Relief Act of 2012）を取りあげ、オバマ政権における経済運営の性格についてさらに考察を行う。

まずCEA (2013) およびObama (2013) によると、ATRAは財政収支を改善することで「財政の崖」¹¹を回避し、税制のゆがみを是正するプログラムとして位置づけられている。すなわちCEA (2013) によると、ATRAはむこう10年間で約7000億ドル以上の財政赤字を削減すると同時に、大量の財政支出削減を回避し98%の米国民と97%の中小企業へ永続的所得減税を手

表8 ATRAにおける主な政策パッケージ (単位：10億ドル)

主な政策パッケージ	連邦予算への影響
年収40万ドル(夫婦45万ドル)以下の世帯の所得減税延長	395
年収40万ドル(夫婦45万ドル)以下のキャピタルゲイン・配当減税を延長、その基準を超える所得世帯へは20%へと増税	55
年収25万ドル(夫婦世帯30万ドル)以上への人的控除の段階的廃止	150
遺産税の35%から45%への増税	20
歳入増	620
設備投資減税延長	-75
純歳入増	545
失業保険ベネフィットの一年間延長	-30
医療費過払い金の償還	10
歳出見直し	-20
純利払い	-85
合計	650

(出所) Committee for a Responsible Federal Budget (2013).

当てし、他方富裕層へは財政赤字削減への協力を求める内容となっている。

ARTAは最高限界税率の35%から39.6%への引き上げをはじめ、表8にあるように中心的内容として、① 年収40万(夫婦で45万)ドル以下の所得階層に対する所得減税延長¹² ② 低・中所得階層に対するキャピタルゲイン・配当減税延長および高所得階層に対する増税 ③ 年収25万(夫婦で30万)ドル以上の所得階層に対する人的控除の段階的廃止 ④ 遺産税を35%から45%へと引き上げ などがあげられる。

表9 ATRAの所得階層別効果

所得水準	構成比	ARTAによる所得税率の変化	税負担の配分の税率変化	税率変化後の所得変化率	税負担配分の偏差(減税の配分/構成比)
10,000ドル以下	10.1%	1.3%	0.6%	-1.3%	0.06
10,000-20,000ドル	15.3%	1.0%	1.9%	-1.0%	0.12
20,000-30,000ドル	12.2%	1.2%	2.9%	-1.3%	0.24
30,000-40,000ドル	11.1%	1.3%	3.9%	-1.4%	0.35
40,000-50,000ドル	8.8%	1.3%	4.0%	-1.5%	0.45
50,000-75,000ドル	16.2%	1.3%	10.5%	-1.6%	0.65
75,000-100,000ドル	9.2%	1.4%	8.8%	-1.7%	0.96
100,000-200,000ドル	12.8%	1.4%	18.1%	-1.7%	1.41
200,000-500,000ドル	3.0%	1.0%	6.6%	-1.3%	2.20
500,000-1,000,000ドル	0.5%	2.2%	5.5%	-3.1%	11.00
1,000,000ドル以上	0.3%	5.2%	37.1%	-7.7%	123.67
全体	100%	1.8%	100%	-2%	1.00

(出所) Tax Policy Center (2013) より筆者作成。

ATRAは「財政の崖」を回避し、総体として表8から読みとれるように財政再建を目的としたものであるため、納税者からみれば増税という形であられるが、このATRAの影響はいかなるものであろうか。表9はATRAの影響を所得階層別に表わしたものである。まず税率変化をみてみると、所得水準10,000ドル以下の層の増税率は1.3%である一方で、所得水準1,000,000ドル以上の層は5.2%の税率上昇に直面することになる。つまり、高所得層ほど高い税率上昇に直面することになる。この税率上昇が所得に与える影響を検討すると、所得水準10,000ドル以下の層の所得は1.3%減少するのに対して、所得水準1,000,000ドル以上の層における所得は7.7%減少することになる。税負担配分の偏差について検討すると、所得水準10,000ドル以下の層では0.06、所得水準1,000,000ドル以上の層では123.67である。このことは、所得水準上位0.3%の層に税負担の37.1%が集中していることを意味しており、高所得階層に税負担が集中するという累進的構造をATRAは有しており、ブッシュ減税と対照的な姿を見せている(表4参照)。

ATRAは高所得者に税負担を集中させると同時に、低所得層の税負担を低く設定することで垂直的公平性を担保し、2000年代以降継続されてきた高所得層優位の経済運営を転換させる試みであるといえる。この垂直的公平性の追求は、CEA(2012)で紹介された「パフェットルール」¹³を遵守する、ことで応能負担に基づいた累進課税制度を目指したものと位置づけることができる。

3.2 持続的経済成長環境形成の試み

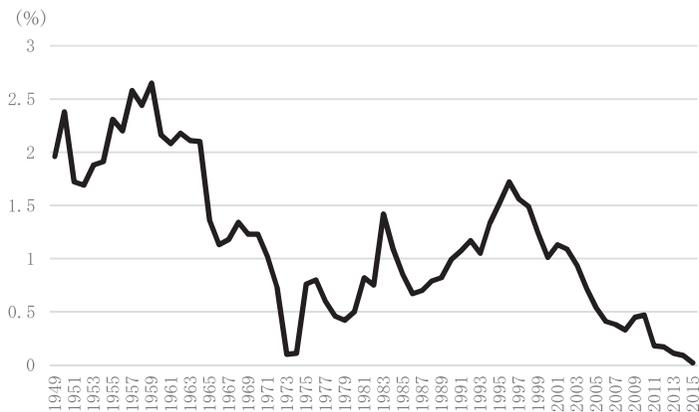


図4 全要素生産性成長率 (10年移動平均)

(出所) U.S. Bureau of Labor Statistics.

表10 ARRA長期成長投資

	推計支出(2009-2019年,10 億ドル)	割合
資本		
交通インフラ建設	30.0	10.0%
環境浄化・保護	28.0	9.3%
建物建設	23.9	8.0%
治安・国防	8.9	3.0%
経済開発	14.6	4.9%
労働		
ベル奨学金	17.3	5.8%
特殊教育	12.2	4.1%
恵まれない児童への支援	13.0	4.3%
その他の人的資本	10.3	3.4%
技術		
科学研究	18.3	6.1%
クリーンエネルギー	78.5	26.1%
医療・医療IT	32	10.6%
ブロードバンド	6.9	2.3%
その他	6.7	2.2%
合計	300.6	100.0%

(出所) CEA (2014).

中・長期的な観点から経済が持続的に成長するためには、経済の潜在力つまり生産性の上昇が必要である。図4はアメリカにおける全要素生産性の動向を示したものである。まず1950～1973年における全要素生産性成長率は2.25%/年であり、終戦にともなう軍事技術の民間転用、インターステートハイウェイをはじめとした大規模公共投資がこれを押し上げた。1973～1995年における全要素生産性成長率は0.55%/年と急激な落ち込みが生じている。この落ち込みの背景には、石油危機による高度成長の終了、ベビーブーム世代の労働市場参入にともなう労働力の質低下がある。1996～2006年における全要素生産性成長率は1.07%/年であり、一定程度の回復が生じているが、この背景には「IT革命」による経済構造の変化が考えられる。

生産性の成長には投資による資本量の充実、人的資本教育・訓練ならびに技術進歩が重要である。表10で表わされている財政支出は経済の潜在力を高め、中・長期的経済成長に向けた環境形成を目的として策定されたものである。そこで本稿では資本投資、人的資本の教育・訓練および技術進歩に対する取り組みの観点からARRAの性格について検討する。

資本投資

ARRAおよびそれに付随する財政出動はケインズ主義的色彩を帯びるものであり、これは不況期における対応ともいえ一時的な公共投資により経済の底上げを企図するものである。一方でインフラ投資をはじめとした公共投資は、中・長期的経済成長に向けた環境形成に資するも

のである。CEA（2014）では税制面から投資を行う企業を援助する施策が表明されているが、主なものとして営業損失繰り戻し、特別減価償却期間延長、無利子融資および投資の全額経費化があげられる。これら施策は企業減税として作用するものであり、経済危機により毀損した企業の財務状況を改善し新たな投資を行うインセンティブを付与するものである。

表10では、資本投資のなかで交通インフラ投資が大きな割合を占めることが読み取れる。Department of Treasury and CEA（2012）は公共投資の投資効果について分析を行っているが、これによると、公共投資は短期的には職を創出することで経済を下支えするとされる。中・長期的には、投資による社会的収益が私的収益を上回るために社会全体の厚生を高めることになる。たとえばCEA（2014）が唱導する交通インフラに対する投資は、自家用車利用の問題点を投げかけ公共交通機関の利用促進が中心的内容となっているが、CEA（2014）の分析によれば交通インフラ投資は自動車から公共交通機関への交通手段の転換をもたらす、家計の負担となっている交通手段に対する支出を低下させることになる。さらには交通インフラへの投資は、産業集積の起爆剤としての役割を果たすことにもなる。結果として投資の促進は経済全体の効率性を上昇させ、潜在的成長力の強化につながるものと考えられる。

人的資本の教育・訓練

Piketty and Saez（2003）あるいは図3に表わされているように、年代の経過とともにアメリカにおける経済的格差は拡大をみせている。これを人的資本との関連で検討するうえでBound and Johnson（1995）およびAcemogulu（2002）による分析に依拠すると、技術の変化が特定の種別の労働力への需要に影響を及ぼし、それが経済的格差に結びつくことになる。すなわち高度な技術や技能に対する熟練の程度が経済的機会の獲得を左右し、このことが経済的格差に直結することになるのである¹⁴。

経済不振のもとでは、労働者が保有する技能と求められる技能との間に齟齬が生じた場合、事態は深刻となる。たとえばJacobson et al.（1993）の分析によると、業務上の知識や技能は主にon the job trainingより形成されるため、経済不振による失職とその長期化は失職者個人のスキルを低下させ、その規模拡大は経済全体に悪影響を及ぼすことになる。またOyer（2006）の検証によると、経済不振下の求職者、とくに若年層の就職先は不本意なものとなりやすくそれは長期にわたり継続する傾向にある。つまり経済不振の長期化は、個人のキャリア形成に悪影響を与えることになる。したがって、経済不振のもとでは持続的経済成長基盤形成のために時宜に適した教育・訓練が必要となる。

教育・訓練の効果について、まずBarrow and Rouse（2005）は教育による収益の分析を行っているが、教育による所得の増加は授業料および在学による機会費用を補ってあまりあること

谷花佳介

を明らかにしている。さらに職業訓練の効果についてみれば、Jacobson et al. (2004) による分析は、職業訓練は中・長期的な所得を引き上げる効果を持ち、とくに技術系教育においてその効果は大であることを明らかにしている。Blanchard and Summers (1986), Ljungqvist and Sargent (1998) によれば、経済機会の損失は人的資本の劣化に至るため、失業期間が長期化する経済不振下では、教育・訓練をはじめとした人的資本投資の重要性は高まることになる。

先行研究からは、経済的格差は正しくわえて持続的経済成長環境形成のための人的資本育成が喫緊の課題となることが理解できるが、オバマ政権でもObama (2009) が表明しているように、人的資本育成は科学技術分野での優位性を維持するため、くわえて教育をグローバル競争下での国家間競争に勝ち抜く上での一経済手段として認識されている。ARRAではERP (2014) で表明されているように、人的資本保護と人的資本投資拡大が中心となる。人的資本保護については、経済危機下における教職員の雇用確保を目的としたものである。人的資本投資拡大では、初・中等教育への予算回復、公立学校の授業料値上げ回避およびペル奨学金など高等教育にむけた援助の充実が計画されている。

技術進歩

経済理論によれば全要素生産性成長は技術進歩を反映したものであり、技術革新への試みは中・長期的な経済成長を左右することになる。しかしながらHall (2009) が述べるように、技術投資により発生する社会的収益は私的収益を上回る。そのため私的には技術投資の「もと」は取れないため、社会的にみて技術投資は過小となってしまう。そこに科学技術振興のため、政府による投資、援助の余地が生じることになる。

たとえばObama (2009b) からうかがえるように、オバマ政権は科学技術に向けた支援を明確に打ち出している。まず、オバマ政権では科学研究への支援は財政支出のほかに民間活力を活用する意味で、投資税額控除の形でも行われる。

表10からうかがえるように、エネルギー分野は中・長期的な経済成長基盤形成投資のなかで最重要項目となっている。とくにクリーンエネルギー分野と再生可能エネルギー分野が投資対象となっている。エネルギー投資は一義的には新たな産業育成を目的としたものであるが、クリーンエネルギー分野に向けた投資は自然環境改善、再生可能エネルギー分野への投資は原油依存削減による経済安全保障強化を企図するものである。

医療分野への投資は、主に医療情報の電子化を企図したものであり、これは医療の重複、ミスの減少を目的としている。この医療分野への投資はCEA (2014) が述べるように、医療費支出削減のみならず医療水準の向上および予防医療への道筋が整えられることになる。

CEA (2014) が主張するように、ブロードバンド回線の普及、それへの接続増加については情報基盤の拡充と経済の潜在力拡大を目指すオバマ政権の意向を反映したものである。

V むすび —「賢明な政府」—

歴代政権の経済運営にみるように、アメリカにおいて政権運営の背景には政権特有の理念がある。実際の政策運営は、この理念に則って行われとくにアメリカにおいては、政策と背景にある政策理念・理論との親和性が高い。

本稿はオバマ政権をテーマに取り上げ、その理念と構造について考察を行った。2009年に発足したオバマ政権は、サブプライム問題に端を発する経済危機からの復興に重点を置くものであった。経済復興という目的を明確化したものがARRAである。ARRAは経済危機に対応し、財政出動を通じて経済の底上げをはかるというケインズ主義的性格を持つものである。

ARRAによりアメリカ経済は経済危機から脱却するが、ARRAは経済危機に対する一時的対応のみならず中・長期的な経済成長環境形成に対する視野も持つ。サブプライム問題の背景には、住宅金融への過度の依存を要求する経済格差という構造的な問題がある。その格差是正の一環としてATRAが企図される。ATRAは財政再建、くわえて累進税制による応能負担を目指すものであり、ここでもオバマ政権のケインズ主義的性格を見て取ることができる。

オバマ政権は、このたびの経済危機を単に金融問題から派生したものとは見なさず、アメリカの抱える構造的な問題が金融危機の背後に存在し、それを放置してきたことこそ真の問題として見なしている。この構造的な問題に対しオバマ政権は、国内インフラへの投資、教育・職業訓練の拡充および再生可能エネルギーや医療分野への投資拡大をはじめとした持続的経済成長環境の形成で応えようとする。それらはいずれも米国民の生活向上を念頭に置いたものであり、Obama (2013) が述べる「優先順位をつけ、幅広い成長分野や注力する賢明な政府」への試みに他ならない。

参考文献

Acemogulu, Daron (2002) “Directed Technical Change” *The Review of Economic Studies*, No.4, pp.781-809.

Alminia, Miguel, Agustin S. Bentrux and Barry Eichengreen (2010) “From Great Depression to Great Credit Crisis: Similarities, Differences and Lessons”, *Economic Policy* 25, No.62, pp.219-265.

Auerbach, Alan J. and Daniel Feenberg (2000) “The Significance of Federal Taxes as Automatic Stabilizers”, *NBER Working Paper* 7662.

谷花佳介

- Barrow, Lisa and Cecilia Elena Rouse (2005) “Does College Still Pay?”, *The Economists' Voice*, Vol.2, Issue 4.
- Biven, Carl. W (1989) *Who Killed John Maynard Keynes?*, Mc Graw-Hill (斎藤精一郎訳『誰がケインズを殺したか』日本経済新聞社, 1990年).
- Blanchard, Oliver and Lawrence H. Summers (1986) “Hysteresis and the European Unemployment Problem”, *NBER Macroeconomic Annual*1, pp.15-90.
- Blinder, Alan S. and Mark Zandi (2010) “How the Great Recession Was Brought to End”, Princeton University and Moody's Analysis.
- Bound, John and George Johnson (1995) “What are the Causes of Rising Wage Inequality in the United States?”, *FRBNY Policy Review*, January.
- Bush, George W. (1999) *A Change to Keep*, Harper Collins (藤井厳喜訳『ジョージ・ブッシュ 私はアメリカを変える』扶桑社, 2000年).
- Bush, George W. (2001) “Remarks on Signing the Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001”, June 7.
- Bush, George W. (2001a) “Remarks by the President during Meeting with Small Business Owners”, March 16.
- Bush, George W. (2001b) “Remarks by the President and the First Lady to Women Business Leaders”, March 20.
- Citizens for Tax Justice (2001) “Post-2001 Tax Cuts Offer Little to Most Americans”.
- Congressional Budget Office (2014) “The Budget and Economic Outlook: 2014 to 2024”.
- Committee for a Responsible Federal Budget (2013) “The Good, the Bad, and the Ugly in the Fiscal Cliff Package”.
- Council of Economic Advisers (various years) *Economic Report of the President*.
- DeLong, Bradford J. and Lawrence H. Summers (2012) “Fiscal Policy in a Depressed Economy”, *Brookings Papers on Economic Activity*.
- Department of Treasury and CEA (2012) “A New Economic Analysis Infrastructure Investment”, March 23.
- Dillard, Dudley (1948) *The Economics of John Maynard Keynes-The Theory of a Monetary Economy*-, Prentice-Hall (岡本好弘訳『J.M.ケインズの経済学』東洋経済新報社, 1973年).
- Elmendorf, Douglas W. and Jason Furman (2008) “If, When, How: Primer on Fiscal Stimulus”, The Brookings Institution.

- Financial Crisis Inquiry (2001) *The Final Crisis Inquiry Report*, New York Public Affair.
- Follette, Glenn and Lutz Byron (2010) “Fiscal Policy in the United States: Automatic Stabilizers, Discretionary Fiscal Policy Actions, and the Economy”, *Financial and Economic Discussion Series* 2010-43.
- Friedman, Milton (1962) *Capitalism and Freedom*, University of Chicago Press (村井章子訳『自由と資本主義』日経BP社, 2008年).
- Friedman, Milton and Rose Friedman (1980) *Free to Choose*, Harcourt (西山千明訳『選択の自由—自立社会への挑戦』日本経済新聞社, 2002年).
- IMF (2009) “What’s the Damage? Medium-Term Output Dynamics after Financial Crises” in *World Economic Outlook 2009: Sustaining the Recovery*, pp.125-152.
- Jacobson, Louis S, Robert J. Lalonde and Daniel G. Sullivan (1993) “Earning Losses of Displaced Workers”, *The American Economic Review*, Vol.83, No.4, pp.685-709.
- Jacobson, Louis S, Robert J. Lalonde and Daniel G. Sullivan (2004) “Estimating the Returns to Community College Schooling for Displaced Workers”, *IZA Discussion Paper*, No.1017.
- Joint Committee on Taxation (2001) *Estimated Budget Effect of the Conference Agreement for H.R.1836*.
- Joint Committee on Taxation (2003) *Estimated Budget Effect of the Conference Agreement for H.R. 2*.
- Laeven, Luc and Fabian Valencia (2012) “Systemic Banking Crises Database: An Update”, IMF Working Paper.
- Ljungqvist, Lars and Thomas J. Sargent (1998) “The European Unemployment Dilemma”, *Journal of Political Economy*, 106 (3), pp.514-550.
- Obama, Barack (2009) “Address to Joint Session of Congress”, February 24.
- Obama, Barack (2009a) “Remarks of the President on the Fiscal Year 2010 Budget” in Dwight D. Eisenhower Executive Office Building, February 26.
- Obama, Barack (2009b) “Remarks by the President at the National Academy of Science Annual Meeting”, April 27.
- Obama, Barack (2013) “Remarks by the President in the State of the Union Address”, February 12.
- Oyer, Paul (2006) “Initial labor Market Conditions and Long-Term Outcomes for Economist”, *Journal of Economic Perspectives*, Vol.20, No.3, pp143-160.

谷花佳介

Pikkey, Thomas and Emanuel Saez (2003) “Income Inequality in the United States, 1913-1998”, *Quarterly Journal of Economics*, Vol. CXV III, Issue1.

Reifschneider, Dave, William L. Wascher and David Wilcox (2013) “Aggregate Supply in the United States: Recent Developments and Implications for the Conduct of Monetary Policy”, presented by the 14th Jacques Polka Annual Research Conference hosted by the International Monetary Fund.

Reinhart, Carmen M. and Kenneth S. Rogoff (2014) “Recessions and Recoveries Recovery from Financial Crises: Evidence from 100 Episodes”, *American Economic Review* 104 (5) , pp.50-55.

Romer, Christian D. (2009) “Back from the Brink”, Speech at Federal Bank of Chicago September 24.

Summers, Lawrence H. (2007) “The State of the US Economy”, Speech at Brookings Institution Forum on December 19.

Summers, Lawrence H. (2009) “Responding to an Historical Economic Crisis: The Obama Program”, Remarks at the Brookings Institution on March 13.

Tax Policy Center (2007) “Combined Effect of 2001-06 Tax Cuts with Financing Proportion to Income Distribution of Federal Tax Change by Cash Income Class 2006”.

Tax Policy Center (2013) “The American Taxpayer Relief Act of 2012 (ATRA) as Passed by Senate Baseline: Patched 2012 Law Distribution of Federal Tax Change by Cash Income Level, 2013”.

河音琢郎 (2008) 「租税・財政政策-財政赤字への再転落の含意」『G・W・ブッシュ政権の経済政策-アメリカ保守主義の理念と現実』 ミネルヴァ書房。

坂井誠 (2004) 「ジョージ・W・ブッシュ政権下の減税政策-ブッシュ政策は新自由主義か？」『恵泉女学園大学人文学部紀要』 第16号, pp.24-48。

坂井誠 (2007) 『現代アメリカの経済政策と格差』 日本評論社。

註

- 1 本稿執筆にあたり匿名のレフェリーから貴重なコメントをいただいた。この場を借りてお礼申し上げる。なお、あり得べき誤りは筆者の責任であることは言うまでもない。
- 2 ARRAに関する議論は主にCouncil of Economic Advisers (various years) より学んだ。
- 3 サプライサイド経済学とブッシュ政権期における経済運営との関連を指摘するものとし

て、河音（2008）、坂井（2004, 2007）があげられる。

- 4 ケインズ主義の政策教義についてはDillard（1948）から学んだ。
- 5 Bush（2001）はEGTRRAによる減税をケネディ、レーガン政権に並ぶ歴史的な文脈でとらえている。
- 6 表2では所得15,000ドル以下の層には減税総額の85%が2001年の時点で着手されるのに対し、所得37,300ドル以上の層には総減税額の6%が着手されるにすぎない。
- 7 EGTRRA, JGTRRAの他に、2001年同時多発テロという世相を背景としたニューヨーク市復興のための減税、ビジネス支援減税、失業保険給付一時拡大が主なプログラムである「2002年雇用創出・労働者支援法（Job Creation and Worker Assistance Act of 2002）」、EGTRRAにおける減税項目を延長した「2004年勤労世帯減税法（Working Families Tax Relief Act of 2004）」があげられる。
- 8 累進課税制度を活用し、自動的に不況時には減税として作用し経済を下支え、好況時には増税として作用し経済加熱を防止するよう経済に組み込まれた仕組み（Auerbach and Feenberg（2000）、Follette and Byron（2010）も参照されたい）。
- 9 先に述べたように従来、拡張的財政政策をはじめとした半循環的政策が歴代政権により忌避されてきた事情もある。
- 10 CEA（2010）で述べられた財政収支安定化の方策は以下の通りである。単年度において名目GDP成長率が4.5%、利払い費を含む財政赤字が3%である場合、債務GDP比率は70%以下（ $=0.67=3/4.5$ ）となる。これは歴史的・国際的経験に照らし合わせても十分に許容できる範囲であるとしてCEA（2010）は認識している。
- 11 「2010年税軽減・失業保険再認可および雇用創出法」の失効と「予算統制法」による裁量的支出の強制的削減を背景とした減税失効と歳出削減とが合わさった効果により、アメリカ経済が再び経済不振に陥るとした問題。
- 12 言い換えれば、年収40万（夫婦で45万）ドル以上の所得階層に属する世帯では所得税減税は停止されることになり、増税となる。
- 13 投資家ウォーレン・バフェットの秘書の実効税率が30%であるのに対し、はるかに所得の多い氏の実効税率が17.4%であることから、少なくとも氏の実効税率を秘書のそれよりも高くするよう提言したという逸話に基づくルール。
- 14 とくに近年ではIT技術の有無が経済格差に決定的役割を果たしている。

A Study on the President Obama's Economic Policies: Idea and Framework

TANIHANA Keisuke

This paper examined the idea and structure of economic policy in the Obama administration. The Obama administration, which was established in 2009, focused on reconstruction from the economic crisis arising from the subprime problem. With the aim of escaping from the economic crisis, the Obama administration develops ARRA. ARRA has the Keynesian character of responding to the economic crisis and raising the economy through fiscal spending.

While ARRA makes the American economy out of the economic crisis, ARRA not only has a temporary response to the economic crisis but also has a vision for medium- and long-term economic growth. The cause of the subprime problem is the structural problem of economic inequality that requires excessive dependence on housing finance.

ATRA, another policy contemplated by the Obama administration, has a character of correcting economic disparities. ATRA is a policy aiming for an ability-to-pay burden by the progressive tax system in addition to fiscal reconstruction. Again, here we can see the Keynesian character of the Obama administration.

The Obama administration does not regard this economic crisis simply as deriving from financial problems. In other words, the regime considers that the structural problems of the United States exist behind the financial crisis and that neglecting it is a true problem of the U.S. economy. The Obama administration responds to this structural problem by forming a sustainable economic growth environment. This is nothing but an attempt to “smarter government”.

『中・四国アメリカ研究』第9号
投稿規定

- 1 資格：中・四国アメリカ学会会員に限る。ただし、編集委員会が執筆を依頼する場合はこの限りではない。投稿できる論文は一人1編とする。
- 2 内容：アメリカ研究に関する未発表論文。すでに口頭で発表したものはその旨を明らかにすること。
- 3 言語：日本語または英語。日本語の場合は英文の要旨を付けること。
- 4 用紙：A4判の用紙を使用し、横書きとする。必ずワープロ原稿であること。
- 5 長さ：日本語原稿の場合は、1ページにつき1行42字×32行、15頁以内（400字詰原稿用紙に換算して約50枚。注、文献リスト、英文要旨を含む）。英語原稿については、1ページにつき1行80～90文字×32行、15頁以内とする。英語原稿はネイティブ・チェックを受けたものであること。
執筆分担金の割増し負担を条件として、規定の頁数を超えることができる。
- 6 体裁：注は後注とし、本文の終わりにまとめる。注のあとに引用・参考文献リストを付ける。注及び引用・参考文献の表記の仕方は各研究分野の論文執筆の慣行によるものとする。
- 7 提出：原稿は3部提出すること（コピー可）。匿名審査を行うので3部のうち2部は著者氏名、所属、口頭発表への言及、謝辞など、著者の身元を明らかにする事項を削除したものであること。
- 8 締切り：2018年10月31日必着（厳守のこと）
（なお、投稿希望者は2018年3月末までに、学会事務局宛に、ハガキ又はメールで申し込むこと）
- 9 その他：
 - 1) 論文の採否の決定は、編集委員会が選定する査読者の審査を経た後、編集委員会が行う。
採否の結果は2018年12月末までに本人に通知する。
 - 2) 採用決定後に、電子媒体の提出を求める。
 - 3) 執筆者による校正は再校までとする。
 - 4) 執筆者は一律20,000円の執筆分担金を負担し、抜刷り20部を受取る。
規定の頁数を超える論文の執筆者には、更に割増し負担金を求める。
 - 5) 発行年月は2019年3月の予定
 - 6) 特別講演講師に特別講演報告を依頼する。枚数は1ページにつき1行42字×32行、5頁から10頁程度とする。

編 集 後 記

- ◇『中・四国アメリカ研究』（第8号）をお届けします。
- ◇2016年執筆者募集時の段階では10名の執筆希望者がありましたが、10月末の論文提出期限までに提出された論文は結局8編でした。これら8編の論文は、編集委員会が選定した査読者による審査を受け掲載されることになりました。
- ◇本号の特別講演報告及び掲載論文の執筆者の所属等は次の通りです。
- 横山 良（神戸大学名誉教授）
伊藤 詔子（広島大学名誉教授）
肥後本芳男（同志社大学）
山本 貴裕（広島経済大学）
小平 直行（県立広島大学）
松盛美紀子（近畿大学）
佐野 恒子（アジア太平洋交流センター）
土屋 由香（愛媛大学）
大野瀬津子（九州工業大学）
谷花 佳介（大阪経済法科大学）
- ◇『中・四国アメリカ研究』は隔年で刊行されます。次号については、2018年3月末日が執筆申込みの締切り、同年10月末日が論文提出期限、2019年3月に刊行予定となっています。ふるってご投稿ください。
- ◇お忙しい中を査読の労にあたっていただいた皆様には心からお礼申し上げます。
- ◇編集委員は次の通りです。
- 委員長 藤江 啓子（愛媛大学）
委 員 小平 直行（県立広島大学）
委 員 岡本 勝（広島大学）
委 員 寺田 由美（北九州市立大学）
- ◇なお今回の号から特別講演報告を掲載することになりました。

（藤江啓子）

中・四国アメリカ学会歴代会長

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 吉田弘重 (故人) | 1973-1983年 |
| (2) 三崎敬之 (故人) | 1983-1985年 |
| (3) 武則忠見 (故人) | 1985年 |
| (4) 陣崎克博 (故人) | 1986-1989年 |
| (5) 畑博行 | 1989-1991年 |
| (6) 志邨晃佑 (故人) | 1991-1992年 |
| (7) 糸藤洋 (故人) | 1992-1994年 |
| (8) 横山良 | 1994-1996年 |
| (9) 稲田勝彦 | 1996-1998年 |
| (10) 山本雅 (故人) | 1998-2000年 |
| (11) 伊藤詔子 | 2000-2002年 |
| (12) 岡本勝 | 2002-2004年 |
| (13) 片木晴彦 | 2004-2006年 |
| (14) 上田みどり | 2006-2008年 |
| (15) 佐野真理子 | 2008-2010年 |
| (16) 松水征夫 | 2010-2012年 |
| (17) 小平直行 | 2012-2014年 |
| (18) 中野博文 | 2014-現在 |

中・四国アメリカ研究

第 8 号

2017年3月31日

発行者 中・四国アメリカ学会

代表 会長 中 野 博 文

事務局 〒731-0192 広島市安佐南区祇園5-37-1
広島経済大学
山本貴裕研究室内

TEL (082) 871-1494

印刷所 株式会社ニシキプリント

〒733-0833 広島市西区商工センター7-5-33
TEL (082) 277-6954

The Chu-Shikoku American Studies

Vol. 8

2017

CONTENTS

Special Lecture Reports:

- A Contemporary's Commentaries on the Historiography of
American Empire and American ImperialismYOKOYAMA Ryo (1)
- "Civil Disobedience" and Women Environmental Literature
in the Nuclear Age of Post-War 70 Years ITOH Shoko (9)

Articles:

- Republicanism, Anti-Authoritarianism, and Immigration in the Early American Republic:
The Alien and Sedition Acts Revisited HIGOMOTO Yoshio (21)
- The Religio-Political Movement of Evangelical Protestants in Hawaii before and
after the "Revolution" of 1887: In Search of a UnionYAMAMOTO Takahiro (45)
- U. S. Bargaining Power over Cane Sugar Producing Countries
and Colonies at the End of the 19th Century KODAIRA Naoyuki (73)
- Higher Education of Nisei Women before World War II MATSUMORI Mikiko (91)
- U.S.-Japan Relations through Tuna Fishing and Canneries:
The Trade Conflict of the 1950s-60s, Nuclear Tests,
and Continuity from the Prewar Era TSUCHIYA Yuka (111)
- Cooperation of People in Hawai'i in the Civil Rights Movement by Rev. King:
Toward the Civil Rights Act of 1964
and the Voting Rights Act of 1965 SANO Tsuneko (133)
- What Really Is a Canon?: Examining the Rhetoric Used in the Papers
by Paul Lauter and Nina Baym in the 1980s OHNO Setsuko (157)
- A Study on the President Obama's Economic Policies:
Idea and Framework TANIHANA Keisuke (171)
- Notes for Contributors (193)
- Editors' Remark (194)
- Past Presidents (195)
-

The Chu-Shikoku American Studies Society